

---

研究論文

---

理性の二つの顔：自同性 & 自異・自乗性

—デリダと「実践」の思想—

中 田 光 雄

Reason's Two Faces -J.Derrida & problems of praxis-

**Abstract**

J.Derrida, deconstructivist of traditional philosophy, may give an impression of philosophical irrationalist. But in his last writings of political and jurisprudential philosophy, he takes up the notion of reason and gives to it an affirmative and positive definition. This paper examines this derridish notion of reason in its intimate relation with his early deconstructivist notion of *différance*, and in situating it at the heart of the configuration of today's practical philosophies.

**Key-Words** : Derridish notion of reason, *différance*, *déconstruction*, sovereignty, auto-immunization, hospitality, heterogeneity, subject, today's practical philosophies.

デリダは中期から晩年にかけて、いわゆる実践哲学とくに政治哲学の諸問題を積極的に取り上げるようになった。もともと原理的な問題、というより旧来の哲学や諸学が原理として前提してきた諸概念の根拠不全・無根拠性を指摘・批判して、その自己「差異 (*différence*)・差延 (*différance*)」性を明示化・顕勢化・拡大化させつつ「脱-構築」(*dé-construction*) 作業を押し進めてきたこの思想家が、もともと原理の応用として、その応用の杜撰さゆえに哲学思惟のいわば鼻摘み者になってきた実践哲学・政治哲学へと向かう姿は、伝統的思惟の側からすればいささか怪訝、というよりむしろ原理なき思想家の原理杜撰の実践主義への必然的な倒壊といういわば鼻摘み二乗現象のようにも見えたかもしれない。しかし、固陋な伝統主義者は別として、識る人は識る通り、現代は複雑・多様で相互に絡み合いつつ次々に自己増殖していく広範な現実事態を前にして、原理への還元や原理からの演繹などという旧来の思惟の美德が通用しない時代、つまり原理概念の失効の時代であり、

したがって、実践もまた原理の応用なる美名のもとに自己正当化を計ることあたわず、しかし、逆に、それゆえにこそ、理論的思惟の原理提示能力不全を補って、現実の混沌を踏まえる実践思惟こそが、理論的思惟を吸収しつつ、旧来の原理に代わる何ものかを、自らの責任において、提示していかねばならない、そのような実践論的転回の時代である<sup>(後注1)</sup>。こうした歴史的・思想的状況—状況を背景にして、ここではデリダ晩年の『法の力』(Force de loi, 1994) 所収の「(実定) 法から正義へ」(Du droit à la justice) から『<ならずもの> 国家—理性論二編—』(Voyous, Deux essais sur la raison, 2003) 所収の「到来—国家の末期に立ち合う—」(Arriver-aux fins de l'Etat-) へと繋がる実践思想を、検討してみよう。爾余の大冊ではなくこの二つの中小論稿に焦点を絞るのは、すくなくともわれわれの視点からデリダ実践思想の枢要を押さえるには、それが最適だからである。

## 1 (実定)法と正義

「法の力」(force de loi) という題名は、デリダ自身は触れていないが、同じフランス思想の文脈で見ると、革命期サン＝ジュストの「事物の力」(force des choses) を思わせる。サン＝ジュストが意味したのは、旧体制の多分に名目的な——というのは、実質的にはそれは専制君主の恣意なのであるから——法体系を瓦解させる、革命と民衆と新しい歴史の実質的な、あるいは現実上の、ダイナミズムであったが、これはむしろ後代の唯物史観のいう下部構造の動態性に繋がる。

デリダの「法の力」についても、ある意味では同様である。副題あるいは内容章題名は《du droit à la justice》であり、デリダはこのフレーズに五～六通りの読み方を示し、われわれは別論<sup>(後注2)</sup>で必要上これを「正義への権利 (droit)」「正義への直在性 (droiture)」とも読み替えたが、ここでは権利観念への拘りは棄てて、「実定法 (droit) から正義へ」と読んでよい。「法の力」とは、この場合、まずは「実定法」を瓦解させる「正義または正義としての法の力」ということになる。

ここで三点指摘しておかなければならない。

(i) 実定法 (droit) としての法 (droit) と同じものではないここという法 (loi) とは、通常の意味では自然法・永遠法・神法 ... ということになるが、人為・遂行 (performatif)・実定の彼方に先行的に実在する実体としての法を想定することは、デリダ的には形而上学的思惟の謬見であるから、デリダのいう法 (loi) はこの類いではありえない。他方、デリダ語彙では法 (loi) と正義 (justice) がほぼ同義視されているが、この場合、正義は、そして法も、それ自体で肯定・賛仰さるべき価値としてよりも、むしろ実定法を瓦解させるその作用力において語られており、たしかに実定法を瓦解させるにあたっての参照系・範型・基準たる含意もあるから、価値概念でないとはいえないが、しかし勝義的には機能概念であり、これは昨今の正義論、というよりも、正義論はアリストテレスからユスティニアヌスを通して今日の J・ロールズまで、結局、つねに「各人ニ各人ノモノヲ」(cuique suum) なる配分・再配分の問題だったといわなければなるまいが、とにかくそのいわゆる手続き

(procédure) 論的アプローチの場合と同様である。そして、この内在的な作用性を含意する機能概念として、法・正義とくにデリダのそれは、一見逆説的ながら、サン＝ジュストの「事物」概念に類同する。

(ii) 法・正義・事物の本質規定ならぬ、それらの作用力の様態をめぐることは、しかし、類同性——それを考えることも重要だが——よりも、異質さを強調するほうが大切かもしれない。近代中期というより後期近代の開闢点における革命青年にとっての事物の「力」とは、物質的な暴力性と無縁ではありえない。これに対して、現代懐疑派知性というべきデリダは、法・正義の「力」が、「実体的で非合理的」な「強制力」(FR.20)ではなく、「強制力・暴力なき」(FL.18~19)「差異化・差延化」(FL.20)としての作用力であることを強調する。差異化・差延化としての作用力、とは何の謂いか。ここで、むしろ、デリダ思想の出発点にある言語理論に戻らなければならない。いわく、言語は音声語<sup>パロール</sup>であれば複数の音素の相互差異と組み合わせによって成り、実際のコミュニケーションにおいてはそれらは意味を伝達してそのなかに解消されてしまうが、しかし書記語<sup>エクリチュール</sup>においては複数のいわば字素の差異と組合せとして残るように、要するに言語とは意味とその伝達である以上・以前に、——つまり「事物」レベルで、ということだが——ここで先述の類同性も判る——、音素(字素)の差異と組合せ、組合せ以前に差異、差異は例えば歴史の動きのなかでの差異化(例えば、ある民族における [f] と [h] の区別と他の民族における非区別、ある民族における [g] と [w] の交換 ... 等々)の現象に見られるように差異化の所産として本質的には差異化の作用、そして伝達される意味はこの種の差異化作用の展開の果てにいつてみれば遅れて成立してくる差延化作用の所産 ... といわなければならない、そして、これは、すべての(特に人間にとっての)有意味的事象についても同様である。目下の実定法(droit)と法(loi)・正義(justice)の関係に戻れば、実定法が差異化・差延化(特に、組合せ)作用の一所産であることは明らかであろうが、法・正義・事物の力・作用力がそれを瓦解させるとは、実定法が差異化・差延化作用の歪みや固定化を一定範囲以上に来させた場合、差異化・差延化作用そのものが、——この作用がこの多様性の世界という無尽の「素」から成る域界に遍在的に恒動していることは当然予想しえようが、とにかく——その遍在的で恒動的な作用力が、それに背反する歪みや固定化を解消させて遍在性と恒動性に復帰させることを意味する。

(iii) 『法の力』の主要テーゼの一つは、①実定法の脱構築可能性(FL.35)、②法・正義の脱構築不可能性(FL.35)、③後者が前者の可能性の条件(FL.36)であること、の指摘もしくは確認にある。このうち、①は経験的にも観察可能であるから、説明の要はない。②は、脱構築の思想家デリダが脱構築不可能なものを認めている、自己矛盾に陥っている、との評言もあったが、これはデリダ思惟に無理解なままに字面をなぞった結果の謬見にすぎない。法・正義の脱構築不可能性とは、デリダ的には、法・正義そのものが本質的に脱構築作用であり、それゆえに脱構築不可能なのだ、とい

うことにほかならない。そして、法・正義を脱構築作用と同義視するこの発想に怪訝の思いが残るとすれば、それは既述の、法・正義には機能論的な見方というものが<sup>なが</sup>長<sup>なが</sup>の思想史的伝統のもとに可能であること、脱構築とは無尽の多様性の世界に遍在的に恒動している差異化・差延化-作用、特にその歪みや固定化の解消と是正の動きであること、いわゆる法や正義なるものは、その「各人各人ニ相応シイモノヲ」(cuique suum)の内実において、このような多様性の世界にあってその多様性を創造的に配分・再配分していく脱構築と差異化・差延化-作用のいわば制度的な具現態であること、...を思い合わせてみればよい。③については、実定法が、法や正義がその具現態である遍在的かつ恒動的な差異化・差延化-作用の、そのつど一定の歴史的状況における、一定の有体化の所産であることを考えれば、一目瞭然であろう。ただし、この機を捉えて確認しておけば、ここにいる遍在的・恒動的な差異化・差延化-作用とは、人間の営みから独立に実在・展開している(いわば不可視の物理的事象のような)実体的な事象ではない。そのような事象を前提すれば、デリダのみならず現代思想一般が廃嫡する形而上学的思惟に逆戻りしてしまうことになる。「可能性の条件」とは、ひとつの言い方をすれば、ある特定の経験的な事象を眼前にして、その特定性をひとつの変異体と見なさしめるような基準型を、たんに主観的・恣意的にではなく、さまざまな配慮と関連手続きをもって可能なかぎり客観的に妥当するものとして想定する、そのような知的操作の極北での、変異体と基準体の相互変換のダイナミズムを含む、ひとつのいわば可想的・可考的-基準態の謂いである。「可能性の条件」とはいえ、「現実性の条件」とも異なるゆえ、物理的な因果関係は含意しない。しかし、相互変換のダイナミズムとやや抽象的な言い方をしたのは、ここにいる変異体と基準体は、おのおのの存在物と可想体として定位置相を異にしながらも、しかし一定の制約を挿入もしくは抜去することによって、あたかも一方から他方への連続的な変換が出来るかのように、想定されていることによる。別言すれば、ここにいる基準体は、可想体-可考体とはいえず、たんなる観念体・空想物ではない。実在する変異体との相関において、その函数においてこの可想体・可考体は想定されており、経験的実在物と密接不可分であるのみならず、ひよとすると、その可能なかぎりの客観的な妥当性において、いまだ発見されずいずれ発見されるかもしれない別種の客観的実在に対しても、いわば臨界的に近接しつつそれをそれなりに先取りしている、そのような<sup>レアリテイ</sup>(実在態ではないとしても)<sup>レアリテイ</sup>現実性を約束されているものともいえる。A・ルノーは「可能性の条件」を問う先験哲学(超越論哲学)の営みを、いかにもフランス知識人らしい巧みさで、「与えられた事象」(données)をあたかも人間「所為」(faire)の成果であるかのように捉えなおすこと(SD/F.104)、と要約した。プラトン型理性が宇宙の秩序を人間所為(faire)のレベルに翻案したとき法・正義の一つの観念が成立し、アリストテレス型理性がさまざまな民族の<sup>ノモス</sup>ノモス(習俗)を人間一般の所為(faire)のレベルに昇華したときにもう一つの法・正義観念が成立し、両者は相重なりつつ知的により精練されることによって、その後のさまざまな実定法の実効的な範型つまり「可能性の条件」となる。

われわれは以下のところで、われわれとデリダの時代がけっしてたんにアリストテレスの思惟に止まることなく、プラトンの思惟にも逞しく接続していることを見るはずである。

さて、そろそろもう一つの論稿「到来—国家の末期に立ち合う—」に移ろう。書名（『<ならずもの>国家』）や副題（「国家の末期に立ち合う」）の示す通り政治論稿であるから、『法の力』からは主題が変わるが、同じ「実定法（droit）と正義」あるいはより簡潔に言えば「法（droit）と正義」の問題が、ここでも新たな主題を前奏して導入役を果たしている。二ヶ所あるが、いずれも重要なので、ただし必要部分を中心に、省略気味に引照しよう。

(i) 「正義は実定法には還元されない。実定法を歴史と変容のなかで制約しているさまざまな規範や規制にも還元されない。」「正義のこの実定法との異質さを捉えるためには、ハイデガーが行なっているようにローマ的な法（jus）からギリシャ的な正義（dikè）を切り離してみるだけでは十分でなく、ギリシャ的正義（dikè）を調和・集摂、根本的にはロゴスとするハイデガー的解釈そのものを疑問に付してみなければならない。ある種の調和の断裂こそが、他者の計量不可能な独自性（singularité incalculable）へと関わる自由の空間を切り拓く。正義が実定法を超える（excède）のはそのときにであり、正義が司法的合理性の動き、歴史、生成を活性化し、さらに実定法の理性への関係と、近代史において法の歴史を批判的理性の歴史へと結びつけていた全てのものを賦活するのも、そこにおいてである。」「正義と実定法の相互異質性（hétérogénéité）は、両者の分離を促すことなく、逆にその不可分性（indissociabilité）を招来する。司法上の諸決定や実定法の強制力なくして正義はなく、実定法がつねに自らを超える正義へと依拠することなくして、実定法の生成、歴史、変容、改善、はない」（V.205~208）。

ここでわれわれ、つまり20世紀哲学の存在論的転回を踏まえて近代を超える新たな実践思想の方位を現代諸思想に問い糾しているわれわれ、にとって重要なのは、詳論は省くが、おおむねつぎの三点である。①（実定）法と正義の二項対が、近代的二元論（実体の二元論）とは別種の、いわば一・五元論的な重層地平を開展し、多くの現代思想家たちとデリダがおのおの別の言葉でこれを共有・分有していること。実定法がある種の構築体であるとすれば、正義はその可能性の条件として、しかしその構築と脱構築と新・再構築の三~多方位に向かってほぼ無際限に恒動・遍在する作用性であり、フロイトの意識と無意識、ハイデガーの存在者と存在、メルロ＝ポンティの対象事物と肉（chair）、ラカンの象徴系とレール系、バディウの状況・存在と生起・不可識別態、物理学のマクロ次元と微粒子次元、数学の集合と空集合、...等々に対応させうる。デリダは、後述のところで、ト・アペイロンはともかく、プラトンの（アイデアならぬ）善のアイデアにまで戻るだろう。②正義は、適法性・遵法性の位層で為されるのではなく、いわば脱-法的な不可計量性（先述、incalculabilité）の次元を大きく迂回することによって、創造的な配分・再配分として成され、これも多くの現代思想家たちの、観察なき投企的な探索、欲動からの昇華、始原的思惟、深層分析、公理論的決定、生

起への忠誠、...等々と、家族的類同性を成すとともに、結局は古典古代の思想家たちの（一見逆方向への超越と見える）真、善、美、正、聖、...とも合流するに到るということ。③正義は、したがって、かつての正義のように一般性において同胞間において為されるのではなく、むしろ個々の唯一独自の他者（singulier, autre）に宛ててそのつど一回的に成され、これも多くの現代思想家たちに共通の発想であると同時に、あの「愛は律法を完成する」の律法ならぬ「愛」に、正義が類同化していることを示す。

(ii) 「<合理的なもの> (rationnel) は<正確さ> (juste) に対応するであろうし、ときには司法上の、そのかぎりで計量的 (calculatrice) な、理性 (raison) の正しさ (justesse) にも対応するであろう。しかし、わたしのいう<合-理性的なもの> (raisonnable) は、さらに、それ以上、それ以外のことをも成す。それは司法上の正しさ (justesse) を重々考量する (prendrait en compte) が、しかし、それを越え、アポリアを超えて、<正義> (justice) にも向かう。わたしのいう<合-理性的なもの> (raisonnable) とは、計量不可能なもの (incalculable) をも考慮 (tient compte) する合理性 (rationalité) なのである」(V.217)。

一見煩雑な訳文だが、内容的には既述のところを踏まえれば極めて明快なので、語句上は原文のままに直訳した。ここでのポイントは二点ある。①原文・デリダのいう《rationnel》と《raisonnable》を、両者相互の同と異の双方を活かすために、「合理的なもの」と「合-理性的なもの」と、あえて紛らわしく訳し分けた。②実定法のすくなくとも外観上の構築性・有体性・有規定性に対し、正義はこれを無際限に遍在・恒動する差異化・差延化-作用のなかに脱-構築しつつ再・新-構築、再・新-配分に向かう、とわれわれは定式化した。が、デリダのこの論稿でのこの種のことを語るキー・タームの一つは、ここに紹介する「計量可能なもの」(calculable) と「計量不可能なもの」(incalculable) である。デリダはこれを現代諸学に共通の「公理系」(axiomatiques majeures) (V.201) というが、これは十才年若のA・バディウがライブニッツから借りている「不可識別的なもの」(indiscernable) に、ほぼ対応する。『法の力』(1994年) から『ならずもの国家』(2003年) へのデリダ語彙は、実に多くがすでに1988年から公刊されているバディウの『存在と生起』(*L'Être et l'événement*) 以来の諸論著のそれに瓜二つであり、その名を一度も出さないことを勘案しても、なんとも怪訝な思いがする。だが、それはともかく、この①と②は以下のデリダ考察のキー・ポイントをなしていくはずである。

## 2 「主権の無制約性」を脱-構築する

論稿「到来—国家の末期<sup>まっご</sup>に立ち合う—」の主題は、法と正義ではなく、政治論稿らしく、「主権」(souveraineté)、より精確に言えば「主権の無制約性 (inconditionnalité)」である。主権は主権である以上、定義上からも、もともと無制約的である。無条件 (inconditionnellement) にそれと認めら

れるのでなければならない。無制約性をなくして主権はありえない。「主権と無制約性の間のこの不可分離性もしくは結合は、還元不可能にみえる。その耐性は絶対的で、分離は不可能にみえる。実際、主権、わけてもボーダンからルソーあるいはシュミットへの近現代政治思想にみられる主権には、文字通りの意味で無制約的であること、絶対的であること、とりわけ、それゆえ不可分であることが、属していないであろうか。例外 (exception) たることへの権利 (droit)、例外性を自ら決定 (décision) し、法 (droit) を中断させる権利 (droit) として、例外的な権力を体現している (exceptionnellement souveraine) ということが ... ?」(V.195~196)。

脱構築の思想家デリダが立てる問いは、これに対して、とりあえず二つである。(1)「主権」と「無制約性」は、しかし、すくなくとも「理性の名において」は、分離しうる (peut) し、分離すべき (doit) ではなからうか (V.196)。(2)のみならず、「一方を他方の名において、つまり主権を無制約性の名において、問い糺し、批判し、脱構築することこそ、重要ではなからうか」(V.197)。かくて、まず、(i)「無制約性」の概念を批判的・脱構築的に検討し、これを踏まえて、(ii)「主権の無制約性」概念を批判的・脱構築的に捉え直す。簡単に整理しよう。

(i) 無制約的なものとは計量不可能なものでもあるから、デリダは論述の項目名としては「計量不可能なもの無制約性」(l'inconditionnalité de l'incalculable) (V.203) としているが、いまはあまり拘る必要はない。無制約的なものは、さらに、無際限で規定不可能なもの、理由づけ・根拠づけ不可能なもの、でもあり、ここからこの語・概念の分断・脱構築すべき二義性が明らかになる。①一方では、それは、あれこれ言挙げせずにそのままに認めるべきものとして、或るもの例えば主権の超理性的・神秘的・絶対的-尊厳を保証し、②他方では、それは、確定不可能なもの、正体不明のもの、いずこからともなく生起 (événement)・到来 (advenir, arriver) (V.197sq.) してくる (してきた) もの、異 (singulier) なる他 (autre) から与えられる (se donner) もの (きたもの) として、或るもの例えば帝王主権のいかがわしさを臭わせるとともに、他のもの例えば人民主権の予測不可能性・開放性・多可能性を期待させる。③それは、したがって、また、決定 (décision) を要する未-決定態であり、しかしその決定によって決定的になることもない非-決定性、決定を要しながら決定を可能にする未・非-決定性である。

(ii) 主権の無制約性については、主権とは先述の例外 (者) であるから、デリダはこれを項目名としては「例外 (者) の無制約性」(l'inconditionnalité de l'exception) として論じているが、これもあまり拘る必要はない。ただし、主権は、(i)ではわれわれがケースを二~三分したように、ここでは二事例に準じて語られる。①ひとつは、国家主権であり、この主権が今日もはや無制約的ではなく、さまざまなかたちで制約されていることはデリダの言を借りるまでもないが、とまれデリダ自身は国家主権思想の典型ともいべきシュミット流の「国家-敵-戦争」(V.213) 概念に大冊『友愛の政治学』(Politiques de l'amitié, 1994) を対置する一方、「国家主権の論理を俎上に乗せ、

限定するには、その不可分性の原理、例外性への権利、法を中断させる権利とともに、それを根拠 (fonde) づけている強固な存在—神—論 (onto-théo-logie) を、たとえデモクラシー体制の裡においても、破碎することが必要である」(V.215) とし、所収書名(『ならずもの国家』)が含意するブッシュ流アメリカ帝国主義への批判の言辞としては、「すべての主権国家は、潜在的かつア・プリアオリに、権力を濫用し、ならずもの国家として国際法を侵害する可能性の裡にある。すべての国家にならずもの国家的なものがあるのだ。」(V.215) ともする。デリダの見たところ、しかし、「国民国家の不可分の主権なるものは、すでに、たとえば人権の普遍性の名のもとに、徐々に内部から侵蝕され」(V.216) つつあり、従来の存在—神—論に代わって「神の名が別のこと、例えば、傷つきやすく、可患的、可壊的、可死的ですらある非-主権性、(考えること不可能ではなく、先例がないわけでもない——引用者注：戦後西ドイツのことか——) 自己背反と悔悟の能力ある非-主権のようなものへと、われわれの想いを誘うとき、まったく別の歴史が出来るかもしれず、ことによるとそれは自ら自身の同一性をすら脱-構築する、そのような神による歴史であるかもしれない」(V.215~216)。別のテキストでは、例えば国際法を担う「普遍的な主権」(PhTT.176) といった発想もあるから、ここにいう「非-主権」概念にはそれなりの留保が必要であり、他方、キリスト教とヘーゲル・キエルケゴール弁証法を二つの頂点として、先立つ数千年の超越神-受難神のドラマと、後立つ200年の歳月を自己破壊しつつ根気よく前進しつづける現代思想のデリダ流・反-弁証法的・自己差異論への途を想うとき、この種の神と人間とその歴史もすでに見えて見えざる形姿において始動している、とも言いたくなるが、後者についてのデリダの言及はまったくない。②もう一つの事例は、通常の良識の言葉では、国家の主権に対する、個人の主権ということになるが、あいにく、反-人間主義・反-近代のデリダ思惟に個人という概念は使用できない。許容範囲内ということで、キエルケゴール流の単独者をデリダ流の《singulier》に当て、後者は後者で、われわれはこれを、特異者と訳すことはいかにもネガティブな含意が強いため、(単独者のほか) 独自者とも訳してきたが、いまここでは、単独者を自己同一者と混同する危険を避け、自己差異者で(も)あることを確認するため、独異者とでもすれば、独異者の主権という言い回しは、デリダ的思考にかなりよく適合するかもしれない。ただし、ここにいう主権は、むろん、通常の状態主権と異なり、既述(i)のところ脱構築された無制約性概念によって脱構築されたかぎりでの先述の非-主権的な主権、いわば自異性のどん底から(受難神の復活のように)再・新-生起する独異者の尊厳、に該当するそれ、である。もっとも、デリダ実践思想の特色の一つは、他方、その脱構築思想(反-思想)の語彙に、良識の、近代哲学の、啓蒙主義的理性(V.163他)の語彙すらもが復活してきたことにあり、目下の場合も、「国家主権の無制約性に無条件に反立するのは<合-理性的>(raisonnable)ではない——引用者注：実際、既述の通り、「国家主権の無制約性」が「他・異からの生起・到来」をも認め「先例がないわけではない」「自己背反と悔悟の能力ある非-主権的な」、あるいは国際法

を担う「普遍的」な、「主権」である(になる)こともありうるわけである——」(V.216)と、「合-理性的」なる「自由と自己決定の古典的原則」(V.216)の観点から語り、われわれのいう独異者がカント流の理性的主体——ただし、われわれ流にもっと特定化すれば、これは反省的判断力の主体ということであるが——でもありうることを、自ら示している。この独異性(singularité)と合-理性性(raisonnabilité)の関係については、後述のところで、この論稿の中心問題として再説するが、とまれ、ここでは、いわゆる主権の無制約性なるものが、勝義的には、他・異からの生起・到来によって脱構築された独異者の、その非-主権的な合-理性的・行為の尊厳としてこそ、認められていることに留意しておこう。自・同と他・異の二つの異質な先述一・五元論的な関係にある圏域の圏境と越境をめぐるなされるこの営みを、デリダはたとえばこう語っている。「理性的である(raison garder)とは、二つの相互に矛盾しつつも同等に合理的かつ普遍的である二つの圏域の間(entre)で決定を下すために、そのための越境と逆越境の公準を創出することにある。」「この公準の創出は、ひとつの固有言語(idiom)の詩的発明に似ているが、その固有性(singularité)はいかなるナショナリズムにも地域主義にも傾くことはない。」「この固有言語は依然として理性の内なる独異言語なのであり、二つの二律背反的な合理性領域の間(entre)の、合-理性的な越境・往来のそれなのである」(V.217)。

### 3 理性の「二つの顔」

政治論稿「到来—国家の末期に立ち合う—」<sup>まっご</sup>は、主権の無制約性を主題としながら、こうしてすくなくとも外観上は、非政治的な独異者の問題に帰着してしまう。しかし、これは政治学上の諸問題が、デリダにおいては、デリダらしく、デリダ的に解体・流産してしまうことを意味するものではない。国家主権だとして無条件に反立すべき筋合いのものではなく、無制約性概念の脱構築によって脱構築されれば、「先例もなくはない」「非-主権的な主権」も「考えること不可能ではなく」、ちょうど正義が実定法を超過しつつも、実定法なき正義は実効性をもちえないと同じく、国家の主権と独異者の尊厳の間には越境・逆越境の途があり、別言すれば、ここでの帰着点をいま一度、伝統的な政治哲学の問題群のなかに置き直して再検討することも、可能であるどころか、必要・重要である。だが、われわれは、ここでの帰着点・収束点をデリダ思想のそもそもの出発点、デリダ思惟をしてデリダ思惟たらしめた発進点に結びつけて、デリダの実践思想、というより、デリダの実践思想のデリダ的特色を確認することに専念しよう。ただし、デリダの実践思想全般、あるいは世の政治思想一般への開道を閉じることなく、むしろ逆にそれを確実に開道させるための準備作業として、である。

われわれが目にするのは、脱構築や差異化・差延化-作用という、かつてはロゴス中心主義(logocentrisme)への反立の主戦力とされていたものが、ここでは理性(raison)の営みとされてい

ることである。脱構築や差異化・差延化-作用は、もともと自己同一性・同一律の具現とされている構築体から逆推して、その可能性の条件として、見えざる匿名性の範囲に想定される、それなりに現実的な遍在的-恒動態であった。それが、(むろんデリダ自身の) 実践思想においては、まず『法の力』においては正義や法がその具現とされるものとなり、この「到来」論稿においては、理性がその具現とされることになる。急いで確認しておけば、ここにいう理性は、旧来の、特に近代哲学のいう単に人間能力としての理性ではない。いわゆる構造主義から高唱されるようになる反-人間主義と、その人為を超えるとされる構造の(歴史・時間的な)生成と解体の匿名の動きに着目するポスト構造主義の反-人間主義を通過したあとでの、後者の動きの呼称(nom)としての理性である。しかし、後者を理性と呼ぶとき、前者の人間の理性を後者の存在論的理性へと弁証法的に統合するという近代同一性思想(ヘーゲル)に逆戻りしないかぎり、前者に後者を離接的に接合しつつ両者のいわば先述一・五元論的-重層連関をもって(存在から)認識と実践への途を探る現代思惟のベクトルが成立する。デリダは、これを、正義と実定法の相互異質性と不可分性(先述、V.208)といったと同じく、「理性の二側面(deux côtés)」(V.208)とか、「相互に呼び合いつつ現実に超過しあう合理性の二つの顔(deux figures)」(V.205)という。デリダの論述を引用フォローしても煩雑になるので、まずわれわれ流に良識の言葉で整理してしまおう。

理性は、もともと二重構造において、存在、成立、展開する。

(i) 理性(raison)とは、まず、ある事柄を他の人に伝えるのに、他の人にも理解・納得-可能な根拠(ratio)・理由(reason)に則って、伝え、理解・納得を得る能力であり、営みである。ディアローグのみならず、モノローグ的な認識・判断・思索においても同様。判断命題のレベルでいえば、それは誰にも理解・納得-可能な根拠・理由に則る同一性命題の構成・成立である。

(ii) 理性は、誰にも理解・納得-可能な理由・根拠に則って活動するとはいわば逆のベクトルで、誰にも理解・納得-可能な根拠・理由そのものを確定することと、それに関わる諸事態への対処にも努力する。かって、批判主義哲学以前というべきか、ここにいう根拠・理由は、単に発見・確認(constatif)される、人為を超越した客観的な実在としての真理であったが、批判主義哲学以後はというべきか、何らかの人為、普遍妥当な、誰にでも理解・納得-可能な人為の遂行(performatif)の対象・所産となった。発見・確認も人為・遂行の一局面であり、根拠・理由は根拠づけ・理由づけの行為と相関的、そしてこれによって確定された根拠・理由の外もしくは下には、非確定、非規定、不可識別的、計量不可能な、何らかの事態が広がっているか、あるいは取り零されていく。理性とは、(a)根拠・理由の確定・創出という責任ある決定であるとともに、(b)そこから取り零される不確定事態への、(むろんこれも責任ある)非忘失、非閑却、関わり、考量、配慮、...なのである。

この(i)と(ii)を、知性と理性と分けるか、科学的理性と哲学的理性と分けるか、あるいはデリダは言及していないがデリダの出発点であるフッサールのように精確学と厳密学に分けるか、それと

もフッサール流の厳密学はいまなお(i)に属するとして、(i)+(ii)(a)と(ii)(b)を、これも何故かデリダが触れないカント流の規定的判断力と反省的判断力に分けるか ...、筆者自身はこの最後の区分への衝動に駆られながら、しかもなおデリダ的にこの問題を考えているというところであるが、そういえば、デリダ的には、これは、既述の「合理的」(rationnel)と「合-理性的」(raisonnable)の区分に該当する。「合理的」(rationnel)なものも正確さに対応するであろうし、ときには司法上の、そのかぎりでの計量可能な正しさにも対応するであろう。しかし、合-理性的(raisonnable)なものは、それ以外、それ以上のことを、行なう。それは、司法上の正しさを重々考量 (prendrait en compte) するが、しかし、また、アポリアと越境を通じて、正義にも向かう。わたしのいう合-理性的(raisonnable)なものとは、計量不可能のものをも考慮 (tient compte) する合理性 (rationalité) のことである。それが不可能と思われるそのところでそれを説明 (rendre compte) し、それを考量 (prendre en compte) し、それに配慮 (compter avec) する合理性、つまり、誰か、何物かが到来 (vient) してくるであろう、そういう出来事 (événement) に心を配る (compter avec) 合理性のことである (V.217)。

われわれのこの論稿の題名「理性の自同性と自異・自乗性」も、デリダのいうこの「理性の二つの顔」を、われわれ流に、というより、デリダの発想をして現代思想の全体を代現させる一般性と包括性において、示そうとしている。通常、自然科学の、伝統的哲学の理性は、同一律の規矩内で、その自同性の維持において、展開している。しかし、現代哲学の理性は、自らを自らに異ならしめる自異性の冒険において不可識別態、不可計量態の圏域に侵入し、その冒険の成果を自同性の位相に持ち帰ることによって、その自乗性において豊潤化しつつ、次の段階に進む。自同性と自異・自乗性の自開-重合-交錯において、現代思惟と現代世界は近代を超える約束に満ちている。

#### 4 「自己免疫不全症候」と「オスピタリテ」

デリダの理性概念は、すくなくともその最大の特色は、しかし、自同性やわれわれのいう重層-交錯の統体性ではなく、自開性<sup>(後注3)</sup>としての自異・自乗性の部分にある。この部分に関しては、われわれの観点から読むとき甚大な普遍性を孕むものの、デリダの使用語彙はきわめてデリダ的に特異である。

(i) われわれが自異性の語において含意するところ、つまり理性が自同性の域から自開的に脱して<sup>(後注4)</sup>、異、他、不可識別態、不可計量態、脱-構築、差異・差延-作用の遍在的恒動 ... の域に侵入していくところ、この動きにデリダは「自己免疫不全症候」(auto-immunisation<sup>(後注5)</sup>)なる語を当てる。生体はすべて自己保存のために自己を破壊する外来の要素を弾ね返す免疫力をもっている。その不全・欠如は病と死を招く。理性の自異化は、この意味で、理性の自同性の自己免疫力の不全化といえる。ここで思い出してもらいたい、デリダのこの時代、人間世界の病弊を象徴す

るかのように前景化してきたあのエイズという症候は、後天性免疫不全症候群 (acquired immunodeficiency syndrome) と規定されていたということだ。どうやらデリダは、いかにもデリダらしく、この最も忌まわしいサイテイの語の一つを、それと知りつつあえて思想言語に取り上げ、政治や倫理を含む実践の領域に当て嵌めた。ただし、いかにもデリダらしく、とは、最も深く高い例えば宗教思想においては、穢がそのまま聖でもあることを前提にして、理解されなければならない。したがって、デリダ実践思想においても、この語はネガティブに用いられるばかりか、ポジティブにも用いられる。①前者の例。アメリカ帝国は 1973 年のイラン・イスラム革命の後、イスラム教原理よりもアラブ民族の大義を優先させて前者に対しては執着の薄い隣国イラクに肩入れし、イラン・イラク戦争にあたっては後者に軍事援助を行ない、しかしそれがやがて強国化したイラクをしてアメリカに反立させる結果になった。同じく、アメリカ帝国は、ソヴィエト軍の侵攻に抵抗するアフガニスタンに軍事援助を行なうことによって、後者のタリバーン勢力を強力化し、これまたやがてアメリカに反立させる結果となった。説明するまでもなく、権力の孕む多分にそれと自覚されることのない自己免疫不全化症候である。②後者の例。①はむしろ自同性の主張が無自覚的に自異性を招く、その無自覚性ゆえに、非力化をも招く、というケースであるが、この②は、異・他... に接近するためにこそ、自覚的に自異化するケースである。「異・他の生起が到来するには、それを我が物にするという姿勢を棄てて、受動的な構えをしなければならない。生来の免疫力を棄て、それを代替する力をも棄て、自らの有限性のなかで、防衛の布陣なきままに、晒され者の非力さに達していなければならない。他なるものの不可視の到来に対して、いまだ、あるいはすでに、対処・対決しえぬような境地に至っていなければならない。ここでは、自己免疫不全は生死に関わる悪などではない。それは自らを、何が到来しようと、誰が到来しようと、他なるものへと晒さしめ...、それはしたがって不可計量的なものに止どまるはずである。自己免疫不全、絶対的免疫不全なくしては、もはや何もかも到来しない」(V.210)。この絶対的な無抵抗の受動性 (passivité)、この晒され者の非力性は、当然、大きな危険を伴う (V.208,210~211,他)。しかし、デリダは「メシアなきメシア」(V.211) とユダヤ教的イメージを提示するだけでそれ以外には触れないが、われわれのもっとよく識るところでは、「汝の敵を愛せ」「右の頬を打たれなば、左の頬も差し出せ」... の果てのあのイエスの受難 (Passion) を、これは連想させる。全能の超越神は自開・自異化することによって無力の受難神となり、それによって人類への愛 (デリダは通常の仏語《aimer》から《différance》と同種の《aimance》なる語を造形して、この種の《agapè》に当てる。PA.108,373 他) を自証する。

(ii) われわれのいう自乗性に当たるのは、右述イエスの「律法を完成させる愛」もすでにその一例といえるが、デリダ的には「オスピタリテ」(hospitalité) の思想である。「オスピタリテ」を辞書通り「歓待」と邦訳するのは気が進まないが、目下、他によりよい適訳語も思い当たらないので、どこかの御国の「歓び組」のことは忘れて、後天性免疫不全症候群と同種レベルの病院 (hopital)・

施療院・救済院 (hospice)・終末期看護院 (hospice) 等との、むろん穢と聖の重合交錯性を前提とした相関において、受け取っておこう。オスピタリテとは、その場合、寛容、博愛、慈愛、とは、異なる。寛容は自らの自足性を前提としたプラス・アルファとしての他者への配慮であり、博愛とは同胞や世界市民等、同等の他者つまりは要するに別の自己に対する親愛の情であり、慈愛とは自他の優劣ヒエラルキーを前提にしての他者への心配りであるが、オスピタリテは、自らを自開・自異化することによって出会う異者・他者を、自化することなきままに、自らの自異性において異者・他者としてのままに尊重する。われわれは、ギリシャのエロースは価値あるものへの愛であるが、キリスト教のアガペーは価値なきものへの愛、価値なきものに価値を創造的に認める愛、価値なきものなど考えることすらない、全てが（神の被造物ゆえ）価値であるとする愛。エロースの選抜性、アガペーの平等性...と教えられ、教えてきた。デリダのオスピタリテ、それはまたキリスト教への言及なきままに「友愛 (amitié) の政治学」の「愛」(aimance) (PA.373) といってもよいはずであるが、それはアガペーとも異なり、価値ごときは一切捨象した果ての、先述サン＝ジュストのあの裸形の「事物」レヴェルでの、異・他への無条件的・無制約的なそれ、なのかもしれない。とまれ、デリダはいう。「オスピタリテは主権なき無制約性 (inconditionnalité sans souveraineté) の一である。」「無制約的なオスピタリテは、法を超え、さまざまな条件付きのオスピタリテ、たとえばカントのいうコスモポリタン<sup>世 界 市 民</sup>の政治的権利すらも超えて、他者の到来へと、制約を設けぬままに、自らを晒す。」「それなくしては何事も何者も到来しない。」「もう一つの事例は恵与 (don) と赦し (pardon) のケースである。計量的な交換なき恵与、恵与の名に値する恵与は、恵与する者にも恵与される者にも、恵与としてすら意識されない」(V.204~205) ...。では、恩寵のような...?しかし、このキリスト教的な語も、デリダが使用しない以上、控えるべきであろう。いずれにしても、このオスピタリテにおいては、デリダがハイデガー＝ギリシャ的な調和をも拒絶し、まさにそこに差異（ずれ、不均衡、非対称）の思想家の面目があるといえるように、自他は一對一の二元論的な我汝関係すらも構成せず、むしろ先述の一・五元論的關係、それも自他の一對〇・五ではなく、自他の〇・五対一の、いわばラカン的な「傍在」(par-être) 關係が、多くの現代思想との家族的類同性とデリダ的な特異性において、成立している。

## 5 「決断」と「引責」

デリダの実践の思想と、われわれは常識の言葉で語ってきたが、気難しいデリダはこの実践という語にもあまり寛大でない。「実践理性 (raison pratique)」「倫理的・司法的・政治的」理性というより、「もっと抽象的に」「責任 (引責)」(responsabilité) と「決定 (決断)」(décision) の問題として論じたい (V.199) とも言っている。「責任」と「決定」の觀念が「倫理的・司法的・政治的」理性より「より抽象的」であることは一応判るが、「実践理性」という概念より、とはどういうことか。

この場合には、しかし、実践思想一般の一典型としてのカント哲学の純粹意志の自律性（V.210）概念などを考えてみればよく、理性の自同性に加えて自異性・自乗性つまり先述の受動性である他律性をも考量するデリダ的思惟は、もともと実践思想としてこれと類を異にする。別言すれば、われわれはこのかぎり、今度は「責任」と「決断」の観念を通じて、デリダの実践思想を見直せばよい。実のところ、この観点からみると、デリダ思想はあまり独創的ではない。しかし、このことは、逆に、デリダ思惟と他の現代思惟の家族的類同性を確認することになると同時に、デリダ的理性概念を、その自異・自乗性の局面からのみでなく、その「二つの顔」の重層的統体性において最終的に捉え直すことにもなる。差異・差延の思想家は順延の思想家でもあろうが、その順延の思想家が「決定」と「引責」を語るには、なんらかのかたちで自同性の圏域が絡んでいなければならない。

(i) まず、責任・引責の概念から押さえよう。責任・引責 (responsabilité) とは、①字義的に見て、応えること (répondre)、対応すること、応待すること、にある。目下の場合、生起・到来してくる他・異に「応えること、対応・応待すること。われわれは、通常、自同性の圏域に生きているが、われわれの理性は他異性の圏域に向かって開かれ、晒され、それに憑き纏われて (hantise) (FL.52) おり、時に自同性の地平を打ち破って他・異が(われわれに)迫って (FL.57) くる。レヴィナスはそれを「他者の懇請の沈黙の顔 (visage) が」、と鮮烈にイメージした。シェンキーヴィッチの『クオ・ヴァ・デイス』の一場面、ネロ帝によるローマ大火とキリスト教徒大迫害のとき、それと知らずに小姓と二人、イタリア南端の寒村を布教に歩いている老ペテロの前に、再臨のイエスが姿を現わして、言う。「汝、ローマに戻りて、汝が民を導け。然らずば、我自ら戻りて、いまひとたびゴルゴダの道を歩まん」。むろん、ペテロはそれに応じて急遽ローマからの道を取って返した。しかし、この側面はすでに既述の自異化とオスピタリテにも含まれている。②もう一つの側面は、他・異の圏域においては、それが不可識別的で計量不可能な無規定性の圏域である以上、行為の基準 (FL.50)、われわれの行為の妥当性を保証してくれる規矩 (V.208) などなく、再臨のイエスの顔も声も小姓の眼や耳には入らず、老ペテロの心の眼と耳に生起・到来しただけなのであるから、——ただし、デリダはこの種の示唆・指示の可能性すらない状況を考えているのだが、——何ら客観性をもたず、要するに、応えるにしても、対応・応待するにしても、全ては自分の責任において引き受けなければならない事柄だ、ということである。自異性とオスピタリテの果てに出喰わしうる受難についても、この重要な問題にデリダは答えていないが、神による埋合わせを期待しないかぎり、人間は自らの責任において、両者の非-両立を立証しなければならない。

(ii) 決断・決定はこうした不確定性、両義性、曖昧さ、その他の類似の語で實述せざるをえない状況においてなされる。あるいは、こうした状況においてなされる決断・決定のみが、その名に値いする。何らかの合理性、自同性、既定性に則ってなされる行為は、要するにロボットにも可能な

プログラムの適用・反復 (V.199) にすぎず、実践の名に値しない。いわゆる主体による行為すら同じで、デリダの指摘するところ、主体が決定を下すのではなく、決定が主体を発明する (DP.162)、あるいはわれわれ流に言い換えれば、決定がはじめて主体の生起となる。既述した、応答・対応・引責・責任としての自異化とオスピタリテの実践も、すでにこの種の決断・決定の所産と見なければならぬ。このことを、デリダはさらに、次の諸点から論ずる。①知の位層と決断の位層は異なる。知は決断と責任に必要・不可欠ではあるが、両者の位層の間には「絶対的な断絶」があり、責任ある決断はむしろ「狂気」(folle) —— S・ヴェユなら「愛の狂愚」というだろう —— のなかでなされる (V.199)。②決断はそれゆえ、本質的には、準拠しうる規則・指針なきままに為される、「賭け」(pari) である。報償と成果に関してのみならず、自らの正当性そのものに関する保証もない、賭けである (V.208)。③とはいえ、—— ここまでは、C・シュミットにおける例外者の、法の外なる、法を中断し、逆に新しい法を創設する、決断と同じであるが、ここからは晩年のデリダに特有の宗教性が入り—— 決断・決定は、たんに恣意的に為されるわけではなく、異・他の生起・到来への応答とオスピタリテとして、独自の受動性・他律性・範従性・必然性において成される。責任ある決定 (décision responsable) は、合理的 (raisonnable) な合理性 (rationalité) と同じく、この意味で受動的な決断 (décision passive) (V.210) といわなければならない。この種の事態を然るべく考量するためには、能動と受動の二元対立を前提とする旧来の「哲学素」(philosophèmes) (V.210) を見直してかかるのでなければならない。④決断は、理性の重層性においてのみならず、それ以上に、状況の両義性、曖昧さ、不確定性、のなかで成されるが、このことを、『法の力』はアポリア (FL.50sq.) と呼び、「到来」論稿は《transaction》<sup>(後注6)</sup>、つまり《trans-》(越境・横断) する動き (-action) と、《-action》(行為) そのものの《trans-》(脱自性・自異性) において、論ずる (cf.V.208,216~217,他)。前者は、(i)で通常の言葉で触れたが、デリダ語彙を復活させれば、「規則のエポケー (括弧入れ、不在) (FL.50) 「不確定態・非決定態 (indécidabilité) の憑依」(FL.52) 「知の地平を破壊する切迫」(FL.57) であり、後者は、知・自同性・計量可能性...の位層と他異性・生起-到来・計量不可能性・不可識別性...の位層の間の、越境・逆越境、臨界、緩衝帯、交錯態...の謂いである。①~④を集約するような一文を引用しておこう。「理性の責任 (有責性)、(...) わたしはそれを制約されているものと無制約なもの、計量可能なものと計量不可能なものとの間の、あの不可能な越境の自己免疫不全的なアポリアのなかに (...) 位置づけたい。あらかじめ与えられている規則のない、絶対的な安全保障のない、越境。自己免疫不全に対しては確実な予防法などない。定義上からして。つねに危険を伴う越境は、それゆえ、そのつど、おのおのの独異な状況において、自らの法と規範を発明しなければならない。そのつどの到来生起をそのつど迎え容れる基準 (マクシム) を、自ら発明しなければならない。責任 (引責) や決定 (決断) というものがあるなら、この代償においてのみである。〈理性的〉(raisonnable) という使い古され評判も悪い語に何らかの意味を (...) 再び

与えなければならないとしたら、わたしは、< (合-) 理性的なもの >とは、計量可能なものと計量不可能なものの間、理性 (raison) の外見上両立不可能な二つの要請の間の、この越境 (と逆越境) への、合理的 (raisonne) で然るべく論証された賭け (pari) にあると、いおう」(V.208)。急いで確認・附言しておけば、理性の「二つの顔」は「相互異質にして、しかも不可分」(先述、V.208)であるのみならず、ここにいう「到来する生起を迎え容れるような (...) 新たな法と規範を、そのつどその独異な状況のなかで案出」していく理性とは、これこそ、デリダは触れないが、デリダにも現代思想全般にも相応しい、カント流・反省的判断力ではあるまいか。

われわれ流に整理すれば、デリダ的「決定・決断」(と「引責・責任」)とは、通常の自同的な既定性の圏域を超過 (excède) しつつ、しかもそれと不可分のかたちで恒動的に遍在する他異的な非決定態へと、そのつど新たな決定を与えながら、しかもその決定がつねに新たな非決定態を生起・到来させていることを考量・配慮しつつ、これら二種の新たな決定態と新たな非決定態を既存の既定態へと創造的に贈与・付加していく、そのような営みである。かつて、これまで、決定は特定と排除の所為であった。これを近代西欧がもたらした未成熟な理性の営み (M・フーコー) とみるとすれば、デリダ的「決定・決断」は、特定と、非決定態への絶えざる配慮、という自開的な重層性において、極言すれば決定とはすなわち非決定であるというデリダ的な逆説性において、その外見上・原理上の (自己分解という) ヴェルネラビリテ (脆弱さ) にもかかわらず、その実質において、現代と今後の世界に相応しい理性の成熟を証示しているように思われる。

## 6 デリダと現代実践思想

デリダは「実践理性」や「倫理的・司法的・政治的」理性なる語を嫌って、自らのこうした「決定・決断」と「引責・責任」の思想を「ハイパー倫理学」「ハイパー政治学」(V.210)とも呼んでいる。われわれは、しかし、この種の呼称には拘らないことにしよう。ここで改めて押さえておくべきは、むしろデリダの実践思想と、他の諸々の現代実践思想との関係、あるいはむしろ後者へのデリダ的な貢献の如何である。

A・ルノーは現代フランス政治哲学の優れた論客の一人であるが、1960年代から始まる反-主体主義・反-人間主義としての構造主義・ポストモダニズム、結局は1940年代以降のハイデガー流・存在思惟・存在論的転回を批判しつつ、新たな実践のための主体概念を再-構築する初期著作 (L・フェリーとの共著)『六八年の思想—現代・反-人間主義についての試論—』(1988年)のなかで、デリダ思惟をフランス流ハイデガー思惟と見立てつつ、両思惟への批判をこう総括している。ハイデガーは存在思惟のためには人間とりわけ近代的主体を超えなければならないとし、その理由を、——これはわれわれの付加説明——およそ (人間を含む) 物一般「が在る」(存在する) (Daß-sein, Daß-heit) ことは明々白白でありながら、しかしそれは人間にとって (人間の側から見て) その物

が何「である」(Was-sein, Was-heit) かということの基底・根底・背後に匿閉 (verbergen) してしまう。後者 (Was-sein) も「存在」(Sein, sein) の一側面であるが、しかし後者のみに着目して前者を閑却・忘失してしまうことは…。伝統的存在論は「存在とは何であるか？」と問うて、時間的な生成に対する永遠不変の「イデア」や最高存在者としての「神」…等をもって「存在」そのものと応え、そこから本質 (「何-性」、What, Was-heit) 形而上学が連綿として結果してきたが、しかし、存在への問いとして問われるべきは、いまだ十分に問われていない前者すなわち「が在る」(Daß-sein) なのであり…。ハイデガー思惟は、ここで、「がある」(存在する) の「である」の背後・基底への匿閉性、別言すれば「存在の忘失」は、①人間の認識能力の不全によるものではなく、存在そのものの不可解・神秘的な動向によるものであるとし、しかし、いずれにしても、②「存在の忘失」を自覚しているかぎりとはともかく、その「忘失」をすら「忘失」して「である」の圏域に止まらなことは、多くの人間たちがそのような状態にあるとはいえ、人間の不屈きさ (非本来性) の結果であり、したがって人間、というより本来的な思惟の任務 (Aufgabe, tâche) は、「忘失の忘失」を超えて「(存在の) 忘失」の自覚へと戻り、そこからその忘失されている「存在」そのものを、至難ほとんど不可能とはいえ、思惟することにある、という。さて、ここで、ルノー／フェリーは、指摘する。事態がそのようであるとすれば、すくなくとも②には、あるいはハイデガー思惟の究極である②には、人間主体の所為・当為が求められていることになるではないか (PSH.236sq.)、と。デリダについても、ほぼ同様である。デリダは或るものの何であるか (Was-heit)、すなわち本質や意味は、F・ソシュール以来の現代言語科学の基礎理論が示すように、その意味の他の諸々の意味との差異によって差延的に (つまり、後発的に、遅れて) 特定化・同定化されるのであり、したがって、ハイデガーにおいて「である」が「がある」を隠蔽しているように、意味という現前的なものは、差異化・差延化-作用という非-現前的な事態を前提している (PSH.235)、しかし、多くの人々、というより伝統的哲学の思惟は、それに気づかず、あるいはそれを重視せず、…として、結局、これも忘失さらに忘失の忘失を暗に指弾する。しかし、と、ルノー／フェリーは、ハイデガー思惟に対してと同じく、問い返す。であれば、デリダも差異化・差延化-作用と人間主体の関係をこそ、あるいは人間主体の如何をこそ、問うべきではないか、デリダ自身は少なからぬ論稿において自ら脱構築作業を行なっている (PSH.231~233) のであるから、脱-主体主義や脱-人間主義を強調・標榜する以前・以上に、脱構築・差異化・差延化-作用を行なう主体の如何をこそ問うべきではないか (PSH.235~356)、と。

実のところ、この反問は、少なくとも前期・中期のデリダ思惟に関しては、既述のところからしてもやや素朴にすぎたお門違いのところがあるが、他方、西欧人間主義の系譜を背負って哲学素の刷新に努めるルノー／フェリーの観点からはそれなりの理をもって可能な設問であり、しかし、いまはそれ以上の確認をすれば、それは、われわれがここで論じているデリダの実践思想とは、まさ

しくこのような問い、律法やテキストや言葉の釈義に現（うつ）つを抜かずオタク民族と異なり、何よりも世界を造型することに自らの任務と矜持を見いだしてきた西欧民族がいまにしてなお問わざるをえないこの種の問いへの、デリダ的な回答なのだ、ということである。ルノー／フェリーがこのデリダ批判（1988年）を行なう直前の数年、デリダは、ルノー／フェリーの指摘する通り、哲学から離れ気味に、ツェラン（1986年）やジョイス（1987年）の文学作品の脱構築性の分析や、「書物」を解体させマラルメ的な「書物」概念を失効させるための脱構築作業である大冊『弔鐘』（Glas, 1974年）等に、専念気味であった。この批判の後、それに応えてとは思われないが、例えば『哲学への権利』（1990年）あたりから、デリダの実践論的な思惟が始まる。つまり、ルノー／フェリーがデリダ思惟を実践思想としては見捨てた後、両者からの関心の消失のなかで、デリダの実践思想が始まり、それが、主体論としてではないとしても、既述の理性論として、近代哲学との「相互異質性と不可分性」（先述）のなかで、展開を始める。脱-主体主義的・存在論的転回から実践論的転回への、ひとつの好例といつてよいだろう。

この問題に関しては、もう一つ、ハイデガーとは時代的にも思想類型としても逆の、つまり典型的な本質形而上学であるプラトン哲学めぐって興味深い事柄がある。われわれ哲学徒は哲学に目覚めるときおおむねプラトン主義者（本質主義者）であり、その後さまざまの理由からさまざまな哲学の研究に散っていくのであるが、筆者も現代に最も深甚な思惟としてハイデガーやデリダをフォローしはじめて数年、そこにプラトンの要素の一片だけに見出だせぬ思いで困惑と自失の日々を過ごした。しかし、やがてハイデガーの『形而上学入門』の数ヶ所（EM.150他）でプラトニズムとの離接的連関に気づき、そして今、プラトニズムのちょうど同じ局面への言及をデリダ論稿（V.191~194, 200）のなかに見出だして正直のところ嬉しく思った。プラトンが極く稀に言及する、プラトンがもっと頻繁に言及して追究し尽くせば本質形而上学としてのプラトン哲学が自壊しかねないような、局面である。プラトニズムにとって、存在、つまり時間的な生成に対する不変の真の存在とは、アイデアであるが、プラトンは極く稀にそのアイデアをしてアイデアたらしめる至高・至深の作用力に言及する。時間レベルでの原因結果関係ではなく、非時間的な存在論的圏域での作用関係であり、近代哲学のいう可能性の条件の指摘ということになるが、要するに、アイデアとしての存在の彼方（epekeina tes ousias）、その彼方（epekeina）からの存在論的作用力（dunamis, cause, V.191）としての善のアイデア（idea tou agatou）である。ここで善（agaton）の語は、簡単に論ずるにはあまりにも重要な問題であるから、思い切って捨象しよう。とりあえず重要なのは、デリダがここ（V.192sq.）で、このアイデア=存在=本質（Was）を超え（epekeina）てそれを可能にする作用力（dunamis）を、力（puissance）より強い（plus puissante）至高・至深の力（superlativité souveraine）（V.192）、そのような「主権」の「本質なき本質」（l'essence sans essence de la souveraineté）、存在と本質と生成を「産出」（produit）しつつ自らはそこから「控除」（匿閉）

(soustraite) (V.192) する力、とし、さらにあの先述の「不可視の無制約的なもの」(invisible et inconditionnelle) (V.191) とほぼ対応させているということである。別言すれば、プラトンのいうイデア＝存在＝本質＝意味... に対する、その彼方からそれを可能にする作用力 (dunamis) に、ハイデガーにおける存在者に対する存在 (そのもの)、デリダにおける意味に対する差異化・差延化-作用は、ほぼ、——つまり爾余の多くのこれまた重要な哲学素の違いを別にすれば——対応する。プラトニズムとハイデガー・デリダ思惟は「相互異質にして不可分」なかたちで哲学思惟圏一般を相補的に、あるいは一・五元論的な非対称的-重合性において、形成し、そしてそれがここでデリダのいう理性、自同性と自異・自乗性における理性、合理的-理性 (raison rationnelle) と合-理性的・理性 (raison raisonnable) ... の重層的・自己分類的・統体性に集約されているということである (後注7)。

プラトニズム・ハイデガー思惟という古今二種の形而上学・存在論のみならず、現代の諸々の実践思想とデリダ実践思想という問題も、ここから明らかになる。詳論は別の機会に回して、とりあえずラフ・スケッチに止どめれば...

例えば、ルノーやフェリーは、ハイデガーから構造主義を経てポストモダニズムへと続く、存在論的転回とはもかく、反-主体主義、反-人間主義、脱-構築、近代批判、始原ギリシャへの回帰... に、新たに始まりつつある世紀への対応不全を見、実践哲学の高唱へと踏み切った。しかし、デリダも晩年の実践思想をもってこれに追いつき、両者は今日という時代のなかで、「相互異質にして不可分」の家族的類同性を構成する。例えば、「主権」と「主体」の概念を採ってみよう。①ルノーは、政治哲学の本務は主権の在処を確定することでありとし、今日それは主権在民として落ち着いた、これからの実践はその人民主権の「正しい」(juste) 配分・再配分でありとし、フィヒテの共和制論やロールズの正義論の第二原理を採用しつつ、現実世界の再・新-構築に向かう (QPI.) (後注8)。デリダは、これに対して、主権に内具的な無制約性のなかに他異性の生起・到来を指摘しつつ、主権なる典型的な自同態の脱構築<sup>はか</sup>を企り、(実定) 法と正義の相互異質な不可分性を強調しつつも、ロールズ流の正義すらもがそこからの構築の所産といえる不可計量態としての、差異化・差延化-作用そのものとしての、正義もしくは原-正義の遍在的恒動を強調する。ちなみに、デリダは20世紀思想史における精神分析・無意識思想の重要性を顕揚するが、ルノーはこれに一応は着目するものの、それ以上に追究することはしていない。要するに、二つの相互異質にして不可分の位相における、「各人ニ各人ノモノヲ」(cuique suum)。②主体について言えば、ルノーは、むしろ今日批判的となっている近代的つまり自同的な主体から脱して、これも今日一般に流布している間-主観的・主体性の立場に立つが、ハーバーマスの間-主観性が主体と主体の間を意味し、主体と主体のコミュニケーション・討議において客観的・普遍的に妥当な間-主観性が成立していくに対し (後注9)、ルノーのそれはデカルト以来の《cogito》(私は思惟する) のなかにすでに内具的に《co-agito》(私は協働する) なる間-性・普遍性が作働していることを指摘するところから出発する (EI.GD.) (後注10)。

これに対して、デリダの理性は、《co-agito》のように主体と主体へと自開する間-主体というより、むしろ主体の自同性の圏域から自異・自開して他異性の圏域にひとたびは没し、そこでの差異化・差延化-作用におけるそのつどの決定・決断としてそのつど生起・到来（先述）する没-主体的で他異的な主体であり、要するに主体と没主体へと自開する複相的な、あるいは主体と没-主体の「相互異質で不可分」の複相態（deux figures）の生起・到来としての、純然たる機能態である、合-理性的・理性（raison raisonnable）である。

あとは、B・クリージェルとA・バディウを（デリダ思惟との相関図式のなかに）位置づけるに止どめよう。①デリダの国家主権が異他者を排除するものであり、それゆえ脱構築の対象になるとすれば、J・ボードンのいう主権を（神聖ローマ）帝国の生殺与奪権（jus vitae necisque）に対する（フランス）王国の権利として、しかも臣民・国民のための人身保護法（権）（habeas corpus）において見るクリージェルの主権・主体・権利論（PhR.CPh.）は、近代（欧米）前期の自然法・生命概念に立脚して一見時代錯誤に見えるが、今日、自然哲学というより生命科学の隆盛（再興）のなかで、デリダすらもかかわゆるクローン概念（clonage, V.200）（というより、移植先の相異なる臓器に応じてその臓器の欠損を補填していく多可能態としてのES細胞のことであろうが）にあの（未決定態としての）無制約的なものの自然科学的イメージを見ることから、あるいはそれ以前に生命そのものがその本質において遺伝子記号の差異と組合せと見られることから、M・フーコー流のバイオ-政治学の系譜に位置して、十分アクチュアリテイを自証しつつ、ルノー流の超越論的・法-権利論と相補・重層の関係にある<sup>（後注11）</sup>。②バディウ思想については、これはハイデガー・ラカン系譜に出発することもあって、その実践的な思想は、デリダ思想に先立って、デリダ実践思想ときわめて類同的である。例えば、主体の概念。バディウ的主体は、たんなる状況の住人が、状況に収まり切れずにそこから取り零される控除（soustraction）-生起態としての、ライブニッツのいう不可識別態（l'indiscernable, ♀）、むしろデリダのいう不可計量態（l'incalculable）、集合論のいう空集合（le vide, φ）、へと関わり、その生起のダイナミスム（dunamis, 先述）によってそれが反転むしろ捻転（torsion）して新たに回帰してくる、その到来（advenir）-生起の具現態として、成立する（TS.EE.<sup>（後注12）</sup>）。状況（situation, S）と不可識別態（♀）の、この二元論ならぬ相互斜在的な分開（scission）-縫合（tressage）——むしろ、デリダのいう相互異質性と不可分性——の一・五元論。バディウはこれを、（伝統的哲学の至宝である「一者」に対して）ラカン流に「二性」態（Deux）といい、また「ウルトラ・ワン」（ultra-Un）（超一態）ともいうが、ここでは「異一態」とでもしておこう。ここにあるのは、デリダのいう既述「理性の二つの顔」、特にその自異・自乗性であり、しかし、実践思想として自同性をも蔑ろにせず、状況への再・新-回帰をも含む、自開・重層的な脱-主体的-主体である。デリダ思惟とバディウ思惟が相異なる側面もむしろ多々あり、例えば、状況への新-回帰後の合-理性的-理性の脱主体的-実践については、バディウ思想のほうが詳しい

が、ここではそこまで論ずる余裕はない。

ハイデガーは、動物は環境世界 (Umwelt) に生き、人間は世界 (Welt) に現存在 (Dasein) するが、後者が現-存在 (Da-sein) たる本来性へと変容することによってそこに存在 (Sein) そのものが秘匿的に現成 (Da) するとき、世界 (Welt) は、その万象が存在の尊厳と神秘を約束されることによって、世-開 (Welten) する、といった。われわれが論じ続けている現代諸思想家たちの思惟の営みは、この一見オプティミスティックにみえて、その実、至難の、世界から世-開への脱界と、世-開から世界への自乗的な回 (開) 帰と再 (脱) 開の、おのおの類同的にかつ独異な企てと試みなのである。

文中、略符号は、次の諸テキストを示す。

J.Derrida,

DP:Ch.Mouffé (ed.), *Deconstruction and Pragmatism*, 1996. 青木訳『脱構築とプラグマチズム—来たるべき民主主義—』、法政大学出版局、2002年。

FL:*Force de loi, Le «Fondement mystique de l'autorité»*, Galilée, 1994.

PA:*Politiques de l'amitié*, Galilée, 1994.

PhTT:G.Borradori, *Philosophy in a Time of Terror. Dialogues with J.Harbermas and J.Derrida*, 2003. 藤本他訳、『テロルの時代と哲学の使命』、岩波書店、2004年。

V:Voyous, *Deux essais sur la raison*, Galilée, 2003.

A.Renaut,

EI:*L'Ère de l'individu*, Gallimard, 1989.

GD:*La Guerre des dieux, Essai sur la querelle des valeurs*, Grasset, 1996.

PSH:*La Pensée 68, Essai sur l'anti-humanisme contemporain*, Gallimard, 1988.

QPS:*Qu'est-ce qu'une politique juste? Essai sur la question du meilleur régime*, Grasset, 2004.

SD/F:*Le Système du droit, Philosophie et droit dans la pensée de Fichte*, PUF., 1986.

B.Kriegel,

CPh:*Cours de philosophie politiques*, Livre de Poche, 1996.

PhR:*Philosophie de la république*, Plon, 1998.

A.Badiou,

EE:*L'Être et l'événement*, Seuil, 1988.

ThS:*Théorie du sujet*, Seuil, 1982

M.Heidegger,

EM:*Einführung in die Metaphysik*, 1953, 1966.

後注：

- 1 例えば、「人間の権利」なるものは、客観的に認識しうる真理ではなく、論理的に証明しうる真理でもない。人間が主観的に措定したドグマにすぎないとも、いえないことはない。しかし、このドグマはほとんど全ての人間たちに益をもたらし、さらに万物にも敷衍可能で、彼らにも益をもたらしうる。加えて、このドグマの枠内で多くの客観的な真理の発見や認識も可能になる。実践論的転回とは、認識や客観性や真理をも、このようなドグマ(!)、原ドグマ、普遍妥当的なドグマ措定の起点から出発して再考する努力といってもよい。むしろ逆方向の努力、つまり通常の主知主義的基準に則った客観的認識や真理の側からもう一度出発し直して、この普遍妥当的な原ドグマを、客観的 (objective) な真理認識より以前・以上の、《projective》(先取的、投企的) な真理認識・実践的な真理認識といえないかどうかを検討することも、これに伴う。(こういう場合、いわゆる「虚構」論議も打ち出されるが、これを「虚構」と実述することは、不正確であると思われる。) なお、われわれの場合、現代における実践論的転回には、近代の認識論的転回の限界を超えるためになされた 20 世紀思想全般にわたる存在論的転回が先行している。詳細は、むしろ、ここでの主題ではなく、別論する。
- 2 拙稿「デリダと「権利」の観念—そして、「権利」思想とハイデガー ... ?」、常磐国際紀要、第 10 号、2006 年 3 月、所収。
- 3 デリダは《une auto-délimitation qui divise la raison...》(V.208) と書いている。これを「理性を分割するある種の自己-限定」と解するか、「理性を分割しているある種の自己-限定」と解するか、前者はたとえばヘーゲル流の過程としての自己外化する自己(割)化の動きをも含意しえ、後者は自己の(被)分割性を初めから前提しているから、内容的に多少とも(場合によっては、大きく)異なってくる。しかし、理性を初めから自己分割的なダイナミズムにおいて解すれば、前者は先行する(理性の)自己同一性を後行する自己限定作業が後から分割することを意味せず、後者も(被)分割の受動性・状態性を意味することなく、ほぼ同義となり、別言すればこれがデリダ的理解である。ここにいう「ある種の自己-限定」作用とは、デリダらしくもなく曖昧な言い方だが、われわれはこれは既述の恒動的・遍在的な差異・差延化-作用を含意すると受け取っておこう。ここでわれわれのいう自開性とは、このような恒動的・遍在的な差異・差延化-作用を前提にしたうえでの、つまり理性の先行的な自己同一性など前提せぬかぎりでの、自開性である。
- 4 このように書くと、またしても、理性は初めは自同的で、そのあと自開し自異化するような印象を与えるかもしれない。しかし、そうではない。「自同性の域」とは、恒動的・遍在的な差異・差延化-作用を前提にしてそこから後発的に成立してくる(例えば既述の「意味」のような)次元であり、「理性が(そこから)自開的に脱して」とは、「理性がそのもとの自開性において(そこから)脱して」の謂いである。であれば、そのように書くべしということにもなるが、に

もかわらずこのように書くことになるのは、以下にても同様であるが、思想史的には理性は永らく自同的と考えられてきた後で、最近に、つまりデリダによって、自異的でもあるとされるようになったこと、また、われわれの日常生活上も、通常は同一律の支配する自同性の圏域にあって、そこから改めて自異性の圏域へと自開するようなかたちになっていること、による。説明の便宜上だといってもよい。原理的には、——むろんデリダ思惟の真意においてはということだが、もっとも、デリダ思惟にはもともと原理のみならず真意という語も使えないのだが、とまれ、良識レベルでいえば——、デリダ的には、理性はもともと自開的で、その前提のうえで自同化もし、後者との相関のなかで自異化・自乗化する言い回しも使わざるをえなくなるということである。

- 5 《auto-immunisation》という語に「不全」(déficience)の語は含まれていないが、意味内容としてはそれを含んでの言表と思われる。そう解するほうがデリダ思想をよく理解しうるので、ここでは(誤訳のそしりを覚悟で)そのようにする。
- 6 この語は、辞書的な意味では文脈に合わないので、以下のように適当に意識する。
- 7 このあたりで繰り返している「二つ(複数)の位層の相互異質にして不可分」なる発想は、伝統的哲学の二元論に対して、ハイデガーの《Zwiefältigkeit》、ドゥルーズの《pli》、ラカンの《deux》や《biais》、バディウの《diagonal》...等とともに現代思想の特色を語って重要であるが、主題的に言及する機会を今回は持ちえなかった。下記の後注9の論稿の後半で多少主題化している。
- 8 拙稿「A. ルノーにおける《droit》と正義—新著をめぐる再考—」(近刊予定)参照。
- 9 拙稿「真理、正義、法—権利—現代仏米政治哲学のアリーナー」(近刊予定)参照。
- 10 拙稿「真理とコミュニケーション—ハーバーマス、J・M・フェリール—」(近刊予定)参照。
- 11 後注9に同じ。
- 12 以下の諸拙稿参照。

「真理と政治—ハイデガー、フーコー、バディウ、新・政治哲学—」、理想、No.673, 特集：  
フランス哲学・今、哲学と政治、理想社、2004年。

「真理の現前論と控除論—A・バディウのハイデガー批判を検討する—」、常磐国際紀要、第9号、  
2005年。

「真理の生起と実践—ハイデガーからバディウへ—」(近刊予定)

「フランス弁証法—または、A・バディウにおける反-弁証法的・弁証法—」(近刊予定)

(常磐大学 国際学部 教授)



---

研究論文

---

日中年中行事の比較研究

——彝<sup>イ</sup>族・漢族文化と宇佐神宮柴挿神事  
・茨城金砂大祭とのかかわり

林 和 生

**Comparative study on annual event in China and Japan**  
**The Relationship between**  
**Hokushin belief - ten months solar calendar of**  
**a Chinese ethnic minority group called “Yi zoku”**  
**and a Shinto divine service of Usa shrine - “Kanasago Taisai”**

**Abstract**

This paper studies about the relationships among the cultures of “Yi zoku”, “Kan zoku (the Han Chinese)” and the Japanese, applying an inference, suggested by BABA Kiminori, the chief priest of the Usa Shinto shrine, that the ancient “Yi zoku” is the first race introduced into Japan, based on the descriptions in some archeology papers and in some Japanese ancient documents.

Similar signs can be found in the divine service that has been held in the Usa Shinto shrine in Japan and in the events of modern “Yi zoku”. It is the “Hokushin belief.” This paper examines the influence that the Hokushin belief of “Yi zoku” gave to the Japanese Shinto, and verifies the time, of transferring it.

This paper further analyzes the relationship between the ten months solar calendar of “Yi zoku” and “Kanasago Taisai” -- a Shinto divine service of the Usa shrine in Ibaraki prefecture -- that is held every 72<sup>nd</sup> year, and clarifies that there can be seen some factors of Hokushin (Hokuto) belief in the contents of “Kanasago Taisai.”

The other purpose of this paper is to recognize that there can be seen an interdependent relationship between the ethnic religion in the annual event and the ecology, and that the ecology plays an important role in the ethnic traditional culture, by comparing the annual events in China and Japan.

## はじめに

10年前、筆者は偶然のチャンスに、中国雲南省楚雄彝族文化研究所の劉堯漢教授をはじめとする研究者グループの編集による『彝族文化研究叢書』の存在を知った。そのなかの一冊、『文明中国の彝族十月曆』は、現代の考古学と古代文献及び調査資料によって、彝族の十ヶ月曆の存在を明らかにしている。本書によると、彝族の十ヶ月太陽曆が創立した年代は、一万年以前の彝族原始先住民の虎伏羲氏族部落時代にまで遡ることができる。つまり、『彝族文化研究叢書』が刊行されたことは、彝族文化学派の誕生を意味すると同時に、史学の研究上でも、これまでの漢民族を中心とする古い考え方を乗り越える契機になったと思われる。

「中国失礼、求之四夷」という旧説に対しては、一般的には偏見があり、漢族が失った文化は少数民族の中に探し当てることができると現在でも考えられている。即ち、少数民族の文化は皆漢民族から教わったと認識されていたのである。彝族学派の近年の研究成果によって、上記のような見方が歴史の事実と合致しないことが明らかになっている。事実としては、各少数民族から融合して形成した漢民族の主体民族は古羌戎或いは氐羌であり、即ち彝族の先住民である。また、中華文化の主な源も同じ古羌戎文化であって、今日まで多くの古羌戎文化を保存しているのが現在の少数民族——彝族であることが明らかにされているのである。

本稿の重点は、中国文明の起源問題を研究することではなく、筆者は彝族と漢民族がかつて共通な信仰をもっていたことに注目し、彝族と漢民族及び日中両国の年中行事の源流についての比較を通して、自然生態環境の要素と年中行事との間の関係を重視しながら、彝族・漢族文化と日本文化のかかわりに対する考察を進めたいと思う。

## 一、古代彝族は日本への渡来民族か

### 馬場の見解

2004年9月、筆者は雲南省楚雄彝族研究所を訪ね、研究者達と座談会を開いたとき、彼らは意図的に日本の天皇宗廟「宇佐神宮」の宮司である馬場紀美史のことに言及した。紹介によれば、馬場は長期にわたって日本神道の起源を研究し続けているが、日本の北辰信仰の起源が釈明できず、宇佐神宮の宮祭祀のとき、柴を挿す神事と北辰信仰のかかわりも解釈することができなかったという。馬場が先輩の聖職者と神道に詳しい専門家に照会したが、上述の問題をはっきり説明できる専門家は一人もいなかった。神社の祭祀を主催する人さえも、そのわけを全く知らなかったようである。しかし、『彝族文化研究叢書』が馬場にその謎を解く鍵を与えたようだというのである。

その後、筆者は宇佐神宮に拝謁し、馬場の著書『北辰信仰の起源と宇佐神宮』をも拝読した。その第三節に「言うまでもなく古代彝族は我が国に元始北辰信仰を齎した渡来民族である」とあり、

また第九節に「近年日本人のルーツが雲南省あたりの少数民族にあるのではないかという推測が、急速に盛り上がりを見せ始めているのも確かに頷ける気がする。そのような思念で改めて『日本書記』や『古事記』をはじめ、各古典や古文書を読み返してみると、古代彝族が日本の古代史から中世史にかけて遺した痕跡は非常に多いのである」と述べている<sup>1</sup>。

### 古彝族と漢民族との関係

古代彝族というと、いままで170万年前の原人の門歯化石が1965年中国雲南省の楚雄彝族自治州元謀県で出土されたことに言及しないわけにはいかない。考古学者は、これらに「元謀原人」という名前をつけ、「元謀人」と略称した。元謀人は今までアジアにおいては最古の人類として知られていた。

嘗て、彝族は西北の甘肅、青海から南に移住してきた古羌戎（或は氏羌）と金沙江の原住民とが融合して生まれた後裔である。しかし、現在の彝族文化学派は彝族というものが現地に居留している元謀人の後裔の一つであるか、あるいは彝族の古代先住民が金沙江、岷江（金沙江に入る）及び沱江と嘉陵江（ともに長江に入る）から北上し、青海、甘肅、陝西に至って、漢民族の歴史文献のなかに戎、羌、氏と称されたものであると考えている。そのうち、甘肅、陝西の渭河に居留していたものは現地の藍田原人\*の後裔と融合して、ここから伏羲、炎帝、黄帝など諸氏族部落が誕生し、全国各地方に散在し、さらに、北狄と東夷諸部落とが融合した。つまり、当時の各民族が各自の文化をもち、各民族の間に絶えず相互融合する過程のなかで、各民族の文化も次第に融合していったのである。

「中華文明探源工程」\*が提供した段階的な研究成果によれば、「紀元前2500年前後において、中国のいくつかの大河流域の文化のほとんどがもともとの発展方向を変えて、中原文明に近寄った。文明の起源段階において、中原文化の各方面ではみんな最も先進的であるわけではなかったが、中原文化は強い吸収力と包容能力を持っていた」のである<sup>2</sup>。夏、商、周三代文明を経て、春秋時期の中原各国が先進的な経済、文化を持っていたため、「華夏」と自称し、隣国或いは民族の雑居していた地域を「戎・狄・蛮・夷」と称した。春秋末期、中原或いは中原に近い地域に在住していた各民族がしだいに華夏族と融合した。漢王朝は中国歴史上における初めての民族大融合の時代であった。その後、華夏族を主体とする漢民族が現われたのである<sup>3</sup>。したがって、いわゆる中華正統文化、即ち漢民族文化とは、もともと単一の民族文化ではなかったと考えられるのである。

### 馬場の推論

前述の通り、中華文化が形成された過程において、古羌戎文化は中心的な役割を務めた。現在の彝族は古羌戎後裔のなかに古羌戎文化を多く保存している一族である。周知のように、日本は伝統

---

\* 1964年、陝西省西安市藍田県で今から60～65万年前の原人の頭蓋骨を見つかり、藍田原人と命名した。

\* 中国社会科学院の主催により、全国各地方の学者を集めて、中華文明5千年史を研究する事業である。

文化を比較的によく保存している国である。日本の中国大陸から受け入れた早期文化は、いまの日本文化の要素として受け継がれており、彝族文化のなかにその母体を見出すことができるとしても、不思議なことではないはずであろう。

馬場紀美史は『北辰信仰の起源と宇佐神宮』という本のなかに「遠い昔―それはまだ九州が筑紫嶋とか筑紫国とか呼ばれる以前の古い時代に、中国大陸の雲南省あたりや、南太平洋の島々を故郷に持つ一大混成民族が、長い年月をかけ、民族移動という波に乗り、ある時は大集団、ある時は小集団で、南西諸島を足がかりに南九州へ上陸を始めた」と仮定する。これが天孫降臨である」と推論している<sup>4</sup>。推論自体は間違いとは言えないが、歴史的に結論付けるにあたっては、必ず検証が必要である。

## 二、考古学と史書から日本文化のルートを検証する

### 倭人と江南の交流―三角縁神獣鏡

中国社会科学院考古研究所前所長王仲殊の『中国からみた古代日本』によれば、一世紀から三世紀に至るまで、中国の政治的な中心は黄河流域に位置していたため、日本と中国の交流は、北方を経由して行われるのが普通であった。しかしその一方で、倭人と中国の江南地方の間に交流ルートが存在していたことを見落としてはならない。格好の例証は三角縁神獣鏡である。

三角縁神獣鏡は、日本では、いわゆる「卑弥呼の鏡」が間断なく古墳から出土し、その総数はすでに四百数十面の多さに達した。それに対して中国では、いかなる地域からも三角縁神獣鏡は出土していない。さらに、漢・魏および西晋期の中国は、朝鮮半島に楽浪郡と帯方郡を設置していたため、各種の中国銅鏡が朝鮮からも大量に出土している。それにもかかわらず、朝鮮で発掘された鏡の中にも三角縁神獣鏡が含まれていないことは周知の事実である。以上のことから、日本でのみ出土する三角縁神獣鏡は日本で製作された鏡であり、中国からもたらされた舶載品ではないことがわかる。

しかし、三角縁神獣鏡の図文には中国の鏡と共通するものが多い。とくに「陳氏作鏡」「張氏作鏡」「王氏作鏡」といった銘文は、それらが日本で製作されているとはいえ、実際は中国人の手になったものであることを示している。

中国における考古学的な発掘調査によって、後漢から三国時代の三角縁画像鏡と平縁神獣鏡の出土地点が、揚子江の中・下流域一帯に集中していることが明らかになってきている。さらに画像鏡と神獣鏡の銘文を見ると、そこにははっきりと、それらが江南の呉郡（呉県）、会稽郡（山陰）、江夏郡（武昌）で生産されたものであることがうたわれている。こうしたことから、三角縁神獣鏡が中国の魏鏡では断じてなく、三世紀に海を渡ってきた江南の呉の地方の工匠が、日本で製作したものと考えられる。

逆に、周知のように、山梨県の鳥居原古墳出土の対置式神獣鏡には「赤烏元年」の年号が徴せられ、兵庫県の安倉古墳出土の対置式神獣鏡には「赤烏七年」の年号が見える。これらの鏡は明らか

に、呉の孫権の赤烏年間(238～251年)に製作されたのであり、呉鏡であることは間違いない。それが日本で発見されたことによって、倭人が江南の会稽郡との間に交渉を有していたという仮説はいっそうたしかなものになったと言える。事実、歴史書の記載と考古学的な発見の指し示すところにしたがえば、少なくとも二世紀の後半以降、日本列島の倭人が海を渡って江南の会稽郡と貿易を行っていたことが明らかになっている<sup>5</sup>。実際は、日中の交流によって、貿易のことでと工匠のこのみならず、水稲の耕作技術も日本に伝えられた。

### 呉国からやって来た渡来人

『播磨国風土記』・[楯保郡]のなかには「大田里所以称大田者 昔 呉勝從韓國度来 始到於紀伊国名草郡大田村」。「大法山今名勝部岡 品太天皇 於此山宣大法 故曰大法山 今所以号勝部者 小治田河原天皇之世 遣大倭千代勝部等 令墾田即居此山邊 故号勝部岡」ということが記述されている<sup>6</sup>。

馬場紀美史は上記の内容に対して、次のように「これを読む限り『勝』は姓で、その出自は中国の呉国という事になる。」「『勝部』とは恐らく勝氏の部民を指すのであろうが、大和の千代より、推古天皇の時、勝部の民を大法山の辺に田を墾らしむために遣わしたとあり、高度な稲作技術を習得していた部民であることがわかる。同時に勝氏が筑紫を根拠に当時既に日本各地に散在していた事を物語るもので、同風土記にはそれを暗示させる記載が幾つかある」と解釈していた<sup>7</sup>。

### 日本の稲作に関する起源

日本稲作の起源について、通説がまだ形成されていないようである。稲の栽培は中国から日本に伝わってきたと推定することができるが、最も早く稲作に従事し、稲作を日本に伝えたのはいったい誰ののだろうか、いま日本学界では「苗族説」と「越人説」という対立している見方がある。苗族は雲南省に暮らしている少数民族である。「苗族説」を支持する人は、稲と稲作はインドのアッサム州で生まれ、のちに中国雲南省の高原地方に伝わった後、さらに日本に伝わってきたと主張している。

諏訪春雄は「越人説」という観点をもつ日本人学者の一人である。諏訪は『稲作文化と江南民俗』(姜彬氏監修)の第12章「日中稲作礼儀についての比較研究」に、次のようにと述べている。「以前、アッサム・雲南説(即ち苗族説)が日本の学界では主導的な地位を占めていた。しかし、1973年に中国浙江省余姚県の河姆渡遺跡で7000年以前の稲穀が見つかった。この発見はアッサム・雲南起源説を大いに動揺させた。河姆渡に近い桐郷羅家角遺跡で同時期の稲も見つかった。河姆渡遺跡に粳稲と籼稲という二種類の稲が遺留されている。日本国立遺伝学研究所の最新研究によれば、そのなかには野生稲も含まれている。しかも、日本各地で栽培している121種類の稲のもつ遺伝子と河姆渡遺跡で見つかった野生稲の遺伝子とが一致していることが分かった」。そのほかに「いま

だ大量の苗族の移民は古代日本に渡来した証拠はまだ見つかっていないどころか、越人が渡来した証拠は却って大量に見つかった」と述べている<sup>8</sup>。

これらの記述から分かることは、王仲殊氏が指摘した一世紀から三世紀に至るまでの日中間の交流の事実は、特に日本と中国江南地方との交流が決して偶然のことではなかったことを示している。

これと関連して、『古事記』と『日本書紀』のなかに「呉国」という表記があるが、「呉」とは、周王朝の呉越にせよ、三国時代の「東呉」にせよ、ともに江南地方に含まれていた。そこから渡来した職人及び織物は「呉織」、「呉衣縫」、「呉服」、「呉床」などと呼ばれた。「呉」に関する表記は、一つの側面から古代日本と中国江南地方の交流を証明するものであると言える。

上述したように、古代日本文化は中国の江南地方とのかかわりが深かったことが明らかであるが、古彝族文化が日本と関係があるからといって、必ずしも古彝族が「渡来人」として日本に渡ってきたとはかぎらないと考えられる。

### 三、宇佐神宮柴挿神事の本質と道教の伝来

「宇佐神宮の致祭で執り行われる柴挿神事の原形が中国は雲南省の古代彝族の祭祀形態の中に発見されようとは、本当のところ筆者もつい最近まで知らなかった事である」<sup>9</sup>と馬場が述べているように、彝族の年中行事の祭祀の中に、日本の年中行事の一つである北辰信仰の根源が見つかった事実をどう解釈するかという疑問が出てくるかもしれない。柴挿神事の本質は北辰信仰であり、北辰信仰のなかの最高神は太一である。この疑問を解くために、まず北辰信仰と密接な関係をもつ「太一」という名称について検証したい。

#### 道教の最高神である「太一」の変遷

実は、「太一」が戦国以後において神として奉祀されたのは、漢武帝時代のことであった。漢武帝が神仙の思想を信仰し、方士謬忌の話信じて\*、天神の「太一」を奉祀したと言われる。漢武帝以後の80年間、「太一」に対する奉祀は変わらず、ただ国家の公式の祭祀の式典で現われるだけで、庶民の祭祀は受けていなかった。「太一」はあくまで民衆と無関係な存在であったが、文人に対する影響は大きかった。特に天文に精通する漢代の司馬遷が、その著作の『史記』なかで、天象・暦法を太一としっかりと結び付かせた。

太一は漢代において文人意識のなかで重要な概念であったにもかかわらず、その時代はまだ道教の

\* 『文献通考・郊社考二』により、「秦及漢初，以郊祀事天之礼奉五帝。至武帝時，方士謬忌言太一貴於五帝者也，遂復以郊礼祀太一，而五帝壇環居其下」。『漢書・郊祀誌上』によれば、「(武帝元朔五年) 亳人謬忌奏祠太一方。曰『天神貴者泰一，泰一佐曰五帝。古者天子以春祭泰一東南郊曰一太牢，七日為壇開八通之鬼道』，於是，天子令太祝立其祠長安城東南郊，常奉祠如忌方」。

最高神ではなかった。道教は中国本土で生まれて育った宗教として、後漢時代の張道陵により始められた。当初、入道者は米5斗を納入しなければならないので、「5斗米道」を呼ばれた。また、信者は張道陵を天師と呼んだので、「天師道」とも称した。道教はその後南北朝に至って、盛んになった。

唐代は道教の繁栄と発展の時期であり、道教、老子、『道德経』が三位一体の関係で形成された時代である。特に玄宗朝において、『道德経』が『道德真経』として尊ばれたことから、老子は玄宗皇帝に大聖祖高上大道金闕玄元天皇帝の尊号を送られた。その時期の「太一」は道教のなかの「救苦天尊」であり、その地位は最も高かった。道教が唐代社会に浸透していくに従って、「太一」もますます人々の心に深くしみこんでいった。

この時期の「太一」は道教の最高神として、その地位と影響は唐代皇帝の重視に繋がっていたと考えられる。こうした事情は、道教が日本にもたらした影響と基本的に一致しているのである。例えば、『北辰信仰の起源と宇佐神宮』において、馬場はまず宇佐神宮研究の権威である中野幡能の北辰神（即ち「太一」）は道教の最高神であるとする説を認めている。

### 道教が日本に伝来した経路

日本学者の中村璋八が道教はどのように日本に伝わってきたかについて次のように「我が国に伝来した道教は、初期に朝鮮半島や長江流域からの帰化人が将来した神仙思想や方術などを主とする民間で信仰されていたものと、その後、遣隋・遣唐使に伴われて隋・唐に渡った留学生、留学僧たちが、直接、彼の地で道教の要素となる数術・方技の学を修し、それとともに、帰朝の際、すでに中国で成立していた道教経典をも将来したものとからなる。そして、それらが混然として受容され、日本古来の民俗信仰とも結び付いて、時代と共に変容して行き、それを各階層の人々が、それぞれの立場で受けとめていったものと思われる」と述べている<sup>10</sup>。

言うまでもなく、『史記』もすでに日本に伝わっていた。『史記・天官書』に曰く「中官天極星、其一明者太一常居也」。所謂「天極星」は「北極星」のことであり、これは日本の太一神（北極星）信仰の由来であると思われる。同書はまた「北斗七星所謂璇璣玉衡以齐七政」とも述べている。

『史記・律書』に「七政（日月五星）二十八舍（二十八宿）。律曆、天所以通五行八正（即八風）之氣、天所以成熟万物也」とあるが、これは『天官書』のなかの「以齐七政」に対する絶好の説明である。これも日本は北辰信仰が受容されたとする重要な根拠である。しかし、最終的に北辰信仰はただ日本神道信仰の要素の一つとして保存された。つまり、神道信仰は完全に日本化されたのである。

中村はさらに「鎌倉・室町時代になると、遣唐使の派遣もなく、中国との交流も、五山の僧や武士層を中心に民間の交流が主に行なわれた。道教の影響も、平安時代のように貴族層中心ではなくなり、道教よりも仏教文化の導入が強くなった。……神道の方面においては、伊勢神道の経典『神道五部書』の内容には、道教と老荘思想の影響が多く見られ、また、この五部書を体系的にまとめ

た度会家行（1256 - 1361）の『類聚神祇本源』（1320）や『珊瑚集』にも、老子などの語が多く引用されている。伊勢神道では、老子を必読書としていることなどから考えても、伊勢神道と老荘思想や道教とが深い関係を持っていたことが知られる。『名法要集』によると、吉田神道も北斗七星が天兒屋命に啓示したのであるという。この北斗七星の信仰は、中国の数術から来たもので、吉田神道の教理は、道教を素材として利用するところが多い」と述べている<sup>11</sup>。

筆者は中村璋八の見方が比較的客観的で、中国の神仙思想と道教信仰が帰化人、遣唐使、留学生、留学僧などを通して、様々な形式で日本に伝来したという説は妥当であると思う。

### 柴挿神事と太一下行九宮の数

さらに、宇佐神宮で祭祀の行事を行なうときの柴を挿す神事は、45本の楊、桐の枝を神殿の柱と門前の柱に縛るのである。このようなやり方は彝族の太一に対する祭祀及び畢摩（北斗師）の枝を挿すのと同じ行為である。彝族の畢摩（北斗師）が枝を挿した図案は天象とかかわりがあることが知られている。即ち彝族の枝を挿す図案は星図である。これらの星図のデータは漢族地域に流行していた『易図』と同じであるが、宋、元、明、清以来、漢族の学者は『易図』と天象との関連性をほとんど知らなかった。したがって諸説があって、意見がまとまっていない。

周士一の研究によれば、『太玄経』を用いて、彝族畢摩（北斗師）の「君眼九」、「臣眼十」、「師眼十一」という三つの枝を挿す星図を説明することができるという。そのうち、所謂「君眼九」は即ち9行の45という数である。これは漢族地区で流行していた「太一」の「下行九宮」の数でもあれば、宇佐神宮の柴を挿す神事用の枝の数でもある<sup>12</sup>。

『太玄経』は前漢の楊雄が編纂した数術の本である。『四庫全書・子部・数術類』のなかの第一部で、道教と関連をもつ数術の本である。嵯峨天皇が弘仁9年（818年）前後に書いた漢詩集『文華秀麗集』なかの「訪幽人遺跡」に、次の詩文が残っている。

借問幽栖客 悠々去幾年 （借問す幽栖の客 悠々去りて幾年ぞ）

玄経空秘卷 丹竈早取煙<sup>13</sup> （玄経空しく巻を秘め 丹竈早に煙を収む）

詩のなかの「玄経」は、恐らく『太玄経』のことであろう。

馬場が彝族のところで見つけた答案は、漢以後の古典文献のなかにも見られ、しかもこれらの古典文献は様々な方式で日本に伝来したのである。そうだとすれば、古彝族を日本への渡来人であるとする説は、無理なこじつけとなるのではないだろうか。

## 四、彝族の十月太陽暦

当今の彝族社会においても、なお十ヶ月暦を使っている人々が存在するようである。いま保存されて

いる彝族十ヶ月太陽暦は、日本とのかかわりがあるのだろうか、以下、この問題について考察したい。

### 十月太陽暦の内容

彝族太陽暦は次の三つの部分に分けられる。

一、12干支の輪廻を以て日を記する。三つの干支輪廻を単位とする一つの周りで一ヶ月、即ち一ヶ月は36日間であり、30干支を一つの周りに輪廻とすると、一年となる。即ち、10ヶ月は360日間である。10ヶ月終わった段階で、ほかに5～6日を用いて「年越し日」を加える。平年では「年越し日」は5日間で、一年間は365日間であり、閏年では「年越し日」は6日間で、一年間は366日間である。

二、一年間を5季に分けて、それぞれ土、銅、水、木、火を用いて代表する。一季は二ヶ月で、一ヶ月は雌雄（陰陽）に分ける。これによって、十ヶ月は次のようになる、即ち1月土公、2月土母、3月銅公、4月銅母、5月水公、6月水母、7月木公、8月木母、9月火公、10月火母である。（注：公とは雄であり、母とは雌である。）

三、十ヶ月暦は太陽の運動に対する観察によって、冬夏を定める。北斗柄の指す方向によって寒暑を定める。太陽の運動が最南端に達すると冬至となり、最北端に達すると夏至となる。

冬（旧暦12月）の夕方の観察によって、北斗の柄が下を指すときが大寒であり、夏（旧暦6月）の夕方の観察によって北斗の柄が上方を指すときが大暑である。

### 先秦時代に流行した十ヶ月太陽暦

劉堯漢、盧央の新作『文明中国の彝族十ヶ月暦』の考証によれば、

一、先秦時代において、十ヶ月太陽暦はかつて民間に広く利用された。政府の記載が通常干支暦を利用するため、十ヶ月太陽暦のなかの十二獣暦法はただ疎らに古文献に見られるのである。例えば『詩経』曰「吉日庚午、既差我馬」と、『注』曰「午為馬」という。『礼記・月令』曰「(冬季之月)出土牛以送寒氣」と、鄭玄『注』曰「作土牛者、丑為牛」という。

二、「一ヶ月は36日、一年は5季、一季は二ヶ月で72日間」という十ヶ月太陽暦の暦法によれば、先秦以来の経、史、子、集及び民間俗語のなかの「三十六」と「七十二」という数字来歴の謎を解明することができる。先秦時代の『管子・五行編』は一年を五つの「七十二日」に分け、その節気を五行の方位に配合した。漢時代の『淮南子・天文訓』も一年を五つの「七十二日」に分けて、彝族の十ヶ月太陽暦と同じように、ともにその源は古羌戎の十ヶ月太陽暦から出たものを反映したものである<sup>14</sup>。

中国の著名な学者聞一多はかつて『七十二』を命題として考証を行なった。彼は文章の結びに次のようにまとめている。「七十二の流行は、大体六国時代から始まり、前漢に至って大いに栄えた。七十二という数字流行の年暦は五行思想発展の年暦と同然である。七十二という数字が目目されたのは、まさに一つの思想及び一つの種類の文化運動形態の証明だ」という<sup>15</sup>。筆者は聞一多の結

論である「七十二」という数字の内包は流行過程中における発展と変化を釈明していると考えられる。「七十二」という数字は、先秦時代でかつて民間に流行していた十ヶ月太陽暦から生まれたものであるが、前漢以後、特に唐の時代に至って、この数字は、単に十ヶ月太陽暦なかにおける一季二ヶ月の七十二日間の意味だけではないと言ふべきである。

司馬遷は『史記・曆書』に「今上（漢武帝）即位、招致方士唐都分其天部、而巴落下閔運算轉曆、然後日辰之度与夏正同」と述べている<sup>16</sup>。文のなかの「夏正」は即ち「夏小正」という。劉堯漢など学者の考証によれば、「『夏小正』は一年間十二ヶ月の陰陽暦ではなく、十ヶ月太陽暦である」という<sup>17</sup>。所謂「日辰之度与夏正同」とは、巴人落下閔\*の計算に従って、以前の暦法は変化しており、すでに十ヶ月暦ではないが、依然として『夏小正』の360日と同じである。

### 唐代の天文学者一行と七十二候

唐時代の天文学者である一行の著書『卦候驗』に「72 候原於周公、較諸月令、頗有增損。然後先之、次則同。……凡五日為候、三候為氣、六氣成時、四時成歲」<sup>18</sup>（七十二候は周公から始まり、月令と比べかなり増欠〔日にちがずれる〕がある。そして、先に使ったが、次も同じことだ。……凡そ五日間は候となり、三候は氣となり、六氣は時となり、四時は歳となる）と記されている。

一行の話は、七十二という数字の内包の変化を説明したものである。所謂「七十二候は周公から始まり、月令と比べかなり増欠（日にちがずれる）がある」とは、まさに周公時代では十月太陽暦が実施されたことを証明するものであり、したがって『礼記・月令』の十二月暦とあわないわけである。

唐時代には人々はまだこの事実を理解していた。唐人の韓鄂が撰した『歳華紀麗』は駢儷体\*で作成したものである。その巻四の冬至項目に「節次周正」という言葉があり、その言葉の後に「周以十一月為正月」（周は十一月を以って正月とする）という注がある。また、本巻の「就樂辰辰」という言葉に対する注として、『易・通卦驗』に「冬至日人主於群臣從樂五日以迎日至之礼」（冬至の日、君臣ともに五日間娛樂を行なって、この日の至ることを迎える）とある<sup>19</sup>。これは十ヶ月太陽暦の十ヶ月終了後、さらに五日か、六日を追加して「年越し日」とするやり方と全く同じではないか。「先に使ったが、次も同じことだ」という意味は、「七十二」という数が先に周公時代において使用したことがあるが、現在も同様に使用するという意味であろう。しかし、この文には「七十二」が十ヶ月太陽暦の一季、即ち二ヶ月の七十二日であり、そして七十二候は十二ヶ月の陰陽暦なかの七十二候であり、両者の意味が同じではないことについてははっきり説明していない。

\* 落下閔は『玄経』の著者である楊雄とともに天文学に精通する古羌戎の後裔である。

\* 駢儷体とは、駢文でも言う。文体の名。六朝時代に流行した。四字、六字の対句を用い、声調を重んじ故事を多く引用する。

## 七十二候の本質

実に、一行が『衍曆経』のなかで、図表を用いてはっきりと表したように、七十二候が反映しているのは太陽の軌跡である。五日は一候となり、六候は一ヶ月となり、七十二候は一年となる。太陽と異なる方向で同步運動の北斗は、六日に一卦を配し、五卦に一ヶ月を配し、六十卦に一年を配して斗柄の指す方向を表わす。五日は一候となり、六日に一卦を配するというのが、五は十母の二分の一で、六は地子の二分の一だからである。所謂陽が奇数で、陰は偶数で、律暦はつながっている。『史記太史公自序』で述べられた通り、「律居陰而治陽、曆居陽而治陰」（律は陰において陽を治め、曆は陽において陰を治める）という意味と同じである<sup>20</sup>。

唐代の天文学者一行の七十二候に対する解釈によれば、律と曆とは互いに関連し、陰と陽とは互いに生まれるという意義がさらに深まるものである。この本質を通して、72年に一回行なわれる茨城県金砂大祭礼の謎を明らかにすることができるのである。

## 五、十ヶ月太陽暦と日本とのかかわり

### 茨城県の72年に一回の金砂大祭礼と五行

金砂田楽調査会の編纂した『金砂大祭礼調査報告書』（国選択民俗芸能金砂田楽連絡協議会発行、平成14年3月）に収められた『金砂山大祭礼記上』（大須賀八郎氏所蔵）に、以下の説明がある。「吾朝日ノ本ハ万代不易ト申也、天地生滅有、但シ一日一夜ハ一年尤五行ノ数ニシテ七十二候三百六十日也、春ハ木、夏ハ火、秋ハ金、冬ハ水ノ四季土用都合シテ五行ナリ、一年ニ一候、然者七十二候ハ七十二年也、往古ヨリ世の人申伝ルリ大田楽前年ハ、必ツ五穀不熟、竹木等迄枯損シ万物不順ニシテ二三ヶ年ノ内ハ世ノ中飢渴由断哉、夏秋ノ頃冷寒有テ冬ノ気ニシテ霖雨洪水大風有之、風雨不順ニテ耕作不能、万物出生無之故、復来ル為春ヲ祭ランガ成り、土穩ノ尊神金砂山大権現大己貴命ヲ五穀成就ノ祭ヲ事トシテ、来ル丁未三月朔日、西金砂ノ御出社御山下夕遠郷近隣之産子ノ輩、任先例ニ数郷諸村ヨリ……」<sup>21</sup> ここで引用された文のなかにある「五行ノ数ニシテ七十二候三百六十日」については、すでに説明した通りである。七十二という数字は、最初は十ヶ月太陽暦と密接な関係をもっていた。十ヶ月の太陽暦では一年を五季に分けて一季は七十二日間とし、それぞれ五行の名で命名した。五行の数にもとづいて七十二を見ることができるとすれば、まさに十月太陽暦の残存であると言えるのである。

この点について、『神道切紙 祓八ヶ大事』の「三元五大伝神録」に、五大尊神は「化為五行元神、水・火・木・金・土、是也」、また「化為五季元神、冬・夏・春・秋・土用、是也」とある。五大尊神や五行元神や五季元神については、十ヶ月太陽暦を以って分析すれば、容易に理解できるはずであ

る。志田諄一の研究によれば、『神道切紙 祓八ヶ大事』は、吉田神道の思想にもとづくものである。徳川頼房は吉田神道に傾倒し、その神髄を究め京都の吉田家から切紙伝授を受けていた。切紙伝授は吉田神道の免許目録のことである。『神道切紙 祓八ヶ大事』がそれで、彰考館には頼房が荻原兼従より相伝された折本仕立ての「神道切紙 祓八ヶ大事」が所蔵されていると言う<sup>22</sup>。

### 金砂大祭礼と七十二候

「七十二」というのは最初に十ヶ月太陽暦から出てきた数字である。しかし、七十二候は三百六十日であることは、唐時代の人々が十二ヶ月陰陽暦のなかに太陽が空を運行することに対する解釈である。金砂大祭礼では七十二候が一年であることから一候を一年に拡大させ、七十二候を七十二年と見なしたものであろう。それは太陽が空を運行する過程が金砂大祭礼の周期的なシンボルであることを意味するものである。

太陽が空を運行する過程を、金砂大祭礼を行なう周期的根拠とすることは、大和民族の太陽に対する崇拝と敬慕を反映したものである一方で、金砂大祭礼の内面には、陰陽五行に対する信仰内包も含まれている。それと同時に、七十二年に一回の「七十二」という数字は、十ヶ月太陽暦の五季（五行）と関連性があり、十二ヶ月陰陽暦の七十二候ともかかわりがある。もしも「七十二候」が唐時代の人々の解釈であるとするならば、日本に伝わってきた時間はおそらく唐代以後のことになったはずである。

金砂大祭礼は七十二年を一つの周期とし、小祭礼は六年間を一つの周期とする。唐時代の天文学者一行の説によれば、五日間は一候なり、六候は一月なり、十二ヶ月の七十二候は一年となる。もしも、金砂大祭礼の周期とする七十二年の意義が七十二候のことであるとするならば、小祭礼周期の六年は、六候が一月となることを意味することから容易に説明できるのである。これは金砂大、小祭礼の周期が形成された要因であると言えよう。

### 大・小祭礼と未、丑年の関係

大祭礼はなぜ必ず未の年を選ぶか、小祭礼がなぜかならず丑の年を選ぶか、大、小祭礼の周期が太陽の空を運行する行程にもとづいて定められている以上、北斗と太陽が異なる方向へ同時に運行することをあらわす北斗十二辰（即ち十二支：子丑寅卯辰巳午未申酉戌亥）を以って、陰陽の対応をおこなうのは、古代の人々にとって当然の考え方であろう。

『歳時広記』の編纂者陳元靚が『経星昏明迭見之図』を解説して、「月令昏旦迭見之星、則以未為中。蓋星之運、始則見於辰、終則伏於戌、自辰至戌、正於午而中於未」と述べている<sup>23</sup>。（一ヶ月中の朝晩常に星を観察し、未を以って中とする。星の運行は、始が辰であり、終が戌である。辰から戌に至り、正が午にあり、中が未にある。）

藤田稔が「東西の金砂神社は、近江国比叡山の日吉山王社を勧請した神社である。その日吉大社最大の祭礼(日吉祭)では、卯月(四月)中の午の日に(午の神事)で清め祓えを行い、未の日に最も重要な神事が行われたことから、現在も(未の御供)が中心的な神事となっている。十二支の(未)が特に重視されているのである」<sup>24</sup>と述べていることから分かるように、金砂の大、小祭礼の中身には、なお北辰(北斗)信仰の要素が潜んでいるのである。もちろん、金砂祭礼は形式から内容に至るまで、すべて日本化したものであるが、その濫觴に関係があると言えるのではあるまいか。

### 金砂大・小祭礼のなかの「塩水行事」

大、小祭礼はともに3月3日に「塩水行事」を行なう。馬場が「大三輪神(大己貴神)が日吉に勧請されたのは天智天皇七年(668)、即ち近江大津宮に奠都が行われた翌年の三月三日である」と<sup>25</sup>指摘しているとおり、3月3日の由来は明らかであるが、実を言えば、これは古来の中国の「上巳の祓」と同一日である\*。

水戸藩学者丸山可澄と西金砂神社宮司中島又実の「三月三日朝、潮水金砂山に到る。此の時、神輿山中の大町場仮殿に渡御し、法楽、神楽、田楽あり、此の時、塩水行事、別当、祢宜之を修す」と、「浜降りの祭りを厳修して塩水行事と称し、水木浜の清い塩水をもって御神体を清め神の心を慰め奉り、五穀豊穰を祈り、民心の安定と同時に社会の平和を祈願することがこの祭礼の目的である」<sup>26</sup>という記録と論述によれば、祓禊の内容はすでに金砂大、小祭礼に取り入れられ、大和民族信仰の一部になったと考えられる。

同様に、金砂大祭礼のなかの田楽に四方固、巫女舞、奉仕のために用いた餅に書かれた十二支、及び鳴弦神事のなかに用いられている12本の弓弦などには、中国から伝わってきた陰陽五行、太陽と北辰信仰の影響が見られるが、日本民族はただ伝来した中国文化を客体材料として、しだいにその中に自らの主観的な意識を入れて、日本独特の文化を形成したのである。勿論、本稿は道教思想がどのように神秘的な神道思想に変わっていったかということを研究目的とするものではないが、日本民族の伝統文化を保存する力に筆者は感動したのである。

## 六、生態環境及び伝統文化を保つ力

日本民族は伝統文化を保存する能力に優れているが、中国南方少数民族も伝統文化を保存する能力に優れている。例えば彝族が保存している柴挿神事と十ヶ月太陽暦、納西族が保存している東巴文字などがその代表的なものである。伝統文化をうまく保存することは、自然生態環境の状況と内

---

\* 『周礼・春官・女巫』「(三月三日)女巫掌歲時祓除衅浴」。

在的な関連性を持っているのではないかと考えられる。

### 彝族の原始崇拜と自然保護

張啓仁（彝族）の『彝族の原始崇拜と自然保護』という論文に、次のような見解が示されている。彝族の「原始崇拜」のなかには、多方面の環境保護意識が含まれており、特に自然崇拜のなかの「万物有霊」の信仰をもちいて、自然を保護し、生態環境のバランスが維持されてきた。張は例を挙げて説明している。張の故郷に「益境山」という山があり、子供の頃にあの山が神山であるとよく知っていた。その山頂には「山神廟」があり、ふもとは「土地廟」がある。土地廟から約 100 メートル先に「竜樹」があり、毎年の正月に村の人々はみんな食べ物を持って、竜樹の下に集まりパーティーを開くが、食べる前に先ず土地神、山神を祭り、村民の四季平安を祈る儀式を行なう。6月24日に至り、村の男は山に行って、牛と羊を殺し、山神に祭祀の礼を行ない、気候の順調と農産物の豊穡を祈る。つまり、この山は、村の人々の心中の神聖な山なのである。神の威力の下において、誰も山に登って柴を切る勇気がなかったので、大樹が生い茂って、山中の泉は一年中絶えず湧き出している。村民達は優れた大自然に恵まれて暮らしをしていたのである。しかし、20世紀の60年代ごろ、文化大革命の衝撃を受け、90年代に至るまで、「益境山」は人為的な破壊によって、様子がすっかり変わってしまった。夏でさえも泉が湧かず、人や家畜の生活用水にも困るという窮地に陥った。しかも、大雨が降ると、土砂が洪水となり、農作物は埋没した<sup>27</sup>。以上の事実により、一つの側面から言えば生態環境のよさは、伝統文化の保存と密接な関係があると言えるのではないだろうか。

古来、中国北方の黄河流域と南方の雲貴高原とでは文化発展のルートが異なる。黄河流域では、地形が平坦で、黄土が柔らかく、また降雨は夏季に集中して、大規模な集団の農作業に適する。さらに陸上交通の便利さによって、集団意識を生みやすいので、共同生産を基礎とする氏族意識が濃厚で、祖先崇拜が盛んであった。『周礼』には、祖先崇拜、宗廟系統及び礼儀の制度化などが見られる。このような祖先崇拜形式の出現に基づいて、宗廟を標識とする礼儀制度が、中国の北方文明の発達と国家の起源に対して決定的な役割を發揮したのである。

一方、南方では、特に雲貴高原において、海拔は 1400～2200メートルで、気候は冬に暖かく、夏に涼しくて、一年中春のようである。年間降雨量は 1000 ミリ前後で、そのうち 80%～90%は湿季（6～10月）に集中する。土壌は紅壤に属し、一定量の有機物が含まれ、十分な水源があれば、稲の栽培に適する。雲貴高原は地形が複雑で、盆地、河谷と山地の気候変化が激しい。したがって雲南の植物の垂直的な分布がはっきりしていて、その分類は 1000 種類以上で、「植物の王国」と称されている。雲貴高原の自然条件の多様性の程度が高く、農業生産のリスクが小さいにもかかわらず、その生産性が同時代のほかの古代文明よりも低かった。また雲貴高原は人口密度が低くて、中国古代文明の中心地である黄河流域から離れている。北に、烏蒙山と大婁山があり、中原地方との交通が遮断されたため、生存環境は孤立と密封の状態に置かれていた。また、稲作経済も分散的

かつ小規模であるような状況のため、現地の鬼神崇拜、動物崇拜、山川崇拜及び自然現象崇拜などの原始宗教の影響力が北方より大きく、しかも存続期間も長かったのである。

原始信仰は自然環境の保護に対してかなり有利である。また自然条件がよくて農業生産のリスクが小さく、人類の生存に適する環境は、伝統文化を維持する力になるともいえよう。

### 日本民族の原始信仰方式の環境に対する保護

周知のように、日本は自然環境を重視し、生態環境がよく保護された国の一つである。桜井徳太郎はその現象を、原始信仰の視点から考察することによって説明している。

「わが民族信仰の上で極めて特徴的なことは、田の神と山の神とに対する信仰が相互に深い関連のもとに構成されているという点である。つまり、山の神は春になると山から里に下って田の神になり、秋になって収穫が完了すると再び山へ上って山の神になるというのである」<sup>28</sup>。

「神は山と里とを往来して、その都度村人の鎮護に任じていたわけであって、その関心が田から山へ向けられる時期、つまり、生産生活の重点が山仕事に指向されるときに、とくに『山の神』として意識されていたのである。秋の山の神祭はその口明けの祭事であり、春は山仕事終いの祭祀であって、この二時季の祭は、その意味において最初から重要視されていたわけである」。

「原始信仰の最初の様式は、言うまでもなく万物に霊を見ることであった。そういう段階においては、人々は森羅万象のあらゆる事物に神の存在を認めた。木の神あり、石の神あり、風の神ありと言った状態であった。しかもこれらの神々は、最初から特定の祭場や祭日をもっていただけではなく、その祭祀は随時随処で行われていた。ところが民族の生活形態が複雑化するにつれて、祭場や祭日がだいに固定化してきて、今日われわれが見ることができるような様式にまで発展したのであった。山の神信仰がこの線に沿って進化してきたことはいうまでもない」<sup>29</sup>。

桜井の述べたとおり、日本民族は田の神と山の神の間に相互に深い関連をもつことを信じている。しかも最初からこの関連が重要視されて、現在に至るまで続いてきたのである。おそらくこの信仰の特徴によって、日本の自然環境がよく保護されたのであろう。

### 終わりに

本稿では、宇佐神宮の宮司である馬場紀美史による古代彝族が日本への渡来民族であるとの推論をもとに、古代彝族文化と漢族文化（華夏文化）との関係を分析し、および古代彝族が日本への渡来民であるかどうかなどの問題について、考古学と古代文献の記載にもとづき考証を行なった。その結果、日本の三角縁神獣鏡の製作と稲作技術の伝来は、明らかに漢代以後（一～三世紀）のこと

で、しかも中国の江南地方との交流関係がかなり深いと考えられる。

日本の宇佐神宮で行なわれた神事は、現代彝族の行事のなかから、その類似の痕跡を見出すことができるにもかかわらず、北辰信仰（太一信仰）が盛んに興ったのは漢武帝の時期であり、道教の繁栄およびその理論的成熟は唐代のことであった。唐代は、日本が留学生を派遣し、中国文化を吸収した主な時期である。『史記』及び道教の經典著作は遣唐使によって日本へ持ち帰られたことによって、日本の神道に大きな影響を与えた。宇佐神宮の柴挿神事と吉田神道の北斗七星\*信仰は漢代以後から唐代に至るまで、日本に伝わってきたはずである。

歴史の事実から見れば、漢文化は日本早期文化の主な出所であるはずである。しかし、前述のように、漢文化自身も多民族文化の融合体で、中でも古羌戎（彝族はその後裔の一部）文化は中心的な位置を占めていたことから、日本文化のなかに彝族文化の姿を見出すことができるのは、当然なことである。彝族と日本民族はともにすぐれた自然環境に恵まれ、自然環境と民俗信仰が相互に補完的な役割を果たしたからこそ、日本民族も中国の彝族もともに伝統的民俗文化が比較的によく保存されたものと考えられる。例えば、彝族の十ヶ月の太陽暦、日本宇佐神宮の柴挿神事、茨城県で七十二年に一度行なわれる金砂大祭礼などがそれである。

かつて日本文化に影響をもたらした黄河流域の中原（華夏）文化は、数千年、文明の発展に従ってきた。その中で、生存のために依存してきた自然生態環境の変化と共に、固有の伝統文化も変化したため、後世の人々には伝統文化の濫觴も分からなくなってしまった（この問題について、次の機会に譲りたい）。これは前文に論じた馬場の推論を招いた主な原因であると考えられる。

年中行事に表われた彝・漢族の古代文化と日本文化との関係を比較して分析する過程のなかで、年中行事の民俗信仰が自然生態環境との間で相互依存的関係をもつことを明らかにすると同時に、自然の生態環境が民族の伝統文化に対して重要な役割を果たしたことを再認識するのが、本稿のもう一つの願いである。

（尚、文中の敬称は略させていただきました。）

## 注

- 1 馬場紀美史『北辰信仰の起源と宇佐神宮』第101頁、258頁 国崎美峰堂 昭和61年
- 2 「中華文明探源工程」『人民日報』（海外版）2006年1月2日 第2版
- 3 劉堯漢『彝族文化研究叢書』序 李朝真『彝州考古』第1頁 雲南人民出版社 2000年4月
- 4 前掲『北辰信仰の起源と宇佐神宮』第60頁
- 5 王仲殊『中国からみた古代日本』第35～51頁 学生社 1992年11月25日

---

\* 秩父神社において、北斗信仰の祭りも同様である。

- 6 前掲《北辰信仰の起源と宇佐神宮》第35頁 昭和61年
- 7 同上 第36頁
- 8 姜彬主編《稲作文化と江南民俗》第753～754頁 上海文芸出版社 1996年4月
- 9 前掲《北辰信仰の起源と宇佐神宮》第258頁。
- 10 福井康順監修 中村璋八『道教』第3巻 第21頁 平河出版社 1983年
- 11 同上 第32頁
- 12 周士一『中華天啓』第154～158頁
- 13 日本古典文学大系69 『文華秀麗集』第275頁 岩波書店 1964年
- 14 劉堯漢、盧央『文明中国の彝族十ヶ月曆』第36-54頁 雲南人民出版社 1986年12月
- 15 聞一多『神話と詩』聞一多全集選刊I 第217頁 北京古籍出版社 1956年6月
- 16 『史記・曆書』百衲本 卷26 第4頁
- 17 陳久金・劉堯漢『夏小正新解』『農史研究』(北京)1983年 第1期
- 18 (宋)陳元靚《歲時廣記》叢書集成本 初編 首卷 第10頁
- 19 唐・韓鄂『歲華紀麗』叢書集成本 初編 卷四 第109、110頁
- 20 司馬遷『史記・太史公自序』百衲本 卷130 第15頁
- 21 志田諄一『金砂大祭礼をめぐる問題』第58頁 『金砂大祭礼』茨城新聞社2003年4月28日
- 22 同上
- 23 前掲《歲時廣記》叢書集成本 初編 首卷 第13頁
- 24 『金砂大祭礼』(17回磯出大祭礼・10日間の記録)第62頁 『茨城新聞』2003年
- 25 前掲『北辰信仰の起源と宇佐神宮』第128頁
- 26 前掲『金砂大祭礼』第61頁
- 27 張啓仁『彝族の原始崇拜と自然環境保護』『彝族文化』第一期 第76頁 1999年
- 28 桜井徳太郎『日本民間信仰論』第133頁 弘文堂 昭和45年10月
- 29 同上第121～122頁

本稿作成にあたり、李心純氏が雲南省彝族研究所を訪ね、宇佐神宮に拝謁した際に同行し、また資料の収集などにも大変協力して頂いた。日本文表現につき小岩勝己氏に校訂の労をとって頂いた。記して謝意を表す。

【付記】本稿は、2006年度(平成18年度)常磐大学研究助成金・課題研究(各個研究)による研究成果の一部である。

(常磐大学 国際学部 助教授)



---

## 研究論文

---

### 医療技術開発と生命科学

松 井 志菜子

#### Development of Technology in Medicine and Life Sciences

##### Abstract

Recently in the field of medicine, a development of technology is remarkable. Especially in the field of iatrotechnic of human gene analysis. The investigation of gene level, such as cloning technology and assisted reproductive technology, is discovering rapid progress. We know that science produces a new life, and we can receive a benefits. All living creatures are subjects. However, we have to set up a target in the investigation of NT. This paper considers a relation of development of technology in medicine and life sciences.

##### Key Words

Development of Technology in Medicine, Life Sciences, Human Gene Analysis

#### 1. はじめに

2006年、韓国のひとりの研究者が、ヒトクローン胚からES(胚性幹)細胞を作ることに成功したという論文捏造事件が起きた。権威ある雑誌サイエンスに、研究成果を発表し、ノーベル賞受賞の対象とも言われた。

最先端医療分野の研究は熾烈である。韓国も国家をあげて予算をつけ、後押ししていた。刑事上の犯罪と共に、生命倫理法違反を問われている。この事件をきっかけにして、関連法規の整備が行われた。2003年12月には、生命倫理と安全に関する法律を立法した。ヒト胚性幹細胞の研究、遺伝子治療、遺伝子診断、遺伝情報の保護に、罰則をつけた。クローン胚研究については、国家生命倫理審議委員会で審議することになった。

研究者は研究費を付与された場合、一定の期間内で成果を上げないと、次の研究費は期待できない。有能な研究者、科学者、技術者ほど、仮説に基づく一定の研究成果が予測できるだけに、時間との闘いに焦りを感じるであろう。

また、研究成果が期待通りになれば、人類の発展、社会や産業の発展に結びつき、貢献もできるであろう。

しかし、試行錯誤を伴う長い間の実験や研究が、それほど短期間に、簡単に、理論通りの成果を期待できるだろうか。勿論、順調に実験が進み、期待通りの成果を得ることもあるであろう。しかし、それは多くの研究者が、容易に結論に辿り着けることを意味するのではない。ノーベル賞は権威がある。受賞者の中には、自分の予測し得ない方法によって、あるいは、実験途中の失敗や偶然によって成功の鍵を得た人もいる。たとえ偶然や自分の理論の筋書きとは異なる方法による成果であっても、常にそこに網を張っていたために得ることができ、到達できる成功であろう。

先の事件は、生命体の神秘を解き明かし、最先端の医療技術の進歩に貢献する研究分野において起こった事件だけに、研究者の倫理観、道徳観、人間性までもが問題となった。そして世の中に、研究者の研究に取り組む姿勢、取り巻く人間関係等、多くの問題を突きつけた。

## 2. 生命科学研究の安全性

### 2.1. ゲノム研究と生命科学

生命科学の研究の過程は、長期間を要し、実験材料の収集と試行錯誤の実験を繰り返す。生命科学の研究は、生命そのものを取り扱う場合もある。そのため生きた生命体、動植物や人間を実験の対象とすることもある。人体実験である。生命（いのち）のある生き物、あるいは、組織や臓器など、生体から一部を取り出したものも実験に用いるのである。

最先端医療分野は、ヒトゲノムの解析に成功し、クローン技術の発達により、ES（胚性幹）細胞からの生命体の創生も可能になっている。

被験者自身、組織提供者など、実験に利用する材料を提供する者の人権の保護をどの様に行うのか。遺伝子治療を行う場合の、究極の個人情報などをどの様に保護するのか。提供を受けた材料の処理をどうするのか。例えば、ヒトの受精卵や胚の場合、破棄するのか。保存するのか。返却するのか。破棄する場合、どの様な破棄方法を取るのか。保存する場合、提供者の承諾を要するのか。承諾があったとしても、提供者の死後、どのように保存できるのか。再度、利用するときには、どの様な規制が必要か。

果たして、人間が、他の生物を実験材料にしているのか。植物はしゃべらない。しかし、人間の都合で伐採し、自然体系を崩し、土砂崩れや地盤の沈下、陥没などの災害を引き起こした。杉の植林をして、人間を含めた動物に、花粉症を起こした。動植物の生態系を変えた。地球誕生以来の気の遠くなるような時間で蓄積した天然資源を掘り起こし、あっという間に枯渇の心配をするまで、消費してきた。大気を汚染し、河川や海洋を汚染し、気候変動をもたらし、生態系の頂点に立ち、知能があると自負する人間が、様々な自然界への悪事に手を染めている。悪意はないとしても、無

責任である。人間中心のエゴである。氷河が融け、海水面が上がり、水没の危機に面している島や国がある。

遺伝子治療や遺伝子組み換えなど、遺伝子情報を操作することは、動植物の世界では、既に行っている。食糧確保や収穫量の増加、より味覚のよい素材の確保のために、日々、実験を行っている。

しかし、その安全性についての検証はない。狂牛病は、人類が作り出した病気ではないか。人間が、自分達の都合だけを優先し、作り出した病気ではないか。人々の食の満足のために、成長が早く、おいしい肉を提供してくれる牛の飼育の過程に、牛にとっては自然界の掟を破るものがあったのではないか。食物連鎖の結果は、長い時間経過の後に現れる。BSE問題は、その警鐘ではないだろうか。

自然の営みに反する行い、自然への冒瀆があったのではないか。人間は、自然のすべてを解き明かしていないということだ。自然界のすべてを知ることは、恐らく永遠に不可能であろう。宇宙はどの様に生まれ、消滅するのか。そもそも誕生も消滅も関係の無い世界かもしれない。自然界の不思議、生命の不思議は、ほとんど解き明かされていないといっても過言ではないであろう。自然界は厳しい自然淘汰で進行した。滅んでいったものは適応できなかった結果であろう。

遺伝子組み換え食品の材料、遺伝子組み換えの動植物の研究を否定している訳ではない。しかし、田畑で、〇〇m、〇〇km離れていたら、花粉や種子は飛ばずに、遺伝子組み換え植物の影響はないなどと、確固とした検証なく、言えるだろうか。花粉や種子は、想像以上に飛び散る。昆虫や動物にくっついて、あるいは、風に乗って、思わぬ所まで移動しているかもしれない。一旦、組み込まれた遺伝情報は、その後、存在することになる。すぐには、そして直接、目に見えないものへの畏れを、人間は忘れている。

生命科学の研究者は、研究段階で、常に、人権の尊重、そして生きとし生けるものあらゆる生命への尊厳を忘れてはいけないう、同時に、安全性への視点を落としてはならない。

## 2.2 国際的な標準策定の必要性

各国の食糧事情、食糧政策は異なる。農業国も工業国もある。気候や地形も異なる。資源や技術の程度も異なる。資金力、人材も異なる。しかし、地球上の生きとし生けるものが、健康に、そして、平和に、安全に生きるためには、国境を越えた協力が必要であろう。

イギリスでは、1999年2月11日に、イギリスのBBCのニュース番組報道による事件が起きた<sup>1</sup>。ラットに遺伝子組み換えのジャガイモを食べさせたら、免疫力低下や発達障害が見られたとの報告である。実験自体の信憑性、実験の検証、実験結果の精査などは別にして、報道を契機に、GM食品（遺伝子組み換え食品）の安全性について、各方面からの意見が続出し、一般国民のGM食品への安全性への不安をかきたてた。政府の食糧政策への批判、遺伝子組み換え産物を飼料として用いていた畜産業界の打撃、国民のGM食品への抵抗など混乱に陥った。その後、1996年に、クロ

イツフェル・ヤコブ病が、狂牛病の牛肉を食したことから感染、発症した可能性が高いという、保険大臣からの発表があった。国民は、既に GM 食品、食物添加物、食のアレルギーなど食の安全についての関心が高く、批判的な人々も出てきていた。わが国では、牛の年齢や全頭検査義務付けによる問題解決を図っているが、イギリスでは、牛の年齢に係わり無く、危険であるとする研究者の発言もある。

現代社会は、人々の移動は自由自在である。また、原材料の調達も、世界各地に及んでいる。自国だけが、自国民を守るために、政策、立案しても、根本的な安全の確保という問題解決にはならない。世界すべての国々が、統一した基準を創り、遵守することは困難かもしれない。

しかし、環境問題も、各国の思惑を乗り越えて、世界標準を実現すべく努力している。バイオテクノロジー研究にまつわる議論は、始まって間もない。今のうちに、はっきり世界統一の基準を設けるべきであろう。そして、各国、各地域は、それに沿った規定を作るべきであろう。お互いの監視も必要であろう。そのためには、先進国と呼ばれる国々、開発途上国と呼ばれる国々の経済的な力関係、政治的な発言力、指導力など、いわゆる南北問題からくる問題への対策も必要である。

先進諸国では、一定水準の医学的な情報の蓄積があり、専門的な研究所やそれに携わる人材がいる。経済的な余裕もある。国民全員が、先端医療や先端技術の恩恵を受けられる仕組みがほぼできている。人々の病気や衛生に対する関心も高く、医学の水準も高い。勿論、格差社会という言葉があるように、経済力、人種、民族、宗教、門地による結果的な差別や区別があることは否めない。

しかし、開発途上国や文明社会から取り残されている地域には、特殊な疾病や奇病、風土病、環境特有の病気など、先進諸国には、発生しない病気などもある。治療方法や薬品がないために、治ることもなく死亡、更に伝染して亡国病となる場合もある。経済力、政治力、人材もなく、なすすべもなく苦しんでいる人々が多くいる。また臓器売買も実際には行われている。臓器は、開発途上国から、先進国へと流れていく。お金のために臓器を売買すること自体も、重大な問題である。

国際社会が、真に理解し、協力し合える体制が必要である。予算確保の問題、共同研究の模索、研究者や人材の育成、情報の共有、実効性を確保する手段、共通の話題として話し合える国際機関の活用など解決すべき問題は多々あるが、動き出さなければならない。

例えば、生殖補助医療技術、脳死、臓器移植、安楽死、尊厳死の研究に対する考え方、価値観、許容範囲、倫理観、宗教観は、各国バラバラである<sup>2</sup>。

国際的な倫理規範として、1997年11月の国際連合教育科学文化機関(ユネスコ)の総会「ヒトゲノムと人権に関する世界宣言」(Universal Declaration on Human Genome and Human Rights, UNESCO, 1997)、1998年のWHO「遺伝医学の倫理的諸問題及び遺伝サービスの提供に関するガイドライン」(Human Genetics Programme: Proposed international guidelines on ethical issues in medical genetics and genetic services, 1998)、2000年10月のヘルシンキ宣言、ヒトを対象とする医学研究の倫理的

則(英国、エジンバラでの第52回WMA総会での修正)などがある。話し合いで、より精度の高い規約、ガイドライン、宣言文、世界法を制定するよう努力していかなければならない。

註1 J.Durant & N.Lindsey "The Great GM Food Debate" Sept. 1999 Science Museum.

註2 長岡技術科学大学言語・人文科学論集第20号(2006年11月発行)掲載の拙書、「生命倫理—脳死、臓器移植、安楽死、尊厳死—」(Bioethics—brain death, transplant, euthanasia, death with dignity—)と「生命倫理—生殖補助医療の発展—」(Bioethics—Development of assisted reproductive technology —)を参照。

遺伝子解析研究は、提供材料は、遺伝子解析前に、個人識別情報管理者が匿名化するのが原則である(ヒトゲノム、遺伝子解析に関する倫理指針4(10))。解析後に、個人遺伝情報開示請求があっても、開示は不可能である。しかし、患者の治療や診療目的による遺伝子診断は、個人の情報として保存している。遺伝子診断後に、開示請求があった場合、特に、知られたくない家族、親族、保険会社などの利害関係人などからの請求の場合、プライバシーの問題、秘密保持、守秘義務等の問題もあり、その情報の取り扱いには慎重を要する。この点について、長岡技術科学大学言語・人文科学論集第19号(2005年11月発行)掲載の拙書「個人情報・プライバシーの保護」Protection of personal information and privacy、常磐短期大学研究紀要第34号(2005年12月発行)掲載の拙書「医療における情報セキュリティ」参照。

わが国の遺伝子診断についての指針として、1993年4月の厚生科学会議「遺伝子治療臨床研究に関するガイドラインについて」、1994年2月8日の厚生省告示第23号「遺伝子治療臨床研究に関する指針」、2000年の日本人類遺伝学会理事会倫理審査委員会「遺伝学的検査に関するガイドライン」、2000年の家族性腫瘍研究会「家族性腫瘍における遺伝子診断の研究とこれを応用した診療に関するガイドライン」などがある。

遺伝子解析研究についての国内の指針については、2000年5月の厚生科学審議会「遺伝子解析研究に付随する倫理問題等に対応するための指針」(後記倫理指針の施行により廃止)、2000年6月の科学技術会議「ヒトゲノム研究に関する基本原則」、2000年8月の文部省「大学等における遺伝子解析研究に係る倫理問題について」、2001年3月29日の文部科学省、厚生労働省、経済産業省告示第1号「ヒトゲノム・遺伝子解析に関する倫理指針」などがある。

### 3. 知的財産と特許

#### 3.1 医療分野の知的財産

医療分野においても、知的財産はある。一刻もはやく特許を取得し、次の研究開発に取り組む体制を充実しようとするのは当然であろう。

医療分野における知的財産とは何か。発明とは何か。発見とは何か。考える必要があるであろう。

わが国の特許法<sup>3</sup>は、その目的として、発明の保護及び利用を図ることにより、発明を奨励し、もって産業の発達に寄与することを目的とすると規定する。また発明とは<sup>4</sup>、①自然法則を利用している、②技術的思想である、③創作である、④高度のものであるとする。

発明の種類には、3つのカテゴリーがある。①物の発明、②方法の発明、③物を生産する方法の発明<sup>5</sup>である。特許を受けることができる発明は、以下の要件に該当しない発明である。その要件は、①特許法にいう「発明」ではない<sup>6</sup>、②産業上の利用可能性がない<sup>7</sup>、③不許可事由に該当するもの<sup>8</sup>、④既に世の中に知られている<sup>9</sup>、⑤既に世の中に知られているものから容易に思いつくこと<sup>10</sup>、⑥同じものが先に出願されている<sup>11</sup>、⑦同じものが先に出願された書類の中に記載されている<sup>12</sup>、である。

註3 特許法第1条 この法律は、発明の保護及び利用を図ることにより、発明を奨励し、もって産業の発達に寄与することを目的とする。

註4 特許法第2条第1項 この法律で「発明」とは、自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のものをいう。

註5 特許法第2条第3項 この法律で発明について「実施」とは、次に掲げる行為をいう。物（プログラム等を含む。以下同じ。）の発明にあつては、その物の生産、使用、譲渡等（譲渡及び貸渡しをいい、その物がプログラム等である場合には、電気通信回線を通じた提供を含む。以下同じ。）若しくは輸入又は譲渡等の申出（譲渡等のための展示を含む。以下同じ。）をする行為 2. 方法の発明にあつては、その方法の使用をする行為 3. 物を生産する方法の発明にあつては、前号に掲げるもののほか、その方法により生産した物の使用、譲渡等若しくは輸入又は譲渡等の申出をする行為

註6 特許法第29条第1項柱書 産業上利用することができる発明をした者は、次に掲げる発明を除き、その発明について特許を受けることができる。

註7 特許法第29条第1項柱書。

註8 特許法第32条 公の秩序、善良の風俗又は公衆の衛生を害するおそれがある発明については、第29条の規定にかかわらず、特許を受けることができない。

註9 特許法第29条第1項各号 産業上利用することができる発明をした者は、次に掲げる発明を除き、その発明について特許を受けることができる。1. 特許出願前に日本国内又は外国において公然知られた発明 2. 特許出願前に日本国内又は外国において公然実施をされた発明 3. 特許出願前に日本国内又は外国において、頒布された刊行物に記載された発明又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となつた発明。

註10 特許法第29条第2項 特許出願前にその発明の属する技術の分野における通常の知識を有

する者が前項各号に掲げる発明に基いて容易に発明をすることができたときは、その発明については、同項の規定にかかわらず、特許を受けることができない。

註 11 特許法第 39 条 同一の発明について異なつた日に 2 以上の特許出願があつたときは、最先の特許出願人のみはその発明について特許を受けることができる。2 同一の発明について同日に 2 以上の特許出願があつたときは、特許出願人の協議により定めた一の特許出願人のみはその発明について特許を受けることができる。協議が成立せず、又は協議をすることができないときは、いずれも、その発明について特許を受けることができない。3 特許出願に係る発明と実用新案登録出願に係る考案とが同一である場合において、その特許出願及び実用新案登録出願が異なつた日にされたものであるときは、特許出願人は、実用新案登録出願人より先に出願をした場合にのみその発明について特許を受けることができる。4 特許出願に係る発明と実用新案登録出願に係る考案とが同一である場合(第 46 条の 2 第 1 項の規定による実用新案登録に基づく特許出願(第 44 条第 2 項(第 46 条第 5 項において準用する場合を含む。))の規定により当該特許出願の時にしたもののみなされるものを含む。)に係る発明とその実用新案登録に係る考案とが同一である場合を除く。)において、その特許出願及び実用新案登録出願が同日にされたものであるときは、出願人の協議により定めた一の出願人のみの特許又は実用新案登録を受けることができる。協議が成立せず、又は協議をすることができないときは、特許出願人は、その発明について特許を受けることができない。5 特許出願若しくは実用新案登録出願が放棄され、取り下げられ、若しくは却下されたとき、又は特許出願について拒絶をすべき旨の査定若しくは審決が確定したときは、その特許出願又は実用新案登録出願は、第 1 項から前項までの規定の適用については、初めからなかつたものとみなす。ただし、その特許出願について第 2 項後段又は前項後段の規定に該当することにより拒絶をすべき旨の査定又は審決が確定したときは、この限りでない。6 発明者又は考案者でない者であつて特許を受ける権利又は実用新案登録を受ける権利を承継しないものがした特許出願又は実用新案登録出願は、第 1 項から第 4 項までの規定の適用については、特許出願又は実用新案登録出願でないものとみなす。7 特許庁長官は、第 2 項又は第 4 項の場合は、相当の期間を指定して、第 2 項又は第 4 項の協議をしてその結果を届け出るべき旨を出願人に命じなければならない。8 特許庁長官は、前項の規定により指定した期間内に同項の規定による届出がないときは、第 2 項又は第 4 項の協議が成立しなかつたものとみなすことができる。

註 12 特許法第 29 条の 2 特許出願に係る発明が当該特許出願の日前の他の特許出願又は実用新案登録出願であつて当該特許出願後に第 66 条第 3 項の規定により同項各号に掲げる事項を掲載した特許公報(以下「特許掲載公報」という。)の発行若しくは出願公開又は実用新案法(昭

和 34 年法律第 123 号) 第 14 条第 3 項の規定により同項各号に掲げる事項を掲載した実用新案公報 (以下「実用新案掲載公報」という。) の発行がされたものの願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲又は図面 (第 36 条の 2 第 2 項の外国語書面出願にあつては、同条第 1 項の外国語書面) に記載された発明又は考案 (その発明又は考案をした者が当該特許出願に係る発明の発明者と同一の者である場合におけるその発明又は考案を除く。) と同一であるときは、その発明については、前条第 1 項の規定にかかわらず、特許を受けることができない。ただし、当該特許出願の時にその出願人と当該他の特許出願又は実用新案登録出願の出願人とか同一の者であるときは、この限りでない。

### 3.2 医療は産業か？

医療分野において、産業上の利用可能性のある発明<sup>13</sup>とは何か。

そもそも医療分野は産業なのか。

医療業といっても、医療機器や医薬品の分野は、特許法上の産業に該当する。

では、医師の行為、すなわち、人間を手術するなど、治療又は診断する医療行為は、特許法第 29 条第 1 項柱書に示す「産業上の利用することができる発明」に該当するのであろうか。

平成 14 年 4 月 11 日の東京高裁判決は、医療行為を除外している。すなわち、医療業は、産業ではないとする。人間を手術や治療、診断する方法などの医療行為は、特許要件の一つの特許法第 29 条第 1 項柱書の「産業上利用することができる発明」に該当せず、特許出願は拒絶されるとした。医師が行う医療行為に係る技術の特許の対象にする必要性が乏しいとする。

但し、製薬業界や医療機器業界は、特許保護に関する国際的な調和の観点や、医療関連産業の国際競争力強化のため、特許保護を強く要望している。また平成 14 年 4 月 11 日の東京高裁判決にも、将来、一部の医療行為に関する特許を認める可能性を検討する必要性も指摘する。そして医療行為に係る技術の周辺技術のうち「物」に由来する技術で、医療機器の機能や特性などに基づく作動、医薬の用法などに、技術的な特徴がある方法医療機器、医薬の特定の使用方法に限り、特許の対象にする検討を始めている。また、医療機器や医薬品の分野は、医療業にとって密接な関係があり、必要なものである。従って、医療機器や医薬品を開発、生産、製造は、産業の分類としては、製造業、製薬業に属するとする。具体的には、医療機器に備わる方法の特許に関し、診断など一定の方法で医療機器自体の性能・機能として備わる技術的特徴に特許を与える案と、データ収集方法、比較段階に関わる方法など検査方法の一部に特許保護を与える案とがある。また医薬の特定の使用方法に関しては、医師に提示する複数の医薬の組み合わせ方法に限定して、特許で保護する案と、医薬の組み合わせの他、投与間隔、投与量など用法、容量に関する新しい投与方法などまでを特許の対象にする案もある。

また、日進月歩の進化を遂げる大学や大学病院、医療研究機関における研究に対しては、特許取得までに時間がかかることもあり、特許は、研究や開発の推進力にならない、という考え方である。

更に、医師の行う医療行為の特殊性がある。それは、医療行為には、人道的な救命、緊急を要する対応が求められているからである。特許権者の許諾を得なければ行えない医療行為があると、医師は、何も行えなくなってしまう。生物の生命を救う医療行為の性質上、すべての人々に開放すべきものではないか。

先の東京高裁判決は、医師が、現に医療行為に当たろうとする時点において、そのとき現在自ら有する能力、手段を最大限に発揮することを妨げることにならないかという判断基準を採り入れる事によって、医師の自由な医療活動を確保しようとした。これから行おうとしている医療行為が、特許の対象であるのか。あるいは、医療行為を行うことによって、特許権侵害の責任を追及されることになるのではないかなどを心配しなくてよいということになる。医療行為に当たる医師を、このような状況に追い込むことは、医療行為の性質上、著しく不当であると判決では言っている。そして、わが国の特許制度は、このような結果を是認するものではないと考えるのが、合理的な解釈であると述べ、医師の自由な医療活動を確保している。

註13 特許法第29条第1項柱書。産業上の利用することができる発明をした者は、次に掲げる発明を除き、その発明について特許を受けることができる。

### 3.3 発明と特許

医師の行為はすべて発明にはならないか。

人を手術する行為や治療する行為、診断する行為などの医療行為は、わが国では、産業上、利用可能性がないとして、特許の対象とはならない。しかし、将来的には、特許庁の審査基準の改訂があり、特許の対象となる可能性がある。すでに、再生医療は、審査基準の改訂があり、産業上、利用可能性があるとして、特許の対象となっている。

アメリカ合衆国においては、手術方法も特許の対象となっている (Pallin case)<sup>14</sup>。但し、治療行為で、その手術方法を用いても、特許侵害にはならない。特許の対象にすることによって、手術方法の意欲と開発を進めようとする政策である。

医療行為には、血液や尿、皮膚や細胞や組織を採取し、処理する方法や、分析、データ収集の方法もある。これらは特許の対象である。しかし、人工透析のように、採取した血液を、治療の一環として同一人物に戻すために採取した場合、その血液の処理方法は、産業上の利用することができる発明に該当しない。但し、血液透析する装置自体は、特許となる。

では、火傷の際の皮膚移植のような再生医療や遺伝子治療は、特許を取得できるであろうか。

人体から皮膚を切除し、摘出した皮膚を培養して、人体に移植することは医療分野における医療技術として広く活用している。そして、皮膚の培養に関しては、医師や医療機関のみならず、医療関係の企業も参入している。すなわち、企業が、新しい産業として、商品を開発する場合もある。また、製品開発や生産の効率化のため、新技術の開発の対象ともなりうる。営利性、市場における流通性があれば、医師や医療機関、患者からの需要や、商品取得の簡便性、容易性があれば、産業上の利用することができる発明として、特許で保護していくこともひとつの考え方であろう。

わが国では、平成 14 年 7 月 3 日の知的財産戦略大綱において、近年、進展の著しい再生医療や遺伝子治療の関連技術について、技術開発の発明を促進するために、特許法における取り扱いを明確化し、審査基準の見直しを検討するとした。実際に、平成 15 年 8 月 7 日に審査基準を改訂した。

ここでは、人体から採取した血液や尿、皮膚や細胞や組織などを、原材料として、医薬品、例えば、血液製剤、ワクチン、遺伝子組み換え製剤や、医療機器、例えば、人工骨、皮膚培養のシートなどの身体の各部分のための人工的代用品または代替物を製造するための方法は、人間から採取したものを、採取した者と、同一人物に治療のために戻すことを前提として処理する方法、例えば、血液の人工透析のようなものは、人間を手術、治療または診断する方法に該当しないとして、産業上の利用することができる発明となる可能性、すなわち、特許を受ける可能性がある審査基準を見直している。

註14 白内障の手術方法に関する Pallin 博士の特許を、Singer 博士が侵害したと訴えた事件である。  
(Pallin v. Singer, 36 USPQ2d 1050 (Va. 1995))

### 3.4 ジェネリック医薬品

ジェネリック医薬品は、後発医薬品ともいう。

新薬には、承認後、有効性や安全性の再確認を義務づけている。再審査期間といい、原則 6 年間である。

ジェネリック医薬品は、新薬の特許期間や有効性や安全性を検証する再審査期間など独占的販売期間終了後に発売する薬をいう。新薬と同じ有効成分で作るため、効能や効果、用法や用量は同じである。

ジェネリック医薬品は、人材、実験装置、研究期間、材料費などが不要のため、新薬開発に要する研究開発費用を販売価格に上乗せしない。そのため低価格で製造、提供できる医薬品である。欧米諸国において、有効成分の一般名 (generic name) で処方することが多いため、ジェネリック医薬品という。

もちろん、ジェネリック医薬品は、規格及び試験方法、安定性試験、臨床現場における有効性と安全性が新薬と同等であることを実証する生物学的同等性試験などの審査があった後に承認される。

研究開発費が高く、研究に時間のかかる医薬品の場合、人道上の見地から、研究費用を反映した薬を、特許にせず、全人類のために使おうとする考え方がある。

また政策的に、先進国では高く売り、開発途上国や、経済的には後発の貧しい国においては、安く調達できるようにするなど、人道と特許の間の問題解決方法は、いろいろと考えることができる。

しかし、安く製造したものが、別の経路で、逆輸入や並行輸入され、特許を脅かすことにもなりかねない。特許は、発明者や企業にとって、研究開発費の回収と、その後の更なる研究費になる大切なものである。

特許制度の目的<sup>15</sup>は、発明の保護及び利用を図ることにより、発明を奨励し、産業の発達に寄与することである。特許権の存続期間が満了した後は、自由に、その発明を利用することができる。広く一般社会が、画期的な発明を活用することによって、公益に役立てることができる。

特許の存続期間は出願から20年である<sup>16</sup>。5年間の延長も認めている<sup>17</sup>。

医薬品に関する特許には、新しい化学物質に与える物質特許、物質の新しい製造方法に与えられる製法特許、製剤上の新しい工夫に与える製剤特許がある。また既存の化合物に、新しい効能や効果がある場合の用途特許もある。通常、新薬の特許期間の満了は、物質特許の期間満了を指す。しかし、物質特許の期間満了時に、製法特許や製剤特許の特許期間が残っている場合もある。この場合、製法特許に抵触しないような原薬の使用や、製剤特許に抵触しないような製剤化は、特許侵害にならない。わが国においては、医師の処方による医薬の混合は、特許侵害にならない。薬局の中で、薬剤師が薬を調合することも特許侵害にならない<sup>18</sup>。

また新薬の用途特許が持続している場合、ジェネリック医薬品における効能や効果が異なる場合がある。新薬の効能や効果の追加等に伴い、新たな再審査を行う場合も、適応症が異なる場合がある。この様な場合、ジェネリック医薬品は、再審査期間や用途特許の期間満了後に、効能や効果の追加申請をする。しかし、その間、新薬を研究開発した製造販売業者等の特許出願者に、独占的な製造や販売の権利があるため、ジェネリック医薬品は使用できない。

ジェネリック医薬品の一つに、エイズの治療薬がある。研究と開発は急速であり、今では、治る病気とも言われる。しかし、患者の多くは、アフリカやアジアの民であり、研究開発費用と販売のための許認可のため、時間と費用を薬価に上乗せした高価な薬を使用することができない。特許によって、そっくり同じものを作れるからといって、特許権を無視して、勝手に製薬していいとはいえない。

註15 特許法 第1条 この法律は、発明の保護及び利用を図ることにより、発明を奨励し、もつて産業の発達に寄与することを目的とする。

註16 (存続期間)第67条第1項 特許権の存続期間は、特許出願の日から20年をもつて終了する。

註17 (存続期間)第67条第2項 特許権の存続期間は、その特許発明の実施について安全性の確

保等を目的とする法律の規定による許可その他の処分であって当該処分の目的、手続等からみて当該処分を的確に行うには相当の期間を要するものとして政令で定めるものを受けることが必要であるために、その特許発明の実施をすることができない期間があつたときは、5年を限度として、延長登録の出願により延長することができる。

註18 特許法第69条第3項 二以上の医薬を混合することにより、製造されるべき医薬の発明又は二以上の医薬を混合して医薬を製造する方法の発明に係特許権の効力は、医師又は歯科医師の処方箋により調剤する行為及び医師又は歯科医師の処方箋により調剤する医薬品には及ばない。

### 3.5 医療技術開発と特許

科学は、自然の不思議を紐解くことであろう。ほんのひとかけらしか解明していないであろう大きな宇宙に向けた人間の探究心は、無限の大宇宙からみれば、発明ではなく、発見に過ぎないのかもしれない。自然を知っただけなのかもしれない。

最先端の医療分野における科学の探究、技術開発、実験の試行錯誤については、研究に携わる科学者、技術者に対して、その倫理観、道徳観を厳しく問う必要があるであろう。

その研究が何を目指しているのか。何を求めて研究しているのか。どこへ行こうとしているのか。どこから引き戻すことができるのか。どのような段階で、その研究を止めなければならないのか。それは誰が判断するのか。

研究内容を、誰が検討するのか。研究の進捗状況、研究方法を監視する必要があるのか。また、それは、どこまで実現可能か。監視、監督は誰が、あるいは、どの様な機関が、どの様に行うのか。

極秘の情報や、機密事項を共有できる人は限られている。研究の歯止めに対する措置には、どの様な方法があるのか。資金の打ち切り、研究室、研究チームの解体、罰則など。

特許を取得することが、その後の研究活動に、どの様な影響を与えるか。特に先端医療の研究に、特許が必要なのか、あるいは、かえって弊害を齎すのかなど、もっと、より厳密に精査する必要があるであろう。

### 3.6 地球規模の政策

最近、生命科学、生命倫理、遺伝子研究に莫大な研究費がついている。

ベルリンの壁の崩壊に続く東西の冷戦の時代の終息。欧州連合（E U）の成立。共産主義社会、社会主義社会における民主化運動。特にアジア諸国の経済成長。社会、政治、経済が大きく転換し、軍事や安全保障の優先順位が、少し後退する。

現代社会の共通認識は、地球環境と人類が生き延びる術の研究であろう。快適で、衛生的な、安

心、安全の暮し易い環境。文化的で、衣食住、不自由の無い生活物資。限りある資源を無尽蔵に変える錬金術。生命(いのち)を永らえ、どの様な病気にも打ち勝てる薬や治療方法。どこにいても最先端の医療サービスを受けられるシステム。高齢化社会に至れり尽くせりの福祉の充実。癌を撲滅し、エイズによる死をなくすこと。どの国も理想とする社会のあり方であろう。

しかし、地球上の人々の中で、豊かな国、豊かな生活を送れる人々は、ほんの一握りといっても過言ではない。快適な生活を支えるために、どれだけの自然を破壊し、限りある資源を浪費してきたか。資源の確保のために戦争を起し、どれだけ尊い生命を奪ってきたか。遺伝子情報にまで影響を与える武器を開発し、生命を脅かしてきたか。それを実際に使用し、人々の健康を害し、苦しめているか。

気の遠くなるような昔の宇宙の誕生からすると、一瞬ともいえない程の短い生命体である人間が、自然の摂理に反した行為に踏み込んでいる。

世界中の国々が、真剣に、最先端医療分野の研究開発についての、話し合い、了解、承認事項を、きちんと決めなければならない時期にきているのではないか。以前、核兵器や原子力についての平和利用や、最先端の技術開発、科学の探求について、専門家のみならず、地球全体のことを考えた国際機関での話し合い、取極め、条約などが必要である。実効性の確保のためには、強力な強制力とペナルティを考えなければならない。国際的な枠組みの設定、条約、どの国に対しても権限を有する国際機関の設置が必要ではないか。

一国の政策ではなく、国際的な地球規模の政策の必要性である。バイオポリティクス(Bio-Politics)<sup>19</sup>という言葉もある。

註19 Michel Foucault は 1976 年の *The History of Sexuality: An Introduction* (知への意志 渡辺守章訳) の中で、人間の身体機能の利用に関する支配(解剖学的政治学)と、例えば、生命の誕生、死亡、健康管理など、生物学的な種の側面に介入し、これを管理しようとする権力の働きを、バイオポリティクス(Bio-Politics)と呼んだ。

## 4. ヒトゲノム研究

### 4.1 ヒトゲノムの解析

ヒトゲノムの解読によって、人々の遺伝子情報の操作が可能となった。それは、しかし、病気の治療、難病や奇病の原因究明や治療方法の開発に限定されない研究である。優生思想や、遺伝子を目掛けて生命体を特定し、破滅へと導くこともできるようになった。生物兵器よりも、もっと恐ろしい生命破壊手段をも手に入れた。

国家規模で取り組む最先端医療分野の研究。政治的に利用することがあれば、軍事的な紛争の比

ではない。クローン人間を創生し、遺伝子情報に国家を転覆するような破壊的なチップを埋め込んだ人間の形をしたロボットを創作する恐れもある。武器によらない、知的技術による戦争である。

顔の形、眼の虹彩、指紋、血管の型、DNA 情報による本人確認は、最近、住居の出入り口、金融機関、ターミナル空港などでも採用し始めている。生物学的な特性は、一人一人が異なることを利用した生物認証（バイオ・メトリクス）である。究極の個人情報、個人の特典である。しかし、これらの情報の使い方を間違えると、また、個人特定の情報が不容易に出回ると、大変、危険なことになる。

ヒトゲノムの計画は、国境を超えた国際共同研究である。1990年に始まった。生命に対する謎解きを開始した。ヒトゲノムの解読は2003年に成功した。

1953年、アメリカ合衆国のワトソン博士（James Dewey Watson（1928年-））とイギリスのクリック博士（Francis Harry Compton Crick, 1916 - 2004年）は、X線回折法というDNAにX線を当てる方法によるデータ解析から、DNA分子の立体構造が二重螺旋構造であることを発見した<sup>20</sup>。

註20 1953年4月 Nature 誌に発表。

## 4.2 科学革命と情報

ヒトゲノム解読は、革命的であった。その後の研究は、遺伝学（genetics）からゲノム学（genomics）へと変貌し、遺伝子研究は、ヒトゲノム計画へ発展した。先進各国は、多くの予算を投入し、先を争って研究推進の後押しをした。1997年、DNA 解読装置を開発し、遺伝子情報の解読は、短期間で容易にできることになった。

解読した遺伝子情報について、わが国では、1997年11月の国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）の総会「ヒトゲノムと人権に関する世界宣言」、「ヒト遺伝子情報に関する国際宣言」を踏まえ、2001年3月29日（2004年12月28日全部改正、2005年6月29日一部改正）の文部科学省、厚生労働省、経済産業省告示第1号「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（以下、2005年改正ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針）を作った。

2005年改正ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針によると、ヒトゲノム・遺伝子解析研究とは、提供者の個体を形成する細胞に共通して存在し、その子孫に受け継がれ得るヒトゲノム及び遺伝子の構造又は機能を、試料等を用いて明らかにしようとする研究をいうと定義する<sup>21</sup>。

2005年改正ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針には、1 基本的考え方として、基本方針、適用範囲、保護すべき個人情報、海外との共同研究を、2 研究者等の責務として、すべての研究者等の基本的な責務、研究を行う機関の長の責務、研究責任者の責務、個人情報管理者<sup>22</sup>の責務を、3 提供者に対する基本姿勢として、インフォームド・コンセント、遺伝情報の開示、遺伝カウンセリング<sup>23</sup>を規定する。

註21 2005年改正ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針の6の16の(3)。

註22 2005年改正ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針の6の16の(6)によると、個人情報管理者とは、試料等の提供が行われる機関を含め、個人情報を取り扱う研究を行う機関において、当該機関の長の指示を受け、提供者等の個人情報がその機関の外部に漏えいしないよう個人情報を管理し、かつ、匿名化する責任者をいう。

註23 2005年改正ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針の6の16の(10)によると、試料等の提供が行われる機関とは、研究を行う機関のうち、医療機関や保健所のように、人々から試料等の提供が行われる機関をいう。

#### 4.3 ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針

以下、2005年改正ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針の研究者等の責務、研究を行う機関の長の責務、研究責任者の責務を見ていこう。

2005年改正ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針は、すべての研究者の基本的な責務として、次の様に規定する<sup>24</sup>。

(1)すべての研究者等は、生命現象の解明、疾病の予防、診断及び治療の方法の改善、健康の増進等を目的として、ヒトゲノム・遺伝子解析研究を実施しなければならない。ここで言う研究者等とは、研究を行う機関において、研究責任者、研究担当者（試料等の提供を受ける業務を行う者を含む。）、遺伝カウンセリングを実施する者、個人情報保護の業務を行う者、研究を行う機関の長その他のヒトゲノム・遺伝子解析研究に携わる関係者をいう<sup>25</sup>。

ヒトゲノム・遺伝子解析研究とは、提供者の個体を形成する細胞に共通して存在し、その子孫に受け継がれ得るヒトゲノム及び遺伝子の構造又は機能を、試料等を用いて明らかにしようとする研究をいう。本研究に用いる試料等の提供のみが行われる場合も含まれる。薬事法（昭和35年法律第145号）に基づき実施される医薬品の臨床試験及び市販後調査、又は医療機器の製造、輸入承認申請のために実施される臨床試験及び市販後調査については、同法に基づき、既に医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成9年厚生省令第28号）及び医薬品の市販後調査の基準に関する省令（平成9年厚生省令第10号）により規制されており、本指針の対象としない<sup>26</sup>。研究を行う機関とは、ヒトゲノム・遺伝子解析研究を実施する機関及び個人事業者（試料等の提供が行われる機関<sup>27</sup>を含む。）をいう<sup>28</sup>。

(2)すべての研究者等は、ヒトゲノム・遺伝子解析研究の社会的有益性を確認するとともに、個人の人権の保障を科学的又は社会的な利益に優先して配慮しなければならない。

(3)すべての研究者等は、提供者又は代諾者等のインフォームド・コンセントを受けて、ヒトゲノム・遺伝子解析研究を実施することを基本としなければならない。インフォームド・コンセントは、

試料等の提供を求められた人が、研究責任者から事前にヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する十分な説明を受け、その研究の意義、目的、方法、予測される結果や不利益等を理解し、自由意思に基づいて与える試料等の提供及び試料等の取扱いに関する文書による同意をいう<sup>29</sup>。

インフォームド・コンセントとは、試料等の提供を求められた人が、研究責任者から事前にヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する十分な説明を受け、その研究の意義、目的、方法、予測される結果や不利益等を理解し、自由意思に基づいて与える試料等の提供及び試料等の取扱いに関する同意をいう。2005年改正ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針においては、文書によることが求められる<sup>30</sup>。

また試料等とは、ゲノム・遺伝子解析研究に用いようとする血液、組織、細胞、体液、排泄物及びこれらから抽出した人のDNA等の人の体の一部並びに提供者の診療情報、その他の研究に用いられる情報（死者に係るものを含む）をいう。ただし、学術的な価値が定まり、研究実績として十分に認められ、研究用に広く一般に利用され、かつ、一般に入手可能な組織、細胞、体液及び排泄物並びにこれらから抽出した人のDNA等は、含まれない<sup>31</sup>。

(4)すべての研究者等は、職務上知り得た個人情報を正当な理由なく漏らしてはならない。その職を辞した後も、同様とする。(5)すべての研究者等は、個人情報の保護を図るとともに、個人情報の取扱いに関する苦情等に誠実に対応しなければならない。(6)すべての研究者等は、個人情報の予期せぬ漏えい等、提供者等の人権の保障の観点から重大な懸念が生じた場合には、速やかに研究を行う機関の長及び研究責任者に報告しなければならない。(4)(5)(6)では、個人情報の保護を図っている。

(7)すべての研究者等は、倫理審査委員会の承認を得て、研究を行う機関の長により許可された研究計画書に従って研究を実施する等、本指針を遵守し、人間の尊厳及び人権を尊重して、適正にヒトゲノム・遺伝子解析研究を実施しなければならない。

倫理審査委員会とは、ヒトゲノム・遺伝子解析研究の実施の適否その他の事項について、提供者等の人権の保障等の倫理的観点とともに科学的観点を含めて調査審議するため、研究を行う機関の長の諮問機関として置いた合議制の機関をいう<sup>32</sup>。倫理審査委員会は、最先端医療分野の中でも、特に、クローン胚研究、ヒトゲノム研究の分野において、各国が採用する。医療分野の研究者だけでなく、法や経済の研究者、倫理や哲学の研究者、科学者、技術者、一般国民の視点を取り入れ、総合的に議論できる場である。偏らない、冷静な目で研究を進め、専門外の知識や考え方、評価を知り、行動を規律していくことができる。チェック機能も期待できるであろう。

(8)すべての研究者等は、研究実施に当たっての適正な手続の確保、外部の有識者による実地調査、提供者等からの研究の進捗状況の問い合わせへの的確な対応、研究結果の公表等、研究の透明性の確保を図らなければならない。

(9)すべての研究者等は、試料等の提供が善意に基づくものであることに留意し、既に提供されて

いる試料等を適切に保存し、及び活用すること等により、人からの試料等の提供を必要最低限とするよう努めなければならない。(10)すべての研究者等は、ヒトゲノム・遺伝子解析研究の実施に当たっては、偽りその他不正の手段により個人情報及び試料等を取得してはならない。

また2005年改正ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針では、研究を行う機関の長の責務は、次の様に規定する<sup>33</sup>。

(1)研究を行う機関の長は、その機関におけるヒトゲノム・遺伝子解析研究の実施に関する最終的な責任を有し、研究責任者及び研究担当者が研究計画に従って適正に研究を実施するよう監督しなければならない。その際、研究を行う機関の長は、提供者等の人権を最大限保障すべきこと及び本指針、研究計画等に反した場合に懲戒処分等の不利益処分がなされ得ることについて、その機関の研究者等に対する周知徹底を図らなければならない。

研究責任者とは、個々の研究を行う機関において、ヒトゲノム・遺伝子解析研究を遂行するとともに、その研究計画に係る業務を統括する者であって、ヒトゲノム・遺伝子解析研究の有用性及び限界並びに生命倫理について十分な知識を有する研究者をいう<sup>34</sup>。

研究担当者とは、研究責任者の指示や委託に従ってヒトゲノム・遺伝子解析研究を実施する者であって、業務の内容に応じて必要な知識と技能を持つ研究者、医師、薬剤師、看護師及び臨床検査技師等をいう<sup>35</sup>。

提供者とは、ヒトゲノム・遺伝子解析研究のための試料等を提供する人をいう。なお、提供者の家族、血縁者、代諾者等のように、提供者の遺伝情報にかかわりがあると考えられる人を含める場合には、「提供者等」という<sup>36</sup>。

(2)研究を行う機関の長は、当該機関の定める規程により、本指針に定める権限又は事務を当該機関内の適当な者に委任することができる。

2005年改正ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針(3)~(7)では、研究者に対してのみならず、試料等の提供を行う機関等の個人情報を取り扱う研究を行う機関の長に対しても、ヒトゲノム・遺伝子解析研究における、個人情報の安全管理、組織的、人的、物理的及び技術的安全管理措置など、個人情報の保護を図っている。

また、試料等の提供を行う機関等の長は、試料等をヒトゲノム・遺伝子解析研究の業務に係る情報の取扱いの全部又は一部を委託する場合、すなわち、試料等の提供を行う機関が、同時にヒトゲノム・遺伝子解析を行う場合は、その研究部門は外部の機関とみなすため、外部機関に提供する際には、原則として試料等を匿名化しなければならない<sup>37</sup>。

2005年改正ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針の(8)~(13)に言う様々な権限を有する倫理審査委員会が、独立した機能と強力な審査と権力を行使すれば、ヒトゲノム・遺伝子解析研究

に関する倫理指針も、より実効性のあるものとなるであろう<sup>38</sup>。

2005年改正ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針の(14)～(31)においては、遺伝情報の開示は、提供者自身が自らの遺伝情報の開示を希望する場合には、原則として開示しなければならない。また研究の責任者は、提供者本人の同意がない場合には、提供者の遺伝情報を、提供者本人以外の人に対して、原則として開示してはならないとする。更に、研究の責任者は、提供者自身が自らの遺伝情報を血縁者に対して開示を希望しない場合であっても、提供者の血縁者に、提供者本人の遺伝情報から導かれる遺伝的素因を持つ疾患や薬剤応答性に関する情報、例えば提供者本人の遺伝情報が、提供者の血縁者の生命に重大な影響を与える可能性が高いことが判明し、かつ、有効な対処方法があること等、要件を満たす場合には伝えることができるとしている<sup>39</sup>。

2005年改正ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針は(32)以降も、かなり細かく作成している<sup>40</sup>。

2005年改正ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針には、研究責任者の責務についても、次の様に規定する<sup>41</sup>。

(1)研究責任者は、ヒトゲノム・遺伝子解析研究の実施に当たって、あらかじめ研究計画書を作成し、研究を行う機関の長に許可を求めなければならない。研究計画書を変更しようとする場合も同様とする。(2)研究責任者は、研究計画書の作成に当たり、実施しようとしているヒトゲノム・遺伝子解析研究に伴い提供者等に予想される様々な影響等を踏まえ、研究の必要性、提供者等の不利益を防止するための研究方法等を十分考慮しなければならない。(3)研究責任者は、ヒトゲノム・遺伝子解析研究の特色に十分配慮して研究計画書を作成しなければならない。特に、インフォームド・コンセントの方法及び方法、個人情報の保護の方法、研究により予測される結果及びその開示の考え方、試料等の保存及び使用の方法並びに遺伝カウンセリングの考え方については、明確に記載しなければならない。(4)研究責任者は、許可された研究計画書に盛りこまれた事項を、すべての研究担当者に遵守させる等、研究担当者が適正にヒトゲノム・遺伝子解析研究を実施するよう監督しなければならない。(5)研究責任者は、ヒトゲノム・遺伝子解析研究の実施状況について、研究を行う機関の長に1年に1回以上、定期的に文書で報告しなければならない。(6)研究責任者は、地域住民等一定の特徴を有する集団を対象に、地域住民等の遺伝的特質を明らかにする可能性がある研究を実施する場合には、研究実施前に地域住民等を対象とする説明会を行うこと等により、研究の内容及び意義について説明し、研究に対する理解を得るよう努めるとともに、研究実施中においても、研究に関する情報提供を行うこと等により地域住民等との継続的な対話に努めなければならない。(7)研究責任者は、原則として、匿名化された試料等又は遺伝情報を用いて、ヒトゲノム・遺伝子解析研究を実施しなければならない。ただし、提供者又は代諾者等が同意し、かつ、倫理審査委員会の承認

を受け、研究を行う機関の長が許可した研究計画書において認められている場合には、試料等又は遺伝情報の匿名化を行わないことができる。(8)研究責任者は、匿名化されていない試料等又は遺伝情報を原則として外部の機関に提供してはならない。ただし、提供者又は代諾者等が匿名化を行わずに外部の機関へ提供することに同意し、かつ、倫理審査委員会の承認を受け、研究を行う機関の長が許可した研究計画書において認められている場合には、匿名化されていない試料等又は遺伝情報を外部の機関へ提供することができる。(9)研究責任者は、ヒトゲノム・遺伝子解析研究の業務の一部を委託する場合は、倫理審査委員会の承認を受け、研究を行う機関の長の許可を受けた上で行うものとし、その旨を文書により、受託者に示すものとする。(10)研究責任者は、ヒトゲノム・遺伝子解析研究の業務の一部を委託する場合において、試料等又は遺伝情報を受託者に提供する際は、原則として試料等又は遺伝情報を匿名化しなければならない。ただし、提供者又は代諾者等が同意し、かつ、倫理審査委員会の承認を受け、研究を行う機関の長が許可した研究計画書において認められている場合には、匿名化せずに試料等又は遺伝情報を提供することができる。(11)研究責任者は、ヒトゲノム・遺伝子解析研究の進捗状況及びその結果を、定期的に及び提供者等の求めに応じて説明し、又は公表しなければならない。ただし、提供者等の人権の保障や知的財産権の保護に必要な部分については、この限りでない。

註24 2005年改正ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針の5の(1)から(10)。

註25 2005年改正ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針の6の16の(14)。

註26 2005年改正ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針の6の16の(3)。

註27 2005年改正ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針の6の16の(10)によると、試料等の提供が行われる機関とは、研究を行う機関のうち、医療機関や保健所のように、人々から試料等の提供が行われる機関をいう。

註28 2005年改正ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針の6の16の(9)。

註29 2005年改正ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針の6の16の(7)。

註30 2005年改正ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針の6の16の(7)。

註31 2005年改正ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針の6の16の(1)。

註32 2005年改正ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針の6の16の(13)。

註33 2005年改正ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針の6の(1)から(36)。

註34 2005年改正ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針の6の16の(15)。

註35 2005年改正ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針の6の16の(16)。

註36 2005年改正ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針の6の16の(17)。

註37 2005年改正ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針の6の16の(3)(4)(5)(6)(7)。(3)研

究を行う機関の長は、その取り扱う個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他個人情報の安全管理のため、組織的、人的、物理的及び技術的安全管理措置を講じなければならない。また、研究者等に個人情報を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報の安全管理が図られるよう、当該研究者等に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。(4)研究を行う機関の長は、死者に関する個人情報が死者の人としての尊厳や遺族の感情及び遺伝情報が血縁者と共通していることに鑑み、生存する個人に関する情報と同様に、死者に関する個人情報についても安全管理のため、組織的、人的、物理的及び技術的安全管理措置を講じなければならない。ここに言う遺伝情報とは、料等を用いて実施されるヒトゲノム・遺伝子解析研究の過程を通じて得られ、又は既に試料等に付随している子孫に受け継がれ得る情報で、個人の遺伝的特徴及び体質を示すものをいう。(5)研究を行う機関の長は、個人情報に該当しない匿名化された情報を取り扱う場合は、当該情報を適切に管理することの重要性の研究者等への周知徹底、当該情報の管理（事故等の対応を含む。）、責任の明確化、研究者等以外の者による当該情報の取扱いの防止等、適切な措置を講じなければならない。匿名化とは、提供者の個人情報が法令、本指針又は研究計画に反して外部に漏えいしないよう、その個人情報から個人を識別する情報の全部又は一部を取り除き、代わりに当該提供者とかわりのない符号又は番号を付すことをいう。試料等に付随する情報のうち、ある情報だけでは特定の人を識別できない情報であっても、各種の名簿等の他で入手できる情報と組み合わせることにより、当該提供者を識別できる場合には、組合せに必要な情報の全部又は一部を取り除いて、当該提供者が識別できないようにすることをいう。(6)研究を行う機関の長は、ヒトゲノム・遺伝子解析研究の業務に係る情報の取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人情報の安全管理及び個人情報に該当しない匿名化された情報の適切な取扱いが図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。(7)研究を行う機関の長は、ヒトゲノム・遺伝子解析研究において個人情報を取り扱う場合、個人情報の保護を図るため、個人情報管理者を置かなければならない。また、必要に応じ、責任、権限及び指揮命令系統を明確にした上で、個人情報管理者の業務を分担して行う者（以下「分担管理者」という。）又は個人情報管理者若しくは分担管理者の監督の下に実際の業務を行う補助者を置くことができる。

註38 2005年改正ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針の6の16の(8)(9)(10)(11)(12)(13)。(8)研究を行う機関の長は、ヒトゲノム・遺伝子解析研究実施の可否等を審査するため、その諮問機関として、倫理審査委員会を設置しなければならない。ただし、試料等の提供が行われる機関が小規模であること等により、倫理審査委員会の設置が困難である場合には、共同研究機関、公益法人又は学会によって設置された倫理審査委員会をもってこれに代えることが

できる。(9)研究を行う機関の長は、すべての研究計画又はその変更について、倫理審査委員会の意見を尊重し、許可するか否かを決定しなければならない。この場合において、倫理審査委員会が不承認の意見を提出した研究については、その実施を許可してはならない。(10)研究を行う機関の長は、国内において共同研究を実施する場合は、それぞれの研究を行う機関に設置された倫理審査委員会において、他の共同研究機関における研究計画の承認の状況、インフォームド・コンセントの状況、匿名化の状況等を示した上で研究計画の承認を得なければならない。ただし、複数の機関が参画する共同研究において、主たる研究を行う機関が研究全体の推進及び管理を担う場合は、当該主たる研究を行う機関においては、当該機関に設置された倫理審査委員会が研究計画全体について審査を行い、他の共同研究機関においては、第2の9(5)に従い、研究計画の実施について迅速審査を行うことができる。共同研究機関とは、研究計画書に記載されたヒトゲノム・遺伝子解析研究を共同して行う研究を行う機関をいう。ある研究を行う機関がその機関以外の試料等の提供が行われる機関から試料等の提供を受ける場合には、その試料等の提供が行われる機関を含む。(11)研究を行う機関の長は、研究責任者から研究の実施状況について1年に1回以上定期的な報告を受けるほか、外部の有識者による定期的な実地調査を1年に1回以上実施する等、ヒトゲノム・遺伝子解析研究の実施状況を把握し、必要に応じ、又は倫理審査委員会が研究の変更若しくは中止の意見を述べた場合にはその意見を踏まえ、その変更又は中止を命じなければならない。(12)研究を行う機関の長は、許可した研究計画書の写し、研究の実施状況に関する定期的な報告書の写し及び外部の有識者による実地調査結果の写しを個人情報管理者に送付しなければならない。(13)研究を行う機関の長は、倫理審査委員会に、研究の実施状況に関する定期的な報告書の写し及び外部の有識者による実地調査結果の写しを送付しなければならない。

註39 2005年改正ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針の6の16の(14)(15)(16)(17)(18)(19)(20)(21)(22)(23)(24)(25)(26)(27)(28)(29)(30)(31)。(14)研究を行う機関の長は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的(以下「利用目的」という。)をできる限り特定しなければならない。また、研究を行う機関の長は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。(15)研究を行う機関の長は、あらかじめ提供者の同意を得ないで、第2の6(14)により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。(16)研究を行う機関の長は、合併その他の事由により他の研究を行う機関から研究を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ提供者の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。(17)研究を行う機関の長は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利

利用目的を、提供者に通知し、又は公表しなければならない。(18)研究を行う機関の長は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、提供者に通知し、又は公表しなければならない。ここに言う提供者とは、ヒトゲノム・遺伝子解析研究のための試料等を提供する人をいう。なお、提供者の家族、血縁者、代諾者等のように、提供者の遺伝情報にかかわりがあると考えられる人を含める場合には、「提供者等」という。(19)研究を行う機関の長は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。(20)研究を行う機関の長は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ提供者の同意を得ないで、個人情報を第三者に提供してはならない。ア 法令に基づく場合 イ 公衆衛生の向上のために特に必要がある場合であって、提供者の同意を得ることが困難である場合 ウ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、提供者の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合 また、次に掲げる場合において、当該個人情報の提供を受ける者は第三者に該当しないものとする。ア 利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取扱いの全部又は一部を委託する場合 イ 合併その他の事由による研究の承継に伴って個人情報が提供される場合 ウ 個人情報を特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人情報の項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、提供者に通知し、又は提供者が容易に知り得る状態に置いている場合 個人情報の管理について責任を有する者の氏名若しくは名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ提供者に通知し、又は提供者が容易に知り得る状態に置かなければならない。(21)研究を行う機関の長は、保有する個人情報に関し、次に掲げる事項について、提供者の知り得る状態（提供者の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならない。ア 当該研究を行う機関の名称 イ すべての保有する個人情報の利用目的（第2の6(22)アからウまでに該当する場合を除く。） ウ 第2の6(22)、(23)、(24)、(25)又は(26)の求めに応じる手続（手数料の額を定めたときは、その手数料の額を含む。） エ 保有する個人情報の取扱いに関する苦情の申出先(22)研究を行う機関の長は、提供者又は代諾者等から、当該提供者が識別される保有する個人情報の利用目的の通知を求められたときは、提供者又は代諾者等に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。ア 利用目的を提供者若しくは代諾者等に通知し、又は公表することにより提供者又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合 イ 利用目的を提供者若しくは代諾者等に通知し、又は公表することにより研究を行う機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合 ウ 国の機関又は地方

公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を提供者若しくは代諾者等に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき なお、利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、提供者又は代諾者等に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。(23)研究を行う機関の長は、提供者又は代諾者等から、当該提供者が識別される保有する個人情報の開示（当該提供者が識別される保有する個人情報が存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）を求められたときは、提供者又は代諾者等に対し、文書により、遅滞なく、当該保有する個人情報を開示しなければならない。ただし、開示することにより次のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。ア 提供者又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合 イ 法令に違反することとなる場合。なお、保有する個人情報の全部又は一部について開示しない旨の決定をしたときは、提供者又は代諾者等に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。(24)研究を行う機関の長は、提供者又は代諾者等から、当該提供者が識別される保有する個人情報の内容が事実でないという理由によって当該保有する個人情報の内容の訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という。）を求められた場合には、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手続が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有する個人情報の内容の訂正等を行わなければならない。また、保有する個人情報の内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、提供者又は代諾者等に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知しなければならない。(25)研究を行う機関の長は、提供者又は代諾者等から、当該提供者が識別される保有する個人情報が第2の6(15)若しくは(16)に違反して取り扱われているという理由又は第2の5(10)に違反して取得されたものであるという理由によって、当該保有する個人情報の利用の停止又は消去（以下この項及び第2の6(27)において「利用停止等」という。）を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有する個人情報の利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有する個人情報の利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、提供者の権利利益を保護するために必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。(26)研究を行う機関の長は、提供者又は代諾者等から、当該提供者が識別される保有する個人情報が第2の6(20)に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該保有する個人情報の第三者への提供の停止を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有する個人情報の第三者への提供を停止しなければならない。ただ

し、当該保有する個人情報の第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、提供者の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。(27)研究を行う機関の長は、第2の6(25)に基づき求められた保有する個人情報の全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は第2の6(26)に基づき求められた保有する個人情報の全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、提供者又は代諾者等に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。(28)研究を行う機関の長は、第2の6(22)、(23)、(24)又は(27)により、提供者又は代諾者等から求められた措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、提供者又は代諾者等に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。(29)研究を行う機関の長は、第2の6(22)、(23)、(24)、(25)又は(26)による求め（以下「開示等の求め」という。）を受け付ける方法として、次に掲げる事項を定めることができる。この場合において、提供者又は代諾者等は、当該方法に従って、開示等の求めを行わなければならない。ア 開示等の求めの申出先 イ 開示等の求めに際して提出すべき書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。）の様式その他の開示等の求めの方式 ウ 開示等の求めをする者が提供者又は代諾者等であることの確認の方法 エ 手数料の徴収方法 (30)研究を行う機関の長は、提供者又は代諾者等に対し、開示等の求めに関し、その対象となる保有する個人情報を特定するに足りる事項の提示を求めることができる。この場合において、研究を行う機関の長は、提供者又は代諾者等が容易かつ的確に開示等の求めをすることができるよう、当該保有する個人情報の特定に資する情報の提供その他提供者又は代諾者等の利便を考慮した適切な措置をとらなければならない。(31)研究を行う機関の長は、第2の6(29)及び(30)に基づき開示等の求めに応じる手続を定めるに当たっては、提供者又は代諾者等に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなければならない。

註40 2005年改正ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針の6の16の(32)(33)(34)(35)。(32)研究を行う機関の長は、第2の6(22)による利用目的の通知又は第2の6(23)による開示を求められたときは、当該措置の実施に関し、手数料を徴収することができる。その場合は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、その手数料の額を定めなければならない。(33)研究を行う機関の長は、苦情等の窓口を設置する等、提供者等からの苦情や問い合わせ等に適切かつ迅速に対応しなければならない。なお、研究を行う機関の長は、苦情等の窓口が、提供者等にとって利用しやすいものとなるよう、担当者の配置、利用手続等について配慮しなければならない。(34)試料等の提供が行われる機関の長は、試料等を外部の機関に提供する

際には、原則として試料等を匿名化しなければならない。ア 提供者又は代諾者等が、匿名化を行わずに外部の機関又は試料等の提供が行われる機関における研究部門に提供することに同意していること。また、試料等の提供が行われる機関内のヒトゲノム・遺伝子解析研究を行う研究部門（以下「試料等の提供が行われる機関における研究部門」という。）に試料等を提供する際にも、原則として匿名化しなければならない。ただし、次に掲げる要件のすべてを満たしている場合には匿名化せずに試料等を提供することができる。イ 倫理審査委員会の承認を受け、研究を行う機関の長が許可した研究計画書において、匿名化を行わずに、外部の機関又は試料等の提供が行われる機関における研究部門に提供することが認められていること。(35)試料等の提供が行われる機関の長は、必要に応じ、適切な遺伝カウンセリング体制の整備又は遺伝カウンセリングについての説明及びその適切な施設の紹介等により、提供者及びその家族又は血縁者が遺伝カウンセリングを受けられるよう配慮しなければならない。(36)試料等の提供が行われる機関の長は、提供者又は代諾者等から得たインフォームド・コンセントの同意書について、試料等の提供が行われる機関の研究責任者や個人情報管理者等、厳格な管理が可能な者に管理を行わせなければならない。

註41 2005年改正ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針の7の(1)から(11)。

#### 4.4 ヒトゲノム解読後の研究に係わる倫理

ヒトゲノム解読後の遺伝子治療の研究において、問題となるのは、遺伝子解析に伴うインフォームド・コンセントと遺伝カウンセリング、個人情報、プライバシーの保護である。

2005年改正ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針は、インフォームド・コンセント、遺伝カウンセリング、個人情報保護、プライバシーの保護の重要性を述べている。

また2005年改正ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針の前文は、ヒトゲノム・遺伝子解析研究の生命倫理上の歯止めの必要性を込めている。すなわち科学研究の推進は、人々が健やかで心豊かに生活できる社会を実現するための重要な課題である。その中で、20世紀後半に開始したヒトゲノム・遺伝子解析研究は、生命科学及び保健医療科学の進歩に大きく貢献し、人類の健康や福祉の発展、新しい産業の育成等に重要な役割を果たそうとしている。

一方、ヒトゲノム・遺伝子解析研究は、個人を対象とした研究に大きく依存する。また、研究の過程で得る遺伝情報は、ヒトゲノム・遺伝子解析研究のための試料等を提供する人、提供者、及び、その血縁者の遺伝的素因を明らかにする。その取扱いによっては、様々な倫理的、法的、又は、社会的問題を招く可能性がある。

そこで、人間の尊厳及び人権を尊重し、社会の理解と協力を得て、適正に研究を実施することが不可欠である。

そのため、世界医師会によるヘルシンキ宣言等に示した倫理規範を踏まえ、提供者個人の人権の保障を、科学的又は社会的な利益に優先しなければならない。かつ、このような側面を、社会に十分に説明し、その理解に基づいて研究を実施しなければならないとしている。

2005年改正ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針は、国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）の「ヒトゲノムと人権に関する世界宣言」等を踏まえて策定した「ヒトゲノム研究に関する基本原則」（平成12年6月14日科学技術会議生命倫理委員会取りまとめ）に示した原則に基づくものである。

また、ヒトゲノム・遺伝子解析研究一般に適用する倫理指針は、「遺伝子解析研究に付随する倫理問題等に対応するための指針」（平成12年4月28日厚生科学審議会先端医療技術評価部会取りまとめ）、ユネスコの「ヒト遺伝情報に関する国際宣言」、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）等を踏まえ、文部科学省、厚生労働省及び経済産業省が共同で作成したものである。ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関わるすべての関係者において、2005年改正ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針を遵守することを求めている。

なお、個人情報保護に関し、ヒトゲノム・遺伝子解析研究を行う機関は、民間企業、行政機関、独立行政法人等の区分に応じて適用する個人情報保護に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）及び個人情報の保護に関する法律第11条第1項の趣旨を踏まえて、地方公共団体において制定する条例を遵守する必要があることに留意しなければならない。

## 5. 患者の人権と生命倫理

### 5.1 自己決定権

インフォームド・コンセントは、第二次世界大戦中にナチス・ドイツが行った非人道的な人体実験への反省から来るものである。ニュルンベルグ裁判の判決は、1947年、ニュルンベルグ・コードとして提示した。その後、1964年、世界医師会は、臨床現場の医師は、人体を使つての実験は、科学的、人道的に行わなければならないと、ヘルシンキ宣言に記した。

アメリカ合衆国においても、1974年、連邦議会で、国家研究法（National Research Act）を制定し、倫理委員会の審査を法的に義務付けた。

わが国においては、政府助成研究は、各大学に医学部倫理委員会のような施設内審査委員会の設置を義務付け、政令によって、インフォームド・コンセントの実施要領を定めた。人体実験と被験者の人権尊重との軋轢、抵触をインフォームド・コンセントの厳しい実施によって回避しようとした。

しかし、アメリカ合衆国では、プライバシーの問題が起こっていた。プライバシーの権利は、私事をみだりに公開されないという個人法益保護の情報コントロール権と、ある種の私的な事柄の選

択に対する干渉を受けないという個人法益保護の自律権の側面を有するものとの二つがある。患者の自己決定権は後者の側面である<sup>42</sup>。アメリカ合衆国におけるインフォームド・コンセントは、わが国における国民健康保険などの社会保障制度を、民間に委ねている。そのため、経済的な格差社会、門地、民族、人種による差別をも生み出している。医療保険、生命保険は契約で考える社会システムである。契約時の遺伝子検査の強制、商業的なビジネスが、生命の価値、値段が判断する。生命の保障は、経済的な個々の事情により異なる。徹底した患者本人の自己決定権は、自己責任、自己統治を迫り、人間の尊厳、個人の尊重が、社会的、経済的な弱者である患者を追い詰める階級社会の再来のようにすら見える。

わが国においても、最近では、インフォームド・コンセントによる患者の自己決定権が話題となっている。しかし、患者は、医師のような専門知識はない。情報量が余りにも少ない。病名も、治療法も、薬の知識もない。医学の教育を受けない一般的な患者が、医師からの情報提供があれば、判断できるのであるか。にわか勉強の患者に、十分ではない量の情報に基づき、自分で専門的な診療や治療行為の選択、生か死の究極の選択を求めることが適当だろうか。この病気は、どのような原因で起き、どのような症状があるのか。検査や診断はどうやってやるのか。いくつの治療方法があるのか。遺伝子情報は、どこまでわかるのか。どのような成果が期待でき、どのような危険が伴うのか。治療や薬の組み合わせで、治癒の確率は変わるのか。治験はあるのか。どこの病院にいけば、自分の望む入院生活、闘病生活ができるのか。どこに専門医がいるのか。わからないことばかりである。わが国では、未だに長時間待ち、3分診療が現実である。インフォームド・コンセントというと、聞こえは良いが、医師が、どれだけの熱意と情熱で、ひとりひとりの患者に対して、真剣に取り組んでいるのだろうか。本当に納得できるまで説明をしてもらえるのか。

セカンド・オピニオン、サード・オピニオンを勧めるのは、インフォームド・コンセントの延長であろうか。実際には、患者は医師との信頼関係を維持できるかという不安を持ちながら、セカンド・オピニオンの希望を出すという。それは、最終的な自己決定に揺らぎが無い様にしたいためである。その後の医師との関係に距離感やこだわりが生じ、ギクシャクすることもあるようである。医師と医師の間や医療機関間の横の連携のほとんどない現状では、個人情報保護の法的ハードルが高く、情報の共有による恩恵をまだまだ受けられないのが現実である。

患者が、自分の病気についての知識や治療方法を知り、医師との信頼関係を結ぶには、情報の提供は重要である。しかし、自己決定権までは無理な側面がある。何かあったときには、医師はあなたが自分で、納得して決めたのだと言うのであろうか。責任の転嫁なのか。医療事故、医療過誤を恐れてのことなのか。

医師も人間である。医療行為は仕事である。医療技術開発に携わる研究者も人間である。繰り返される日常にマンネリもあるであろう。神経を研ぎ澄ましてばかりでは疲れるであろう。自分達の

日常生活もある。

ゲノムを扱う研究、遺伝子を扱う科学者、先端医療の技術開発に携わる技術者は、生命（いのち）、かけがえのない生命、尊厳ある生命が研究対象である。生命科学、生命倫理の問題は、いかに本気で、真剣に、生命と向き合っているかであると思う。

アメリカ合衆国では、ヒトゲノム研究は、倫理的、哲学的、社会的、法的、政治的、経済的な問題が複雑に絡み、十分な議論、討論が、未だ途上にあることから、連邦議会で、科学研究予算とは別に捉えることを審議した。ELSI (ethical, legal and social issues) プログラムという。

ELSI プログラムでは、プライバシーの保護と遺伝子情報の公正な解釈と、適正な利用、遺伝子研究と医学における臨床との連携、研究に伴う倫理問題と優生学、一般国民に対する遺伝子研究への理解、遺伝子研究者の人材育成などの必要性を報告している。

註42 個人情報とプライバシーの保護については、長岡技術科学大学言語・人文科学論集第 19 号 (2005 年 11 月発) 拙書「個人情報・プライバシーの保護」参照。

## 5.2 遺伝子カウンセリング

分子レベルの遺伝子研究の進展は目覚ましい。多くの病気や難しい疾患の病因が遺伝子レベルで解き明かされている。研究の成果は、医療現場、臨床においても、検証し、遺伝子診断や遺伝子治療が確立されつつある。

遺伝子診断や遺伝子治療は、先天性異常、家族性疾患、癌、糖尿病、高血圧症など成人病の遺伝的な要因の解明にも及んでいる。

個人の遺伝子情報を、適切に活用することによって、発症前の診断や予防医学に活かせる。現在の患者、将来の患者に朗報を齎すと捉えている。予防医学は、生活習慣病や衛生面では、有効に作用し、医療費の抑制という面からも、政策的には有用である。

しかし、遺伝子研究に対する発症前の診断や予防医学については、異なる面もあるのではないだろうか。発症前の診断は、患者個人の遺伝子情報を解析し、特定の疾患を引き起こす要因となる遺伝子を発見することから始まる。発見と同時に、遺伝子診断をして、遺伝子治療を研究、開発するものである。研究の統計的な数値計算から、同じ遺伝子情報を持つ家族や血縁者への発病の予測を導くことができる。重大な結果の遺伝子診断がある場合、家族や血縁者に対して、その遺伝子情報を知らせ、遺伝的な検査を強要するのであろうか。個人情報の不当な開示、漏洩の問題もある。また遺伝子診断や遺伝子治療が確立し、確実に治療によって、予測の疾患が回避できるのであれば、まだ良いかもしれない。もし遺伝子治療が確立していない場合には、研究者の実験材料でしかないと考えることができる。治療手段がないにも拘らず、発症前の検査をして、事前に、将来の不確

定な確率を知ってどうなるというのだろうか。そもそも異常、正常とは何だろう。発症は確率であって、何もなく、健康で、生涯を過ごす人もいる。患者の知られたくなかった、家族や血縁者の知りたくなかったという問題は、人の心の根幹にある問題でもある。プライバシーの問題である。更に、その遺伝子情報による、差別にもつながる虞がある。人権の問題でもある。

患者の個人情報に配慮し、かつ、倫理問題に対処した、研究者側、遺伝子診断や遺伝子治療を行う病院や医療機関、総合的な医療情報伝達、利用の医療体制を確立することが必要である。

また、遺伝子情報を活用する遺伝子診断や遺伝子治療には、その後の医師の診療行為への患者の自己決定と自己責任という重い現実がある。知識の乏しい患者には、治療にあたる医師だけではなく、各科の医療スタッフ、検査や薬剤スタッフ、遺伝医学の知識を有する専門医、臨床心理士など心理学の専門家、看護師、分子や遺伝学の研究者など、様々な立場で助言や提言をしてくれる遺伝子カウンセリングが必要である。医療機関の体制、遺伝子診断や遺伝子治療を行う診療部門の横の連携は必須である。遺伝子カウンセリングは、患者が真に望むことを第一に考えなければならない。遺伝子診療は、患者が主人公である。患者の自発的な意志、積極的な姿勢、自己決定が必要である。強制はあってはならない。そのためには、患者が、判断に必要な十分な遺伝子情報を得ることができなければならない。その上で、問題点を理解し、その後の遺伝子治療の方針を決定する。遺伝子診療の過程において、疾患の原因、今後取りうる方法や手段、実現可能性などの選択肢を、すべて把握しなければならない。

遺伝カウンセリングとは、患者や家族の希望、要望に対応するすべての遺伝子情報や関連情報を提供し、患者や家族が、その状況を理解し、要望にあった診療を自らの意志で決定できるよう、援助する医療行為である。

### 5.3 人間の尊厳と研究の自由

ヒトゲノムの解読後、患者側の人間の尊厳と、研究者側の研究の自由のせめぎあいもある。

一旦、研究を始めると、行き着くところまで行くのが人間である。事がヒトゲノムに関する分野、遺伝子工学に関する分野に関しては、研究者は、研究の目的と方法、その手段を、常に、自覚をしていなければならない。ゲノム情報は、遺伝的理由による差別ばかりではなく、特定の遺伝子を対象とした生物兵器にもなりうる。法的な対応は最終手段である。最後の砦である。法があるからといって、倫理や人の行動に歯止めをかけることはむずかしい。事前の抑止は、心に倫理的、哲学的な要素を事前に持っていた研究者にしか届かないであろう。研究の目的は、都合によって、どのようにも言えるからである。

世界には、様々な人種、民族がいる。社会秩序や生活習慣も異なる。宗教による人生観や価値観も異なる。しかし、生命(いのち)に対する思い、感情は、人間として、根のところでは同じであ

と思う。利害関係や思惑、欲望が渦巻き、利己的な行動も出るであろう。

しかし、人間は、考える力、学習する知能を持っている。ゲノムは、まさに人間の歴史が凝縮したものである。沢山の生命体の叡智、積み重なる失敗と成功を記憶している。

科学や技術の発展は、素晴らしいといえるように、また、全人類の利益、共有できるプラスの財産とするためにも、世界の共通認識が必要であろう。

宇宙に、今のところ、ひとつしかない天体、生命体の宿る地球に生きる私たち人間は、生きとし生けるもの全員の幸福を追求していかなければならないのではないか。

## 参 考 文 献

1. 「生命倫理」坂本百大、青木清、山田卓生編著 北樹出版 2005年
2. 「環境と倫理」加藤尚武編 有斐閣アルマ 2005年
3. 「ヒトゲノムとあなた—遺伝子を読み解く」集英社 2001年
4. 「生命倫理と医療倫理」伏木信次、樫則章、霜田求編著 金芳堂 2004年
5. 「医療現場に臨む哲学」清水哲郎 勁草書房 1997年
6. 「生命・情報・機械」高橋隆雄編 九州大学出版会 2005年
7. 「生命倫理学入門」[第二版] 今井道夫 産業図書 2005年
8. 「基本医療六法 平成18年版」中央法規 2005年
9. 「安楽死、尊厳死、末期医療」町野朔他編著 信山社 1997年
10. 「新しい生殖技術のガイドライン」[改訂第二版] 日本不妊学会編 金原出版 2003年
11. 「脳死」立花隆 中央公論社 1986年
12. 「脳死再論」立花隆 中央公論社 1988年
13. 「脳死判定・臓器移植ハンドブック」厚生省保険医療局臓器移植対策室監修 社会保険出版社 1998年
14. 「先天異常の医学—遺伝病・胎児異常の理解のために—」木田盈四郎 中公新書 1982年
15. 「わたしの生命はだれのもの—尊厳死と安楽死と慈悲殺と—」星野一正 大蔵省印刷局 1996年
16. 「臓器移植と生命倫理」倉持武編 太陽出版 2003年
17. 「死を看取る医学 ホスピスの現場から」柏木哲夫 NHK出版 1997年
18. 「緩和ケアマニュアル—ターミナルケアマニュアル改訂第4版—」淀川キリスト教病院ホスピス編、柏木哲夫監修 最新医学社 2001年
19. 「遺伝子で診断する」中村祐輔 PHP新書 1996年
20. 「遺伝子の技術、遺伝子の思想」広井良典医療の変容と高齢者社会」広井良典 中公新書 1996年

21. 「医療情報と生命倫理」越智貢、板井孝彦編 太陽出版 2005年
22. 「生命倫理とは何か」市野川容孝編 平凡社 2002年
23. 「心を生みだす遺伝子」ゲアリー・マーカス著 大隈典子訳 岩波書店 2005年
24. 「生命倫理と法」[ダイジェスト版] 内山雄一、大井賢一、岡本天晴、尾崎恭一、加藤直隆、木坂昌知、黒須三恵、長島隆編 太陽出版 2005年
25. 「The History of Sexuality: An Introduction」Michel Foucault 渡辺 守章訳 新潮社 1986
26. 「ゲノム医学と社会」ゲノム医学ネットワーク委員会、統合ゲノム社会との接点委員会編 クバプロ 2006年
27. 「バイオポリティクス」米本昌平 中央公論新社 2006年
28. 「インフォームド・コンセント—患者の選択」ルース・R・フェイドン、トム・L・ビーチャム 酒井忠昭、秦洋一訳 みすず書房 1994年
29. 「安楽死、尊厳死、末期医療」町野朔他編著 信山社 1997年
30. 「生命と環境の共鳴」高橋隆雄編 九州大学出版会 2004年
31. 「医療過誤判例百選」[第二版] 別冊ジュリスト No.140 有斐閣 1996年
32. 「生殖の生命倫理学」森崇英 永井書店 2005年
33. 「個人情報保護法の施行」ジュリスト No.1287 有斐閣 2005年
34. 「生命倫理と法」樋口範雄編著 ジュリスト増刊 有斐閣 2004年
35. 「生命倫理法案」総合研究開発機構 (NIRA)、川井健共編
36. 「生殖革命と法—生命科学の発展と倫理」藤川忠宏 日本経済評論社 2002年
37. 「医療機関のための個人情報保護対策」開原 成允監修、羽生正宗著 じほう 2005年
38. 「医事訴訟入門」稲垣喬 有斐閣 2003年
39. 「医事法入門」手嶋豊 有斐閣 2005年
40. 「医事法セミナー」前田和彦 医療科学社 2004年
41. 「医療紛争の法律相談」石原寛 青林書院 2003年
42. 「医療の法律学」[第二版] 植木哲 有斐閣 2003年
43. 「医療事故の知識と Q&A」上田智司 法学書院 2005年
44. 「医療の個人情報保護とセキュリティ」[第二版] 開原成允、樋口範雄編 有斐閣 2005年
45. 「フランスの判例における代理母と養子縁組」野村豊弘著 星野英一、森島昭夫編「加藤一郎先生古稀記念・現代社会と民法学の動向 (下)」有斐閣 1992年
46. 「フランスの人工生殖親子関係法について」本山敦 学習院大学法学論集第6号 97項 1998年
47. 「フランスにおける生命倫理立法の概要」ジュリスト 1090号 有斐閣 1996年
48. 「生命科学の発展と法」総合研究開発機構 (NIRA)、川井健共編 有斐閣 2001年

49. 「バイオエシックス入門」今井道夫・香川知晶共編 東信堂 1992
50. 「あなたの臓器は誰のもの—価値の基礎理論と臓器移植—」飯田亘之 東信堂 1988
51. 「生命技術と倫理」飯田亘之 市井社 1994
52. 「脳死とイデオロギー」飯田亘之 千葉大学『生命・環境・科学技術倫理研究 VIII』 2003 年
53. 「人格権法の研究」齋藤博 一粒社 1979 年
54. 「人格権論」五十嵐清 一粒社 1989 年
55. 「人格権法概説」五十嵐清 有斐閣 2003 年」
56. 「プライバシー研究」伊藤正己 戒脳通孝 日本評論社 1962 年

(常磐大学 国際学部 非常勤講師)

---

研究論文

---

## 欧州連合とフランス

—歴史・社会・政治の複合的視点から見た欧州統合の意義—

渡部 茂己・土居 守・中田 光雄・小城 和朗

### **L'Union européenne (L'UE, EU) et la France : le sens de “l'unification européenne” aux points de vue historiques, sociaux et politiques**

#### **Résumé**

Les quatre auteurs ont commencé à étudier ensemble la Constitution Européenne et la France depuis 2006. D'abord nous résumons l'histoire de l'idée et le fondement philosophique, ensuite nous réfléchissons à la tendance d'intégration économique et politique, travaillons plutôt pour établir une recherche complexe et géométrique au point de vue sociologique et culturel.

En 2ème chapitre, nous allons étudier l'histoire de L'UE. Des utopistes et des socialistes ont tenté de faire le monde idéal, des projeteurs de l'Union européenne ont essayé de faire l'Europe idéale, donc leurs routes se croisent en chemin. Où se situe-t-il, ce croisement? Nous allons le chercher dans cet essai par rapport au roman d'Anatole France “Sur la Pierre blanche”.

En 3ème chapitre après les référendums négatifs contre la Constitution européenne, l'Europe et la France que vont-elles faire pour surmonter la situation difficile? Nous nous approchons de ce problème de trios côtés: (1) Quelle est la vision EU chez les philosophes et les intellectuels français contemporains? (2) Quel est le deployment du Plan-D., dialogue du peuple et des chefs de l'Etat français? (3) La Commission européenne dite trop bureaucratique pourra-t-elle devenir plus sympathique pour les citoyens et les hommes politiques français? Nous y ajouterons aussi d'autres réflexions annexes.

En 4ème chapitre nous examinons d'abord la caractèrè constitutionnelle des traits fondamentaux de Communauté Européenne et l'institution de la Constitution Européenne et de la France. Et puis nous résumons l'organisation de la Constitution Européenne, de la Partie I à la Partie IV. Surtout nous confirmons cette importance de la constitution pratique, d'après Définition et l'objectifs de l'Union et la Charte des droits fondamentaux qui soulignent des

droits fondamentaux et la démocratie. En conclusion nous étudions à comparer la personnalité juridique et l'Organisation universelle internationale.

En 5ème chapitre dans la perspective d'une socio-histoire des travailleurs immigrés, l'étude de traitement réservé aux migrants algériens en France-Métropole après la première guerre mondiale apparait comme un cas exemplaire. Le travail est une des données majeures de l'histoire des processus d'émigration-immigration des Algériens en France-métropolitaine-au XXème siècle.

L'émigration algérienne vers la France s'est instituée un phénomène durable des l'année 1916 par la création d'un Service d'organisation des travailleurs coloniaux ---SOTC pour remplacer dans les usines la main d'oeuvre mobilisée. Près de 80,000 Algériens viennent alors travailler dans les usines de métropole, chargé de venir pallier le manque de bras soumis à un cadrement particulier, ils dépendaient du ministère de la Guerre. Bien qu'initialement aux limites aux années 1916-1918, cette émigration de travail programmée, canalisée, constitua l'amoce d'un mouvement migratoire d'une plus grande ampleur dans les années 1920, puis les décennies suivantes liés à la fois à la situation économique de l'Algérie et aux besoins de l'économie métropolitaine.

Après la deuxième guerre mondiale, on montrera, en se focalisant plus particulièrement sur l'organisation du travail et la gestion de la main d'oeuvre dans les mines et la métallurgie, que le statut colonial des Algériens se combine avec des évolutions du travail — segmentation des postes et plus largement du marché du travail — en partie amorcées des l'entre — deux-guerres, pour marquer une tendance durable de substitution — et de hiérarchisation-ethnico-professionnelle de la main d'oeuvre.

I 問題の所在 (渡部茂己)

II 欧州統合の思想史—ユートピア・欧州連合・社会主義の関連をめぐって— (土居 守)

III EU 憲法とフランスの対応 (中田光雄)

IV EU 憲法の構造と欧州の民主的統合 (渡部茂己)

V フランスにおける移民労働の形成— EU 憲法の理念と現実— (小城和朗)

## I 問題の所在

20 世紀には悲惨な世界大戦が 2 度繰り返された。しかし、それは、逆説的に国家を越えた地域社会や国際社会の統合が急速に進展する契機ともなった。国際社会全体としては第 1 次世界大戦後に国際連盟が、第 2 次世界大戦後には国際連合 (以下、国連) が創設された。

他方、地域の統合については、EU のようにきわめて発展した形での統合が実現している地域と、東アジアのように、21 世紀を迎えてようやく進展の兆しが見られるようになった地域の両者が存

在する。そのような違いが生じた要因のひとつとして、EU憲法（欧州憲法:Constitution pour l'Europe）<sup>(1)</sup>に象徴される共通の規範の有無を挙げるができる。

本稿の4人の共著者は、欧州憲法とフランスに関する共同研究を2006年より開始した。本稿では、共同研究の手始めに、欧州統合と欧州連合の思想的歴史や哲学的基礎をまとめ、EUについての研究がともすれば政治・経済の視点に集約される傾向を反省して、社会や文化の視点も含めた幅広い複合的視点からの研究を目指している。次年度では、同一テーマの下に、各人がそれぞれの独立論文としてまとめた上で、将来的には、欧州の統合とフランスの関係の全体像を明らかにするような出版物に統合することも想定している。

フランスはその創設時から常にEUのリーダー国のひとつでありながら、今回のEU憲法については、オランダ等とともに否決した<sup>(2)</sup>。そもそもEU憲法は、フランスとドイツが、2003年1月に共同提案したことに端を発しているにもかかわらず<sup>(3)</sup>、2005年5月に上・下両連邦議会ともに承認したドイツとは異なる結果となったのである。事実上、その結果を受けて、5月31日にシラク大統領はラファラン首相を更迭し、ドビルパン（Dominique Galouzeau de Villepin）新首相を任命した。投票結果が、フランス政治に与えた影響の大きさが理解されよう。

フランスの国民投票（referendum）においては、EU憲法批准への賛成は45.13%、反対が54.87%、と言う結果であったものの（投票率は69.74%）、ある世論調査では、フランス市民の88%はフランスがEUのメンバーであることを支持しており、反対はわずかに10%である<sup>(4)</sup>。75%の市民が欧州統合のためにEU憲法が必要であると答え、わずかに21%のみが反対している。EU憲法批准に賛成した市民の90%および反対した市民の66%も、EU憲法には賛同しているのである。国民投票直後の様々な分析においても、EU統合の進展には賛成しつつ、シラク政権への反発を含めて国内の経済状況が影響したという結論は一致していた。ここで、反対した理由を個別に見てみると、EU憲法はフランスの雇用にとってマイナスとなるという理由が一番多い（31%）。次に、フランスの経済状況が非常に悪いため（26%）、続いて、EU憲法は経済的にリベラル過ぎるという理由を挙げている（19%）<sup>(5)</sup>。少なくとも、国際的政治的理由ではなく、国内的経済的理由によって反対したことが理解されよう。問題は市民生活のレベルなのである。

2004年10月29日にローマで採択されたEU憲法条約は、2年後の2006年11月1日に効力発生すべきことが目標であった。本稿執筆時点では、いまだその日時に至ってはいないものの、フランス・オランダ両国等の否決によって、目標までに条約を発効させることがもはや不可能となった。それを受けて、欧州委員会は、2005年10月13日に「プランD」を起動させた<sup>(6)</sup>。プランDとは、民主主義 *démocratie*、対話 *dialogue*、議論 *débat*、さらに、ドイツ語の *Denkpause* の頭文字を取ったものである。それは、各加盟国において十分な議論ができるように熟慮期間を設けるとともに、市民レベル、いわゆる草の根の運動を含む各国の広範な国内議論を円滑に進めつつ、25

加盟国の議論の枠組みを構築するための欧州委員会の機能に関する意味を持つものである。

このような研究を進めていく過程で、本稿では、まず第2章で、土居は、欧州におけるフランスの文化的位置付けを思想史を踏まえて分析する。特にフランスの作家アナトール・フランスの『白き石の上にて (Sur La Pierre Blanche)』におけるユートピア概念、そしてヨーロッパ合衆国からヨーロッパ連邦の成立の過程を社会主義との関連も踏まえて読み解き、現実の分析と理想的社会の追求の両面を詳細に分析していく。

次に第3章で、中田は、EU 統合はフランスの政財界・官僚・知識人界の多くの指導的な人物が推進していたにもかかわらず、「国民投票」によって EU 憲法を否決したフランスの今後の問題の収束のあり方を見据えた研究に取り組む。推進は、広範な企画内容をもつ「プラン D」の枠組みによって、いわゆる草の根の国民啓蒙運動に取りかかっていることを検討する。

続いて第4章では、渡部は、EU 憲法の掲げる欧州統合の方向性、対外的な目標、EU 憲法による EU 機構の民主化と「参加民主主義」の位置付け、国内法に対する EU 法の優先と EU 自体の国際法主体性を具体的に分析する。そのことによって、将来的には国際社会における国際統合の意義を世界のレベルと地域統合のレベルとを比較し、また欧州とアジアの統合の状況の異同と問題点を分析するための足掛かりを提示したい。

最後の第5章で、小城は、アルジェリアを中心とする北アフリカ諸国からのフランスへの移民の歴史と現在の状況を詳細に検討した上で、EU 憲法が移民問題へ与える新しい影響について、また、EU 統合およびフランスの社会と経済の歴史に対する欧州以外の地域からの移民の影響について継続的に研究分析している。

研究の進行に伴って、共同テーマという統一を保ちながらも、形式的には各担当者がそれぞれの独立論文として発表する計画であるため、本稿においても注などの形式に、各学問分野の独自な表記形式をあえて残している部分があることをお許しいただければ幸いである。

#### 【注】

- (1) 直訳では「欧州憲法」であるが、組織実体に合わせて、本稿および共同研究会では「EU 憲法」と訳出しておく。その基本的法的性格は EU という地域的国際組織の基本条約という位置づけであり、また、当然ながら、EU (欧州連合) に欧州各国のすべてが加盟しているわけではないからである。同憲法のフルテキスト (“*Traité établissant une Constitution pour l'Europe*”) は、欧州委員会ホームページに掲載されている [<http://eur-lex.europa.eu/fr/treaties/dat/12004V/htm/12004V.html>] (Accessed on 8 Oct. 2006)。
- (2) フランスは 2005 年 5 月 29 日、オランダは同年 6 月 1 日であった。なお、EU 憲法の承認の状況については、本稿第IV章末尾の資料を参照。

- (3) *Agence Europe*, Document No.2311, 17 January 2003.
- (4) Jean-Claude Piris, *The Constitution for Europe: A Legal Analysis*, Cambridge University Press, 2006, p.23.
- (5) *Id* at 21.
- (6) La Commission européenne lance un Plan D comme Démocratie, Dialogue et Débat, (Bruxelles, le 13 octobre 2005) [<http://europa.eu.int/rapid/pressReleasesAction.do?reference=IP/05/1272&format=HTML&aged=0&language=FR&guiLanguage=en>] (Accessed on 10 Oct. 2006)

(渡部茂己)

## II 欧州統合の思想史—ユートピア・欧州連合・社会主義の関連をめぐって—

### II-1 ユートピアと欧州統合の接点

フランスの作家アナトール・フランス (1844-1924) の小説『白き石の上にて』(1905) は、キリスト教の過去を想像する物語『ガリオン』、社会主義の未来を予想する物語『角の門を通りて、あるいは象牙の門を通りて』、および、それらの物語に対する論評によって構成されている。後者の物語は一種のユートピア小説、未来小説であり、そのなかで2001年にヨーロッパ合衆国が成立し、その後の混乱を経て2051年ヨーロッパ連邦が成立することになっている<sup>(1)</sup>。

この物語のキーワードを三つ挙げれば、ユートピア、ヨーロッパ連合、社会主義ということになる。ユートピアと社会主義、ユートピアとヨーロッパ連合、社会主義とヨーロッパ連合、それぞれの関係を軸に小説『白き石の上にて』の考察を試みる。

まずユートピアであるが、ユートピアンは現実に反抗し、より良き社会を建設しようとする。単に見るだけでなく、もてる知識を総動員して現実を分析し、理想の社会をつくらうとする。したがって、当然、ユートピアは科学とも政治とも深く関わることになる。不幸な現実からの人間の救済が強調されれば宗教とも必然的に結びつき、特に19世紀以降は社会主義とも密接な関連をもって来た<sup>(2)</sup>。

マルクスやエンゲルスは、サン＝シモンやフーリエをユートピア的もしくは空想的社会主義者と呼んだが、空想的と科学的とを区別する根拠は確かなものではなかったようである。そしてまた、マルクス主義とユートピアの峻別によって失われたものの方が多かったのではないかと<sup>(3)</sup>。

ユートピアの原型となったのはプラトンの『国家』であるが、彼もやはりアテナイの不安定な状態を救済する意図のもと、理想の都市国家の建設プランを提示したのである。このプラトンの『国家』を念頭にトマス・モアが『ユートピア』(1516)を書き、「どこにもない(理想郷)」を意味するユー

トピアという言葉ができたのは周知のとおりである。ユートピアンは現実を変革し、理想の共同体を建設しようとするが、ヨーロッパ統合を構想して来た人たちは都市単位、国家単位ではなく、ヨーロッパという地域単位での現実変革プラン、理想の「ヨーロッパ共同体」の建設プランを提示して来たのである。当然、ユートピア建設計画とヨーロッパ共同体建設計画は重なる部分がある。その両方において、特筆すべき人物を一人挙げれば、ユートピア社会主義者とされたフランスのサン＝シモン伯爵であろう。ユートピア構想もヨーロッパ共同体構想も宗教、社会主義、科学、産業に深く関わりながら進展して来た。その歴史的事実をしっかりと把握する必要がある。

ユートピアはその字義どおり「どこにもない」。「どこにもない」ものが「どこかに出現した」とき、それは想像していたものとは「似ても似つかぬもの」だった。バトラーの『エレホン』(1872)などに始まり、ハックスリーの『すばらしい新世界』(1932)、オーウェルの『1984年』(1949)などのアンチ・ユートピア小説の存在を我々は知っている。すでにプラトンにもその徴候はあったのだが、ユートピアは必然的にアンチ・ユートピアを生むようである。アナトール・フランスも一種のユートピアを描いたが、それは実際に誕生すれば、「想像したものと、まったく違ったものになるだろう」<sup>(4)</sup>と述べ、アンチ・ユートピアを示唆しているのである。

ユートピアはどこにもないが、ヨーロッパ共同体は出現した。それは、今のところ、「想像していたものとは、まったくちがったもの」ではないようである。その差はどこにあるのか。まずその答えをさぐるために、ヨーロッパ統合思想史、ユートピア思想史、フランス社会主義思想史を概観し、そのなかにアナトール・フランスの小説『白き石の上にて』を位置づけてみたい。最初に、デレック・ヒーター著『統一ヨーロッパへの道』を主な資料としてヨーロッパ統一の思想史を概観する。

## II-2 14世紀から18世紀までの欧州統合の思想史

### ―シュリー公爵およびサン＝ピエール神父の思想を中心に―

歴史学者ジェフリー・バラクラフによれば、第一回十字軍においてヨーロッパは歴史上初めて統一行動をとった。しかしその後、国家へのアイデンティティが強化されたことなどにより、ヨーロッパの統一感は衰退した。1300年前後にはヨーロッパ統一の構想を提示する文書が幾つか出版されたが、その背景にあったのはトルコへの対抗心、それに教皇ボニファティウス八世やフランス国王フィリップ四世(美王)の野心などであった。

ピエール・デュボアはフィリップ四世に仕えた法律顧問であったが、1306年ごろ「聖地回復について」を出版し、そのなかで初めて本格的なヨーロッパ連合計画を提示した。デュボアの計画は、国家連合型の「キリスト教共和国」の結成、それを監督する評議会の設置、国際理解促進のための教育重視、フランスの中心的な役割であった。デュボアに対する評価は二つに分かれる。すなわち、「彼は真にヨーロッパの統一と平和を求めた」、および、「彼が求めたのはフランスの覇権であった」

の二つである<sup>(5)</sup>。

その後百年戦争、自己中心的な国家運営、宗教改革などのため、14世紀から16世紀にかけてはヨーロッパ統合の構想はほとんど見られない。

フランス国王アンリ四世(在位1589-1610)はユグノーからカトリックに改宗し、ナントの勅令によってユグノーの権利を認め、ユグノー戦争(1562-1598)を終結させた名君であったが、彼の実質的な首席大臣、シュリー公爵が著した「大計画」(17世紀半ばに世に出る)は、ヨーロッパ統一構想のなかで最も有名なものである。(この「大計画」はアンリ四世の「大計画」と呼ばれることも多いが、実際の作者はシュリー公爵である) 宗教戦争の恐ろしさを体験したシュリー公爵は、まず三大キリスト教会[ローマ・カトリック、改革派(カルヴァン派)、プロテスタント(ルター派)]のバランスのとれた共存を主張する。次に、もっぱらハプスブルク家の勢力を縮小することによりヨーロッパの国境線を引き直し、ヨーロッパ大陸をほぼ拮抗した勢力の15の国家で構成することを提案する。「均衡」が「大計画」のキーワードであった。領土を失うハプスブルク家には植民地拡大を保証し、フランスは「大計画」の主導者となるだけであり、領土上の野心はもたないとされた。制度的にはすべてのヨーロッパ諸国を代表する「一般評議会」が民事、政治、宗教の諸問題をすべて解決することになっており、その共同の軍力はハプスブルク家およびロシアとトルコを対象としていた。各国は軍事費削減や自由貿易による利益があるため、「大計画」には反対しないであろうとされた。

「大計画」に対しては、「国際機構に関する古典的計画」、「ハプスブルク家に代わるフランスのヨーロッパ覇権計画」と賛否両論がある。いずれにせよ、サン＝ピエール、ルソー、ライプニッツ、カント、サン＝シモン、クーデンホーフ・カレルギー伯爵、ウィンストン・チャーチルなどは皆この「大計画」を知っていたのである<sup>(6)</sup>。

次にヨーロッパ統一の構想を示したのは、イギリスの二人のクウェーカー教徒であった。戦争の時代にクウェーカー教徒は平和と寛容を求めたが、その一人ウィリアム・ペンは、1693年「ヨーロッパの現在の平和についてのエッセー」を書き、ヨーロッパ議会の創設を提示し、軍縮を初めて強調した。ペンの年下の友人ジョン・ベラーズは1710年「ひとつのヨーロッパ国のための若干の理由」を發表し、永続的なヨーロッパ法の制定やヨーロッパを100ほどの対等なカントンに分割することを提案した。二人とも彼らのヨーロッパからトルコとロシアを除外しなかったことが特徴である。

なお、ペンはペンシルヴァニア(ペンの森の意)に、自由と寛容に基づく理想社会を築こうとした点においてユートピア建設の実践者であり、ベラーズの社会主義的思想はオーウェンの著作やマルクスの『資本論』のなかでも言及されている<sup>(7)</sup>。

18世紀は世界市民主義、理性尊重、進歩に対する楽観的な信念などを特色とする啓蒙主義の時代であったが、この時代はまたスペイン継承戦争など戦争の時代でもあった。典型的な啓蒙主義者

のサン＝ピエール神父は『ヨーロッパ永久平和論』（1712－1738）を書き続け、ヨーロッパは「永久連合」によって軍事費の大幅削減、経済的利益の増大が可能であると論じた。サン＝ピエールのヨーロッパは「現状維持」が基本であり、各国の君主や王は参加することの利益と参加しないことの不利益を理性的に考えて進んでヨーロッパ連合に参加するであろう、と彼は楽観的に考えていた。

理性よりも感情が人間を動かすと確信していたルソーは、サン＝ピエールの思想にある程度影響を受けながらも彼を批判した。しかし、ライプニッツ、カント、ヴォルテール、モンテスキュー、ナポレオン、サン＝シモン、皇帝アレクサンドル一世といった人々はすべてサン＝ピエール神父の『ヨーロッパ永久平和論』を知っていたのである<sup>8)</sup>。

18世紀はまた、フランス革命によって国家へのアイデンティティと主権在民が明確になり、産業革命によって産業界の人物が次第に発言力を増した世紀でもあった。ジェレミー・ベンサムやカントが平和について論じ、ナポレオンは一方では国家的民族的アイデンティティの感情を強め、他方では全ヨーロッパの統一に進んだかのような印象を与えた。こうしたなかで、新たに本格的なヨーロッパ統一構想を描いてみせたのが、フランスのサン＝シモン伯爵であった。

### II－3 19世紀の欧州統合の思想史ーサン＝シモンの思想ー

サン＝シモンはアメリカ独立戦争に参加したり、相場師として財を築きその後贅沢三昧で破産するなど波瀾万丈の生活を送ったが、その政治的哲学的著作によって後世に名を残すことになった。

サン＝シモンはまず「現状維持」を基本とするサン＝ピエール神父のヨーロッパを次のように批判する。

「要するに、この組織なるものは、専制的権力の保持を君主間で相互に保証し合うこと以外の何物でもないにちがいない」<sup>9)</sup>

サン＝シモンの政治思想の独自性はその階級分析にある。彼は階級を三つに分けたが、その一つは貴族、軍人、法律家からなる非生産的階級であり、あとの二つはそれぞれ科学者および「産業人」によって構成される生産的階級である。

近代産業社会においては労働組合や経営者連合の比重が次第に増し、国境を越えた企業活動が盛んになり、国家政府機関のしぼりはゆるまざるを得ない。フランス単位ではなくヨーロッパ単位で行動する必要がある。このように考えたサン＝シモンは、1814年「ヨーロッパ社会の再組織について」を発表した。彼がこの小冊子を出版したのは、ナポレオン以後のヨーロッパ復興計画を審議したウィーン会議に影響を与えようと意図してのことだった。

サン＝シモンはウィーン会議は必然的に失敗すると考えていた。なぜなら、各国はそれぞれその特殊利益をヨーロッパの一般的利益であると主張するからである。特殊利益と一般的利益の調整のためには全く新しい組織が必要なのである。彼は中世の連邦的な共同体の近代的再構築をめざし、

そのためには、まずフランスとイギリスが統一されなくてはならないと主張した。イギリスとフランスが統一されれば、これに抵抗できる勢力はヨーロッパには存在しない。その他の国も議会制に移行して、順次イギリスとフランスの共通議会に加入していけば、ヨーロッパ共通議会が誕生するであろう。彼はイギリスの議院内閣制にならったヨーロッパ議会を提唱する。それは職能組織の代表者から成る下院（特殊利益を代表する）、君主によって任命される上院（特殊利益と一般的利益の調整役）に分かれ、その上にヨーロッパの王（一般的利益を代表する）が置かれることになっていた。サン＝シモンはヨーロッパ王の役割は重要だと考えていたが、その選出については結論が出せなかったようである。

サン＝シモンのヨーロッパは議会主義的産業ヨーロッパであり、彼は自分の説をまず作家たちに向けて発信した。

「諸君（19世紀の作家たち）は世論を支配し、世論は世界を支配する」<sup>100</sup>

サン＝シモン以前にヨーロッパ統一を構想した人たちは、変化のメカニズムを外交的なものと考え、支配者たちの間の調和のために計画したが、サン＝シモンは変化のメカニズムを社会的圧力と見て、ヨーロッパの共通の利益のためにヨーロッパの統一に関心をもった。

「大いに努力し励んだすえに、私はヨーロッパ諸国民の共通の利益という見地に達した。この見地からのみ、われわれを脅かしている諸災禍をはっきり認識し、それらの災禍を避ける方法を発見することができる」<sup>101</sup>

サン＝シモンのヨーロッパはECの諸制度よりも進歩的であり、彼の構想が共同市場やOECDへと結実したのだという高い評価がある一方、彼はバラ色の色メガネで中世やイギリスを見たのであり、ナショナリズムの過小評価は大きな誤りであったとする意見もある。また彼が、ヨーロッパのためにヨーロッパ人が他の大陸を植民地にすることを正当化したことにも批判はあろう。しかし、プルドンやオーギュスト・コントたちはサン＝シモンの影響を受けたことを明確に認めているのである<sup>102</sup>。

## II-4 20世紀の欧州統合の思想史ーアリスティード・ブリアン思想を中心にー

19世紀後半からヨーロッパ列強は植民地戦争に明け暮れるが、そのために19世紀最後の20年間にはヨーロッパ統一への関心はほとんど見られなくなる。

ヨーロッパに大量殺戮をもたらした第一次世界大戦によって、人々は切実に平和を求め、その結果ヨーロッパ統一構想が復活することになった。そのなかで、最も注目を集めたのは、日本人を母にもつクーデンホーフ・カレルギー伯爵のパン・ヨーロッパ運動であった。彼は1923年『パン・ヨーロッパ』を著し、その構想を示したが、主なポイントは次のようなものである。

世界は五つの勢力地域、すなわち、米国、英国（大英帝国）、ロシア、東アジア、ヨーロッパに

分けられている。米州、ソ連、大英帝国はより緊密な統合が進むと考えられるため、パン・ヨーロッパ連合をぜひとも実現しなければならない。ロシアと英国は連合から除外されるが、連合はイングランドと良好な関係を保つ必要がある。カレルギー伯爵が提案したパン・ヨーロッパ会議は1926年実際に開催されたが、彼の業績は呼びかけにとどまる。しかし、彼の呼びかけにチャーチル、アデナウアー、トーマス・マン、ポール・ヴァレリーなどが答えているのである<sup>13)</sup>。

カレルギー伯爵に続いてヨーロッパ連合の構想を示したのは、フランスのアリスティード・ブリアンであった。彼は1910年代から約20年にわたり何度も首相や外相を勤めた政治家であり、ヨーロッパの指導的な立場の現職の政治家として初めてヨーロッパ連合の構想を示したのである。彼はアメリカとロシアという超大国に対抗するため、また広くて弱い国際連盟を補完するものとしてヨーロッパ連合を提案したのであった。

ブリアンは自らの計画について1929年国際連盟総会で演説し、翌年ブリアン覚書をヨーロッパ各国へ送付し、各国の意見を求めた。覚書の主な内容は構成国の政府代表から成る「ヨーロッパ会議」の発足、執行機関として「ヨーロッパ委員会」の設置、統一ではなく連合、各国の主権の尊重、共同市場の設立、為替の組織化、モノと人の移動の自由化などであった。彼は経済の重要性を十分に認識していたが、経済的弱小国が不利益をこうむらないように経済連合よりも政治連合を優先した。各国の反応は冷ややかであった。その理由としては、政治連合の優先、ヨーロッパ連合と世界の他の国々との関係、国際連盟の弱体化などに対する懸念であった。

ブリアンの計画は挫折したが、ヨーロッパ連合の思想は継続され、1946年チャーチルはブリアンの名を挙げてヨーロッパ合衆国の必要性を主張したのである。そして、1950年ヨーロッパ共同体の最初の具体化であるECSC（ヨーロッパ石炭鉄鋼共同体）が設立されたが、その設立宣言であるシューマン宣言とブリアン覚書には次のような多くの共通点が存在しているのである。

「すなわち、平和という動機、提案された連合が他の誰に対抗するためのものでもないと主張していること、諸国民の相互依存を理解していること、国民性が連合のなかで最も十分に活かされるという信念、固い連邦的な結びつきは斬新的に行って初めて達成されること、英国が特殊なケースであることを受け入れること、ドイツを含めることが決定的に重要であるという判断、世界的な機構（それぞれ国際連盟、国際連合を指すが）は平和の維持を確保するのにはあまりに弱体であるという認識、などである」<sup>14)</sup>。

## II-5 欧州統合思想の特色

ブリアンに至るまでのさまざまなヨーロッパ統一構想の主な特色および問題点は以下のようなものである。

ヨーロッパのアイデンティティの根底にはキリスト教があった。

ほとんどの構想は統一ではなく連合であった。

ほとんどのヨーロッパ連合の構想からトルコとロシアは除外されていた。

20世紀のヨーロッパ連合の構想にはアメリカおよびソ連への対抗心があった。

ヨーロッパ連合に対してイギリスは消極的だったが、連合の成功はイギリスの参加にかかっていると考えられていた。

シュリーを除き、ヨーロッパ連合の構想者のほとんどは国境を変更すべきではないと考えていた。

ヨーロッパ連合の構想者はほとんどがフランス人であった。

ヨーロッパ連合の中央機関の権力と各国家権力との調整は未解決である<sup>(1)</sup>。

ヨーロッパ統合計画の構想者のうち幾人かは、明確な社会主義思想をもっていた。ジョン・ベラーズの思想はマルクスの『資本論』のなかで言及されており、サン＝シモンはユートピア的社会主義者であるとされ、そしてアリストイード・ブリアンは社会主義者としてその政治活動をスタートさせたのであった。

アナトール・フランスは一種のユートピア小説(未来小説)のなかで、西暦2001年にコレクティヴィスム(集産主義)によるヨーロッパ合衆国が成立するとした。コレクティヴィスムとは一種の社会主義であり、従って彼の予想は誤りであったが、このコレクティヴィスムは Kommunismus と比較すれば多元的、連合的なものであった<sup>(2)</sup>。

今回はヨーロッパ統合思想史を概観したが、続いてユートピア思想史、フランス社会主義思想史を概観し、ユートピア、ヨーロッパ連合、社会主義の関連を探るとともにアナトール・フランスの小説『白き石の上にて』がもつ意味を明らかにしたい。

## 【注】

- (1) France, Anatole 《 Sur la pierre blanche, Œuvres III 》, Gallimard, Bibliothèque de la Pléiade, 1991, pp.1115-1116.
- (2) 川端香男里『ユートピアの幻想』講談社学術文庫、1993年、20-21頁。
- (3) 坂本慶一『マルクス主義とユートピア』紀伊国屋書店、1970年、9頁。
- (4) France, Anatole, *ibid.* p.1129.
- (5) ヒーター、デレック(田中俊郎 監訳)『統一ヨーロッパへの道』岩波書店、1997年、14-19頁。
- (6) ヒーター、デレック、同上、36-55頁。
- (7) ヒーター、デレック、同上、73-94頁。
- (8) ヒーター、デレック、同上、104-117頁。
- (9) サン＝シモン(森博 編訳)『サン＝シモン著作集第二巻』恒星社厚生閣、1987年、214頁。

- (10) サン＝シモン、同上、200 頁。
- (11) サン＝シモン、同上、259 頁。
- (12) ヒーター、デレック、同上、149－174 頁。
- (13) ヒーター、デレック、同上、186－195 頁。
- (14) ヒーター、デレック、同上、195－217 頁。
- (15) ヒーター、デレック、同上、269－290 頁。
- (16) 土居守『ドレフェス事件とアナトール・フランス』弘文堂、2002 年、55－84 頁。

### 文献一覧

- (1) バトラー、サミュエル（山本政喜訳）『エレホン』岩波書店、1935 年。
- (2) 土居守『ドレフェス事件とアナトール・フランス』弘文堂、2002 年。
- (3) France, Anatole, 《Œuvres》, Gallimard, Bibliothèque de la Pléiade, 4vols, 1984, 1987, 1991, 1994
- (4) フランク、ロベール（廣田功訳）『欧州統合史のダイナミズム』日本経済評論社、2003 年。
- (5) ヒーター、デレック（田中俊郎 監訳）『統一ヨーロッパへの道』岩波書店、1997 年。
- (6) ハックスリー、オルダス（松村達雄訳）『すばらしい新世界』講談社、1995 年。
- (7) 川端香男里『ユートピアの幻想』講談社、1993 年。
- (8) モア、トマス（澤田昭夫訳）『ユートピア』中央公論社、1993 年。
- (9) オーウェル、ジョージ（新庄哲夫訳）『1984 年』早川書房、1995 年。
- (10) プラトン（藤沢令夫訳）『国家』岩波書店、1993 年。
- (11) サン＝シモン（森博 編訳）『サン＝シモン著作集第 2 巻』恒星社厚生閣、1987 年。
- (12) 坂本慶一『マルクス主義とユートピア』紀伊国屋書店、1970 年。
- (13) Winock, Michel 《Socialisme en France et en Europe XIX<sup>e</sup> - XX<sup>e</sup> siècle》, Seuil, 1992.

(土居守)

### III EU 憲法とフランスの対応

この共同研究の中心テーマは「EU 憲法とフランスの対応」であり、「EU 憲法」の批准を、政財界・官僚・知識人界の多くの指導的な人物たちが推進していたにもかかわらず、「国民投票」によって否決したフランスが、EU 主要国として今後この問題にどう対応していくか、を考察することに

あり、当方もこの問題意識を共有することから、参加した。しかし、活動開始一年目の現時点では、確定的な調査報告は控えなければならない状態にある。理由は、例えば、(1) EU体制は実質的にはすでにそれなりに有効なかたちで展開しており、EU憲法は成立するに越したことはないが、たとえ成立しなくともEU体制に致命的な作用を及ぼすわけではない、それを自覚した推進派の多くがこの問題をとりあえず一応棚上げにする傾向を示していること。(2) 再度「国民投票」にかけるためには現案の修正が必要であるが、どの部分をどのように修正すべきか、この点についての反対派とくに一般大衆の意見は必ずしも明確でなく、さまざまの事後調査からすると、憲法原案そのものよりも、欧州・フランス政治の現状一般への彼らの不満がこの拒絶反応を呼び起こした形跡もあり、憲法原案は必ずしも彼らによって十分に読まれているわけではない、という調査結果すらあるため、早急な対応は困難、あるいはむしろ回避すべき、と判断されること。(3) 推進派は、しかし、たんに腕を拱いて自失しているわけではなく、「プランD」(Démocratie, Dialogue, Débats)なる広範な企画をもって、いわゆる草の根の国民啓蒙運動に取り掛かっているが、目下、とくに日本国内における情報入手の不利もあって、その詳細は十分に明らかでないこと。(4) これらの事情に加えて、これはやや安易な現象ともいえるが、世論の多くが来年実施される大統領選挙の結果待ちの姿勢を示していること。保守派が当選するにせよ、革新派が当選するにせよ、EU体制推進の動きが停止することはないが、今回の事態を修復する今後のEUにとってもひとつの範例となるような生産的な妙案が、新たな政治社会情勢のなかでフランス的叡知によって提示されるかもしれない。(5) 今回の否決派の反応は、あえて推測レベルで焦点を絞れば、民衆レベルではEU本格化による労働市場開放をめぐる先行き不安、指導者レベルではEU委員会(いわゆるブリュッセル官僚)の専横への反感、が根本にあるらしいが、これも、前者は「プランD」が地道で根気強い啓蒙運動を展開して一般民衆・労働者階層の納得と協賛を得るに至るか、後者は、委員会そのものの今後の自己規制の努力が各国政治指導者たちの納得と協賛を得るに至るか、結局、今後待つべき事態である。とはいえ、われわれのテーマは、単に実証的な調査のみを唯一のアプローチ方途とするものではない。理念論的なアプローチも可能・必要であり、最終的には、当方は、一方では「プランD」の進行と成果を可能なかぎり踏まえ、他方では哲学者・思想家・一般知識人たちのヨーロッパ・ヴィジョンを参照しつつ、EU委員会の汎欧的テクノクラシーと各国政治社会との然るべき協働の形態を、今後の世界秩序運営の一モデル・ケースとして、考察し、かつ一応の結論を試みるつもりである。

中心テーマについて十分な資料が得られない場合を考えて、当方は幾つかの関連問題についてのフォローも行なっている。以下、常識的な知識を整理しつつ、筆者による暫定的なパースペクティブを示す。

### Ⅲ－１ EUと地方文化

フランスの「国民投票」による「EU憲法」批准の否決は、表面的には一国民の意思表示であり、実質的には、一部の政治的・思想的指導者たちと、特に一定の社会層の人々のそれであるが、この種の政治・社会的カテゴリーとは別に、むしろ事実上はこれと多少とも重なるとしても、文化的カテゴリーを導入してみることも重要である。ヨーロッパは紀元前ケルト系の諸部族分散型のノマド世界を、西ローマ帝国が一定の政治的秩序を課しながらもガロ・ロマン諸民族文化の共存として受け継ぎ、しかし紀元5世紀より来住したゲルマン民族がケルト系と同じく諸部族分散形態を示しながらも来住者ゆえの定住への執着をもって、まずは「領土」、それに立脚する部族国家、封建領邦、絶対王政国家、ついで「主権」、それに立脚する近代前半期の立憲君主国家、さらに「国民」、それに立脚する近代後半期の国民国家…なる国家単位の分割システムを積み重ねることによって今日に至った。が、このことは別言すれば、ゲルマン来住以来の国家体制がケルト・ガロ・ロマン以来連綿と続くさまざまな歴史的共同体の生活文化を、一方では吸収し、変質化・均質化させ、他方では、取り零し、放置するか排除してきたことを意味する。今日、EUの成立がその一証左である国家体制の相対化によって、これらの歴史的-生活共同体の諸文化が復権の余地を与えられることになった。さいわい、アルザス・ロレーヌ問題は若い世代の記憶の彼方に消え去り、ブルターニュ問題も政治から歴史と観光の次元に移行し、バスク現象は組織的な拡大の貌は示さず、北アイルランド問題はどうかEUの管轄には属していない。とはいえ、EUは人権と文化的多様性の大義なくしてはありえない。今後、あれこれの生活文化共同体（国家体制を相対化する以上、もうマイノリティ文化や地方文化という名称は安易に使用できない）のさまざまな権限をめぐる、EUとどこそこの国民国家が相対立する立場に立たされるという場合が出来しないとも限らない。現実には出来しないほうが望ましい事態であるが、理論的にはこの種の問題を完全に解決しうることが、EUの存在意義の立証となるはずであり、そのためには、現行の地域委員会、各国の地方省庁、欧州議会内部の地域問題委員会、各国のブリュッセル駐在事務所…間のやや複雑な関係（中村、2005、参照）を斟酌しつつ、例えば然るべき法体系の整備を心がけなければならない。

### Ⅲ－２ EUとトルコ問題

人権と文化的多様はEUの大義とはいえ、人権が個人単位で対処しうることであるに対し、文化は、これを人権の一部として処理しようとする立場もあるが、やはりなんといっても集団の問題であり、非キリスト教、とくにイスラム教である場合には、扱いが難しくなる。個々の小さなケースに関しては、これまでEUもEU諸国もそれなりにつつがなく処理してきた。しかし、昨今、改めてクローズアップされてきているのは、トルコのEU加入の問題である。EU憲法批准へのフランス労働者階層の拒否が新加入の東欧系労働予備軍への危惧の念に発していたとすれば、今回のトル

コ・イスラムの新加入交渉の開始は、後者がヨーロッパ地域では第二の人口(6,800万)、遠からずドイツ(8,000万)を抜いて第一位になる人口の大国であることから、フランス・ヨーロッパのより広範な一般大衆の心理的脅威の対象とならざるをえない。実のところ、トルコ・イスラムとはいえ、トルコとイスラムは同一ではない。周知の通り、近代トルコは1923年の政教分離から出発し、1952年にはNATO(北大西洋!条約機構)に加盟し、1963年にECと連合協定、1987年にはEC加入申請が(むろんEC側から)認められ、さらに1999年にはEU加入候補国となり、かくて昨年2005年からEC加入交渉が始まったわけが、考えてみるとこれは1923年の(「教」を分離した、と信じた)「政」なる近代派の指導者・権力階層の政策の展開であり、実際、1979年のイラン革命を転機とする現代イスラム(=「教」)復興の動きのなかで、1991年のソヴィエト崩壊によって近代派が国家統制を緩めた機に乗じて台頭してきたトルコ民衆のイスラム回帰運動(ロビンス、2001、参照)は、EU・西欧志向とは反立する別の方向性を示し始めた(読売新聞、2006・11・30、p.7他参照)。現時点のEUがトルコ加入交渉にあたってこれまで以上に奇妙な慎重姿勢を示し始めたのは、1952年以来の近代トルコの対ソ・対イスラム戦略上の西欧への貢献を蔑ろにしたためではなく、この極く近年のイスラム復興への警戒心による。10年後には政治上の結論が出されようが、われわれにとってすでに現時点において重要なのは、そのような政治的便宜とは別の、より深甚ないわば文明史的な問題である。すなわち、EUは、多くの知識人・思想家たちが願うように、トルコ・イスラムを危険を冒して包摂することによって、西欧・イスラム共存の範例地圏を構成することができるか、それともトルコ・イスラムを最終的に排除することによってヨーロッパの文化的純粋性を護り、このことによって要するに単なる一地域文明の限界内に留まることになるのか、別言すれば、ヨーロッパは再びアメリカを凌駕する世界の範例になりうるか、それともたんなるアメリカに次ぐ個性豊かな二流連邦に止どまるに至るのか。しかし、トルコ・イスラムに対しても同様の問いを発しうる。すなわち、トルコはいまなお西欧や近代への追従を続けるのか、それともソヴィエト崩壊によって(再)現出してきたかつての原郷・中央アジアのさまざまな新興国家からの附託に応じて(現政権がイスラム運動を弾圧しているケースもあるが、ここでは長期的な文明史的展望で考えている)、新たな中央アジア文明の創建に向けて先達リーダーとしての苦難の道をあえて選びとる勇気を示すことになるか、別言すればかつて出来合いのイスラム教を採用したと同じ安易さを繰り返すのか、それとも今度こそ世界史に類例のない新たな選択肢を提示するに至るのか、が焦点である。

### Ⅲ-3 EUとヨーロッパ様式

かつてヨーロッパは、ロマネスク、ゴシック、ついでルネッサンスという中継期(これは古代地中海文明の復興にすぎないともいえるから)を挟んで、古典主義、バロック・ロココへと、複数の

「偉大な様式」を創出してきたが、バロック・ロココについてようやくものした観のあったモダニズムを新興 20 世紀アメリカ文明に奪われ、とりわけここ 30 年はポスト・モダニズムとそのレトロ派の実験場に甘んずる観を呈してきた。いまわれわれが問うのは、EU はモダニズムとポスト・モダニズムの後の新たな時代を象徴する新たな大様式を創出するか、その創出にこそ EU 成功のシンボルが賭けられているのではないか、ということである。その問いが向けられるのは個々の芸術家の作風ではなく、なによりも EU の中心となる諸都市・諸地域の造型・造営様式にであろう。実のところ、初期の幾つかの机上プランを除けば、少なくとも目下のところは、ブリュッセルも、ストラスブールも、キルヒベルグも、単に旧市街に付加的に建設された取り立てて特色のない建築群の塊にすぎない。ただし、これは新生 EU の構想力の貧しさを露呈するものではなく、むしろ近代西欧 - 君主国家・国民国家・植民地主義国家、最後はヒトラー・ベルリン帝都構想に極まる俗悪な権力誇示首府に対するアンチテーゼとしての、ヨーロッパ諸地方・地域、例えばビルバオ、トリノ、リール、フランクフルト、コペンハーゲン、ウィーン、等々にも散在的に設置されている諸々の主要機構と相互連携・相互協働することによってはじめて意味と機能を全うする、いわばネットワーク文明の一環として自覚的に構想されているものらしい (Hein, 2004 参照)。とすれば、われわれのいうケルト・ガロ・ロマン以来のこの原ヨーロッパ的ノマドロロジーの再生は尊重しなければならないが、しかし、そうはいつでも、歴史の名においていまおパリ、ベルリン、ロンドン、ローマ、等々が人集めの目玉商品として頼りにされているところをみれば、やはりなにがしかの不満も感じざるをえない。一目してこれが新しい世界なのだということを感じさせるような空間造型の決定的な様式が、新生 EU にはやはり必要であるように思われる。

#### III-4 EUと新エネルギー

現代ヨーロッパがかつての植民地支配時代への埋め合わせにイスラムに多くの譲歩を行なうのは結構だが、石油供給源喪失の恐れゆえに歓待の振る舞いに出ることは見栄えのすることではない。さいわいフランスは 1973 年の第一次ショック以降、早めに石油依存から原子力発電への大転換を行なった。ただし、このことには、この時点では少なくとも二つの問題が相伴していた。ひとつは早めに原発廃止を実施していたドイツと原発推進に力を注ぐフランスが相並んで EU の中心にいるということ、別言すれば早晩なんらかの対立が起こるのではないかということ、もうひとつは、アラブ石油への依存は自制したものの、北海油田はまもなく当てにならないことが判り、そうこうするうちにカスピ海が良質の石油と天然ガスの供給源として浮かび上がってきたものの、これを頼りにするには今度はロシアとトルコ (パイプ) の意向に対応しなければならなくなったということ、である (もっとも、一追記― トルコ経由の積み出しは先月 10 月、すでに始まった)。このうち、前者は、これもさいわい、ドイツが政権交代とともに原発再開の方向性を打ち出し、フランスは

いったん廃止の意向を示したもののすぐに推進路線へと復帰し、むしろ厳しいヨーロッパ基準での安全性を前提にしてのことだが、いずれにしても今日では、EUの二つの中心国がそろって脱-石油エネルギー=新エネルギー開発に新生ヨーロッパの威信を賭けることになった。後者は、本年7月のロシア・サミットの中心議題の一つであったはずだが、目下のプーチン外交の切札という偶然的状況を反映してか、いまだ明確な方針提示と結論はなされていないようである。重要なのは、しかし、政治的思惑に左右される後者タイプの問題ではなく、新たな文明の方位を創出する前者タイプのヴィジョンとその実践であろう。当方の思うところ、新生EUの最大の課題は、あるいは普遍的・人類史的意義ある最高の召命とは、石油の確保に自信をもつアメリカとは異なり、石油なきがゆえにヨーロッパが余儀なくされるこの新エネルギーの開発・創出である。こういながら当方が考えているのは、もはや核分裂による原子力発電ではなく、むしろ核融合による人為的太陽炉その他の創出と推進であるが、いずれにせよ物質からエネルギーを取り出すという文明の基本的本質の一つは、ここでは哲学思想における存在論と倫理学の統合にも、ひとつの有力なイメージを与えてくれているように思われる。

今回、共同研究費の配与を受け、通常では読むことのできなかつた資料・書籍にも目を通すことができ、佳き勉強になった。謝意を表する。

#### 【参考文献】

- (1) E.Balibar, *Europe, Constitution, Frontière*, Ed.du Passant, 2005.
- (2) A.Bournazel, *Faut-il dire Non à la "constitution" européenne?*, Guibert, 2005; V.Giscard d'Estang, *La Constitution pour l'Europe*, A. Michel, 2005.
- (3) J.M.Chevalier, *Les Grandes batailles de l'énergie*, Gallimard, 2004.
- (4) F.D.Gaudez, *La Constitution européenne*, Science Po.Les presses, 2005.
- (5) C.Hein, *The Capital of Europe, Architecture and Urban Planning for the European Union*, Praeger, 2004.
- (6) L.Weber, *Une constitution contre l'Europe?*, Syllepse, 2005.
- (7) Info for the Plan-D. [[http://ec.europa.eu/dgs/communication/index\\_en.htm](http://ec.europa.eu/dgs/communication/index_en.htm)]
- (8) Press Releases, Rapid: 'European Commission launches PLAN D, for Democracy, Dialogue and Debate'. [<http://europa.eu.int/>]
- (9) J. ジュリアン 『拡大ヨーロッパ』 白水社、2006年。
- (10) K. ロビンス 「トルコ、ヨーロッパ、干渉するアイデンティティ」、S. ホール編 (宇波監訳) 『カルチュラル・アイデンティティの諸問題』 大村書店、2001年。

- (11) J. ヴァイス『核融合エネルギー入門』白水社、2004年。
- (12) 脇坂紀行『大欧州の時代』岩波書店、2006年。
- (13) 中村健吾『欧州統合と近代国家の変容』昭和堂、2005年。
- (14) 岡田晃枝「ロシアのエネルギー政策とEU」木村洋一編『ヨーロッパ統合と国際関係』日本経済評論社、2005年。
- (15) EUエネルギー政策と長期エネルギー見通し [<http://eneken.ieei.or.jp/data>]
- (16) EU総合レポート2005年 [<http://www.jcit.or.jp/pdf>]
- (17) トルコのEU加盟問題 [<http://eu-info.jp/law/en6html>]

(中田光雄)

## IV EU憲法の構造と欧州の民主的統合

### IV-1 EC設立諸条約の憲法的性格

EU憲法草案が採択される1か月前の2004年5月に、EU加盟国は、15か国から25か国へと大幅に増加した<sup>(1)</sup>。もちろん、広く言われているように、単に国家の数や人口および面積が拡大しただけでなく、西欧を中心としていたEUが、中東欧を含めた全欧州を含むものへと大きく舵を切ったことの意味は大きい<sup>(2)</sup>。また、比較的、大国を中心として構成されていたEUが、人口40万人のマルタや、同じく140万人のエストニアなど小国あるいはマイクロ・ステート(micro-states)とも言うべき国家も多く含むものとなった。このようなEUの拡大のみならず、変質は、EU「憲法」の必要を生んだのである。

もとより、EUの中核を成すEC等は、元来、諸国家間の国際法上の合意に基づいて設立された国際機構であって、この合意は通常の「条約」の形式によって形成されている。しかし、「EUにおける経済統合の基礎を成す市場統合プロジェクトを契機として、EU法の直接効果と優越性に基づき加盟国から独立した自律的な法秩序が成立し、EUと企業や個人との間に直接的な公権力に基づく関係が構築されている<sup>(3)</sup>」ことから、欧州司法裁判所は、設立条約は「憲法化(constitutionalisation)」されているとして、欧州の実質的憲法とみなすのである<sup>(4)</sup>。欧州共同体司法裁判所判事のProf. Koen Lenaertsも、「法の支配の基礎となる、共同体の憲法としての性格」を形成するひとかたまりの諸条約の形によって、欧州連合は既に憲法を有している、と述べている<sup>(5)</sup>。

このように、既に本質的意味での「憲法」を有しているEUが、今回、あらたに形式的にも“Constitution (pour l'Europe, for Europe)”を作成する必要性に迫られた主な理由のひとつが、上

述した、加盟国の量と質における拡大であり、EUの基本構造と意思決定のプロセスに修正の必要がでてきたためである<sup>(6)</sup>。

本稿の趣旨は、EU憲法が果たして、憲法なのか、条約なのか、という問い答えようとするものではない。明らかに条約でありつつ、憲法的性格を含むものと言うべきものであって、『憲法』と『条約』の両概念の結合したもの」(combining both the terms, 'constitution' and 'treaty')なのである<sup>(7)</sup>。

## IV-2 EU憲法の構造の概要と欧州統合の方向性

### (1) EU憲法の構造の概要

EU憲法の構造は、前文(Préambule, Preamble)に続いて、本文が3部構造になっており、最後に第4部として最終規定が置かれている。

第1部(Partie I)はEUの目標(Définition et objectifs de l'Union, Definition and Objectives of the Union)、EU市民権(La citoyenneté de l'Union, Citizenship of the Union)、EUの権限(Les compétences de l'Union, Union Competences)、組織および機関(Les institutions et organes de l'Union, The Union's Institutions and Bodies)を定めている。第1条から60条までの条文からなる。

第2部(Partie II)は基本権憲章(La Charte des droits fondamentaux, The Charter of Fundamental Rights of the Union)として、個人の基本的権利(des droits de l'Homme et de libertés,)を定めている。第61～114条までの条文である。この第2部によって、当該法文書は「実質的に」憲法と呼ばれる価値をもつと言って良いであろう。

第3部(Partie III)はEUの政策と機能(Les politiques et le fonctionnement de l'Union, The Policies and Functioning of the Union)に関する条文であり、第115条～436条までに相当する。

第4部(Partie IV)は一般および最終規定(Dispositions générales et finales, General and Final Provisions)であり、第437条と448条である。

なお、憲章原文で、条文は、'Article I-18'のように記されているが、本稿では便宜上、条文の引用に際して第何部に含まれる条文かの記載は省略する。上記のごとく、第1条～第60条は第1部、61～114条は第2部、115～436条は第3部に含まれる規定である。

そのほか、議定書(Protocoles, Protocols)において、欧州議会の各加盟国ごとの議員数、EU理事会における特定多数決による意思決定の場合の各加盟国の票数、などが定められている。

### (2) EU内部の目標

EUの目標のうち、おもにEU内部に関わるものとして、EU憲法第3条1項には以下の3つの「促進」(de promouvoir, to promote)を定めている。3つとは、すなわち、第1に、「平和(la paix, peace)」、第2に、「EUの価値(Les valeurs de l'Union, the Union's values)」、第3に、「市民の幸福(le

bien-être de ses peuples, well-being of its peoples)」である。

第2のEUの価値の内容は第2条に掲げられている。人間の尊厳の尊重 (respect de la dignité humaine, respect for human dignity)、自由 (liberté, freedom)、民主主義 (démocratie, democracy)、平等 (égalité, equality)、法の支配 (l'État de droit, the rule of law) および少数者を含む人権の尊重 (respect des droits de l'homme, y compris des droits des personnes appartenant à des minorités, respect for human rights, including the rights of persons) である。これは、EUすなわち欧州連合そのものの「価値」として位置付けられているのであって、欧州統合の究極の目標が、個々の人間が自由で平等な生活ができる社会を構築することにあることを明確に示したものと見ることができる。EU憲法がまさに「欧州の憲法」として、各国の憲法に置き換わる可能性を含んでいる点で重要である。従来の価値に加えて、人間の尊厳や平等と並んで少数者の権利の尊重を定めていることは、本稿の他の章の内容とも関連する問題である。なお、第2条の「EUの価値」は、EUの加盟国が当然備えるべき内容であって、将来の新加盟 (第58条) についての判断に際して、また加盟国の地位の停止という制裁 (第59条) を判断する際に重要な役割を果たす。

フランスでは、1789年の人権宣言ではなく、欧州人権条約に根拠を置く法令が増加しつつある<sup>(8)</sup>。それがEU憲法に置き換わることになる。欧州人権条約およびEU基本権憲章に基づいて、EU憲法の当該部分が形成されているからである。とりわけ法的拘束力を有するものではない基本権憲章の内容を、憲法という実質と条約という形式をもったものに置き換えることで、法的拘束力をもつものになり、自らの権利を侵害された人々が欧州司法裁判所に提訴する可能性を与えられるのである。

上記の3つの一般目標を支えるものとして、「自由・安全および正義の空間の創設 (un espace de liberté, de sécurité et de justice.)」、「自由かつ公正な競争が保障される域内市場の確立 (un marché intérieur où la concurrence est libre et non faussée)」が定められ、持続的成長 (le développement durable)、完全雇用 (plein emploi)、環境の保護と改善 (protection et d'amélioration de la qualité de l'environnement)、学問・技術の発展 (le progrès scientifique et technique)、男女平等 (l'égalité entre les femmes et les homes)・世代間の連帯 (la solidarité entre les générations)・子どもの権利保護 (la protection des droits de l'enfant)、経済的・社会的・地域的統合と加盟国間の連帯の促進 (la cohésion économique, sociale et territoriale, et la solidarité entre les États membres)、文化的・言語的多様性の維持と欧州文化の保護と発展 (la richesse de sa diversité culturelle et linguistique, et veille à la sauvegarde et au développement du patrimoine culturel européen)を掲げている(第3条2項,3項)。

### (3) 対外的な目標 (“Dans ses relations avec le reste du monde”)

対外的な目標は、現在の共通外交・安全保障分野の目標を踏まえたものであって、平和、安全、地球規模の持続的発展 (développement durable de la planète)、連帯 (la solidarité)、民族相互間

の尊重 (respect mutuel entre les peuples)、自由かつ公正な貿易 (commerce libre et équitable)、貧困の撲滅 (l'élimination de la pauvreté)、人権の保護、特に子どもの権利 (protection des droits de l'homme, en particulier ceux de l'enfant)、国際法の厳格な遵守と発展、特に国連憲章の諸原則の尊重 (strict respect et au développement du droit international, notamment au respect des principes de la charte des Nations unies) を定めている (第3条4項)。対外的な目標についても「特に子どもの権利の保護」を明記していることは、今日的な権利の章典としての特徴を有している。また、EUが「(超)国家」としても「地域的国際組織」としての面からも、「特に国連憲法の諸原則」を注記していることは重要である。

#### IV-3 EUの国際法主体性 (Personnalité juridique) とEU機構の民主化

##### (1) EUの国際法主体性と超国家指向の機構改革

EU憲法による機構改革で、「欧州統合」という視点から実質的に最も重要と考えられるのは「EU外務大臣 (Le Ministre des affaires étrangères de l'Union, Union Minister for Foreign Affairs)」の創設である (第28条)。対外的にEUを代表する地位としては、従来の共通外交・安全保障政策上級代表と、欧州委員会の対外関係担当委員の地位を統合したものである (第28条2項および4項)。欧州委員会委員長の承認の下に、欧州理事会の特定多数決で任命され、解任される (注 Le Conseil européen, statuant à la majorité qualifiée, avec l'accord du président de la Commission, nomme le ministre des Affaires étrangères de l'Union. (Article I-28-1))。もっとも、その重要性を反映して、既に初代外務大臣は内定している<sup>99)</sup>。

EU外相は、各国の利害の調整をはかるEU閣僚理事会 (外相会議) の議長である (第28条3項, 第296条1項) と同時に、加盟国の利益の代表ではなくEU全体の利益を代表する欧州委員会の副委員長を兼任する。したがって通商政策、開発援助政策、欧州近隣政策などの対外政策の一貫性について責任を有するとともに (第28条4項)、性格の異なる2つのEU機関の調整はもちろん、協力 (協働) の任務が課せられていると考えられる。経済関係におけるECと同様に、単一法人格を持つことになる新しいEUは国際政治の舞台でも、ひとつの超国家としての行動をとる方向を目指すのである。

もっとも、EUは—正確にはECは—、経済主体としては、従来からひとつの (超) 国家として行動し、国際社会の側からも経済分野においては、そのように受け入れられている。たとえば、WTO (世界貿易機関) において、欧州各国とともに、EC (European Communities) はその構成メンバーとして扱われている<sup>100)</sup>。

2005年に拡大EUの新たなメンバーとなった諸国で唯一、(欧州地域においての) 大国と言えるポーランドのAleksander Kwasniewski大統領 (当時) は、おそらく20年後には「連邦国家」とな

るであろう、と述べている<sup>111)</sup>。

## (2) 参加民主主義の原則 (Principe de la démocratie participative)

EU 憲法第 47 条は、参加民主主義 (participatory democracy)<sup>112)</sup> の原則について定めている。統合された欧州が超国家として、従来の国家による統治より、かえって市民に遠い存在になってしまうことを懸念し、いっそう市民に近く、透明性をもち、民主的統制がとれる EU を目標とすることを条文に含めた。その例が、大多数の加盟国において 100 万人の署名が集まれば (Des citoyens de l'Union, au nombre d'un million au moins, ressortissants d'un nombre significatif d'Etats membres.; Not less than one million citizens who are nationals of a significant number of Member States)、欧州委員会に法案提出を請求できる権利がある (peuvent prendre l'initiative d'inviter la Commission, dans le cadre de ses attributions, à soumettre une proposition appropriée ; may take the initiative of inviting the Commission, within the framework of its powers, to submit any appropriate proposal)、ことである (第 47 条 4 項)。

欧州議会の役割も強化された。今日でも、国民の直接選挙によって選ばれているものの<sup>113)</sup>、現状では単なる諮問機関としての面が強い欧州議会に、一定の立法権を与えることが予定されている。EU および各国レベルにおいて、主権者たる市民の直接選挙で選ばれるそれぞれ唯一の機関である、欧州議会および国内の議会の役割を強化しようとしているのであるから、EU 憲法は、EU 機構の民主化を明確に指向していると言って良いであろう。

前章の中田論文が重視する「プラン D」も、その意図するところは EU の形成プロセスに民主主義を醸成しようとするにありと見ることもできよう。

## IV-4 EU と普遍的国際組織との比較

EU は地域的国際組織としての性格を有するとともに、超国家としての性格を有するところから、EU 憲法は、国際組織の基本条約、すなわち「条約」であるのか、EU の (欧州超国家の) 文字通り「憲法」であるのかが議論される。しかし、その議論を拡大すれば、普遍的国際組織たる国連にも当てはまる場所がある。筆者は、過去に、R. St. J. Macdonald 教授の "The United Nations Charter: Constitution or Contract?" を翻訳したことがある。邦題は、「国際連合憲章：基本法か契約か？」としたが、もちろんその意味は、(国際社会全体の) 憲法か、(国家間の契約、すなわち) 条約か、という趣旨であって、本稿での EU 憲法についての議論と重なるのである。簡単に要約すれば、国連憲章は二重の性格をもつ文書である、ということになる。すなわち、「国連憲章は、その他のすべての国際機構に対して優越する地位にあり、かつその権威に国際関係の最も重要な問題、特に国際の平和と安全の維持に関する問題が含まれている機構の設立文書」として、「一種独特の

条約」である。また、一般に、国際組織の設立文書（基本条約）は、「一般的多数国間条約として、および機能遂行能力を持つ国際機構の基本法として」、二重の性格を有している<sup>(4)</sup>。すなわち、一般的に国際組織の基本条約は、当事国間において、対等な国家間の条約としての機能と、当該国際組織の基本法（憲法）としての機能を有するので、すべての基本条約は「二重機能（*dédoublément fonctionnel*）」を有する。そして、さらに国連憲章の場合には、第1に、このような国際組織一般の基本条約として二重機能を持つと同時に、第2に、国連憲章はひとつの国際組織の基本法（憲法）であるという機能（役割・働き）と、国際社会の憲法であるという機能（役割・働き）を二重に持っていると考えられる。したがって、翻訳を離れて、筆者はこのような国連憲章独自の機能について、「二重の二重機能」を有するものと表現した<sup>(5)</sup>。もちろん、人権の国際的保護や地球環境保護においては、国際法と国内法の連携が欠かせないが、イギリスなどのように、いわゆる「変型理論」を採用する国家も含む現在の国際社会においては、問題の多い表現であることは自覚している。それに比較し、EU内においては、このような理論が、法的に現実の問題となっている。したがって、EUにおける分析は、今後、国際社会と国連との理想的な関係に拡張して議論するために有意義な側面ももつてであろうとの思惑もあるのである。

IV-5 参考資料

<b>EU憲法を承認した加盟国一覧</b> (2006年5月10日現在、2006年9月24日アクセス)				
<b>Tableau récapitulatif : Procédures prévues pour la ratification de la Constitution européenne</b> (Mise à jour : 10 mai 2006)				
2004年	11月	11日	リトアニア	議会承認
	12月	20日	ハンガリー	議会承認
2005年	1月	26日	イタリア	下院議会承認
	2月	1日	スロベニア	議会承認
	2月	25日	スペイン	国民投票による支持
	4月	6日	イタリア	上院議会承認
	4月	19日	ギリシャ	議会承認
	4月	28日	スペイン	下院議会承認
	5月	11日	スロバキア	議会承認
	5月	11日	オーストリア	国民議会承認
	5月	12日	ドイツ	連邦議会（下院）承認
	5月	18日	スペイン	上院議会承認

5月 9日	ベルギー	連邦議会承認 (2006年2月までに5つすべての地方議会承認)
5月 25日	オーストリア	連邦議会承認
5月 27日	ドイツ	連邦上院議会承認
6月 2日	ラトビア	議会（一院制）承認
5月 7日	ルクセンブルク	議会（一院制）承認
6月 30日	ギリシャ	議会承認
7月 6日	マルタ	議会（一院制）承認（全会一致）
7月 10日	ルクセンブルク	国民投票承認
10月 25日	ルクセンブルク	議会（一院制）承認
2006年 5月 9日	エストニア	議会承認

【出展：Tableau récapitulatif : Procédures prévues pour la ratification de la Constitution européenne

[[http://europa.eu.int/constitution/ratification\\_fr.htm](http://europa.eu.int/constitution/ratification_fr.htm)] (Accessed on 24 Sept. 2006) に基づいて筆者作成  
(暫定版)]

【注】

- (1) EUの25(当時)の加盟国については、たとえば、EU本部ホームページの " États membres de l'Union européenne" [[http://europa.eu/abc/governments/index\\_fr.htm](http://europa.eu/abc/governments/index_fr.htm)] (Accessed on 8 Oct. 2006)。
- (2) EUと中東欧の問題を歴史的・地域的に幅広い視点から概観するものとして、羽場久滉子『拡大するヨーロッパー 中欧の模索ー』岩波書店、1998年。
- (3) 庄司克宏「EUにおける立憲主義と欧州憲法条約の課題」日本国際政治学会編『国際政治』第142号(2005年)、18頁。
- (4) Case 294/83 *Parti écologiste " Les Verts" v. European Parliament* (1986) ECR 1339, para.23.
- (5) Koen Lenaerts, "The Structure of the Union according to the Draft Constitution for Europe", in Jaap W. de Zwaan et al. (eds.), *The European Union an Ongoing Process of Integration*, T・M・C・Asser Press, 2004, p. 3.
- (6) Anneli Albi, *EU Enlargement and the Constitutions of Central and Eastern Europe*, Cambridge University Press, 2005, p.179.
- (7) *Id* at 182.
- (8) Anne-Cecile Robert (Le Monde diplomatique) / 三浦礼恒訳「EU基本権憲章への疑問」 [<http://www.diplo.jp/articles00/0012-2.html>] (Accessed on 10 Oct. 2006))
- (9) 現在でも事実上のEU全体の外務大臣に当たるCFSP上級代表であるJavier Solana氏が、EU憲法が効力発生した後にその職につく予定である。

- (10) Marrakesh Agreement establishing the World Trade Organization, Art. 11 (1). 渡部茂己「国際経済機構における意思決定手続の特徴—WTOを中心に—」『常磐国際紀要』第5号(2001年)、35頁。
- (11) Aleksander Kwasniewski, 'Enlarged EU: Moving Towards a Political Union', speech delivered at the Stockholm School of Economics, 10 May 2001, [[http://europa.eu.int/constitution/futurum/documents/speech/sp100501\\_en.htm](http://europa.eu.int/constitution/futurum/documents/speech/sp100501_en.htm)] (Accessed on 8 Oct. 2006)
- (12) 「参加民主主義」に関する従来からの欧州委員会の慣行と新 EU 憲法下の構造について、庄子克宏、前掲論文、21-3 頁において詳細に論じられている。
- (13) 渡部茂己「国際連合総会の意思決定手続—諸国際機構における動向との比較を中心に—」世界法学会『世界法年報』第11号(1991年)、7頁。渡部茂己「国際機構システムによるグローバルな秩序形成過程の民主化—グローバル・ガバナンスの民主化の一位相—」日本国際政治学会編『国際政治』第137号(2004年)、76頁。池田佳隆「EU 理事会における加重票の再配分」日本国際政治学会編『国際政治』第132号(2003年)、104-120頁。
- (14) R. St. J. Macdonald "The United Nations Charter: Constitution or Contract?" in *The Structure and Process of International Law : Essays in Legal Philosophy, Doctrine and Theory*, Martinus Nijhoff, 1983 (深津栄一・渡部茂己訳 [なお、当時は筆者が大学院に在籍していたために、発表に際して共訳の形式をとったが、筆者の全訳であり、はしがき等も筆者の手になる。不備があればすべて筆者の責任であることを注記しておきたい。]「国際連合憲章:基本法(国際社会の憲法)か、契約(国家間の条約)か?」『日本法学』第50巻4号、1985年、83-124頁)。
- (15) 筆者のホームページ [[http://www.swatanabe.com/lectures/institutional\\_law.htm](http://www.swatanabe.com/lectures/institutional_law.htm)] も参照。

(渡部茂己)

## V フランスにおける移民労働の形成—EU憲法の理念と現実—

### V-1 EU憲法と移民問題

EU 諸国は、EU 発足以来のローマ条約から EU が拡大・深化した現時点にいたるまでの諸条約の集大成として EU 憲法条約案をまとめ、2006 年 11 月の憲法条約発効を目指していた。しかし、EU 発足以来の原加盟国であるフランス、オランダで 2005 年 7 月の EU 憲法条約批准を問う国民投票で相次いで否決された。EU は、経済統合(1999 年単一通貨ユーロ導入)の推進、2004 年 5 月の中東欧の 10 カ国の加盟など拡大・深化のうえからも順調な歩みをみせていたが、今回、フランスとオランダの市民が憲法条約批准に「ノン」を突きつけた結果となった。この市民による条

約批准否決の背景には、このまま EU が拡大・深化した場合の市民の現実の生活面での不安があったとされている。ヒト、モノ、サービスの自由移動、競争原理の浸透、競争政策、税制、産業政策の一元化などは憲法批准により名実ともに一挙に推進されるのではないかという市民の不安がある。特に、フランスとオランダは、ヒト、モノ、サービスの自由移動が進めば、現時点での失業問題や移民問題がさらに悪化の一途をたどるのではないかという不安は深刻なものであった。

憲法条約批准の否決の2年前 2002 年にフランスでは、大統領選挙が実施され、第1回投票で、極右政党「国民戦線」党首ジャン・マリ・ルペンが、社会党党首ジョスパンを抜き、二番目の支持を集めるという異変が起こっていた。彼は移民排斥をスローガンに掲げ、失業問題の元凶は移民の増加とし、当時、犯罪の増加による社会不安と移民を結びつけるというデマゴグを市民に訴え、特に経済的弱者や失業者の支持を得たといわれる。<sup>(1)</sup> また、オランダでは、2004 年 11 月に映画監督テオ・ファン・ゴッホ氏がモロッコ系オランダ人に殺害される事件が起きた。彼の映画「サブミッション（服従）」がイスラム教徒の女性を差別する内容が含まれているという理由で、ゴッホ氏は暗殺されたということである。この事件を機に、元来外国人・移民に対しオランダは寛容な政策を採ってきたが、市民の間にはある種の「イスラム」への不安から、特に、増え続ける移民に対して政策転換を迫る傾向がうかがえた。以上のように、EU 憲法の理念、ここでは「人間の尊厳」「自由」「民主主義」「平等」「法治国家」「少数に属する人々の権利の擁護」を定めた憲法二条の価値がフランスでの極右政党の台頭やオランダでのイスラム過激派による暗殺という不幸な出来事によってヨーロッパ市民に問われる結果となった。

EU 各国は、「域外外国人労働者」に対して規制的政策（1974 年以後）を採用して以来 20 年近く経ち、1990 年代から大きく規制緩和政策に転換しつつあった。EU 先進諸国の「少子・高齢化」問題、IT 景気による「人材獲得競争」等による影響で EU 各国は域外外国人の一定の規制緩和措置と国内法の整備のもとに受け入れ態勢を示していた。EU 各国は、移民（外国人）の受け入れの歴史の深淺、国内法、特に「帰化」に関する国籍理念の違い、国内の労働市場の相違などから、その受け入れへの対応には温度差がみられた。しかし、移民および外国人を市民として EU 各国が受け入れれば、1995 年に実施された「シェンゲン協定」により所謂「シェンゲン・ランド」（人の自由移動が達成されている地域）での自由な活動が保障されることになる。<sup>(2)</sup> 現在、フランス、オランダのように積極的に移民を受け入れてきた以外の「シェンゲン・ランド」に加盟している 13 カ国および準加盟国においても同様に移民問題が生じる可能性がある。このような状況から、EU 各国は、早急に対策が迫られている域内治安維持のための、犯罪者に対する越境追跡権、査証政策、難民庇護手続の共通化による域外国境での査証管理の調整、域外国境管理の強化などの措置をとっているが、まだ根本的な移民問題に取り組んでいるとは言えない。

## V-2 フランスにおける移民問題—アルジェリア移民の歴史そして現在

### (1) 研究アプローチ

研究課題としてとりあげたアルジェリア移民は、フランス人口統計表に示されているように第二次大戦後、マグレブ（モロッコ・アルジェリア・チュニジア）移民の増大する中で最も多い移民の数を示していることがわかる。当初はアルジェリア人男性が単身でフランスにやって来たが、やがて家族を呼び寄せることによって二世、三世がフランスで生まれると生地主義を採用しているフランスでは彼らのフランス生まれの子供は自動的にフランス国籍を獲得することになる。しかし、移民のなかでもマグレブ出身の人々はフランス社会のなかでコミュニティを形成し、マグレブの伝統文化・宗教（イスラム教）・言語（アラビア語）などを家族の強い絆のもとに保持する傾向が強く、フランスへの同化に強い抵抗を示してきた。また、アルジェリア移民は、戦後復興期のモネ・プラン (plan Monnet) のもとで基幹産業の労働力として動員されたことが経済的背景としてあるが、さらにフランスの高度成長期「栄光の三十年」(1945～1975)を支えた金属工業にアルジェリア移民が配置されフランス本国における生産能力増大の構造的構成要素となっていた。政治的には、モロッコとチュニジアはフランスの保護国であったため、戦後フランスからの独立を早期に達成した。一方、アルジェリアは1830年のアルジェ占領以来、アルジェリア人の長いフランスへの抵抗を排除してフランスの直接支配を受け、1962年アルジェリアの独立までフランスの海外県となっていた。130年以上に及ぶフランス支配の歴史のうえからも、アルジェリア移民は現在においてもフランスとの関係は深い。本研究は、フランス側からのフランス政府・行政の政策史というアプローチではなく、アルジェリア移民側から見た移民政策史という研究アプローチを採りたい。

移民の側からの視点で現代の移民問題にアプローチした L. Pitte<sup>(3)</sup>, A. Sayad<sup>(4)</sup>, J. Simon<sup>(5)</sup>, B. Stora<sup>(6)</sup>の先行研究をもとに、本研究は問題を深く探求するためにも第一次大戦前後から現代に至る移民問題の過程を辿っていく。アルジェリアの移民問題は、アルジェリア人のナショナリズム及び独立運動と深い関係があるからである。第一次大戦後、アルジェリア人のナショナリズムや独立運動の組織は、初め、アルジェリア本土ではなくフランス本国のパリ、リヨン、マルセイユなどの大都市で働く移民労働者を母体として形成されたのである。メッサリ・ハーッジ (Messali Hadji) というアルジェリア独立運動の先駆者とその政治グループ「北アフリカの星」を通して戦間期から、第二次大戦後の EU 統合期にかけてのアルジェリア移民の心性・政治意識・労働観・市民意識等を探求していく。そして、「移民労働」という制度化した社会・労働の世界の中で、彼等がいかに生きてきたかを彼等の「声」を手がかりに移民問題を考えていきたい。<sup>(7)</sup>

### (2) 移民史概観

絶対王政期のヨーロッパで1648年のウェストファリア条約が締結されて以来、国家間の国境が

確定したことから王国に暮らす人々も臣民と外国人、あるいは内と外の差異の意識が発生してきたのである。フランス絶対王政の王・貴族など支配層は「国民意識」はなく、むしろ積極的に有能な外国人を登用し、或いはゲルマン民族支配層の伝統的原則である「同族通婚」により外国の王族、貴族との姻戚関係を成立させている。アンシアン・レジーム期に国内に居住する外国人に対する法 *droit d'aubaine*〔他国者の遺産没収権〕は存在したが、この法は国内で死去した外国人に相続者がいない場合のみ適用された。さらに、パスポートの発給の歴史を見ると、王国政府が、高い技術を有する職人（臣民）が国外に出て行くことをコントロールするためにパスポートの携帯を出国する際に義務づけている。<sup>8)</sup> すなわち、入国を管理するという意味でパスポートを審査していたのではない。

「移民」という概念の前に、近代的意味での「外国人」という言葉のカテゴリーが発生したのはフランス革命以来である。「国民・国家」の建設過程での「国民ネイション（ナシオン）」との関係において「外国人」という表象が使用された。フランス革命政権は、フランス革命の普遍的理念、特に「自由」を希求する外国人を積極的に国内に迎え入れた。しかし、対外戦争に入ると国内に在住する外国人を潜在的な敵をみなす風潮が民衆の間に広まった。ここに、二重の意識を伴う意味をもった「外国人」という言葉の発生があった。革命の普遍的理念を共有する外国人を同じ国民として受け入れる意識、一方、戦争により高揚したナショナリズムのもとで外国人を「内なる敵」とみなす「外国人排斥 *xenophobie*」の意識である。この意識は、ある意味で現在のフランス人の移民に対する意識と共通するものがある。同化を拒むイスラム教徒の移民たちに対するフランス人の意識である。

外国人受け入れの歴史は、フランス国家のその時の政治的・経済的状况に左右されてきた。その典型的例は、国籍法の制定に見られる。フランス革命期には、国籍取得に関する法は、*droit du sang*（血統主義）と *droit du sol*（生地主義）が混在して法的には混乱していた。それは、革命に敵対し、国外で反革命闘争をしていた *émigrés*（亡命貴族）たちへの革命政府の対抗措置からである。しかし、ナポレオン時代になると、はじめて 1804 年に国籍に関する法が明文化された。そのとき採用された原則は *droit du sang*（血統主義）であった。ナポレオン自身は、血統主義には反対していたされるが、封建制の原則から袂を別って近代的原則に則った国籍法を時の法律家たちは制定した。その後、王政復古、七月王政、二月革命後の第二共和政と政変が続くなかで、国籍法は再び混乱し、血統主義と生地主義が併用された。ヨーロッパはフランス二月革命の波及により「諸国民の春」と呼ばれた革命と民族運動の時代を迎え、ヨーロッパの圧制政府は弾圧により革命派や民族主義者を追放し、或いは亡命を余儀なくさせた。フランス二月革命政権は、これらの多くの外国人亡命者が国内に増加する過程で初めて外国人亡命者に対する特別法を制定した〔1849 年〕。この特別法は、「公共秩序を乱す全ての外国人を追放する」措置が内務省の政令により可能となった。この内務省の政令の

発令権は、現在でも有効である。政令の発令は、当時増え続ける外国人に対する労働者階級の排外的抗議に対応したものである。一方、革命政府は、亡命した革命家たちとの連帯意識を有し、革命派を *droit d'asile* (庇護権) を発動して国内に受け入れた。この時においても、フランスは外国人に対し二重のスタンスをとっていた。その後、産業革命期 1851 年には、労働力として多くの外国人を呼び込む必要から、法的には、生地主義解釈が採られる傾向になった。現在のフランスの国籍に関する解釈は、第三共和政期の 1889 年 6 月 26 日法、1927 年 8 月 10 日法を経て定着していく。

アルジェリア移民については、第一次大戦中総力戦遂行の過程で召集兵として戦場に送られたアルジェリア人とともに、銃後において多くのアルジェリア人を動員したことが始まりである。1916 年に SOTC (*service d'organisation des travailleurs coloniaux* 植民地労働者組織局) を設立し、本国政府は 8 万人のアルジェリア人を本国の国営工場 (軍需工場) に配置した。彼らは「*la main-d'oeuvre accessoire* 補助労働力」として登録され、彼らは戦線に送られた召集兵と同様に軍需省の管轄・管理の下に労働現場に配置された。<sup>9)</sup> 大戦中は、政府の厳格な統制と割り当てのもとに植民地人を移民として受け入れていたが、戦後 1920 年代から 1930 年代の期間、植民地人労働者全体の中でアルジェリア人移民 (戦後帰還命令にもかかわらずフランス本土に残ったアルジェリア人は 36000 人であった。1921 年) の数は 75% 以上に上っていた。1914 年 7 月 14 日法以来、植民地人のフランス本土への入国の自由が認められていたので、アルジェリア人のフランス本土への流入は増大した。そのため再び戦間期に植民地人に対する移民規制が採られた。政府は様々な法的口実のもとに、例えば、身分証明書 (*carte d'identité*)、保証金 (*cautionnement*)、検診証明 (*visite médicale*)、労働契約書 (*contrat de travail*) の携行を移民者に義務づけフランス本土への入国を思い止まらせた。<sup>10)</sup> このような一時しのぎの措置は、現在に至る不法移民を発生させる土壌を培うことになった。第二次大戦後、十分検討された移民政策の理念が現れた。モネ・プランの委員会は復興のための労働力を算出した。労働省は、フランスに在住しているマグリブ人の失業者 (アルジェリア人失業者 8 万人) を把握し、これ以上の移民導入には反対していた。結局、正確な算出によって、移民導入を政府は決定した。移民局は 1946 年から 1952 年までに 5997 人のモロッコ人移民を坑内抗夫として導入したのみであった。<sup>11)</sup> 結論として、1919 年から 1959 年まで、政府及び大企業の経営者は、マグリブ人移民労働者の導入の必要性に迫られてはいなく、むしろ移民導入をいかに合理的にコントロールするかを課題としていた。このような厳格な移民統制が、非合法の移民を発生させる原因となった。1962 年以後、フランスの高度成長期に、大企業の近代化により、工場での細分化された労働システムにおいて多くの非熟練工の労働力を必要としていた。そこに多くのマグリブ人移民を導入した。その象徴的労働現場は、ルノー自動車工場であった。「フランスが戦後、“栄光の 30 年” と呼ばれる経済成長を成し遂げるために単純な労働力が必要だった。移民たちは経済的に貧しい北アフリカ諸国の出身者で、母国で働くよりもお金になったから、過酷な労働も苦にせ

ずに働いた。それは資本主義の論理と言ってもいいかもしれない。それはルノーだけではなく、すべての企業に当てはまる現象だった。ところが、成長が止まり始めてくると、今度は移民が必要でなくなる。さらに、景気が悪くなると、移民がその原因だと言ってくる。移民は労働力の調整材として機能し、社会的な不満の受け皿となっている。つまり、フランス人のエゴに翻弄される存在なのだ」と述べたかつてルノー工場 で働いた移民の主張を紹介している。<sup>102</sup> L. Pitti は、アルジェリア移民はフランス本国での労働現場と労働市場の細分化による労働ポストの配置と植民地におけるアルジェリア人の地位が対応していることを指摘している。即ち、労働力の民族的・職業的ヒエラルキーと代用労働の傾向が既に部分的に戦間期に始まっていたことを研究で明らかにしている。<sup>103</sup> フランスがアルジェリアを植民地化して以来、フランスとアルジェリアにおける支配・被支配関係と結びついた分業関係は、フランス人（ヨーロッパ人）による土地占有に伴う農民層の解体とプロレタリア化とともに進行し、植民地社会に根づいた民族差別的特徴を有していた。<sup>104</sup> 第一次大戦中、北アフリカ出身の労働者導入の際、軍需省は、彼らを他の労働者と隔離するあらゆる措置を採った。例えば、工場内の仮宿舎にイスラム教の礼拝所・カフェ モールの設置など。本国での労賃をアルジェリアよりも良くして、労使紛争を未然に防ぎ治安維持に配慮した。反乱を扇動する思想が移民労働者に伝染するのを警戒した。植民地人・移民の「統合」政策は、北アフリカ出身の労働者に関しては採られなかったことが現実であった。このようなフランス政府の移民に対する政策は、植民地独立後も基本的には継続していたことを指摘したい。

フランスには今日 500 万人近くの移民が暮していると言われるが、フランス市民として社会に編入されることは同時にヨーロッパ市民として編入されることになる。ヨーロッパにおける市民の理念は、1788 年のアメリカ独立革命の際、先住民と黒人奴隷を市民から除外した合衆国憲法の市民理念、さらに 1789 年のフランス革命の人権宣言に見られる女性の権利を無視した市民理念という 18 世紀末から 19 世紀にかけて展開されたブルジョワ革命のなかで培われた理念であった。このような限界を有した市民理念を克服したとされるヨーロッパ市民理念は、ヨーロッパ憲法二条に照らし、今日、移民問題をめぐってその価値が問われている。フランスでは、反差別運動に関する「2001 年 11 月 16 日法」<sup>105</sup> で、職業における人種的・民族的出自による差別をしてはならないという法が採択されている。さらに、EU レベルにおいては、2000 年 6 月 29 日の閣僚理事会で「Directive Race 反差別指導」が出され、つづいて「反差別運動行動計画 2001～2006」が閣僚理事会で採択された。<sup>106</sup> 今、移民をめぐる労働の現場で、これらの法や指導の実態を明らかにすることが本研究の課題でもある。

V-3 参考資料

【欧州各国の人口に占める外国人人口の推移ーフランス人口統計指標 (1851～1990) ー】

年	人数
1851	379289人 (総人口 33781628) ベルギー 128103 イタリア 63307 スペイン 29376 スイス 25485
1901	合計 1033871人 (総人口 38450788) イタリア 330465 ベルギー 323390 ドイツ 89772 スペイン 80485 スイス 72042
1931	合計 2715000人 (総人口 41228000) イタリア 808000 ポーランド 508000 スペイン 352000 ベルギー 254000 アフリカ 105000 スイス 98000 ポルトガル 49000
1954	合計 1765298人 (総人口 42781370) イタリア 507602 スペイン 288923 ポーランド 269269 アルジェリア 211675 ベルギー 106828 ドイツ 53760 ポルトガル 20085
1975	合計 3442000人 (総人口 52500000) ポルトガル 758925 アルジェリア 710690 スペイン 497480 イタリア 462940 モロッコ 260025 チュニジア 139735 ユーゴスラヴィア 70280 ベルギー 55945 トルコ 50860 ドイツ 42955

1990	合計	4 1 9 5 9 5 2人	(総人口 5 6 6 3 4 0 0 0)
	EU 出身者合計	1 8 3 5 4 1 2人	
	ポルトガル	6 0 5 9 8 6	
	イタリア	5 2 3 0 8 0	
	スペイン	4 1 2 7 8 5	
		1 9 9 1 1 8人	(東ヨーロッパ、旧ソ連出身者)
	ポーランド	1 4 2 9 2 5	
	トルコ出身者	1 5 8 9 0 7人	
	アフリカ出身者合計	1 4 6 2 3 0 0人	
	アルジェリア	5 7 1 9 9 7	
	モロッコ	4 4 6 8 7 2	
	チュニジア	1 8 2 4 7 8	
	黒人アフリカ	1 8 2 4 7 9	
	アジア出身者合計	3 1 7 0 3 3人	
	ヴェトナム	6 4 4 8 4	
	カンボジア	5 4 8 4 2	
	その他中国・インドなど人数不明		

【出典：INED（国立人口統計学研究所）に基づいて筆者作成】

**【注】**

- (1) Rene Haby, *La vie publique en France 2001-2002, regards sur l'actualité*, Paris, La Documentation Française, 2002, pp.196-197.
- (2) 庄司克宏「欧州政治統合の課題」島野卓爾・岡村堯・田中俊郎編著『EU 入門 誕生から、政治・法律・経済まで』有斐閣、2002年、247-248頁。Bastien Irondele, Schengen (accord et convention), in Jean-Louis Quermonne (dir.), *Les mots de l'Europe lexique de l'intégration européenne*, presses de sciences po., pp.282-283.
- (3) Laure Pitti, *Les «Nord-Africains» à Renault: un cas d'école de gestion coloniale de la main-d'oeuvre en métropole*, Bulletin de l'IHTP, 83, juin 2004, pp.128-143.
- (4) Abdelmalek Sayad (avec la collaboration de Eliane Dupuy), *Un Nanterre algérien terre de bidon villes*, Autrement, Série Français d'ailleurs, peuple d'ici, n.85, avril 1995.
- (5) Jacques Simon (dir.), *L'immigration algérienne en France De 1962 à nos jours*, L'Harmattan, 2002.
- (6) Benjamin Stora, *Ils venaient d'Algérie, L'immigration algérienne en France, 1912-1992*, Fayard, 1992.
- (7) Cf. Ghislaine Duchatelet, *La population d'origine algérienne à St-Michel-sur-Orge depuis la fin de la guerre d'Algérie, mémoire de maîtrise-Université Paris VII, 1990.*, Yamina Benguigui, *Mémoires d'immigrés, l'héritage maghrébin, 1997-un film de Yamina Benguigui, DVD, 2004.*

- (8) Maurice d'Hartoy, *Histoire du passeport français depuis l'antiquite jusqu'à nos jours*, Paris, 1937, pp.35-36.
- (9) Gary S. Cross, *The politics of Immigration in France during the Era of World War I*, French Historical Studies, vol.XI, number 4, fall 1980.  
深沢敦「フランスにおける第一次大戦時労働力政策の展開 (下)『近畿大学労働問題研究』第 19 号、1984 年。
- (10) Charles-Robert Ageron, *L'immigration maghrébine en France, un survol historique*, Vingtieme Siècle. Revue d'histoire, n.7 juillet-septembre, 1985, pp.60-61.
- (11) 本間圭一「パリの移民・外国人—欧州統合時代の共生社会」『高文研』、2001 年、19 頁。
- (12) L. Pitti, op.cit.
- (13) L. Pitti, ibid.
- (14) 西川潤『飢えの構造』ダイヤモンド社、1947 年、174 頁。
- (15) Journal officiel, 17 novembre 2001, Loi n.2001-1066.
- (16) Journal officiel des Communautés Européennes, n.L 180, 19 juillet 2000, p.22.

(小城和朗)

## 残された課題

今後の継続的研究課題として、中東欧を含めて地理的広がりの方から、経済的統合の深みにおいてもほぼ完成の域に達した EU において、残された領域は政治的統合である。だからこそ、本共同研究で追求しようとしている各国の歴史・社会・文化（その一部としての宗教）・哲学に関わる様々な諸問題が浮き彫りになってくるのである。

欧州大統領も設置することを予定している EU 憲法を、フランス国民は— EU 統合の問題それ自体のゆえではなく—、一旦否決したが、そのことが EU 憲法と欧州統合に刻むことになるであろうものの意味と、今後のフランスおよび欧州各国の短期的および中長期的対応を見極めることは、日本を含む東アジアにおける統合を想定しているわれわれにとっても、残された課題である。

【付記】本稿は、2006 年度 (平成 18 年度) 常磐大学研究助成金・共同課題研究費 (研究代表・渡部茂己) による研究成果の一部である。

渡部 茂己 (常磐大学 国際学部 教授)      土居 守 (常磐大学 国際学部 助教授)  
中田 光雄 (常磐大学 国際学部 教授)      小城 和朗 (常磐短期大学 専任講師)



---

## 研究ノート

---

### 人権の国際的保護と国連人権理事会

渡部 茂己

**La défense mondiale des droits de l'homme**

**et**

**«Le Conseil des droits de l'homme de l'ONU»**

- I 国連の機能と人権の国際的保護
- II 国際社会の法形成—国際人権基準の設定
- III 人権の国際的実施とそのための機関
- IV 国連人権理事会の創設と活動

#### I 国連の機能と人権の国際的保護

«Réaliser la coopération internationale ... en encourageant le respect des droits de l'homme et des libertés fondamentales pour tous, sans distinctions de race, ce sexe, de langue ou de religion »

国連憲章の第1条は、人類が国連を創設した目的のひとつとして、「人種、性、言語または宗教による差別なくすべての者のために人権及び基本的自由を尊重するように助長奨励することについて、国際協力を達成すること」(第1条3項後段)を掲げている。国連が国際社会全体(すべての国とすべての人々)の永続する平和のためにつくられた組織であることはよく知られているが、国連憲章は、国際平和と人権がお互いに支えあう関係であることを明確にし、前文冒頭で戦争の言語に絶する惨害に触れた直後にも、「基本的人権と人間の尊厳及び価値と男女(及び大小各国)の同権 (les droits fondamentaux de l'homme, dans la dignité et la valeur de la personne humaine, dans l'égalité de droits des hommes et des femmes)」(和文中の丸カッコ記号は筆者による)について述べているのである。

第1次大戦後も国際連盟やILO(国際労働機関)などによって、特定分野については国際機構(すなわち国際社会と言ってもよい)が人権の国際的保護を行なうようになったが、国際社会の基本的

問題として重視されるようになったのは第2次大戦後に国連が創設されてからである。

国連に代表される国際機構の機能と人権の国際的保護は密接な関わりを有する。単に権利や基準を設定するのみではなく、それを「国際的」に確保するためには、「制度（組織）」的枠組みが不可欠だからである。たとえば、コフィ・アナン前国連事務総長は、1997年の国連改革案において、人権を、平和・安全保障、経済社会問題、開発協力、人道問題とともに、国連の中核的任務としたが、とくに人権については、それらすべての分野に係る「cutting across（分野横断的）」なものと位置付けた。

国連の機関の中心にあつて、人権の国際的保護をより一層実効的なものとするために、国連総会は、2006年3月15日、「国連人権理事会（Human Rights Council; Le Conseil des droits de l'homme）」を創設し、ジュネーブに置く事を決議した（賛成は日本を含む170か国、棄権3か国、反対はアメリカ合衆国・マーシャル諸島・パラオ・イスラエルの4か国）（A/RES/60/251）<sup>(1)</sup>。同年5月9日には、同じく総会において、アジア13、アフリカ13、東欧6、ラ米・カリブ海諸国8、西欧その他7の合計47の理事国が選出された<sup>(2)</sup>。6月に、それまでの国連人権委員会（United Nations Commission on Human Rights; Commission des droits de l'homme）の職務を引き継ぎ、6月19日には、人権委員会の開催地と同じジュネーブにおいて、無事第1回会合が開催されたのである。

本稿は、20世紀のなかば、国連が創設されたことによって基本的人権を国際的に保護することが世界の常識となったが、具体的に保護するための実効性を有する法制度が不完全ななかで、それでも国連機関を中心に、国際的な人権基準およびそれを保護するための手続と機関が整いつつある状況を再認識し、2006年に国連人権理事会が設置されるに至るまでの経緯を俯瞰する。

## II 国際社会の法形成－国際人権基準の設定

### II-1 人権宣言などの採択－ソフト・ロー<sup>(3)</sup>

国連において、国際法として各国を法的に義務づける条約に先立って、まず、「宣言」などの形で、重要な人権の保護についての決議が採択されることがある。1948年、第3回国連総会において、まず決議として採択された「世界人権宣言」が、66年に「国際人権規約」へと結実した事例がよく知られている。

条約の場合には、実定国際法として、批准した国に遵守する法的義務を生じさせるという長所がある反面、採択、署名、各国ごとの議会等による承認やそれに伴う国内法の整備などの国内手続、そして批准などのプロセスを必要とするために、時間がかかる。

それに比較すれば、宣言などの形式による人権文書は短時間で採択できる。法的拘束力は伴わずとも、その人権内容について、各国や世界の市民に対して国際的な指針を提供する。少なくとも採

採された宣言の内容に反する立法や行政措置をとることはできなくなるであろう。条約とは違って、署名や批准した国ではなくとも、その宣言の内容に無関係とは言えないことにもなる。たとえば、後述する1503手続において、人権小委員会は、世界人権宣言を人権基準としていた。また国連や国際社会に対しては、その宣言の内容に沿った条約や慣習法を生成するように促す役割を果たしている。次に、国連で採択された基本的人権に関わる代表的な宣言を掲げる。

－国連で採択された人権に関する宣言－

	宣 言 の 名 称	採 択 日
1	世界人権宣言	1948.12.10
2	被拘禁者取扱最低基準	1955. 8.30
3	子どもの権利宣言	1959.11.20
4	植民地独立付与宣言	1960.12.14
5	人種差別撤廃宣言	1963.12.20
6	女性差別撤廃宣言	1967.11. 7
7	拷問等禁止宣言	1975.12. 9
8	知的障害者の権利宣言	1971.12.20
9	障害者の権利宣言	1975.12. 9
10	宗教的不寛容および差別の撤廃宣言	1981.11.25
11	人民の平和の権利に関する宣言	1984.11.12
12	発展の権利に関する宣言	1986.12. 4
13	民族的種族的宗教的言語的少数者に属する人々に関する国連宣言	1992.12.18
14	強制的失踪からすべての人々を守る宣言	1992.12.18
15	女性に対する暴力撤廃宣言	1993.12.20

【出典】 滝澤美佐子「人権、人道分野の国際機構」横田洋三編著『国際機構入門』国際書院、1999年、93頁、図表3-2に基づいて一部追加した。詳しくは滝澤美佐子『国際人権基準の法的性格』国際書院、2004年、75-78頁を参照。

II-2 人権条約の起草と採択（国際立法）

人権の保護に関する条約（国際人権条約）は、規約、憲章、議定書などと名付けられているものが多い。名称が違って、いずれも同じく条約であり、国際法としての効力は同一である。すなわち、それぞれの条約の締約国は、条約に定められている諸権利を管轄下のすべての人々に保証する法的義務を有する。

国際人権条約には、人権全体を総合的に保護する内容の「国際人権規約」などと、個別の分野ごとの、女性、子ども、難民などに関する条約とがある。包括的な人権条約は旧国連人権委員会にお

いて、個別の分野については、たとえば女性の地位委員会などで起草・採択された後、国連総会で採択されることが多い。国連において起草・採択された国際人権条約は30程度であるが、その主なものは次の通りである。

－国連作成の人権条約－

2005年3月4日現在

	条 約 名 称 <sup>(4)</sup>	採 択 日	発 行 日	締 約 国 数
1	経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約 (国際人権A規約)	1966.12.16	1976. 1. 3	151
2	市民的及び政治的権利に関する国際規約 (国際人権B規約)	1966.12.16	1976. 3.23	154
3	市民的及び政治的権利に関する国際規約の選択議定書 (B規約選択議定書)	1966.12.16	1976. 3.23	104
4	市民的及び政治的権利に関する国際規約の第2選択議定書 (死刑廃止議定書)	1989.12.15	1999. 7.11	54
5	あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約	1965.12.21	1969. 1. 4	170
6	アパルトヘイト犯罪の禁止及び処罰に関する国際条約	1973.11.30	1976. 7.18	101
7	スポーツ分野における反アパルトヘイト国際条約	1985.12.10	1988. 4. 3	58
8	女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	助勢12.18	1981. 9. 3	179
9	女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の選択 議定書	1999.10. 6	2000.12.22	71
10	集団殺害罪の防止及び処罰に関する条約 (ジェノサイド条約)	1948.12. 9	1951. 1.12	136
11	戦争犯罪及び人道に対する罪に対する時効不適用に関する条約	1968.11.26	1970.11.11	48
12	1926年の奴隷条約*	1926. 9.25	1927. 3. 9	**
13	1926年の奴隷条約を改正する議定書*	1953.12. 7	1953.12. 7	59
14	1926年の奴隷条約の改正条約*	1953.12. 7	1955. 7. 7	95
15	奴隷制度、奴隷取引並びに奴隷制度に類似する制度及び 慣行の廃止に関する補足条約	1956. 9. 7	1957. 4.30	119
16	人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約	1949.12. 2	1951. 7.25	78
17	難民の地位に関する条約(難民条約)	1951. 7.28	1954. 4.22	142
18	難民の地位に関する議定書	1967. 1.31	1967.10. 4	142
19	無国籍の削減に関する条約	1961. 8.30	1975.12.13	29
20	無国籍者の地位に関する条約	1954. 9.28	1960. 6. 6	57
21	既婚婦人の国籍に関する条約	1957. 1.19	1958. 8.11	72
22	婦人の参政権に関する条約	1953. 3.31	1954. 7. 7	118
23	婚姻の同意、最低年齢及び登録に関する条約	1962.11. 7	1964.12. 9	51

	条 約 名 称 <sup>(4)</sup>	採 択 日	発 行 日	締約国数
24	拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約	1984.12.10	1987. 6.26	1 3 9
25	拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約の選択議定書	2002.12.18	未 発 効	6 (批准国)
26	児童の権利に関する条約	1989.11.20	1990. 9. 2	1 9 2
27	武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書	2000. 5.25	2002. 2.12	9 4
28	児童売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書	2000. 5.25	2002. 1.18	9 3
29	すべての移住労働者及びその家族の権利の保護に関する条約	1990.12.18	2003. 7. 1	2 7

注) \* 「1926年の奴隷条約を改正する議定書」により改正された「1926年の奴隷条約」が「1926年の奴隷条約の改正条約」である。締約国となる方法には、(1) 改正条約の締結と、(2) 奴隷条約の締結及び改正議定書の受諾との二つがある。

\* \* 国連ホームページ上に締約国数が未記載。

【出典】外務省資料に基づき、略称等を追加するなど筆者が一部修正。

国連以外でも、広く知られているILOによるもののほか、UNESCO（国連教育科学文化機関）などの専門機関や、欧州審議会などの地域的国際機構において、人権関連諸条約が起草・採択されている。

### Ⅲ 人権の国際的実施とそのための機関

#### Ⅲ-1 国際的実施としての1235手続および1503手続

1235手続は、1967年の経済社会理事会決議1235号において決められた手続であって、大規模な人権侵害に関する通報があったときに、人権委員会および人権小委員会が公開で審議するものである。一貫した形態の人権侵害については、勧告を付して経済社会理事会に報告する。1235手続は、1960年代に多数のアジア・アフリカ諸国が国連に加盟したことで南アフリカのアパルトヘイトが一層重大な問題として採りあげられるようになったことと、人権の国際的保護がますます重視される状況で、世界各国の大規模な人権侵害を取り扱うために経済社会理事会で採択されたものである。1235手続として、アフガニスタン、コンゴ民主共和国、ミャンマー、ルワンダ、ソマリア、旧ユーゴスラビアなどの諸国における人権侵害の調査、報告、審議、勧告を公開で行っている。

1503手続は、1970年の経済社会理事会決議1503号によって定められた。1235手続では個人からの通報を扱うことができないために、重大かつ組織的で十分に根拠の有る人権権侵害に関

する個人からの通報を、非公開で審議するために定められた手続である。国連全体に対して、毎年 10000 件以上の通報がなされており、まず人権小委員会内の通報作業部会（5 人の委員で構成）において検討される。人権侵害の被害者でなくとも、「信頼できる証拠」があれば、通報可能である。小委員会の全体会議において、「大規模かつ信頼できる証拠のある一貫した形態の人権侵害」であることが確認されれば、国連人権委員会に送付されていた。いずれも非公開で、当該政府との交渉も含めて、人権侵害状況の改善を目的とした審議が行われる。

**監視活動の類型と実施機関**（筆者注：人権委員会の任務は人権理事会に引き継がれた）

監視活動の例	実施機関	国際人権基準
人権侵害状況についての公開審議・勧告	総会、国連人権委員会 人権小委員会	国連憲章、人権条約、世界人権宣言など の人権文書
報告書の提出	国連人権委員会	世界人権宣言、発展の権利宣言など多数
通報の処理（1503 手続）	国連人権委員会 人権小委員会作業部会	世界人権宣言
特別手続（1235 手続） 国別およびテーマ	国連人権委員会の任命 する特別報告者 作業部会	国連憲章、国際人権規約、世界人権宣言 などの宣言・基準

【出典】滝澤美佐子「国連機関による人権の実現」横田洋三・山村恒雄編著『現代国際法と国連・人権・裁判—波多野里望先生古稀記念論文集』国際書院、2003 年 354 頁。

これらの手続は、大規模人権侵害がなされているという一般的事態（situation）について問題とするものであって、各人権条約上の通報手続が個別の人権侵害の被害者の救済を目的としているのとは性格が異なる。

**Ⅲ－２ 国際的実施のための国連の主要機関—総会と経済社会理事会**

国連の主要機関のなかで、人権の国際的保護活動を中心的な活動のひとつとしているのは、総会と経済社会理事会である。国連憲章によると、総会は、「人種、性、言語又は宗教による差別なくすべての者のために人権及び基本的自由を実現するように援助する」目的のために「研究を發議し、及び勧告する」任務がある（第 13 条 1 項）。また、「この憲章の範囲内にある問題若しくは事項又はこの憲章に規定する機関の権限及び任務に関する問題若しくは事項」について加盟国に勧告できるから、「はじめに」で掲げた国連の目的や経済社会理事会の権限に関係して、人権の国際的保護の活動を行っている。

憲章第 9 章には、経済的及び社会的国際協力の目標として、「人種、性、言語又は宗教による差別のないすべての者のための人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守」を促進することが定め

られ(第55条)、その責任を総会と経済社会理事会に課している(第60条)。また、経済社会理事会の具体的任務・権限として、「すべての者のための人権及び基本的自由の尊重及び遵守を助長するために、勧告をすること」が規定されている(第62条2項)。

総会や理事会自体は各加盟国が集い、それぞれの利害を代表して各国の代表が主張を述べ合うという審議機関の性格が強く、より具体的な人権保護の活動は経済社会理事会の下部機関に位置する「人権委員会」や「女性(婦人)の地位委員会」、また、自立的補助機関として新設された「国連人権高等弁務官」が担っている。

### Ⅲ-3 経済社会理事会の補助機関

#### (a) (旧) 国連人権委員会

経済社会理事会の補助機関の地位にあった(国連)人権委員会(Commission on Human Rights)は、現在実際には機能していない軍事参謀委員会を除いて、唯一、国連憲章それ自体が特定の委員会を設置することを明示的に定めている委員会である(国連憲章第68条)。人権委員会は53カ国からの政府代表によって構成されていた(現在の人権理事会は47か国)。

1946年経済社会理事会決議5号によれば、その任務は次の通りである。すなわち、(a) 国際人権章典、(b) 市民的自由、女性の地位、情報の自由および類似の問題に関する国際宣言または条約、(c) 少数者の保護、(d) 人種、性、言語あるいは宗教による差別の防止、(e) そのほか人権に関するあらゆる問題、について経済社会理事会に、助言(advice)、援助(assistance)、提案(proposals)、勧告(recommendations)、報告(report)を行うことである。

人権関連の実定国際法である人権諸条約の草案作成が重要な任務であった。人権委員会が起草した条約としては、「国際人権規約A規約」(International Convention on Economic, Social and Cultural Rights 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約)、「同B規約」(International Convention on Civil and Political Rights 市民的及び政治的権利に関する国際規約)およびその選択議定書(「個人の申立の権利に関する選択議定書」および「死刑の廃止に関する第二選択議定書」)や「子どもの権利条約」(Convention on the Rights of the Child)がそうである。それらに先立つ世界人権宣言も人権委員会の起草である。近年は、今日的人権問題に注目して、非難決議などを採択する場合もあった<sup>(5)</sup>。

#### (b) 国連人権小委員会

人権委員会の下に「人権促進保護小委員会」(Sub-Commission on the Promotion and Protection of Human Rights) (人権小委員会)が設置されており、国連人権理事会の下でも例外的に活動を続けているが、現在、人権理事会が設置する政府間作業部会において改組が検討されている。

もともと、人権委員会は最初の1年は、暫定的に個人的資格の代表によって構成されていた。2年目からは通常の人権機関一般にならって、政府代表によることとなったが、人権問題は政府から

独立して審議することも必要なため、下部機関として小委員会が設置されたのである。1947年に、「差別防止及び少数者保護小委員会」として設置され、1999年に「人権促進保護小委員会」と改称された。人権委員会の選出する26名の個人的資格の委員で構成され<sup>(6)</sup>、次の活動を行っている。(a) 世界人権宣言に照らして人権に関する研究 (studies)、(b) 人権および基本的自由に関するあらゆる種類の差別の防止、並びに人種的、民族的、宗教的および言語的少数者の保護に関して、人権委員会に対する勧告 (recommendations)、(c) 経済社会理事会または人権委員会によって委託された任務、である。会合には、各国の政府、国際機構およびN G Oの代表もオブザーバーとして参加している。2006年の8月25日に、30の決議とその他の決定等を採択した第58会期を終え、現在の人権小委員会としての活動を終了した<sup>(7)</sup>。

#### (c) 女性の地位委員会

「女性の地位委員会」(婦人の地位委員会) (Commission on the Status of Women: CSW) は、当初、1946年の経済社会理事会決議5号により人権委員会の補助機関として設置されたが、同年の決議11号により、経済社会理事会の機能委員会の一つとなった。2006年現在、45か国の政府代表で構成される<sup>(8)</sup> 同委員会の任務は、政治・経済・市民・社会・教育の分野における女性の権利を促進するために経済社会理事会に対して勧告と報告を行うこと。男女平等の原則を実施に移すことを目的として、女性の権利の分野において迅速な措置を必要とする問題について、経済社会理事会に対する勧告と、かつ、その勧告を実施するための提案を行うこと、である。また、女性差別撤廃条約などの条約を起草している。

#### (d) 経済的・社会的及び文化的権利に関する委員会

「経済的・社会的及び文化的権利に関する委員会」(Committee on Economic, Social and Cultural Rights) (社会権規約委員会) は、1985年の経済社会理事会決議1985/17号によって設置された。1987年より審議を行っている。「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(国際人権A規約)」、同条約によって国連事務総長へ提出することが義務づけられた、「この規約において認められる権利の実現のためにとった措置及びこれらの権利の実現についてもたらされた進歩に関する報告」(第16条)は、経済社会理事会によって審議される。そこで、同報告書の審議のために、経済社会理事会は、まず1976年に「A規約履行審査政府専門家作業部会」を設置したが、その後、委員会組織に発展したものが同委員会である。

この委員会は、国際人権A規約の締約国の推薦により、経済社会理事会によって選出される18名の個人的資格の委員によって構成される。その任務は、国際人権A規約第21条・22条に基づいて、経済社会理事会が審議した、勧告を含む報告書を総会に提出することを助け、また、報告書の内容について、技術援助の供与に関係する国連の他の機関や専門機関などの注意を喚起することである。

### Ⅲ-4 国連総会の下での自立的補助機関

#### (a) 国連人権高等弁務官 (事務所)

「国連人権高等弁務官」(United Nations High Commissioner for Human Rights, UNHCHR) は、1993年にウィーンで開催された国連世界人権会議 (World Conference on Human Rights, 14-25 June 1993, Vienna, Austria) の勧告を受けた同年の国連総会決議 48/141号により設置された。総会の承認を経て、事務総長によって任命される。任期は4年で、再任は1回に限り可能である。主に、人権の促進と被害者の保護、そのために必要な助言・技術・資金の提供、人権の完全な実現を阻害する障害の除去、人権尊重を確保するための各政府との対話、人権の促進と保護のための国際協力の強化、国連システム内の人権活動の調整などを行っている。

国連人権高等弁務官事務所 (OHCHR) は、従来の「人権センター」を引き継いだ組織で、ジュネーブに本部が置かれ、人権理事会および各条約の委員会の活動を支える。そのほか、人権に関わる事務一般を担当している。個人や人権団体などが、人権高等弁務官事務所に人権侵害について通報すると、同事務所は内容に応じて適切な国連の機関にその情報を伝える。通報を受け付けるための人権高等弁務官事務所の FAX ホットライン [41-22-917-0092] が、24時間開設されており、世界に600名 (日本人は10名) ほどの職員が活動している。

#### (b) 国連難民高等弁務官 (事務所)

「国連難民高等弁務官事務所」(United Nations High Commissioner for Refugees, UNHCR) は、1950年に国連総会によってジュネーブに創設された。同事務所は、人権の分野における国連の活動の中でも、現場で実際に、難民の人々と接する活動を行っている。常に、2,000万以上の難民および国内避難民等を国際的に保護し、難民キャンプの設営、食料や基礎的物質の配給などの直接的支援するほか、難民の自発的帰還や定住の支援、難民流出国との協議を行う。また、難民の保護を目的とした国際条約の批准を促進し、その適用と履行を監視している。UNHCRとして、今までにノーベル平和賞を2度 (1954年と1981年) 受賞しているほか、その前身にあたる国際連盟難民高等弁務官事務所の改組前の組織である「ナンセン国際難民事務所」が1938年にも受賞している。国連の諸活動のなかでも、国際社会から、その有用性を高く評価されていることを象徴していると言えよう。UNHCRもまた、毎年、難民保護について顕著な貢献をした個人または組織に対して、ナンセン難民賞 (Nansen Refugee Award) を与えている。2006年度のナンセン難民賞はタイやネパールなどの途上国で、ひとりひとりに合った眼鏡を贈る活動を続けている「視援隊プロジェクト (Fuji Vision Aid Mission)」の金井昭雄代表に贈られた。日本人では初めての受賞であろう。なお、周知のごとく、国連難民高等弁務官としては、緒方貞子氏 (元・上智大学教授、現・国際協力機構 [JICA] 理事長) が1991～2000年に第8代高等弁務官の職についていた。

## IV 国連人権理事会の創設と活動

### IV-1 創設の経緯

人権の国際的保護のために、より強力で、包括的な機能を有する組織を国連の中心的な一できれば主要機関の地位にある一機関として創設すべきとの提案が従前よりなされていた。2005年の第60回国連総会において、その9月14日～16日に「国連ミレニアム+5サミット」（正式名称は、High-Level Plenary Meeting of the 60th Session of the General Assembly; 通称、The 2005 World Summit [2005年世界サミット]）が開催され、その際に採択された合意文書（成果文書“Outcome Document”）のなかに、人権委員会の人権理事会への改組強化が含まれている。同文書によれば各国は以下のように合意した（以下は、外務省の仮訳に基づいて一部抄訳）。

「国連の人権機構を一層強化」するため、人権理事会を創設する（第157項）。同理事会は、いかなる種類の区別もなく、公正で平等な方法によって、すべての者のすべての人権の保護について責任を有する（第158項）。同理事会は、甚だしくかつ組織的な侵害を含む人権侵害状況につき明らかにし、それについて勧告を行う。また、国連システム内において、人権についての効果的調整及び人権の主流化を促進する（第159項）。総会議長に対し、同理事会の任務、手続、機能、規模、構成、メンバーシップ、作業方法及び手順を定める目的で、開かれた透明性のある、包括的な協議を実施し、第60回会期中で可能な限り早急に完了するよう要請する（第160項）。

既述のように、2006年3月15日の国連総会において、人権理事会設置決議“Human Rights Council (A/RES/60/251)”が採択され、3月23日には経済社会理事会がその下部機関である人権委員会の終了を正式に決議した。5月9日の国連総会では、人権理事会の47理事国が選出され、同理事会の第1回会合は、6月19日から開催された。

### IV-2 人権委員会 (Commission) と人権理事会 (Council) の異同

国連人権理事会の機能については、人権委員会とあまり変わらない。前述の成果文書の第158項の内容が人権理事会設置決議 (A/RES/60/251) の第2項に、同じく第159項が設置決議の第3項に含まれ、具体的に任務については、第5項(a)～(j)に掲げられている。

組織については、まずメンバー国の数を、効率的で迅速な合意を得るために委員会より減らした。人権委員会は1946年に設置されたときには9名の個人的資格の委員によって構成され、翌年に18か国の委員国からの代表によって構成されることとなった。その後、国連加盟国の増加に伴って、61年に21か国、66年に32か国、79年に43か国、92年には53か国と漸増させてきたが、これを今回の人権理事会では47か国にしたものである（米国はさらに少なく、30か国ほどにすべきことを理由のひとつとして、人権理事会設置決議の採択に際して反対票を投じている）。地域

ごとの構成国の数は、国連加盟国の数の推移を反映して、若干ではあるが、アジアと東欧を増やし、アフリカ、西欧、ラテン・アメリカを減らす調整を行った。

国連内での組織的位置づけについては、経済社会理事会の下の機能委員会のひとつであったのが、総会の下部機関となった。基本的人権の問題を、経済・社会問題としての位置づけから国連のあらゆる問題に関わるもの一すなわち、「主流化 (mainstreaming)」(決議 60/251、第3項)一へと、捉え直したと考えられる。具体的には、委員会の構成国は、「経済社会理事会」に「出席し投票する」国の過半数によって選出していたが、理事会の構成国は、「総会」の「構成国」の過半数 (the majority of the members of the General Assembly) により直接かつ個別に (directly and individually) 選出されることとなった (同、第7項)。

構成国は、委員会では、3年の任期で再選以上も制限なく可能であったが (実際に、五大国や日本などはほぼ常に選出されてきた)、理事会では、3年の任期で、連続二期の直後は再選されないこととされた (同、第7項)。また、自ら甚だしくかつ組織的な (gross and systematic) 人権侵害を行った理事国は、総会に出席し投票する国の三分の二の多数により理事国資格を停止させられることとなった (同、第8項)。人権委員会の会期は原則とし年に一回、3～4月の6週間であったが、人権理事国は、少なくとも年に3回 (no fewer than three sessions per year)、合計10週間以上の会期 (total duration of no less than ten weeks) で、一年を通じて定期的に会合をもつこと (shall meet regularly throughout the year) と定められている (同、第10項)。人権問題に対するより迅速で実効的な対応を期待されているのである。そのことを権限をもちつつ推進していくために、5年の見直し期間後には、主要機関としての「理事会」に格上げされることが期待されている。

#### IV-3 人権理事会による決議採択の例—2006年—

2006年6月19～30日に開催された人権理事会第1回通常会期において、6月29日に、「すべての人を強制的失踪から保護する条約 (強制的失踪防止条約) 案」(International Convention for the Protection of All Persons from Enforced Disappearance) [<http://daccessdds.un.org/doc/UNDOC/LTD/G06/125/78/PDF/G0612578.pdf?OpenElement>] (Accessed on 22 Oct. 2006) を全会一致で採択し、当該条約を同年中に国連総会で採択することを勧告した。旧人権委員会において、主に南米の軍事政権による反政府運動の担い手の国内での逮捕・監禁を防ぐことを目的に長期間に亘って議論されていたものであるが、近年は、日本が「国境を越えた」拉致も条約に含めることを主唱し、同条約文に含まれた。また、2006年8月11日の第2回特別会期において、レバノンにおけるイスラエル軍による重大な人権侵害を非難する短い決議を採択している”The grave situation of human rights in Lebanon caused by Israeli military operations” (A/HRC/S-2/L.1 9 August 2006)。しかし、2006年9月18日～10月6日に開催された第2回通常会期では、スーダンのダルフル

問題などについて、おもに EU 諸国とイスラム諸国会議機構の構成メンバーとの対立が厳しく、すべての事案を 11 月下旬に予定されている第 3 回通常会期へと先送りする (“HUMAN RIGHTS COUNCIL DECIDES TO DEFER DRAFT PROPOSALS UNTIL 27 NOVEMBER” (Human Rights Council HR/HRC/06/60 MORNING 6 October 2006) [<http://www.unhcr.ch/hurricane/hurricane.nsf/view01/07981D553C100203C12571FF00497E84?opendocument>] (Accessed on 22 Oct. 2006) という残念な事態となった。

### 【注】

- (1) 国連人権理事会の設置決議は、同人権理事会本部公式 Web サイト（公式 Web サイトは、以下、サイトと略する）上 [[http://www.ohchr.org/english/bodies/hrcouncil/docs/A.RES.60.251\\_En.pdf](http://www.ohchr.org/english/bodies/hrcouncil/docs/A.RES.60.251_En.pdf)] (Accessed on 14 Oct. 2006)、または国際連合本部サイトの第 60 回総会決議一覧 [<http://www.un.org/ga/60/documentation/list.html>] (Accessed on 14 Oct. 2006) の第 251 号決議を参照。筆者による渡部国際組織（法）研究所サイトからもリンクしている [<http://www.swatanabe.com/watanabe.htm>]。なお、賛成国、棄権国、反対国の詳細については、国連広報局 :Department of Public Information・News and Media Division・New York, [<http://www.un.org/News/Press/docs/2006/ga10449.doc.htm>] (Accessed on 14 Oct. 2006) 等を参照のこと。
- (2) 任期別や地域別のリストを含む、人権理事会の全理事国の国名については、国連人権理事会サイト [<http://www.ohchr.org/english/bodies/hrcouncil/membership.htm>] (Accessed on 14 Oct. 2006) を参照。
- (3) 国連総会決議の法的性格については様々な議論がなされている。第 1 に、きわめて少数説ながら、決議により各国の法的信念が示されたことで、即席慣習法 (instant customary law) が定立されたという考え方、第 2 に、ソフトロー (soft law) として法に準じた規範が形成されたと捉える考え方—とりわけ、そのソフトローを採択した国連等にとっては、ほとんど法 (ハードロー) としての効力をもつことになる—、第 3 に、裁判規範ではないとしても、行為規範として国際法の法源に位置付ける考え方、第 4 に、前規範形成段階 (prenorm-making stage) において普遍的な国際法規範の定立に向かう途上にある—特に具体的な表現として、最終的な条約のための第一草案にあたる—とする論者もいる—という考え方、などがある。どのように考えるにしても、その代表的な例としてまず挙げられるのが、世界人権宣言なのである。とりあえず、Bruno Simma, “A Hard Look at Soft Law”, *Proceedings of the 82nd Annual Meeting of the American Society of International Law* (1988) , at 377-381; Ignaz Seidl-Hohenveldern, “International Economic ‘Soft Law’,” *Hague Receuil*, Vol.163 (1979- II) ; 村瀬信也『国際立法—国際法の法源論』東信堂、2002 年、21-29 頁、渡部茂己「国際機構システムによるグロー

バルな秩序形成過程の民主化—グローバル・ガバナンスの民主化の一位相—」日本国際政治学会編『国際政治』第137号(2004年)、73-4頁、などを参照。

- (4) 各条約の正式名称については、”THE CORE INTERNATIONAL HUMAN RIGHTS INSTRUMENTS and their monitoring bodies (Office of the United Nations High Commissioner for Human Rights)”[<http://www.ohchr.org/english/law/index.htm>] (Accessed on 15 Jan. 2007) などを参照。
- (5) 2004年3月22日に、パレスチナのイスラム原理主義組織「ハマス」の指導者、ヤシン師(Sheikh Ahmed Yassin) がイスラエル軍武装ヘリのコイルによって暗殺されたときには、24日に非難決議を採択した。51カ国が投票し、賛成31、反対2、棄権18であった(反対は米国とオーストラリアで、25日の安全保障理事会での非難決議は米国の拒否権で否決されている)。
- (6) 2006年度の26の委員のリストは、国連人権高等弁務官事務所サイト、”Membership of the Sub-Commission on the Promotion and Protection of Human Rights (Office of the United Nations High Commissioner for Human Rights)”[<http://www.unhcr.ch/html/menu2/2/subcmem.htm>] (Accessed on 18 Oct. 2006) を参照。
- (7) Report of the Sub-Commission on the Promotion and Protection of Human Rights on its Fifty-Eighth Session (A/HRC/2/2; A/HRC/Sub.1/58/36, 11 September 2006), Sub-Commission on the Promotion and Protection of Human Rights.
- (8) 2006年度の45の委員国のリストは、国連経済社会理事会・女性の地位委員会サイト、Division for the Advance of Women [<http://www.un.org/womenwatch/daw/csw/Members2006.pdf>] (Accessed on 14 Oct. 2006) を参照。

#### 【参考文献 (比較的最近の邦文の体系書を中心としたもの)】

- 秋月弘子「人権・人道」横田洋三編著『新国際機構論』国際書院、2005年。
- アジア・太平洋人権情報センター編『国連の人権活動と日本 - 人権諸条約の意義と課題』アジア・太平洋人権情報センター、1996年。
- 阿部浩己『国際人権の地平』現代人文社、2003年。
- 阿部浩己『人権の国際化 - 国際人権法の挑戦 -』現代人文社、1998年。
- 阿部浩己・今井直・藤本俊明『テキストブック国際人権法・第2版』日本評論社、2002年。
- 今井直「国際関係における人権」『国際問題』1999年9月号。
- 大沼保昭『人権、国家、文明—普遍主義的人権観から文際的人権観へ—』筑摩書房、1998年。
- 尾崎久仁子『国際人権・刑事法概論』信山社、2004年。
- 北村泰三・山口直也編『弁護のための国際人権法』現代人文社、2002年。
- 北村泰三『国際人権と刑事拘禁』日本評論社、1996年。

- 金東勲『国際人権法とマイノリティの地位』東信堂、2003年。
- 金東勲『共生時代の在日コリアン—国際人権30年の道程』東信堂、2004年。
- 久保田洋『国際人権保障の実施措置』日本評論社、1993年。
- 久保田洋『入門国際人権法・訂正版』信山社、1997年。
- 国際法学会編『日本と国際法の100年第4巻・人権』三省堂、2001年。
- 国連人権高等弁務官事務所・国際法曹協会編著（平野裕二訳/アジア・太平洋人権情報センター日本語版解説）『裁判官・検察官・弁護士のための国連人権マニュアル-司法運営における人権-』現代人文社、2006年。
- 申恵手『人権条約上の国家の義務』日本評論社、1999年。
- 申恵手「人権分野における国連の組織と活動」『国際問題』1999年9月号。
- 住吉良人編『宮崎繁樹先生古稀記念・現代国際社会と人権の諸相』成文堂、1996年。
- 滝澤美佐子『国際人権基準の法的性格』国際書院、2004年
- 滝澤美佐子「世界人権宣言と国連機関」『国際問題』第459号、1998年。
- 滝澤美佐子「人権、人道分野の国際機構」横田洋三編著『国際機構入門』国際書院、1999年。
- 滝澤美佐子「国連機関による人権の実現」横田洋三・山村恒雄編著『現代国際法と国連・人権・裁判—波多野里望先生古稀記念論文集』国際書院、2003年。
- 田畑茂二郎編『21世紀世界の人権』明石書店、1997年。
- 寺谷広司『国際人権の逸脱不可能性—緊急事態が照らす法・国家・個人』有斐閣、2003年。
- 戸塚悦朗『国際人権法入門-国連人権NGOの実践から』明石書店、2003年。
- トーマス・バーゲンソル（小寺初世子訳）『国際人権法入門』東信堂、1999年。
- 初川満『国際人権法の展開』信山社、2004年。
- 畑博行・水上千之編『国際人権法概論・第4版』有信堂、2006年。
- 藤田久一・松井芳郎・阪元茂樹編『人権法と人道法の新世紀—竹本正幸先生追悼記念論文集』東信堂、2001年。
- 松井芳郎他編『国際人権条約・宣言集・第3版』東信堂、2005年。
- 宮崎茂樹『解説・国際人権規約』日本評論社、1996年。
- 宮崎繁樹著・市民のための国際条約を考える会編『現代日本の人権状況-未批准国際条約から考える』大村書店、1993年。
- 薬師寺公夫・小畑郁・村上正道・阪元茂樹『法科大学院ケースブック国際人権法』日本評論社、2006年。
- ヤマシュ・シモニデス編著（横田洋三監訳）『国際人権法マニュアル-世界的視野から見た人権の理念と実践』明石書店、2004年。

- 山下泰子・植野妙実子編著『フェミニズム国際法学の構築』中央大学出版部、2004年。
- 横田洋三・山村恒雄編著『現代国際法と国連・人権・裁判—波多野里望先生古稀記念論文集』国際書院、2003年。
- 横田洋三『日本の人権／世界の人権』不磨書房、2004年。
- 渡部茂己編著『国際人権法入門』国際書院、2007年刊行予定。

(常磐大学 国際学部 教授)



---

研究ノート

---

# The Future Possibilities of Public Broadcasting in the Age of Digital Broadcasting: Japan's NHK vs. Canada's CBC

Junichi Kawashima

デジタル放送時代における公共放送の将来の可能性：  
日本のNHKとカナダのCBCの事例研究

## 要約

本稿では、デジタル放送時代における公共放送の将来の可能性について、日本のNHKとカナダのCBCを事例研究の対象として比較検討する。

近年、NHKは、受信料不払い問題から最近では政府の命令放送の問題等、将来の財政・番組編成に大きな影響を与えるような問題に直面している。一方、CBCも、政権交代の度に強行される連邦政府の助成金削減と多チャンネル時代の視聴率競争による広告収入の減少等、深刻な財政問題に年々悩まされている。このような状況の中で、二つの公共放送機関は、いかにして視聴者のニーズに応える番組をそれぞれ制作・提供して行けるかが今後の課題となろう。

本稿の目的は、第一にNHKとCBCの歴史的発展の中で、それぞれ政治的中立性を堅持すべき公共放送機関と会長任命や予算承認等によって間接的に経営に関与する政府との微妙な関係について比較・分析すること。第二にNHKの受信料収入とCBCの政府助成金・広告収入による財政・経営形態の問題点を分析すること。第三にNHKとCBCの視聴者のニーズに対応するための番組制作・番組編成の現状を比較・検討し、二つの公共放送機関の将来の可能性を究明することである。

## キーワード

公共放送 受信料収入 政府助成金 広告収入 視聴者のニーズ ニッソ番組

## 1. Introduction

In recent years, the Japan Broadcasting Corporation (NHK) has faced a problem of the non-payment of subscription fees by several million families in protest over the misuse of funds by some production

staff. In addition, a recent government announcement ordering NHK to broadcast news stories about the North Korean abduction of Japanese citizens via shortwave might possibly lead to the government interference on its programming in the future.<sup>(1)</sup> On the other hand, the Canadian Broadcasting Corporation (CBC) has experienced severe financial difficulties, because the government funding has continued to be reduced over the past two decades while other revenues such as advertising, program sales, and specialty services have not been increased as much as expected. A critical question then is how effectively the two public broadcasters could respond to and meet the needs of their respective viewers through providing quality programs under such difficult conditions.

This paper explores the future possibilities of the two public broadcasters, Japan's NHK and Canada's CBC, as a case study in the age of digital broadcasting under the following specific tasks:

- 1) to review the historical developments of NHK and CBC as well as their delicate relationships with their respective governments while maintaining their political neutrality and independence;
- 2) to analyze some possible financial problems at NHK because of the viewer refusal of subscription fees as well as at CBC because of the periodic reduction of the government funding and the insufficient revenues from advertising, program sales, and specialty services; and
- 3) to compare some programming initiatives (i.e., “niche” programming) at NHK and CBC to respond to and meet the needs of their viewers, respectively.

It should be noted that due to the limitation of this paper, attention would be focused on television services only by the two public broadcasters.

## **2. Historical Developments of NHK and CBC**

A review of the historical developments of NHK and CBC and their relationships with their respective governments will be presented below for comparisons.

### **1) NHK**

In 1926, NHK was established as a private, non-profit broadcast corporation operated by the listener subscription fee. Before and during the Second World War, the Corporation as the only radio broadcast service in Japan at that time was forced to act like a national service and to assist the military government's information activities, many of which misled Japanese citizens with inaccurate, false information<sup>(2)</sup>

After the war, when NHK was re-established as a special, public broadcasting corporation under the new Broadcasting Act and two other related Acts in 1950, its President, who is selected by the newly created Management Committee, is appointed by the Prime Minister while its subscription fee and annual budget are approved by the Diet.<sup>(3)</sup> Because of these processes, NHK has to maintain some political relationships with the Government and the Prime Minister's Office at the risk of compromising its neutrality.

After the opening of two private radio stations in 1951 and one private television station in 1953, NHK had to compete against many private broadcast stations across the country, radio and television, through raising the subscription fee and expanding its services subsequently. In fact, the radio subscription fee was raised in 1951, in 1954, and in 1959, but was reduced in 1962, and was finally eliminated in 1968, while the television subscription fee was raised in 1954, in 1959, in 1962 (TV and radio combined fee), in 1968 (color or B/W separate fee), in 1976, in 1980, and most recently in 1990. The broadcast satellite (BS) subscription fee was added to the NHK's revenue source since 1990. These frequent fee revisions were made possible through NHK's strong lobbying of the powerful Liberal Democratic Party and the Government.<sup>(4)</sup>

Accordingly, some former NHK Presidents established intimate relationships or questionable connections with the Prime Minister's Office. For example, over the past three decades, four out of seven former Presidents had to leave their positions as shown in Table 1, following some scandalous incidents.

<sup>(5)</sup> This clearly reveals the facts that their appointments have politically been initiated by the Government.

**Table 1. NHK President, Period, Former Position, and Resignation Reason\***

Kichiro Ono	(1973-76)	Deputy Minister of Postal Services, NHK Vice-Pres.	Forced to Resign
Tomokazu Sakamoto	(1976-82)	NHK Vice-President	Term Expired
Masato Kawahara	(1982-88)	NHK Managing Director, Pres. of NHK Arts Center	Term Expired
Yoshizo Ikeda	(1988-89)	Pres. of Mitsui Trading Company	Forced to Resign
Keiji Shima	(1989-91)	NHK Vice-President	Forced to Resign
Mikio Kawaguchi	(1991-97)	Pres. of NHK Enterprise	Term Expired
Katsuji Ebisawa	(1997-05)	NHK Vice-President	Forced to Resign
Genichi Hashimoto	(2005- )	NHK Vice-President	Continuing

\*Compiled on the basis of the information in Kawasaki (2000).

In one sense, the NHK's Management Committee seems directly responsible for these scandals since it selected the affected Presidents and recommended them to the Prime Minister's Office for approval.

The Committee is to function as the top decision-making body at NHK, but it usually meets twice a month or so and simply acknowledges the President's recommended agenda. Obviously, its members used to have strong connections with the Government as they were all appointed by the Prime Minister, but their main roles have more or less been limited to the selection of the new President. This could be one of the main reasons why so many scandalous incidents have happened without any corrective actions taken within the Corporation.<sup>(6)</sup>

Although it would be legal according to the Broadcasting Act, the government announcement of ordering NHK to broadcast news about the North Korean abduction of Japanese citizens via shortwave might possibly lead to their future interference on its programming in the future, and some broadcasting critics, including private broadcasters, expressed their concerns about NHK's neutrality and programming independence as a statutory public broadcaster.<sup>(7)</sup>

## 2) CBC

CBC was established as a federal crown corporation in 1936, following an example of the British Broadcasting Corporation (BBC) as a public broadcaster. This was made possible by the intervention by the Liberal Government and the Prime Minister although the former Conservative Government was interested in the private service like its American counterparts. CBC began radio broadcasts with 8 stations of its own and 16 privately owned affiliate stations, and continued to provide Canadian programs against American programs flooding across the border, in order to promote Canadian culture and national unity.<sup>(8)</sup>

With the advent of television, CBC faced serious financial difficulties to build English and French networks and to broadcast Canadian programs while maintaining the roles of a public broadcaster. Thus, in order to generate necessary funds to produce quality programs and to support the private affiliate stations, CBC introduced commercials on television in 1952. However, CBC had to rely on popular American programs for some time, to attract a large number of viewers and also commercial sponsors.<sup>(9)</sup>

When the private Canadian Television Network (CTV) was established and began broadcasting with mostly American programs in 1961, CBC had no choice but to import more American programs to compete, which resulted in massive criticism against CBC not fulfilling its mandated mission to promote Canadian culture.

Thus, the Canadian Radio-television and Telecommunications Commission (CRTC), a regulatory agency, made a number of recommendations to CBC to gradually increase the ratio of Canadian content to 100% during prime time at night. It finally reached 100% by 1996, from 52% in 1967, 68% in 1973,

77% in 1985, and 89% in 1993.<sup>(00)</sup>

As a federal crown corporation, CBC reports to the Minister of Canadian Heritage (formally the Minister of Communications), and its President is appointed by the Prime Minister. Accordingly, CBC has to establish amicable relationships with the Government Party while maintaining neutrality on political news items. However, as the Government provides CBC with a large portion of funds necessary to operate its services, they tend to put some pressure on its management and programming direction.

For example, the Conservative Government appointed the former Deputy Minister of Finance as the CBC President in 1989, to execute the massive downsizing of the Corporation, which used to be critical of the Conservative Party and the Government. He had no prior broadcast experience, and as such made a number of serious mistakes in his reorganization and programming plans. Finally, he had to leave the damaged Corporation without making any of the significant changes expected by the Government. Then, the returned Liberal Government appointed the Vice-President, career CBC broadcaster, to succeed the presidency. However, he left the Corporation after a few months as he could not receive sufficient operating funds as promised by the Government. Because of such messy situations, no successor was found for more than a year. As a surprise move in 1995, the Liberal Government appointed the former Conservative Minister of Communications as the President, and he had to struggle with the continued reduction of the government funding. He could have been set up for that reason by the Liberal Government.<sup>(01)</sup>

**Table 2. CBC President, Period, Former Position (Political Connection), and Resignation Reason\***

Albert Johnson	(1975-82)	Assist. Deputy Minister of Finance (Liberal)	Term Expired
Pierre Juneau	(1982-89)	Deputy Minister of Communications (Liberal)	Forced to Resign
William Armstrong	(1989-89)	CBC Regional Director (Conservative?)	Temporary
Gerard Veilleux	(1089-93)	Deputy Minister of Finance (Conservative)	Forced to Resign
Tony Manera	(1993-94)	CBC Vice-President (Liberal?)	Personal
Perrin Beatty	(1995-99)	Minister of Communications (Conservative)	Term Expired
Robert Rabinovitch	(1999- )	Deputy Minister of Communications (Liberal)	Continuing

\*Compiled on the basis of the information in Kawashima (1996).

In 1999, the former Deputy Minister of Communications was appointed as the CBC President, and he is still continuing in his third term under the now Conservative Government, probably because of its unstable, minority position. For a comparison with NHK, a list of the former CBC Presidents is presented in Table 2.<sup>(12)</sup> Interesting enough, the two public broadcasters seem to have followed similar patterns in their relationships with the respective Governments.

### **3. Financial Difficulties at NHK and CBC**

NHK is facing a financial accountability problem due to the misuse of production funds while CBC has continued to have a serious budget problem primarily because of the government funding reduction. A comparative analysis of the two Corporations' problems will be summarized in the following section.

#### **1) NHK**

NHK was first established as a private corporation operated by the subscription fee. It was re-established as a statutory public broadcaster under the new Broadcasting Act, and continued to finance its operations through subscription fees from the contracted families. Initially, a monthly fee for radio ownership was set at 50 yen in 1951, and it was gradually raised to 67 yen in 1954, to 85 yen in 1959, but was reduced to 50 yen in 1962 and eliminated in 1968.<sup>(13)</sup>

With the opening of television services in 1952, a monthly subscription fee for TV ownership was 300 yen in 1954, was raised to 330 yen for the combined radio and TV ownership in 1962, and changed to 465 yen for color TV ownership and 310 yen for B/W TV ownership in 1968, and to 710 yen for color TV and 420 yen for B/W TV in 1976. Then in 1980, in 1984, and in 1988, NHK failed to raise the subscription fee because of the lack of support by the Government Party. In 1990, it was finally raised as the combined fee of 2,300 yen for color TV and satellite TV or 1,340 yen for TV only. Since then, no attempts have been made to raise the fee to date.<sup>(14)</sup>

In the meantime, a series of scandalous incidents by NHK staff, especially the misuse of large funds by some production staff, have led a nation-wide protest not to pay the subscription fee by millions of families. Added to the already existing millions of families who refused to pay the fee, the total number of non-paying families may reach approximately 30% of TV owned families.<sup>(15)</sup>

For better or worse, most of the Japanese families seem to have considered the subscription fee as a sort of tax and feel they have no choice but to pay. However, NHK has recently decided to take non-paying families to the court for the fee collection. This action might further lead to another protest

movement as NHK has long been paying generous compensation benefits to its staff. Moreover, many management staff after retirement could take the second jobs within its 40 subsidiaries or so, just like career bureaucrats in the Government.

Despite non-payment of the subscription fee by millions of families, NHK has kept holding a huge balance every year as shown in Table 3. However, there is no doubt that the misuse of funds seems to have happened because of the lack of accountability among NHK management and production staff, as well as the lack of control by the part-time Management Committee members.<sup>(6)</sup>

**Table 3. Revenues and Expenditures at NHK\***

	2005	2004	2003	2002	2001
Revenues	6,343	6,667	6,693	6,647	6,576
Expenditures	6,300	6,592	6,578	6,545	6,445
Balance	43	75	115	102	131

(oku yen: 100-million yen or \$0.95 million)

\*Compiled from the NHK Annual Reports from 2000-01 to 2004-05.

**Table 4. Number of Color TV and Satellite Subscriptions with NHK\***

	2005	2004	2003	2002	2001
Color TV Subscriptions	2,461	2,517	2,574	2,593	2,497
Satellite Subscriptions	1,254	1,236	1,200	1,257	1,111
Total	3,715	3,753	3,774	3,850	3,508

(10,000 families)

\*Compiled from the NHK Annual Reports from 2000-01 to 2004-05.

Currently, NHK operates AM radio, FM radio, VHF-General, VHF-Educational, BS 1, BS 2, NHK International (shortwave), digital broadcasting trials, and other related services. With about 10,000 employees in 8 Central Broadcasting Centers across the country, NHK is considered a big business, but it acts like a bureaucratic government agency and has never been subject to accountability. In this sense, the BBC's Annual Report shows the best example of accountability to its audiences under the effective control of the Board of Governors.<sup>(7)</sup>

## 2) CBC

Since CBC began television services with commercials in 1952, it has long maintained its budget by the government funding of 75% and the advertising revenue of 25%. However, when the Conservative Government was re-elected in 1989, they planned to give a strong message to the critical CBC News

through a 10% cut in the government funding, and appointed the former Deputy Minister of Finance, who had no broadcast experience, to execute their demand.

Thus, in 1990, he decided to close 3 regional stations, to cut services in 8 local stations, to stop the production of 160 on-going programs, and to lay-off 10% of the 10,000 employees. Strong protests were directed towards the Government not only by the affected CBC employees, but also by supporters of public broadcasting, social critics and concerned viewers across the country. The sensitive Government and the Conservative Party decided not to make severe funding cuts as much as originally planned. For example, the Government provided CBC with \$950 million in 1991-92, \$959 million in 1992-93, and \$955 million in 1993-94. During the same period, however, advertising revenues were limited to \$320 million, \$306 million, and \$299 million, respectively.<sup>(8)</sup> Thus, considering the increase of manpower and production costs over the years, CBC's financial resources were substantially reduced to fulfill its mandated mission.

In 1994, the returned Liberal Government promised not to cut its funding to CBC for the next 5 years. However, in the following year, the Government indicated it would cut funding by \$270 million over the next 3 years. The newly appointed President left the position officially for a personal reason, but in actuality he resigned in protest over the government's lie. Naturally, a successor was not found easily until the former Conservative Minister of Communications was selected in the fall of 1995, more than a year later.<sup>(9)</sup>

**Table 5. Funding and Other Revenues and Allocation of Funds at CBC\***

	2005	2004	2003	2002	2001
Government Funding					
Parliamentary Appropriations	877	873	877	780	794
for Programming Initiatives	60	60	60	60	---
Revenue					
Advertising and Program Sales	322	283	284	319	349
Miscellaneous and others	87	93	73	82	65
Specialty Services	138	132	123	118	108
Total	1,484	1,441	1,417	1,359	1,316
Allocation of Funds					
TV and Radio Service Costs	1,383	1,330	1,198	1,151	1,043
Specialty Services Expenses	121	116	117	104	100
Total	1,504	1,446	1,315	1,255	1,143
Balance	(20)	(5)	102	104	173
	(millions of dollars)				

\*From p.47 in the CBC/Radio Canada Annual Report in 2004-05.

CBC operates AM and FM English and French networks, VHF English and French networks, English and French specialty news channels, and shortwave international broadcasting, and Northern radio and television services. With less than 4,000 employees under the tight budget (Table 5) to operate such a wide variety of services, CBC would require more stable government funding and other revenues as a public broadcaster and also as a national flag carrier to promote Canadian culture and national unity.

#### **4. Development of Niche Programming**

For any public broadcaster, the most crucial task is to produce a number of "niche" programs to respond to and meet the needs of viewers. How effectively are both NHK and CBC meeting the needs of their viewers?

##### 1) NHK

NHK has produced and broadcast a large number of programs which could be considered "niche" programs in terms of viewership and program quality. Of such programming, selected examples will be presented in the following.

Among a variety of dramatic productions telecast over the past decades, the two most notable series are "Asa Dora" and "Taiga Drama." Asa Dora is a series of the 15-minute TV drama telecast in the morning from Monday to Saturday throughout the year, which is very popular among those who are staying at home; i.e., homemakers and retired persons. On the other, Taiga Drama is a series of 45-minute, magnificently produced historical dramas telecast Sunday night throughout the year. These productions used to engage famous actors and actresses as well as new talents, to attract more viewers, which may not easily be produced in the same scale by private broadcasters.

Similarly, NHK's weekly news and current affairs programs, including some documentaries, have been well received by viewers and even by the private broadcaster.<sup>20</sup> Included are: "NHK Special," "Project X-Challengers," and "Close-up Gendai (Current Issues)," all of which are produced through the American style of investigative reporting.

NHK used to attract more than 80% of viewers for the annual new year's eve music special, "Kohaku Utagassen (a singing contest between male and female singers)," but its rating has dropped below the 50% level in recent years. It seems that young viewers are moving away from NHK programs while older people over 50 years continue to be regular viewers. Accordingly, NHK should implement public opinion surveys as well as needs and interest studies by its own research institutes, to review its

programming directions to meet the changing needs of different interest groups, young and old or male and female.

A similar problem is noted in the BBC's Annual Report: "Younger viewers have been lost in disproportionately large numbers-when they switch from analogue to digital they show an increased tendency also to switch away from television. We are reassured by the Director General's clear focus on winning back younger audiences as a priority for the coming period."<sup>(2)</sup>

## 2) CBC

As indicated on the previous page, CBC has been criticized by the reigning Government from time to time because of its objective reporting. However, CBC News has been well received by viewers and TV critics, and is rated as good as or better than American network news. For example, "The National," which provides a comprehensive hour of nightly news and current affairs following "CBC News," is well received by viewers for its coverage of national and international events and issues. In addition, CBC Newsworld, a 24-hour specialty channel, provides a unique, in-depth national news and information service, as well as Canadian documentaries which are well known in North America through the works of the National Film Board of Canada.<sup>(2)</sup>

At the CRTC's recommendations, CBC has been telecasting prime time programs by 100% of Canadian content. In collaboration with Telefilm Canada, CBC produced several productions such as "Anne of Green Gables" and "Road to Abonlea," both of which had been exported to foreign countries, including the U.S.A. and Japan. Since then, no other productions of the same quality came out yet because of the financial crisis in the 1990's. Under the leadership of the present President, CBC has introduced several bilingual mini-series portraying Canadian politicians including the late Prime Minister Trudeau and the late Quebec Premier Levesque. More bilingual drama programs were produced and telecast across the country, and such efforts could eventually bridge cultural and linguistic gaps existing in Canada.<sup>(3)</sup>

## 5. Conclusion

The main objective of this paper was to explore the future possibilities of two public broadcasters, Japan's NHK and Canada's CBC, in the age of digital broadcasting. Under this objective, the following three tasks were specified: 1) to review the historical developments of NHK and CBC as well as their

relationships with their respective Governments; 2) to analyze some financial issues at NHK due to the payment refusal of subscription fees by millions of viewers as well as at CBC because of the frequent reductions of the government funding; and 3) to compare some programming initiatives at NHK and CBC to meet the needs of their respective viewers. The results of this analysis were summarized below.

1) Both NHK and CBC had to keep close relationships with their respective Governments since their Presidents and annual budgets need to be approved by the Diet or the Parliament, respectively. Thus, it would be very difficult for the two public broadcasters to keep maintaining their neutrality and independence in dealing with political news. NHK seemed to be very vulnerable to political pressures by the dominant Liberal Democratic Party, whereas CBC could exercise more freedom in its news reporting because of the changing Government within the two party system in Canada.

2) Despite millions of families refusing to pay the subscription fees, NHK did not appear to be facing any serious financial difficulties. With a substantial balance left on the book every year for the past 10 years, the Corporation had never downsized its operations and services, or had to lay off its employees. In some sense, honest viewers paid the subscription fees just like paying taxes and helped NHK to build a gigantic empire. On the contrary, CBC had to downsize its operations and services to the minimum because of the continuous reductions of the government funding. If CBC would attempt to generate more revenues from advertising, private broadcasters might argue for the privatization of the Corporation and the elimination of government funding for good.

3) With the availability of sufficient resources, NHK produced and telecast a wider variety of niche programs than CBC, especially dramatic productions, to meet the needs of its viewers. However, the two Corporations continued to produce and telecast well established news and current affairs programming to respond to their mandated missions and to meet the needs of their viewers.

It is very important to note that Japanese young viewers appear to be moving away from NHK programs. As many of them are not paying into their pension contributions, they may also refuse to pay the subscription fees in the future unless the Corporation could bring them back to their programs as quickly as possible. Accordingly, it would seem necessary to redistribute the available resources to meet their specific needs, rather than to expend a large budget for one dramatic production to meet a wide range of viewers, young or old.

For CBC, the most critical issue would be to establish more stable government funding for the promotion of Canadian culture as one of the essential services like education, medical/hospital services, and social welfare. Or like TV Ontario, provincial educational broadcasting agency, the Corporation could attempt the "Save the CBC Fund Raising Campaign" asking for public donations to supplement

the limited government funding. There may not be any definite answer to the CBC's financial problem in the near future, but the present writer believes the Corporation will not disappear but can survive as long as Canada will remain as a bilingual country. CBC should continue to serve as a national flag carrier for the sake of national unity.

## References

Asahi Shimbun (Asahi Newspaper), May 3, 2006, and October 18, 2006.

British Broadcasting Corporation (BBC), "BBC Annual Report and Accounts 1995/ 2006", 2006.

Canadian Broadcasting Corporation (CBC), "CBC/Radio Canada Annual Report 2000-2001," including that of 2001-2002 2002-2003. 2003-2004, and 2004-2005.

Hoskins, C. and S. McFadyen, "The Economic Factors Relating to Canadian Broadcasting Policy," *Canadian Journal of Communication*, 1986, Vol.12., No. 1, pp. 22-

Kawasaki, M., *NHK and Plitics: Spoiled Public Broadcasting* (NHK to Seiji: Mushibamareta Kokyo Hoso), Asahi Bunko, 2000.

Kawashima, J., "CBC's Financial Crisis and Its Future Possibilities (CBC no Zaisei Kiki to Kongo no Kanousei nitsuite)," *JACS Kanto Newsletter*, No. 4, 1996, pp. 7-11.

Kawashima, J., "Canadian Public Broadcasting in the Age of Multi-Channels: Future Possibilities of CBC Television (Tachanneru Jidai niokeru Kanada no Kokyo Hoso CBC Terebi no shorai no Kanosei)," *Tokiwa Journal of Applied International Studies* (Tokiwa Kokusai Kiyo), No. No. 4, 2000, pp. 67-83.

Kawashima, J., "The State of Canadian Television Services in the Age of Digital Broadcasting." *Tokiwa Journal of Applied International Studies*, No. 9, 2005, pp. 123-137.

Marsh, J.H. (ed.), *The Canadian Encyclopedia*, Hurtig Publishers, Edmonton: Canada, 1988.

Nippon Hoso Kyokai (Japan Broadcasting Corporation), "Nippon Hoso Kyokai Heisei 17Nendo Gyomu Hokokusho (Japan Broadcasting Corporation: Annual Report 2000-2001)," including that of 2001-2002, 2002-2003, 2003-2004, and 2004-2005.

Sato, Y., *NHK*, Asahi Newspaper Co. (Asahi Shinbunsha), 1982.

Tahara, S., *Viewers Have Taken Actions: NHK Will Disappear* (Shichosha ga Ugoita: Kyodai NHK ga Nakunaru), Soshisha, 2005.

## Notes

- (1) See the Editorial of the Asahi Newspaper (October, 18, 2006) regarding the government announcement of ordering NHK to broadcast the news.
- (2) See p.256 in Kawasaki (2000) about the establishment of NHK.
- (3) Ibid., p.259.
- (4) Ibid., p.235 and pp.260-268 about the subscription fee raise.
- (5) Table 1 was prepared, based on the information in Sato (1982) and Kawasaki (2000).
- (6) See pp.240-242 in Kawasaki (2000) about the NHK's Management Committee.
- (7) Op.cit., Asahi (2006).
- (8) See pp.333-335 in Marsh (1988) about the establishment of CBC.
- (9) See p.23 in Hoskins and McFadyen (1986) about the economy of importing American programs.
- (10) See p.69 in Kawashima (2000).
- (11) See p.9 in Kawashima (1996) about the appointment of the opposition member.
- (12) Ibid., pp.8-9, and also see the CBC Annual Report (2001).
- (13) Op.cit., pp.240-242 in Kawasaki(2000)
- (14) Ibid. p.234-235.
- (15) See the Asahi Newspaper (May 6, 2006), in which the present NHK President admitted only 70% of the families are paying the subscription fees.
- (16) Op.cit., pp.240-242 in Kawasaki (2000).
- (17) See the BBC Annual Report and Accounts (2006), which demonstrates the highest level of accountability as compared with CBC and NHK.
- (18) Op.cit., p.8 in Kawashima (1996).
- (19) Ibid., p.9.
- (20) See pp.183-186 in Tahara (2005).
- (21) Op.cit., see p.23 in BBC (2006).
- (22) See CBC (2002-2003).
- (23) Ibid.

(常磐大学 国際学部 教授)



---

## 研究ノート

---

### 多読プログラムー常磐タドキスト運動実践報告\*

井 上 徹

#### An extensive reading program at Tokiwa University

#### 0. はじめに

自分のレベルにあったやさしい英文を自主的に選んで大量に読書をする多読学習法が脚光を浴びている。最近でも『英語教育』誌上で「多読最前線ー「めざせ100万語」学習インパクト」(2004年2月)という特集が生まれ、多読学習の関連図書(Day & Bamford 1998, 酒井 2002, 古川・伊藤 2005, 金谷 2005)や、内容、語数、読みやすさレベルなどの情報を満載した多読用図書のブックガイド(古川他 2005, 酒井・佐藤 2006)などの出版が相次いでいる。

この学習法は、今なお多くの学校で行われている文法訳読中心の精読と対極をなすものであり、これまで英語学習に挫折した人や英語に興味があっても訳読中心の学習法では学習が持続しない学生たちに、読むことの楽しみを味あわせることによって英文に対する恐怖心をなくさせ、積極的に英文に向き合う態度を養うことによって、大きな動機づけを与えている。<sup>1</sup>

本稿では、まず「多読」学習とはどんな学習法かを概観する。次に、全国の学校や私塾で行われている多読学習がどのような形態や方法で行われているかを示し、2006年度春 semester に筆者が行った第1回常磐タドキスト運動の実践報告をする。最後に本稿の結論を述べ、効果的な多読授業を推進していくための今後の課題について論じる。

#### 1. 多読学習

##### 1.1 あまりにも少ない学習時間と吸収量

「将来英語を使った職業に就きたい」、「英語が使えるようになりたい」、「原書でハリー・ポッターを読んだり、字幕なしで洋画を楽しみたい」など、英語ができるようになりたいと思っている学生は多い。しかしながら、そんな学生に一日どのくらい英語を勉強しているか尋ねると、ほとんど勉強していないことが多い。一方、英語の資格検定試験で優秀な成績をおさめたり正確な英文が書ける、いわゆる英

語が「できる」学生や友人を見渡してみると、長期に渡って毎日英語の勉強を続けていることに気づく。

学校で英語を学んでも英語ができるようにはならないとの批判がある。しかしながら、学校での学習時間を考えてみると、中学と高校6年間の英語の授業時間は1,000時間ほどしかない。これを1年に直すと167時間に相当する。つまり1年でたった5.8日しか英語を学習していないことになる(金谷2005)。こんなに英語に触れる時間が少なくして英語が「できる」ようになるなら誰も苦労しない。

また、中学から高校までに触れる英語の量については、6年分の教科書に出てくる語数を合計すると約3万語になると言われている。この数字は洋書1冊分(たとえば、ロアルド・ダールの『チョコレート工場の秘密』の原書(29,743語))にしか相当しない。英語のペーパーバックをすらすら読めるようになるにはほど遠い数字と言わなければならない。

SSS 英語学習法研究会代表の古川昭夫氏は、大学入試の読解問題として出題される英文の長文化を取り上げ、2006年度の東大の入試に出題された英文の語数が3,102語であり、1983年の読解問題の長さ(1,757語)と比べると倍近くになっていることを指摘している。<sup>2</sup> 中学・高校の6年間で習う英語の10分の1の量の英文を120分の時間で処理しなければならない。学校での学習時間、読書量が少ないにもかかわらず、時代は多読と速読を求めているといえるだろう。

日本で英語を外国語として学習する環境において、英語母語話者と毎日長時間にわたって交流を持つのは難しい。そのような状況のなかで英語の能力を高めるためには理解可能な英文をたくさん読む多読の必要性が古来から叫ばれている。斎藤(2003)は、英文の「多読なくしては高度な英語力の養成はあり得ない」と述べている。

## 1.2 外国語学習における多読

さて、その多読とは、“extensive reading means reading in quantity and in order to gain a general understanding of what is read. It is intended to develop good reading habits, to build up knowledge of vocabulary and structure, and to encourage a liking for reading.” (*Longman Dictionary of Applied Linguistics*) と定義され、明治時代から、真の英語力を身につけるには英語の本を大量に読むのが効果的であると言われている。福沢諭吉、夏目漱石、新渡戸稲造、野口英世、斎藤秀三郎、岩崎民平といった英語の達人たちに共通するのは、修業時代のどこかで多読を経験していることである。特に新渡戸稲造はカーライルの『衣装哲学』(*Sartor Resartus*, 1838)の原書を30回以上読んだといわれ、個人で何冊もの英語辞書を作った斎藤秀三郎は『大英百科事典』(*The Encyclopedia Britannica*)を2回通読したという逸話を残している(斎藤、前掲書)。

確かに夏目漱石も分からない箇所があっても飛ばしてどんどん読み進めるように言っている(夏目漱石『現代読書法』(1906)、古川・伊藤(2005)より引用)が、新渡戸稲造の『衣装哲学』の逸話をみても、達人にとっては「やさしい原書」でも今日的な視点からみると、かなり難解な書物

を多読していたことがわかる。現代の平均的な大学生のうち、いったい何人が『大英百科事典』の項目を辞書の頼りなくすらすら読めるだろうか。上にあげた英語の達人たちは当時のエリートであり、英語学習に対して非常に高い動機付けをもっていることから、多読図書のレベルが相当高かったであろうことは想像に難くない。

ところで、筆者の小・中学校時代にも後に段階別読み物 (Graded Readers) に発展する副読本が存在していたが、当時は洋書が一般の書店に置いてあることはなかった。高校時代に薦められたのは当時日本の受験参考書の出版社が出していた英語と日本語の対訳本シリーズであったが、O・ヘンリーやラフカディオ・ハーンの英語は内容の面白さとは裏腹に難解で、継続して楽しむには至らなかった。

この当時に出版された『英語教授法辞典』(1964年初版、1982年新版)で、多読 (extensive reading) の項目を見てみよう。

「粗読 (cursory reading) ともいう。精読 (intensive reading\*) と対比される。相当多量の教材を表現や文法について詳しく検討することなく、もっぱら内容に注意して読み、敏速に大意・要点をつかもうとする読み方である。これによって了解語彙 (recognition vocabulary) を増し、読書力を高めることができる。

英語教育の初歩の段階、すなわち中学校1、2年生においては、話ことばと読みことばに共通の基礎的知識を、音声・語彙・文法のすべての面にわたって、詳細な指導を加えつつ、反復練習によって獲得させるのが主な目標となる。これは読本を中心とする聞き方・話し方と並行しての読み方の作業であって、精読的な学習である。この段階では、理論的なものを知識として与えられることが可能な基盤、すなわち英語の習慣的な運用能力をつちかうことが第一であるが、やがてある程度その基盤ができ、知識が確実になってくると、3学年頃からは教科書以外に、教科書中心の精読とは別にその知識や能力を運用する作業がある程度加えられることが望ましい。多読はこの頃から課せられるべきである。中学校の3年間の精読作業では、音読 (oral reading\*) が重視される。英語の正しい音声を十分身につけることが必要だからである。これは高校の段階においても同様だが、高校上級またはそれ以上の段階では読む力がますます内容の正しい理解把握を目標とすることになるので、やがて黙読 (silent reading) が重要になってくる。多読は黙読を主とするので、中学校の上級においてその習慣を少しでも身につけておくことは、将来の進んだ学習の素地をつくる意味でも意義がある。

多読の材料は、ことに初歩の段階では、生徒が持っている範囲の知識で容易に読みこなせるものが必要である。既習の語彙や文型・構文により、教科書にない物語や知識を自分

の力によって読解する楽しみは生徒に自信を与える。さらに進んでは所々に適宜未習の語句を入れ、それに同意語やさし絵による註を与えて、文脈からその意味を理解させる方法も考えられる。ただし、これは相当の学力を持った生徒を対象として行うべきものである。さらにその上の段階では、註その他理解のために教師によってあたえられる補助手段なしに、また辞書にもできるだけ頼らずに、観念の連続展開を追い文脈を正しくたどる能力を養うことを目標とした読み方が必要になる。これらの段階を経て、英語を読む力、真の読書力が養成されると言えよう。...、(中略) このような教材 (=副読本) を使って多読を訓練する場合に、生徒がその要領を飲み込みその効果を体得するまでは随時指導と奨励を与える必要があるが、初歩の段階では一定数のページを指定して家庭作業とし、その範囲内の内容について口頭もしくは筆記によるテストを行い、さらに内容の概要を教師が与えて教材を先に読み進めさせるようにする。進んだ段階では、単一もしくは複数の章あるいは一冊の書物全体にわたって、内容に関するテストを行ない、その概要を書かせるなどの方法があろう。いずれの段階でも多読の目的からいって、これらのテストは了解力を検査するものとするべきであり、発表力を見るものとするのは好ましくない。...、(略)」(p.191-192) (傍線部は筆者)

上記の通り、以前の多読は精読の延長線上に位置していて、英語の基礎的な知識が定着した中学3年生くらいで導入すべきであり、未習語句を含む英文の多読は学力の高い生徒を対象としていた。多読の初期段階では一定数のページを宿題で読み、内容のテストを受けるといふ。幼児・児童にまで読み聞かせの多読授業を行っている現在と比べると隔世の感がある。現在は年齢や学力の有無を問わず、やさしい絵本から始めて段階的にレベルを上げていくといった多読学習が流布しているが、以前の多読は難しい洋書を用いて精読のスピードをあげるといった印象を持つ。

このような多読が一般に広まらなかった理由として、前述の古川氏は、どれだけたくさん読めばよいのかという多読の量の目安が存在しなかったことを挙げている。また、20年前には現在のように洋書が身近な存在ではなく、多読を体験したことがある英語教師が今より圧倒的に少なかったことも挙げられる。教師自身が多読体験をしていないのに、生徒や学生に洋書を読めとは言いにくいからである。

### 1.3 最近の多読学習法

最近の多読は1980年代のアメリカの小学校での読解力低下の問題を受けて、綴り字と語彙をどのように学習させるかという点から発展してきた。学力低下の問題はアメリカだけにとどまらず、イギリスやオーストラリアなどでも叫ばれ、言語習得の研究で一世を風靡していたS. Krashenのインプット仮説に基づき、文法の規則をテストなどによって覚えるよりも理解可能な英語を大量に読むことが提唱された。Krashen (2004: 1) は、彼の多読法を extensive reading とは呼ばずに free

voluntary reading (FVR) (自主的な読書) と呼んでいる :

“Free voluntary reading (henceforth FVR) means reading because you want to: no reports, no questions at the end of the chapter. In FVR, you don't have to finish the book if you don't like it. FVR is the kind of reading most of us do obsessively all the time. FVR is one of the most powerful tools we have in language education, and, as I argue in this chapter, FVR is the missing ingredient in first language “language arts” as well as intermediate second and foreign language instruction. It will not, by itself, produce the highest levels of competence; rather, it provides a foundation so that higher levels of proficiency may be reached.”

英語に限らず外国語の学習は、長期に渡って楽しみながら続けられるものでなければならない。その意味で、自分のレベルにあったやさしい英語の本を自分で選んでたくさん読書し、嫌だったら途中でやめてもよいという Krashen の自主的な読書法は、学習者の不安を取り除くことに成功し注目を集めた。

日本では、文法訳読による精読でそれなりに高度な英語力を身につけながらもその実用性に疑念を抱いていた研究者たちが個別に自分の指導法に改良を重ねた末にやっとたどりついたのが、Krashen とほぼ同様の趣旨の多読学習法であった。辞書を使って英文を一字一句正確に訳しながら暗号を読み解くように勉強を続けても、いつまでたっても洋書がスラスラ読めるわけではないし、話したり聞けるようにならないからである。

外国語として英語を学習する場合、この完璧主義と決別し自分にとって楽しい読書を選択するのは思いのほか難しいものである。それは、辞書を引き苦しみながら読書をするという従来の考えが金科玉条のように考えられているからである。<sup>3</sup> 辞書は引かない、わからなくなったら飛ばし読みをする、読んでいて途中でつまらなくなったらやめる、という多読三原則はこれまでの英語学習と全く逆の立場をとる。

辞書を引かないで英語の本を日本語に訳さず読むとなると、最初は非常にやさしい絵本から始めることになる。幼児や児童ならまだしも、高校生や大学生に絵本を読ませることに抵抗のある向きもあるかもしれない。しかし、絵本の持つ力や挿絵の助けを過小評価するべきではない。<sup>4</sup> それに、絵本にもいろいろなものがあり、段階をあげて大量の読書をするので、英米の3才〜5才児が読む絵本をずっと読めるといっているのではない。たっぷりと助走をつけて絵本で読書に慣れたあとは、すこしずつ段階をあげていき、いずれイラストが少ない絵本に移行し、やがて活字だけの本を読むようにする。また、絵本とはいえ、いつも知らない単語が出てこないという保証はない。絵や話の前後関係から推測ができる場合もあれば、そうでない場合もあるだろう。読んでいて知らない単語ばかり出てきてストーリーが追えなくなったら我慢しないで他の本に移ってよい、というのが最近の多読法の骨子である。

このような多読を成功させるためには、読む絶対量を多くし、学習者に自分で読む本を選ばせることが重要である。内容がバラエティーに富んでいて面白く、大量の多読教材が必要であることは言うまでもない。そのため、検定教科書を使わなければならない公立の中学や高校ではかなりの制約が強いられることになる。以前に比べると最近の検定教科書は内容が興味深くなっているが、段階別読み物や英米の児童書の内容と比べると多様性に乏しいのは否めない事実であろう。後で報告するように、公立中学校で多読を行う場合、学校で使用している教科書を用いながら、多読用に他社の検定教科書を使用したりしている。

費用については、英語学習用の段階別読み物を中心に 100 万語の多読を行う場合、最低 15 万円程度（段階別読み物 7 万円、英米の児童書 5 万円）かかると言われている（古川・伊藤 2005）。これは一人が多読を行う場合の目安であって、授業で使おうとする場合、20 人から 40 人の学生が（初期の段階では特に）同時に同じレベルの本を使うことも十分予想され、これの数倍の本と費用が必要になる。

ここで誤解のないように付け加えなければならないことは、多読だけやっていたら英語力が伸びると多読指導者たちが考えているわけではないということである。多読は通常、黙読によってなされ、100 パーセントの理解にこだわらない分、大量の英語を速読することが重要になってくる。このような多読では当然、発音の仕方やリスニング力が伸びることはない。絵本の読み聞かせを聴いて発音の仕方を確認したり、付属の音声教材や対応した映像教材などを用いてシャドーイングの練習を取り入れることも推奨されている。

また、読書の途中で辞書を引かないことが原則になっているが、読書中に未習の単語が何度も出てきてどうしても気になるときは辞書を引いてもよいとされている。辞書を引かないことによるストレスを軽減するためにも、そのような場合、辞書を引くことも有効であろう。ただし、読書のペースを崩さないように、読み終えたあと引くのがよいとされる。段階別読み物によっては巻末に新出単語のリストが出ているものもある。いちいち単語が気になるくらいなら、その本は棚上げして、レベルを下げた読書することも大切であろう。<sup>5</sup>

## 2. 多読学習の実態調査～100万語多読とリーディング・マラソン

筆者は、日本多読学会主催の多読研究会や英語教育関係の学会・研究会に出席し、全国の多読指導者や研究者と交流を持ち、多読用図書の情報や指導法についての情報交換を行ってきた。その結果、一口に多読授業と言っても、単位を認定する授業内多読活動（主に大学レベル）からある一定の期間に希望者を対象に実施する課外活動としての多読活動まで、また、生徒・学生が自由に英語の図書を読むことが中心の自由な多読授業から英語で読書感想文や要約を書かせたり内容把握の試験をするような指導者の管理が徹底した多読授業まで、幅の広い形態や指導法がとられていることがわかった。

## 2.1 私塾での多読授業の取り組み

児童英語教室で多読プログラムを実践している先生方からお話を伺うこと機会があった。私塾の場合、多読用教材の整備と教材の選定に制約が多い。教材の準備は私費に頼るしかなく、生徒20人に対して貸し出せる図書(音声教材含む)が最低200冊は必要だという。関東の塾や学校では、年間図書費を徴収しているところもあるが、関西では親から図書費が取れない厳しい台所事情があるという。また、一般には人気の図書であってもこどもにとって内容が理解しにくいものがあり、多読教材の選定には気を使うらしい。文字が読めない子どもたちには読み聞かせを中心に多読を行う一方で、アルファベットが読めたり、フォニックスがわかる生徒には読み方や書き方のチェックを行うという。独自の読書カードを作り、読書の達成感を持たせようとしていた。

また、小学2年生から高校3年生までの幅広い生徒に教えている多読指導者は、年間のスケジュールを綿密に計画し、授業内で多読の時間を設定していた。英語が大変流暢でアイデアが豊富なこの指導者は、イベントの企画や雰囲気作りまで徹底していて、季節ごとにSEG Bookshopから本の貸し出しを行い、英語版のマンガ・フェアも開いて好評だったという。多読の成果がテスト結果に現れているという。

SSS (Start with Simple Stories 方式) 英語学習法研究会の本部が置かれている科学的教育グループSEG<sup>®</sup>では20,000冊を越える多読用図書の蔵書を有し、英語のネイティブ教員が文法と精読を教える一方で、日本人教員が多読を指導している。多読3原則はもちろん、訳さずに100万語単位の読書をすることによって語彙や連語の知識を増やし、読書速度を増し、リスニングやライティングのスキルを向上させているという。ネイティブ教員と日本人教員とのティーム・ティーチングで行う授業もあり、多読だけでなく大学受験にも対応した精読や英作文の授業も展開していると言う。高校生で300万語を読破した生徒も生み出し、この分野では大きな実績を持つ。

## 2.2 中学校・高等学校・工業高等専門学校での多読プログラム

### 2.2.1 授業内での取り組み

私立の中学校での多読プログラムは、高校や大学での多読プログラムとあまり変わらないという話を伺った。学校側への粘り強い働きかけと学校側の理解により、週に数時間ある英語の授業時間のうち、正課として多読を取り入れている学校もあった。系列高校や大学との多読学習の連携がこれからの課題であるという。

金谷(2002)では、埼玉県の公立中学校での多読の取り組みが紹介されている。概略、普段使用している教科書の学習を30分にとどめ、他社の英語教科書を利用した20分間の多読活動の報告である。最初の30分で取り上げた授業トピック「こんなすごい人がいた」に勝るとも劣らない人物伝を他社の中学校英語教科書から選んでコピーを用意する。他社の教科書から用意する同種の

人物伝は、1つではなく複数（紹介されているものは7編）用意する。多読活動は時間が区切られ、時間内に興味がなくて読めなくても途中でやめて他の話に移ることを可能としたところが重要である。限られた時間の多読活動中には、ストーリーのお薦め度と登場人物の推薦状を書くという2つのタスクが盛り込まれている。

筆者が伺った高専での多読学習は、同年代の高校生や大学生に比べると英語運用能力が低いという切実な問題に端を発し、さまざまな学習法を試行錯誤した末にたどりついたものである。理工系の学位を持つ専門家が、英語に強い苦手意識をもつ高専生に英語を学習する喜びを与えようと苦勞されている姿が印象的であった。英語を英語のまま理解する方法を指導され、授業内での個人指導はもちろん、学生から提出される読書記録を交換日記さながらに点検して個人指導をされていた。学期末には偽装読書を防止し、成績のために読むという内向きな姿勢を防ぐため、長期的な多読の効果を測定できる試験の開発に組み込んでいるとのことだった。100万語以上読んだ学生を何人も出し、TOEIC®のスコアでも着実に成果を出して大変参考になった。

### 2.2.2 課外での取り組み

筆者が直接話を伺うことができた高校での課外活動としての多読プログラムは、前述の金谷（2002）でも紹介されているリーディング・マラソンを利用した多読活動である。国立大学の付属高校であるため、学校行事や研究授業などが比較的少ない年度末の一定の期間（約一ヶ月）を利用して希望者だけに行われる課外が多読プログラムであった。このような限られた期間ではSSS英語学習研究会が提唱する100万語多読を行うことが困難であるため、多読用図書を難易度によっていくつかのレベルに分け、総語数を400語で割った距離数に換算し、参加者は多読で42.195キロを目指すというものである。参加者の多くにとって、42.195キロは簡単に超えられるものらしく、読む量の敷居を下げることによって参加者に達成感を持たせようとしている。ただし、教員室から図書を貸し出して家庭または授業外で読書をするため、指導者にとっては負担にならない分参加者がどのように読書をしているのかがい知ることができない。教員と生徒との信頼関係の上になりたっているプログラムであるが、読書の偽装を見抜きにくいことが指摘されるだろう。

### 2.2.3 大学での取り組み

大学での多読の取り組みは授業内のものだけ見ても様々な形態をとっている。一般によくある形態はKrashen（1985）がSustained Silent Reading（SSR）（持続的黙読）と呼ぶ授業内に15分から30分ほど行われる自主的な読書で、この場合、読書記録や感想を書く必要のない自由な読書である。<sup>6</sup> アメリカの大学のように同じ科目を週5回または数回行う場合はかなり効果的であると思われるが、日本の多くの大学のように週に一回の授業で限られた時間だけ多読を行うことでどれだ

け効果があるかはよく分かっていない。ただし、ある種の読書習慣を作るのには役立つかもしれない。

多読授業の中で一番縛りのないものといえば、授業中に読んだ図書に関する記録をつけず、読んだ冊数も数えないというものである。この方法はまさに Krashen が提唱する Free Voluntary Reading (FVR) (自発的な読書) であり、学生が読書している様子を観察することによって、学生一人ひとりに適切な助言をすることができる。<sup>7</sup> 読んだ図書の語数も数えなければ冊数も数えず、成績のために読んだふりをして読書記録に記入するという偽装読書が無意味になる。図書の感想や概要を書くことも強要されず学期末の試験もないため、授業中読書に集中することができる。一回90分の授業で年回30回あれば授業内だけで20万語以上読むことが可能になるという。学生は指導者の管理を全く受けないため自由に自然な読書ができる反面、全く自由なインプットだけの授業に目標を設定しにくい面もある。

同じ FVR でも、読書記録をつけ、学習目的を明確にするという指導者の管理が徹底したのものもある。たとえば、Beniko Mason (2006) は、アメリカの英語母語話者の子どもたちが一年に読むと言われている約100冊(100万語、約5,500ページ)を目標にし、難易度によって6つのレベルにわけた図書を計画に沿って読書(1学期に1,000ページを目標)させるという。20年以上も多読についての研究実績があり Krashen のインプット理論の良き理解者である彼女でも、多読の初歩段階にはある程度の管理が必要だというところが興味深い。

### 3. 第1回常磐タドキスト運動

#### 3.1 プログラムの概要

2006年度春学期の Integrated English I の授業を利用して、本学国際学部英米語学科の受講生35人を対象に多読授業(「第1回常磐タドキスト運動」)実施した。第1回目の授業では、SSS (Start with Simple Stories) 方式の多読学習法と多読用図書について説明し、第2回から14回までの13回分の授業で多読学習を行った。多読用図書は、大学内の国際交流語学学習センター(以下、国際センター)所蔵の英語学習用の段階別読み物(Graded Readers)と英米のこども用の絵本シリーズ(Levelled Readers)を利用した。SSRの方式ではなく、80分の授業時間をほとんど多読活動に充てるFVR方式を採った。多読活動を行うにあたって、SSS英語学習研究会が定める読みやすさレベル(YL)が低い図書(0.0~3.0)を中心に読書してもらうこととし、受講生からは、本のタイトル、シリーズ名、本の語数、内容および感想などの情報を含む読書記録を取ってもらった。<sup>8</sup>

指導者である筆者は、数週おきに各学生から提出される読書記録をチェックし、学生一人ひとりが読んだ本のタイトル、読書傾向、読書ペースなどを把握した上で助言を行った。(正課の授業として多読を行う理由はまさにここにある。)また、筆者が多読研究会や学会などで収集した他大学の多読授業の様子や多読用図書の情報を適宜知らせることで、多読授業にメリハリを持たせた。最

終授業では、13 回分の多読活動の結果（総読書冊数・語数、人気のあった本のタイトルとランキング、人気シリーズ名など）を発表し、今回のタドキスト運動に関してのアンケートを行った。

### 3.2 書籍の種類

国際センターで閲覧可能な多読用図書は以下のシリーズを含む約 600 冊であった。ただし、センター所蔵の図書は貸し出しを行っていないため、授業中のみの読書となった。

- Addison Wesley Little and Big Books
- Cambridge English Readers Level 1 ～ Level 6
- Longman Literacy Land —Story Street Foundation ～ Step 12
- Longman Shared Reading Series
- Macmillan Readers Starter ～ Upper intermediate
- Oxford Bookworms Playscripts Stage 1 ～ Stage 2
- Oxford Bookworms Starters
- Oxford Bookworms Stage 1 ～ Stage6
- Oxford Classic Tales
- Oxford Dominoes Starter Level ～ Level 3
- Oxford Factfiles Stage 1 ～ Stage 5
- Oxford Reading Tree Stage 1 ～ Stage 9
- Penguin Library Easystarts ～ Level 6
- Penguin Young Readers

### 3.3 結果

受講者一人あたりの平均読書冊数は 29 冊（最多は 55 冊を読破）で、一人あたりの平均読書語数は 39,536 語（最多は 118,800 語）であった。読書冊数の多さは本の厚さによって変わってくるため、大きな意味は持たない。ただし、普段から日本語でもあまり読書習慣がないもの（受講者の約半数）が英語でこれだけ多くの量を読んだことにより、ある程度の自信につながったようである。アンケート（回答数 33）では、全員が多読授業は楽しかったとコメントした。約半数（17 人）が多読活動を始める前と比べると、洋書（英文）に対する恐怖心や不安感がなくなったと答え、以前より英語がわかるようになったと答えたものが 16 人いた。

自由記述には、「最初はやさしい本からはじめ何冊も抵抗なく読めると実感できた」、「簡単な本から多読を始めたことで挫折せずに続けることができた」、「教科書以外でも英語の本が何冊も読め

るということがわかった」、「ふだんテレビしか見ないので、じっくり本を読むことができ読書の楽しさがわかった」など多読活動の感想としてよく聞かれるコメントが並んだ。

また、語数に関しては、上で述べたように、中学から高校の6年分の教科書に出てくる単語数が3万語と言われているので、かなり限られた時間に大量の英語に触れたことになる。自由記述に「読書記録用紙がやる気を誘った」というコメントもあり、自分が読んだ本の記録を取ることで読んだ本の冊数と語数に関しての達成感が得られたようである。

利用図書の傾向としては、ご多聞にもれず、本学でも Penguin Graded Readers (PGR), Longman Literacy Land (LLL), Oxford Reading Tree (ORT), Penguin Young Readers (PYR), Oxford Bookworm (OBW), Longman Shared Reading (LSR) の人気が高かった。今回のタドキスト運動では、ディズニー映画の原作が多く収められている PYR は特に人気で、33人中21人のものが好きなシリーズとして PYR をあげた。一方、筆者の予想に反してあまり利用されななかったのは、Oxford Fact Files (OFF), Macmillan Readers Starters (MMR), Oxford Dominoes (ODM), Cambridge English Readers (CER) であった。これには書棚に占める位置の問題があったように思われる。

### 3.4 問題点

- ・多読研究会でもしばしば指摘されるように、授業が始まり全員が集中した多読活動に入るのにしばらく時間がかかってしまうのが今回のタドキストの運動でもたびたび観察された。
- ・授業中に受講者同士が多読用図書の感想を述べあったり多読用図書の情報交換をすることを認めていたため、しばしば私語に発展してしまい、静粛に読書をしている受講者に迷惑になることがあった。学生同士の自発的な情報交換を活かすためにも、英語で推薦図書を紹介したり、学生同士で読み聞かせをしあうなどのタスクを取り入れる必要がある。
- ・国際センター所蔵の図書は貸し出しが許されていないため、授業外でもセンターに来て読書続ける熱意をもった一部の受講者以外は、授業時間中のみ読書をするようになった。多読活動を翌週まで続行させるために、本の貸し出しを行う必要がある。アンケートでも、多読教材の貸し出しが行われれば自宅でも多読を行いたいと答えたものが25人いた。自由記述でも、早期に貸し出しが可能になるように訴えた学生もいた。
- ・国際センター所蔵の図書は予算の関係で付属の音声教材が利用できるものが限られており、今回のタドキスト運動では発音訓練やシャドーイングを取り入れることができなかった。アンケートでも約半数の17名が音声教材の利用希望をあげた。
- ・当初は多読活動前および学期中に多読用図書にシリーズ名、読みやすさレベル、語数を記したシールを貼る予定でいたが諸事情によりできなかった。代わりに、センター所蔵のシリーズ各タイトルの情報がわかるリストを複数用意したが、記録用紙に必要事項を記入する際に手間取った学生が多かつ

た。そのため、本のタイトルと感想の記入以外は強制せず、記録用紙回収時に筆者が語数やシリーズ名の検索を行い記入した。これに相当な時間がとられることになった。(現在はアルバイトを雇って語数シールを作成中である。)

#### 4. まとめと今後の課題

今回のタドキスト運動では、自分のレベルにあった本を自分で見つけ、大量の英文に触れながら読書を楽しみ、続けることであった。その意味では、初期の目標は達成できたといえよう。これからは、多読活動を「〇〇冊読めた!」とか「〇〇万語読めた!」という達成感だけで終わらせないようにすることが重要になってくるであろう。読み、書き、聞き、話すという4技能を含む英語の総合的な力を養成することを常に視野に入れた多読指導法の開発が必要である。

今後は以下のことを考慮にいった多読学習を指導したいと考えている。

まず、今回の多読活動では、感想やサマリーを書くことを目的にすると多読への動機づけを削ぐことにもなるため、読書記録用紙に感想や内容を記入してもらったが、日本語または英語での簡単なメモ程度にとどめた。多読で語彙を増やすには(今回のタドキスト運動中一番たくさん読んだ人以上に)大量の英語を読まないとなかなか語彙力を伸ばすまでにはいかない。数万語レベルの多読をするだけでは、新しい単語を覚えて定着させることは難しいだろう。今回は多読活動を始めるにあたって、未習の単語が気になれば辞書を使ったり指導者である筆者に尋ねてもよいことにしていた。事後アンケートでは、33人中23人が多読中に辞書を引いたり筆者に尋ねたことがあると回答したが、ある程度の辞書使用は新出語彙を覚える上では必要であると考えている。Krashen(2004)は余計なタスクを与えるくらいなら読書によるインプットをさらに増やすべきだと考えているようだが、金谷(2005)の言うように、本に出てきた単語や表現を使ってサマリーを書くことも英語学習にとって役に立つにちがいない。単語を覚えるための意識化は、初学者にとっては必要であろう。<sup>9</sup>

また、多読用教材については、村野井(2004)や金谷(2005)が指摘するように、英語学習者用段階別読み物や英米の児童書などの一定の長さがあるものにこだわらず、中学校教科書、新聞、雑誌、ウェブサイトの記事などの短いものも利用する柔軟な姿勢が大切であろう。Krashenが言うように読むだけでもそれなりの学習効果があるであろうが、さらに効果を高めるためにさまざまな工夫がこれからも必要であろう。

#### 注

- \* 本研究は、常磐大学2006年度課題研究費(研究課題「多読教材を利用した英語の動機づけと英語能力の開発について」)の助成を受けた研究成果の一部である。

- 1 筆者は多読による英語学習が文法訳読方式の学習を補完するものと考えているため、文法訳読による英語学習を否定するものではない。英語を専攻し、英語教員を目指すような学生には、英文を分析的に読む訓練はいくらやってもやりたりないものと考えている。その点において、訳読を完全に否定する立場の英語教員や多読指導者と大きく異なっている。一方で、訳読だけしていれば英語が身につくとも考えていない。話し、聞き、読み、書くという4技能を総合的に伸ばすためにバランスのとれた学習が必要と考えている。
- 2 ちなみに、2006年度の東大のリスニング試験の英文の長さは1,423語である。(1983年にはリスニング試験は導入されていない。)120分の試験時間での1分あたりの処理量は2.5倍になっているという。(2006年4月21日の日本多読学会での説明資料より。)
- 3 実際には中学段階では辞書を引くようなことはあまりない。教科書の巻末に文脈にあわせた訳語が提示されているからである。辞書を引きながらの英文読解は主に高校以降に行われる。
- 4 柳田邦男(2004)によると、人生には三度絵本を読む機会があるという。まず最初は自分が子どものとき、二番目に子育てをしていて子どもに絵本を読み聞かせするとき、そして三番目に人生の後半にさしかかり絵本を読み返すときである。柳田は、朝の読書推進協議会の佐川<sup>つぐすけ</sup>二亮事務局長、出版取次会社トーハンと21世紀活字文化プロジェクトに取り組んでいる読売新聞社等とともに「今、おとなが読むべき絵本」のプロジェクトを推進している。大人になって絵本を読むと、若い頃に気づかなかった「生きること、いのち、愛」について考えさせられ、想像力を高めることができ、絵本にこめられた深い意味が心に響くようになるという。
- 5 電気通信大学の酒井邦秀先生は、多読も精読も音声の基礎訓練も必要であると述べている(酒井1996)。英文の細部までしっかり意味をとる必要のある人には精読も有効であることを否定しない。ただし、毎回辞書を引いて精読してばかりいては、何年経っても大量の英語は読めないと言っている。
- 6 日本では Sustained Silent Reading (SSR) という用語が馴染まないためか、Happy Reading Hour などの pleasure reading を意識した名前が使われることが多い。
- 7 経験のある多読指導者なら、学生がページを操る間隔でその学生が分速でどのくらいの語数の英語を読んでいるかわかるという(酒井2002)。
- 8 読みやすさレベル(YL)とは、見出語の難易度、文法のレベル、平均的な文の長さ、総語数、活字の大きさ、挿絵の有無、話の内容などによって、SSS 英語学習会が定めたものである。日本人英語学習者にとっての読みやすさを0.0～9.9までの数値で示している。主要語彙と1冊あたりの総語数の関係から見た読みやすさレベルについては、古川・伊藤(2005:15-16)を参照のこと。多読用図書の難易度レベルについては、別にエジンバラ大学多読プログラム(EPER)が定めたものもある(Day & Bamford 1998)。

9 多読と語彙の関係についての同様の見解は、若林・須田（2004）にも見られる。

## 参考文献

- Bamford, J. and R. Day (eds.) . 2004. *Extensive Reading Activities for Teaching Language*. Cambridge : Cambridge University Press.
- Day, R. and J. Bamford. 1998. *Extensive Reading in the Second Language Classroom*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Grabe, W. and F. L. Stoller. 2002. *Teaching and Researching Reading*. Harlow, Essex: Pearson Education.
- Krashen, S. D. 1985a. *The Input Hypothesis: Issues and Implications*. Beverly Hills: Laredo Publishing.
- \_\_\_\_\_. 1985b. *Inquiries and Insights*. Menlo Park, CA: Alemany Press.
- \_\_\_\_\_. 1989. "We acquire vocabulary and spelling by reading: Additional evidence for the Input Hypothesis." *Modern Language Journal* 73, 440-464.
- \_\_\_\_\_. 2004. *The Power of Reading: Insights from the Research*. Second Edition. Westport, CT: Libraries Unlimited.
- Mason, B. and S. D. Krashen. 1997. "Extensive reading in English as a foreign language." *System* 25, 1, 91-102.
- Richards, J., J. Platt, and H. Weber. 1985. *Longman Dictionary of Applied Linguistics*. Harlow, Essex: Longman.
- 古川昭夫, 伊藤晶子. (酒井邦秀監修) . 2005. 『辞書をすてれば英語が読める 100 万語多読入門』 東京：コスモピア .
- \_\_\_\_\_, 神田みなみ, 小松和恵, 畑中貴美, 西澤一 (編) . 2005. 『めざせ！ 1000 万語 英語多読完全ブックガイド』 東京：コスモピア .
- 金谷 憲 . 2002. 『英語授業改善のための処方箋』 東京：大修館書店 .
- \_\_\_\_\_. 2005. 『忙しい人の多読トレーニング・メニュー』 東京：IBC パブリッシング .
- Mason, Beniko. 2006. *FVR : Free Voluntary Reading and Fairy / Folk Tale Listening*. 相模原: 青山社.
- 小川芳男, 小島義郎, 斎藤次郎, 若林俊輔, 安田一郎, 横山一郎 . 1982. 『英語教授法辞典』 新版 . 東京：三省堂 .
- 斎藤兆史 . 2003. 『英語達人塾一極めるための独習法指南』 東京：中公新書 .
- 酒井邦秀 . 1996. 『どうして英語が使えない？』 東京：ちくま学芸文庫 .
- \_\_\_\_\_. 2002. 『快読 100 万語！ ペーパーバックへの道』 東京：ちくま学芸文庫 .

- \_\_\_\_\_, 佐藤まりあ. 2006. 『ミステリではじめる英語 100万語』 東京: コスモピア.
- 若林茂則・須田孝司 (白畑知彦編著). 2004. 『英語習得の「常識」「非常識」—第二言語習得からの検証』 東京: 大修館書店.
- 村野井仁. 2004. 「第二言語習得研究から見た多読指導」『英語教育』2月号.
- 柳田邦男. 2004. 『砂漠でみつけた一冊の絵本』 東京: 岩波書店.

(常磐大学 国際学部 助教授)



---

## 研究ノート

---

# 海軍中将上泉徳弥の対外認識形成について

飯 森 明 子

**Kamiizumi Tokuya's visit to Russia and China  
— the Weakened Empires and his Anxiety about Japan**

### 1. はじめに

上泉徳弥中将は明治期後半から昭和前半に活躍した海軍将官で、日露戦争直前には開戦論者の集まりとして知られた湖月会メンバーの一人である。湖月会については既に『機密日露戦史』や『田中義一伝』などからその存在は知られているが、近年、メンバーのひとりで陸軍少将だった井口省吾の関係文書も明らかになり、研究が進んだ。<sup>(1)</sup> しかしながら、彼ら個人が開戦論に至るまでの経緯では不明な点も残っている。

筆者は、これまで明治期から昭和期に至る膨大な上泉徳弥関係資料をご遺族のご厚意を得て整理をしつつ、彼の言動について分析と考察を進めてきた。<sup>(2)</sup> 上泉の自筆メモは多く残されており、かつ当時の状況や彼の言動思想を伝える重要な資料群である。たとえば日露戦争関係メモは資料中8点確認でき、明治36(1903)年春の活動については、上泉の自筆メモから山本権兵衛海相の開戦慎重論と上泉の主戦論との態度の差を紹介し、彼が開戦に積極的な態度を示していたことを確認した。<sup>(3)</sup> しかしながら、以上の研究からは、上泉が個人としてどのようにロシアという国や人々を認識するようになったか、その過程をたどることはむずかしい。はたして上泉は開戦前のロシア社会をどのように認識していたのだろうか。

ところで、上泉は湖月会に参加していた頃は軍令部参謀だったが、日露戦争開戦後は大本営鉄道船舶運輸委員を務めた。その後、吾妻艦長、薩摩艦長、大湊要港部司令官、鎮海防備隊司令官、横須賀水雷隊司令官、第一艦隊司令官などを勤め、大正3(1914)年12月、50歳で海軍中将予備役に入った。まもなく第一次大戦が勃発する一方で、中華民国内は内紛で混乱していた。その中国大陸において、上泉は大正5(1916)年第二次満蒙独立運動<sup>(4)</sup>に関与を深める一方、清朝との強いパイプを持つ川島浪速と雑誌『大日本』(大正3年発刊)や大正7(1918)年『大日本主義』<sup>(5)</sup>

を発行して天皇中心主義を主張するようになった。大正初期にはすでに彼なりに中国の政治体制や民族についての考えを持っていたと思われるが、そこに至る過程もあまり明かではない。

また、大正末期以来上泉が精力を注ぎ込んだ教化団体国風会<sup>6)</sup>は、彼の『大日本主義』に基づいた天皇制擁護団体だった。同会活動の基本的論理には、「帝政」の崩壊は国家の崩壊と恐れる国風会会長上泉の姿が見え隠れする。これらを考えると、上泉の生涯は一貫して「帝政」維持に強く連関していたといえる。

事実、上泉は海外で帝政の衰退期を目の当たりにしたことがあった。将校としての初めての渡航は、明治31(1898)年から翌年にかけて、イギリスで製造された軍艦敷島を回航するための出張だが、このときイギリスの他、ロシアや欧州各国を回っている。その後、明治35(1902)年高砂副長として再びイギリスに出張した。また、中国大陸には明治27(1894)年、および33(1900)年には千代田副長として北清事変に参加し、さらに39(1906)年伏見宮博恭王の清国訪問にも随行した。

上泉は海外渡航の際、寄港地や欧州各地の国情や訪問地の様子を細かく記入した渡航日記を残したが、資料中に存在が確認できたのは、明治31から32(1899)年ヨーロッパ大陸訪問関係3冊、35年イギリス航海日誌<sup>7)</sup>と、39年訪清関係ノートである。上泉が訪問した頃のロマノフ朝ロシアも清国も、すでに帝政の衰退期にあり、短期間であれ、現地の見聞を記した上泉のメモや日記は注目に値する。海軍将校としてヨーロッパや清国への渡航経験が、彼の対外認識や体制認識におおきく影響を与えたと推測され、さらには上泉の後半生の活動を大きく左右した思想的基礎がこの時期までに形成されたと考えられるからでもある。

本稿は上泉のロシアと中国への渡航記録を紹介しながら、彼の滞在中の見聞やそれらへの感想などを分析し、上泉の大陸に対する認識形成を論じるものである。さらに、筆者が進めている太平洋戦争開戦頃までの生涯にわたる上泉の活動に関して、その思想的連続性について考察を試みるものである。

## 2. 「欧州旅行記」にみる帝政末期ロシア社会

本章では、明治31から翌年の訪欧について記した手帳2冊(以下「手帳」と略)<sup>8)</sup>と、これらをもとに清書した「海軍少佐時代 軍艦敷島回航日誌 附欧州(英国ヲ除ク)旅行記」(以下「旅行記」と略)<sup>9)</sup>から、上泉の欧州に対する認識をさぐる。彼の率直な観察は鉛筆書きでサイズの小さい「手帳」に見られる一方、「旅行記」はおそらく帰国途上か帰国後に再構成してペンで清書されており、外部への公表を意識して作成されたようだ。

明治31年11月、海軍少佐として上泉は、イギリスで製造された軍艦敷島を日本へ廻航するためイギリス出張を命ぜられた。同月26日、新橋駅で鈴木貫太郎(後の軍令部長、首相)ら多くの関係者の見送りを受けるところから日誌は始まる。往路は日本郵船の河内丸に乗り込み、香港、シンガポール、ペナン、コロンボ、スエズ、マルセイユなどに寄港した後、32年1月26日イギリ

スに到着した。<sup>100)</sup>

イギリスにしばらく滞在した後、上泉は同年3月31日ロンドンを出発し、5月16日までオランダ、ドイツ、ロシア、トルコ、オーストリア＝ハンガリー、イタリア、フランスの各国を旅行した。彼の「旅行記」は各国とも概観から始まり、将校らしく各国軍の構成や海軍について概ね紹介しており、後日報告書などに利用する意図があったと考えられる。とくにロシアに関する記述は、黒海まで足をのばして滞在期間も2週間と長く、記述量も多いことから注目できるものとなっている。

4月上旬、上泉はドイツに入った。ドイツは日本の明治維新とほぼ同時期にドイツ帝国となり、明治10年代後半にはメッケル少佐が日本陸軍にお雇い外国人として来日して、ドイツ陸軍の体制が日本陸軍の体制に大きく影響を与えていた。僅かなドイツ滞在だが、世界政策で急成長するドイツ海軍を視察しようと、上泉はキール軍港まで足をのばした。

「キール軍港ニテハ海軍々人ノ有様当地ニテハ陸軍々人ノ尊敬セラレ居ル有様ヲ見レバ独乙ハ実ニ軍人国殊ニ陸軍国タルヲ知ルベシ。軍人ハ常ニ軍服ヲ着シ市街ヲ横行シ居ルナリ。軍人ノ服装姿勢頗ル立派ナリ」(「旅行記」4月4日の条)「諸種ノ工業頗ル発達シ欧州諸都ノ市場ニ在テ、諸雑貨ノ廉価ナルモノハ独乙製多シ。ロンドンノ市場ニ於テ日本品模造ノ廉価ナルモノハ多クハ独乙製ナリ」(「旅行記」4月6日の条)キールでは軍港内を一周して停泊中の軍艦や水雷艇を数え、造船所も確認した。街では軍人が人々の敬愛の対象になっていることを評価するなど、上泉の軍事都市への関心は高い。ベルリンに入ると、アルゲマイネ電気工場などを訪問し、ドイツの工業力、「家屋」「美麗」「道路清潔」「人衆ノ往来ロンドン市ノ如ク蝸集雑沓セザルニヨルナラン」(「旅行記」4月4日の条)と記して、ドイツ人の清潔好きや秩序を重視する傾向などを感じ取っている。

さらに、上泉の旅は東へと向かい、4月7日ロシアに入国、24日出国した。オーデル河畔にあるボンメルン州シュテッティンから国境を通過し「露国最始ノ停車場ウキルハルレン」に到着した。ロシア税関の「旅行免状及荷物ノ検査アリ、頗ル嚴重」を終えて入国すると、まもなく「数多ノ小村落ヲ見ルニ皆茅屋又ハ板小屋ノ集合セルモノニシテ如何ニモ貧乏百姓ノ状歴然タリ」(「旅行記」4月7日の条)という貧しい農村風景が続いた。またロシアの鉄道はドイツより1フィート広い広軌を使用していたが、燃料に石炭ではなく薪を使うなど、燃料事情も良好ではなかった。上泉の想像以上に貧困なロシアの農村風景だった。

早春の「ワズカニ数寸」銀世界のレガを通過して、4月8日ロシアの首都ペテルブルクに着くと、ベルリンで予め電報を入れておいたためロシア留学中の広瀬武夫大尉が停車場に来ていた。野元綱明海軍中佐(駐露公使館付海武官)を通じて海軍製造所の見学許可証明書も得た。上泉のペテルブルクに関する記述は滞在期間も長いために「旅行記」のなかでも最も詳しい。以下、ロシア滞在中の日記を紹介しておく。

ペテルブルクは「大家小屋相混ジ外観ハ美ナラザルモ内部ハ概シテ立派ナリ。「ネワ河」ハ広サ

「テームス」河位ニシテ流レハ急ニ水清クシテ深シ、兩岸数里最良ノ散歩場ナリ、潮ノ干満ナシ。毎年十一月ノ末ヨリ氷結シ四月半バニ至ルモ解ケズ、満五ヶ月間ハ運河ノ便ヲ失ス。氷結ノ間ハ上ニ軌道ヲ敷キ汽車ヲ通ズ。（「旅行記」4月9日の条）「道路ハ巾広ク賑ヒ居ルモ多クハ丸石ヲ敷キ、馬車ノ激動スルコト甚シク頗ル不愉快ナリ。加之、馬車、道路（雪解ノ際殊ニ然リ）共ニ不潔人民ハ大小不揃ニシテ美人少ク衣裳美ナラズ」「日中暖カナリトモ決シテ外套ヲ手離スヲ得ズ。夕刻等ヨリ急ニ寒クナリ感冒ニカゝルモノ多シ。春夏秋冬用ノ数種ノ外套ヲ要ス 極寒ノ時ハ列氏ニテ〇下二十度ニ及ブ、〇下十度ニ至レバ道路ニ焚火ヲナス。貧民ニ薪ヲ恵ムヲ以テ慈善家ノ勉ムル所トス。皇族ハ勿論、豪族、金満家ノ豪侈驚クニ堪タル話アリ。夏期ハ紳士皆「ヒンランド」ニ遊ビ避暑スルヲ常トス。至ル所賄賂効ヲ奏シ時々不都合ナル裁判等アリト聞ク。」また歴代皇帝の話題はピョートル大帝から近年までに及ぶ。「アレキサンダー」二世之ニ代リ「クリミア」ノ敗ニ終レリ、之ハ自由主義ノ人ニシテ百姓ノ開放ヲ行ヒ又虚無党ノ為ニ弑逆セラレタリ。（「旅行記」4月17日）。

13日と翌日、野元中佐、広瀬大尉と共に造船所や兵器工場を見学した。海軍造船所では12600万屯の「オスラビヤ」など3隻を見、対岸にあるバルチック造船所も見学した。アブホスキー大砲製造所では10インチ以下の砲や弾丸などの製造を見学した。イギリスのアームストロング社に「トテモ及バザルモ、トニカク其製造力盛ナル」製造所だった。また職工3000人が働き「頗ル盛大ナル」イジョルスキー製造所を訪れ、甲冑、太綱、錨、船のエンジンや器械製造などを見学した。同所では駆逐艦3隻、水雷艇2隻が製造中で、駆逐艦3隻の内2隻は「日本ノ防御ノ為メ浦塩」（「手帳」4月14日の条）に配置することになっているという話だった。だが、燃料事情はこも良好ではなく石油カスを使用していた。

ロシア人社会の印象や見聞のメモからも、雑踏の混乱ぶりや馬車や道路が不潔だったことなどに上泉は注目している。さらに同年2月には暴動が起り、ロシア社会は圧政へのデモが頻発していた。上泉は2月8日のペテルブルクで発生した警官と学生との争議に触れ、「政府ハドコ迄モ圧政ニ押し付ケントナシアル」（「手帳」4月16日の条）ことを伝え、さらにフィンランド合併についても、ニコライ2世の名により出された「二月宣言」はフィンランドの自治を奪うとした国内暴動であり、それを一時的に押さえたとしても帝政ロシアの崩壊を早めると警戒感を高めた。横柄な官吏には「賄賂頗ル効ヲ奏シ裁判時ニ頗ル不都合ノ事アリ。実ニ圧政シ居ルモノナリ。然シ其圧政ノ勢力次第ニ衰ヘ主義予ホ開ケ口ノ中ハ之レ魯ノ瓦解ノ時ナルベシカト予告ス人アリ」。（「手帳」4月14日の条）政治腐敗も加わって内政が不穏だったことを伝える。

4月15日から18日まで観光や視察が続いた。野元中佐の案内を得て冬宮を見学すると「宮内ノ美麗ニシテ且壮大ナルコト実ニ驚嘆スルノ外ナシ。実ニ其宮殿ハ世界第一ノ壯観ナリト云フ。」（「手帳」4月15日の条）「宮殿ハ頗ル広大ナルモノナレドモ外部ハ美麗ナラズ。」（「旅行記」4月15日の条）広瀬の案内で湾内結氷中のクロンスタッド見物に行く。「露国第一ノ軍港ニシテ島ノ全

集殆強固ナル石造砲台ヲ以テ防御セラル」20隻余軍艦、うち7,8隻は「恐ルベキモノ」。製船所、海兵団、機関学校など海軍施設で「充満」していたことに驚いた。(「旅行記」4月16日の条)

ところが、不穏な市街にもかかわらず、皇帝の警護は決して嚴重ではなかった。「皇帝单身馬車ヲ馳テ市中ヲ徘徊セラルルコトアリ。予想ト相反ス。冬宮ニハ<sup>ママ</sup>囲屏ナシ、底園ノ一部ヲ板囲セリ」(「旅行記」4月17日の条)。

4月18日朝9時15分モスクワ着。前夜、大吹雪の停車場に野元、藤原、田中、広瀬が見送ってくれた。英語通訳を雇い、一日馬車でクレムリン宮殿、三大寺院などを見学する。ペテルブルクに比べて「家屋ハ矮小ニシテ不潔ナリ」(「手帳」4月18日の条)。4月20日、キエフに到着。モスクワ、ペテルブルク以外は森林、麦畑、牧牛など「茫漠」とした風景が広がっていたが、モスクワ以南はやや耕作地が多い。キエフ市内観光、夜8時過オデッサにむけ出発する。

4月21日、人口40万でロシア4番目の都市オデッサに到着する。まずトルコ入国の手続きのため藤堂紫朗書記生の出迎えを受けて領事館へ証明書をとりに行く。黒海に面したオデッサはロシア第一の輸出港で麦の輸出が最も多い。日本の農商務省からの陳列品も領事館で展示されていた。ロシアの所々で「虚無党」の現状を聞くと、「同党近来世人ニ嫌ハルルヲ以テ其主義ヲ変シ、無謀ノ事ヲナサザルト聞クナリ。露国至ルトコロニ帝王ノ権力無限ナルヲ見ル」。(「手帳」4月21日の条)ニヒリズムは拡大する一方で、帝国統治の圧政はロシアを覆っていた。

4月22日朝、カラチに到着した。ニコライエフ軍港への交通は不便のため見学を断念する。午後2時40分イフパトリア着。トルコ人が多く、立派な店もなく非常に不潔との印象を持つ。「一時間半ノ閑ヲ見テ上陸ス、僅カニ英語ヲ解スル露ノ一士官頻ニ周旋ス。出帆前此士官子ニ弾丸ニ仕込メル鉛筆ヲ贈レルニ付「コロンボ」ニテ贖ヒタル「ダイヤモンド」二個「ルビー」二個ヲ以テ返礼ス。該士官驚テ頻リニ感謝ス」(「旅行記」4月22日の条)ロシア旅行は英語だけでは「頗ル困難」、仏語なら充分で、独語はこれに続くという言葉の問題にも上泉は突き当たった。「露人ノ真面目ニテ話ストキハ恰モ怒リ居ル如キ顔色ナリ。本邦水兵ナドハ之ヲ怒リ居ルモノト誤認シケンカナドヲナス原因ナリト」と、語気の強いロシア語の印象を述べて、さらにロシア社会の矛盾を語る。「露国ニテハ貧富ノ差実ニ非常ナリト聞ク。」軍人貧民だけが船に乗り合っており「貧民ノ状実ニ憫然タルモノアリ。予ハ第一ノ金満家ノ如ク虚勢ニテ多分ボーイ厨夫ニ与エタルヲ以テ予ヲ尊敬スルコトヲ第一ニシテ、食事ノ時ハ予ヲ最上ノ位置ニ就カシメタリ」。(「手帳」4月22日の条)

「露帝ノ勢力ハ至ルトコロ無限ナリ。露ノ軍艦大砲等製造力ハ我邦ナドノ遙ニ及バザルトコロナリ。露ハ外ヨリノ攻メ亡ホズ能ワズ。内部ノ破裂ヲ待ツテ乗スルニ如ズトハ人ノ能ク言フトコロナリ。(英ハアルメニアノ亡民及ヒンランド人等ヲ煽動スル由)昨年コーカサス駐在ノ軍隊ヲ増加シテ二軍団トナシ、又此処ハ<sup>ママ</sup>ペルシャ湾ニ打テ出ントテ計画愈ナキ様子之レ皆英ノ印度ニ対シ牽制運動ヲナサントスルモノナリ」。(「旅行記」4月23日の条)

以上、上泉のロシア滞在中の記録は、他国の記載と同様、大部分は自然、工場や軍事施設の見学についてである。しかし、他の欧州社会について淡々と事実や観察を中心に記載されているのと比較すると、ロシアは滞在期間が長く現地駐在武官の案内もあって、国内事情を詳しく知ることができ、彼の観察コメントも多く記入されている。しかも産業革命が進行するなかで、ロシア国内の状況も変化を始めていたことが上泉の記録から伝わる。

一方、農村地帯について、ペテルブルク近郊の原野は一面麦畑だったが、播種後、施肥なく放任され、天候に左右されやすく、大飢饉も発生するという状態で、しかも河は毎年11月末から満5ヶ月半氷結するという厳しい自然環境である。ロシア農家の造りは貧しく、あまり手入れが行き届かない様子がうかがえる。大都市でも町ゆく人々の身なりや都市整備の遅れなどからも経済状況を観察している。教育や文化の普及の遅れなども何度も記述を繰り返しており、とりわけロシア国内滞在中、貧富の差に関する言及は多い。

またピョートル、エカチェリーナ、アレキサンダー、ニコライなど歴代皇帝について、彼らの悪評や悪政を誇大解釈して皇帝批判するばかりで、上泉はほとんど評価していない。この点については一面的評価である。しかし官僚組織の賄賂の横行、腐敗はかなりはびこっており、上泉も時には金品を握らせて難題を切り抜けたことがわかる。それだけに、ロシア社会にニヒリズムや自由主義が現れ始め、ペテルブルクでたびたびロマノフ朝の圧政に対する暴動が発生していたのも事実である。にもかかわらず、皇帝身辺の警備はかなり手薄だったというから、貧富の格差、圧政、社会の腐敗疲弊などロシア帝政の弱体化は、一旅人にも明らかかなほどに相当深刻だったのである。

とりわけ、上泉が見たように、帝政ロシアが崩壊する場合は「内部ノ破裂」からという記述は的を射たものであろう。そして、ロシア人に対して「露ノ計画ハ大国人丈アリテ実ニ大々的計画ヲ立テ、倦マズ撓マズ着々之ヲ実行スルニ至ラハ後実ニ然ルベキモノナリ。」と、その計画性の着実な点に注意を要するとしながら、一方で「嗚呼我邦人タルモノ豈今日蝸牛ノ争ニ汲々タルノ時ナランヤ。臥薪嘗胆ノ実行何所ニカアル。」（「旅行記」4月23日の条）と日清戦争、三国干渉後の日露関係を想起させ警戒感を高めると共に、日本国内の政争に不快感を表すのである。

ところで、日本人関係者の人脈形成についても注目したい。12日夜、林董公使の招待により公使館員、陸海士官（野元中佐、広瀬大尉、ロシア留学中の田中義一陸軍大尉）らが出席して公使館でパーティが開かれた。この時におそらく田中義一と初めて接近し、後の湖月会参加へとつながったと考えられる。また15日には林公使、川上俊彦一等翻訳官ら外務省公使館関係者ら数人と食事を共にし、広瀬、田中と3人で飲酒した。後の湖月会メンバーには陸軍と海軍、外務省の中堅幹部が集まるが、彼らの接点が海外駐在員と海外出張時の交際から始まる可能性は大きいと思われる。

後に、上泉はシベリア出兵後大正9（1920）年の尼港事件に関して「メモ」を残した。それは、日露戦争での日本の勝利やロマノフ朝崩壊のロシア革命を経て、ロシア人に対する評価はさらに低

くなり、優越感に満ちた表現に変化したものになっている。

「二百十萬中二百五萬迄ハ世界各国ノ名称オモ識ラザル程低級ノ者ニシテ、極端ニ評スレバ勞シテ喰フヲ識ルノミト言フ位ノモノニシテ、我國政客ノ榮スルガ如ク政治思想等ヲ有スルモノニアラズ。帝政倒壊後ノ彼國ハ殆ト悉ク識ヲ失ヒ耕作ノ自由ヲ得ス、物資ハ徵發セラレ、又強制的ニ兵隊ニ呼出サレラ<sup>マ</sup>レー家離散セルモノ甚多ク、今日ハ食糧殆ト欠亡シ生活ノ慘状□□□(虫喰穴)ラシイ有様ニテ羞恥心ナドハ全ク地ヲ払ヒ互ニ盜掠ヲ事トシ、我軍ノ御蔭ニテ秩序ガ維持セラレアル二三ノ都市ノ外ハ、戦々競々<sup>マ</sup>トシテ安眠モ出来ザル有様ナリト云フ。」<sup>10)</sup>

上泉はロシア訪問の後、トルコ、イタリア、フランスを経て5月下旬イギリスに戻った。欧州列強との勢力争いに疲弊していたトルコでは、「今日尚土耳其帝国ノ虚名ノ下ニ在ルモノ百七十万軍人ニ向ク四千万アレドモ實際統治権ノ及ブトコロハ百十五万方里人口二千二百萬ニ過ズ。然レドモ元来土耳其人ハマホメット教ノ御蔭ニテ戦争ニ於テハ勇敢ナレバ他日欧州ニ大波乱ヲ生シ四分五裂トナレル場合ニハ如何ナル腕力ヲ出スヤハ今日予メ知ルベカラズト雖モ今日ノ有様ニテ永続センカー一事件アル毎ニ次第二其領土ヲ減縮セラルルノ一事アルノミ。(中略)我隣支那ノ如キモ亦其レト其轍ヲ同フスベキモノナルカ」(「旅行記」4月26日の条)と記し、帝国主義により弱体化したアジア地域の帝政の末路を憂慮した。

また、上泉の訪問国は、ほとんどが当時は専制君主国家だが、唯一の例外は第三共和制下のフランスである。たしかにこの当時の第三共和制時代内政は不安定だったが、上泉はフランスを「数多ノ党派アリテ頗ル危険ナル共和国ナリ」と、共和制に対する不信任や嫌悪感をあらわにした。またドレフュス事件についても深く理解している様子は見られず、第三共和制下での社会主義勢力の台頭が事件の原因とみたようである。上泉は、フランス「人民ハ一体ニ富ミ又貧富ノ差英国並モ其他ノ如ク甚シカラズト聞ク」と一定の評価を与えつつも、共和制は不安定であるとの先入観をより強くしたと考えられる。(「旅行記」5月25日の条)

後に、上泉は共和制について「共和政治なるものは、己むを得ずして行ふ所の劣等なる政治である。何となれば大統領にして善政を行ふも、反対党は次期改選の際自派より大統領を選出せんとする野心の下に盛に悪声を放つのみならず其の施政に妨害を試みること比々皆然りである。」<sup>11)</sup>と述べている。訪仏の印象もこの言及に影響を与えていると推測できる。

各国を回り、またイギリスでの業務を終えた上泉は、帰途エジプトに立ち寄りピラミッドなどを見学したのち、欧州方面で訪れた各地の文明に現れた王朝の栄枯盛衰を感慨深げに以下のような記載を残した。

「嗚呼埃及ノ昔ノ開明ハ今ハ一場ノ夢物語トナリ了レリ。熟世ノ変遷ヲ考フレバ亜細亜ニ於テハ印度ヨリ支那ニ、欧州ニ於テハ埃及ヨリ希臘ニ、次ニ羅馬次ニ土耳其、西班、和蘭等ニ於ケル事跡ニ徴スレバ世ハ遂ニ盛衰興亡ノ波瀾ヲ免ル能ハザルモノナルカ。」(「旅行記」明治33年2月20日の条)

### 3. 明治 39 年清国訪問

明治 39（1906）年 9 月、浪速副長上泉は伏見宮博恭王の清国訪問の随行を命ぜられ、10 月 13 日西太后への謁見にも同席した。上泉にとって清国出張は明治 27 年、33 年以來 3 度目であるが、北京へは今回が初めてであり、紫禁城内に入り清国要人との会見は上泉に強い印象を残したと考えられる。「伏見宮博恭王殿下清国御訪問随行員 第二艦隊軍艦浪速艦長時代 海軍大佐時代」<sup>43</sup>と題された鉛筆書きの薄いノート（「清国ノート」と略。）には紫禁城内部や要人会見の様子が詳しくつづられている。とくに清朝関係者の観察は細部に渡っており、かつ後の第三革命への関与を考慮すると重要と思われるので、多くを紹介したい。

10 月 10 日、秦皇島到着。伊集院彦吉総領事が出迎え、神尾光臣少将、青木宣純大佐も来る。日本からの随行員には、出羽重遠中将、伊藤式部長官、山屋他人大佐、上泉大佐、石井大佐、田中宮内省御用掛、森大尉、高藤御附武官、ほか属官 2 名があたる一方、中国側接待員には、那桐（外務尚書）、瞿鴻機（外務尚書）、聯芳（外務侍郎）、唐紹儀（外務侍郎）、右参請朱宝圭、員外郎保恒、主事豫敬、主事曹如霖、翻訳官唐家孫、翻訳官祝瀛元等の名前が確認できる。

10 月 13 日、伏見宮の西太后と皇帝謁見に同席した。謁見は仁寿殿の南檀閣で行われた。一段高い檀に卓があって、卓の上から西太后と光緒帝の首だけが見えていた。博恭王が挨拶をすると、日本側の通訳が向う側に並んでいる清国側の通訳に伝え、その通訳がさらに慶親王に伝え慶親王から西太后に取次ぐ順序だった。そのため簡単な儀礼上の挨拶であったが相当な時間を要した。いわゆる垂簾の政治で、光緒帝は黙って控えているだけで、西太后の首の後ろに首が見えるだけであった。謁見は儀礼に則ったが、西太后・皇帝への上泉の印象は高くない。<sup>44</sup>「此日西太后ハ薄桃色ノ竜紋アル支那婦人服ヲ召サレ、頭ハ満州婦人ノ髪飾ニシテ緋色ノ大花ヲ挿サレ色ハ真白ニ塗リアルヲ以テ、トテモ七十二歳ノ老婆トハ見ヘズ（中々今ニ多情ナリト聞ク）額ニ少シクシワヲ見タリ。大清国ノ皇帝ハーノ器械人形ノ如ク、納陛ニモ登ル能ハズ真ニ部屋住居者ノ如ク実ニ憫然ノ情ニ堪ヘザリシ、嗚呼トツツタル怪事、如何ニシテ憲法ヲ敷クヲ得ンヤ、婆サンノ納陛上ニ在ルヲ如何スルヤ。」「万寿山ニハ金色ノ大ナル佛殿アリ、宮殿アリ、又海軍兵学校アリ、此兵学校ハ団匪事件ノ際万寿山ノ荒廢セルヲ西太后七十歳ノ寿祝迄ニ復旧セシメ度トテ海軍復興ノ為メニ徵集セシ一千万両（テール）ヲ悉ク万寿山宮殿佛閣ノ復旧費ニ消費シ、僅ニ申訳ノ為メニーノ学校ヲ建テ昆明湖ニ一小蒸汽船ヲ浮ベタリト云フ。一婦人ノ慾モ亦驚クベキニアラズヤ。」（「清国ノート」10 月 13 日の条）

おりしも清朝では同年「予備立憲」の上諭が發布され、9 年後の立憲制実施に向けての準備が開始された時期だった。しかし、上泉は中国の立憲政治について、現状の西太后への権力集中体制や、議会や憲法に対する清朝関係者の認識不足を考慮しており、中国における近代的政治体制づくりに批判的かつ懐疑的だった。

「此頃憲法政治ヲ云々シ居ルモ、実ハ老婆自身ノ安寧ヲ計ラン為メ民望ヲ釣ラントスルノ一策ニアラズヤト云フモノアリ、然ルニ一ノ諫言直行ノ忠臣ナシ、西太后百年ノ後ハ清国ノ事知ルベキノミ、嗚呼危哉。吾人日本人タルモノ今ヨリ其際ニ応スルノ策ヲ確定シ置カズシテ可ナランヤ。」(「清国ノート」10月13日の条)

「右官制改革ナルモノハ如何ニ文面若クハ組織ノ理屈上一欠点ナキニ至リタリトスルモ、皆之レ枝葉ノ改革ニシテ何ノ効果モナキコトナラン、先其大本ヲ正シ、即チ天子ヲ天子トシ次ニ王大臣大官等各其私慾ヲ忘レテ忠勤スルニアラザレバ決シテ善果ヲ結ブ能ハザルハ最モ見安キコトナリ。然レドモ之レ現今ノ清人ニ到居望ム能ハザルトコロナリ。是ヲ以テ外人中ニハ清国政府ノ憲法騒キヲ以テ兇戯ニ類ストナシー笑ニ附シ居ルモノアリト云フ。袁世凱ノ如キハ、北洋大臣等歸国上京ノ途、天津ニ於テ彼ト面談セシ際ニハ、大ノ反対論者ナリシ由ナルガ、召ニヨリ上京シ、ス早ク西太后ノ意中ヲ探知シ憲法論ヲ主張セシコト遙ニ北洋大臣等ノ上ニ出テシト云フ。如此ノ輩ハ婆サン百年ノ後ハマタ如何ノ議論ヲ持出スヤ予メ知ルベカラズ。清簾ニシテ学問アリ見識アルトコロノ恭親王ノ如キハ敬シテ遠ケラレ(恭親王ハ人物ノ由。邦人ニシテ面談ヲ免レタルモノハ小村公使ト近衛公ノミナリト聞ク)慶親王ノ如キ幫間者流ノ一輩、西太后ヲ擁シテ私慾ヲ充シツツアリト聞嗚呼亦危哉。」(「清国ノート」10月19日の条)

たしかに不穏な噂も存在していた。10月14日倫貝子宅で晩餐会が開かれたが、その際にも暴漢宗某が部下200名と共に博恭王一行を狙っているとの密告情報が入り、関係者には緊張が走ったこともあった。<sup>(5)</sup>

さらに、上泉は謁見の際、清朝関係者も観察しており、人物批評と清朝の印象も残した。

「[清人ノ考] 日本ノ露ニ勝チシハ、日本ハ憲政ニシテ露ハ独裁ナルニヨル、清国モ之ニ倣ハザルベカラズ。

改革ニ関シテハ早稲田大学卒業位ノ書生大ニ巾ヲ利カセ居ルヲ見ル。

- △ 肅親王ハ清簾ナリトカ聞ク、一見シタルトコロ質朴ノ人ノ如ク見ユ。
- △ 大蔵大臣鐵良ハ憲政ニ反対ノ模様。
- △ 宮内大臣世統一人ノミハ今日尚義和団事件ノ際ニ於ケル日本ノ厚誼ヲ感謝シ居ルト聞ク一見温厚ノ人物ナリ。殿下ヲ自宅ニ御招キ申上度ト頻ニ懇願セシモ、御辞退アリシユヘ遂ニ殿下ノ御承諾ヲ得「ホテル」ニ来テ十八日晚餐ヲ差上ケタリ。
- △ 世續、那桐、唐紹儀、徐世昌等ハ今日ノ仕事師屋ナランカ、南洋大臣端芳モ亦是等ノ仲間ナルナラン。
- △ 那桐ハ正直者ノ如ク見ユ。
- △ 唐紹儀ハ事実ノ外務大臣ナルヨシ、格別学問モナキ由ナルガ中々理屈ヲ並ベ利権恢復ニ熱心ナル由。在京中兩度食卓モ於テ彼ト相憐<sup>ママ</sup>レリ、英語ヲ解シ、日本ニモ来リタルコトアリ、又米国

ニモ行キタルヨシ、目玉ノ働キ普通支那人ノ如クナラズ。

- △ 目玉ノ働キト云ヘバ、西太后ノ如キハ眼光爛々人ヲ射ルトハ如比モノナラン、實際ニ光リ居タリ。
- △ 現今ノ奉天軍將趙爾巽ナドモ仕事師ニテ大蔵大臣ノ時盛ニ改革ヲ励行セシヲ以テ嫌ハレテ遠ケラレタルモノナリト聞ク、果シテ信カ。
- △ 王文韶、孫家乃門、鹿伝霖等ノ名声ハ聞クトコロナルモ實際如何ノ人物ナルヤヲ聞カズ。
- △ 沢公ナドモアマリ勢力ナキモノノ如シ、併シ貴公子ノ一人ナリ。
- △ 袁世凱ハ實際勢力ヲ有シ居ルコト勿論ナルベシト雖モ、以上王、大官連ト同席スル際ニハ遙ニ末席ニ列スルヲ見タリ張子洞ハ如何。
- △ 倫貝子ハ婆サンノ我俣ナケレバ現皇帝トナルベキ血統ノ人ナリト云フ。愛シキ貴公子ナリ。併シ恭親王ノ如ク品位高カラズ。
- △ 振貝子ハ福々敷貴公子ナリ。
- △ 慶親王ハ余程ノ老人ナルベシ、頭髮存スルモノ実ニ僅少、鼠ノ尾ノ如キ豚尾ヲ垂レ顔色薄黒ク、眼球瀧ク凹落シ、頬骨高く出テ鼻下及腮ニ團ニ僅少ノ白髯ヲ残シ、黒キ鼻毛、鼻ノ孔ヨリ延長シ居ルコト一寸斗、実ニ抱腹ニ堪ヘザラシム（前田利家ヲ学ヒタルモノナルカ）目玉ヲキョロキョロサセ右顧左顧頭ピョコピョコ勉メテ吾人ノ歡心ヲ買ハントスルノ状実ニ氣ノ毒ノ情ニ堪ヘズ。
- △ 瞿賢機ハ顔色憔悴、頬骨高く、眼凹ミ髯ナク頭髮半白、前齒二本遠ク前ニ出テ是亦頭ピョコピョコ、吾人ノ歡心ヲ買ハントスルモノノ如シ、有名ナル菜食家ニシテ決シテ肉食セズト云フ、漢人ノ故ヲ以テ權衡上伴食トシテ列スルモノニアラザルヤ、或ハ手腕アルノ人物ナルヤヲ知ラズ。
- △ 那桐ハ福々敷肥満シ實際金入りモ宜シト見ヘ、庭宅被服等モ美麗ニシテ又大学士ノ位モ持チ居ル由ニテ幅ヲ<sup>ママ</sup>聞カセ居ルモノノ如ク今回ノ接待ニ就テハ<sup>ママ</sup>総大将ノ如ク見受タリ、頻ニ御世辞ヲ振りマキ食事ノ際ニハ常ニ全カヲ尽シテ乾杯ニ努メタリ。
- △ 実ニ今回清国政府ノ 殿下優待ニ努メタルハ決シテ先例ニナキトコロノヨシニシテ、吾々隨行員ハ明ニ之ヲ目撃シテ可愛敷見受ケタリ。
- △ 併シチャン公中々油断ノ出来ル奴ニアラズ、急キ太皇百年ノ後ニ処スルノ策ヲ定メ置カザルベカラズ。
- △ 其策如何。
- △ 我胸中ニ在リ。
- △ 公使ハ慥カニ彼等鼠輩ヲ吞嚙シ居ルノ状明カナルモ、清国ノ前途ニ関シ少シク樂天ニハアラザルヤ。
- △ 嗚呼策ナル哉、策ナル哉。

第一、常ニ其政変ヲ洞察シ

第二、日露戦役ノ時ノ如ク名ヲ更代ニカリ北京ニ増兵、同時竊ニ動員

第三、其瞬間ニ以テ天下ニ号令シ、西洋人等ヲシテノ異論ナク否ヤ、感謝シテ我軍費ノ負担ヲ請ハシムベシ。

◎ 是ガ為メ清国人ニ対スル平常ノ心掛如何、即チ日本政府ノ方針如何。」(「清国ノート」10月19日の条)

西太后、皇帝がすでに清朝関係者からの信頼感を失っていたようすがうかがえる。そのみならず清朝関係者に対する上泉の観察は、すでに末期状態の清朝が政治腐敗しており、弱体化していた実態を伝えると同時に、日本が中国大陸に対して近い将来指導者としての立場が確保できるという自信を確認していたことを示している。とくに上記末尾部分は日本政府の積極的介入が必要との意見を明確に表明している。

この時、上泉がすでに親日派として知られた肅親王やのちの宗社党に加わる鐵良らと顔合わせをしていたことが重要で、大正5(1916)年第二次満蒙独立運動に上泉が積極的に関与する伏線にもなっている会見である。いわゆる「日支合邦」を主張した日本人は様々だが、上泉は初対面の中国要人に対しても、とりわけ与しやすいと見たいわゆる親日派への観察も含め、日本側が指導的立場をとれると確信したのである。この点については、肅親王に深く関与した川島浪速も清国要人に類似した認識を持っていたと推測され、川島と上泉が接近することにつながっていると思われる。

後に、中国問題を論じた際、上泉はこの時の訪中について次のように語った。

「北京に着いて見ると、彼地では種々な噂があつた。西太后が崩御せらるれば光緒帝も亦必ず崩御あるに相違ない。然らば支那には大動乱が起きると言する者もあつて、予は一種異様の感に打たれ、前日伊藤公の談話と思ひ合はせて若し噂の如く大動乱ともなれば、支那を救ふ者は断じて我が日本の外には無い。日本は実に天祐の国である。十年前には支那に勝ち、今亦世界の強国たる露西垂の侵略主義を挫いたが、次には支那四億の蒼生を塗炭の苦痛より救出することが帝国の使命となるに相違ない。」<sup>10)</sup>

#### 4. おわりに

以上、上泉の旅行記録から彼のロシアや中国に対する認識を探ってきた。

まず、上泉はヨーロッパ各地を原則として単独で旅行したが、ロシアでは言語の問題もあり、日本の駐露外交官や武官らの案内を受けながら行動することも多かった。そのため、ロシアに関する情報は彼らの案内や会話から得やすかった。また他の欧州諸国と比べると、専制君主国家体制が内部から揺らぎ始めており、貧富の差、各種デモ、賄賂の横行など矛盾や弱点は旅人にも認識できるほど、帝政は末期を迎えていた。すなわち膠着化する官僚や軍部の体制、貧富の差、産業革命の進

行も含め、ロシアの内部崩壊へと続くそのわずかな徴候を見いだしていたことになる。

だが、広大な国土とはいえ、求心力を失うや、いとも易々とロシア帝政が内部から崩壊していくことを上泉は日露開戦前に予想していたのであろうか。いや、それはむしろ尼港事件後の記述が述べるように、上泉の想像をはるかに超えるものだった。それゆえに上泉は革命後ロシア人に対する評価をいっそう厳しくしたと考えられ、そして日本において「帝政」擁護の意を強くしたと考えられるのである。

さらに、日露戦争勝利後に訪問した清朝では、清朝関係者を間近に観察して、西太后への権力集中や中国立憲改革の難しさを制度ではなく、かれらの人物像から判断した。おりしも清朝では政治の近代化を図ろうと明治日本に倣い、立憲政治を目指していた。それはとりもなおさず、中国に対する日本の政治的優位性に自信を与え、同時に中国に対して日本が政治的指導を行うことが必要であると認識させるのに十分な訪中だったのである。

結局、上泉が二つの大国の帝政末期を直接現地で見聞したのは、国内の民心や政府高官が体制を批判し不信感を顕わにすれば、帝政は内部から容易に崩壊することに他ならなかった。すなわち、帝政を内部から崩壊させないためには、民心をいかに帝政支持に向けさせるか、いかにそのような体制を作り、維持するかということにかかっていたのである。上泉が現役引退後、第二次満蒙独立運動に関与して中国大陸に帝政を維持しようとする事、運動に失敗してまもなく『大日本主義』を発表し、さらに大正末期以降国風会活動に身を投じ、その活動の中心となる天皇制擁護論を展開する契機を与えたのは、まさに帝政末期のロシアと清朝の訪問にあったといえよう。

## 注

- (1) 井口省吾文書研究会編『日露戦争と井口省吾』（原書房、平成6年）。波多野勝、飯森明子、井口泰平『井口省吾伝』（現代史料出版、平成14年）。
- (2) 上泉徳弥に関する図書として、長沢直太郎『上泉徳弥伝』（非売品、昭和30年）が伝記として作成されている。筆者らはこれまでに以下の研究を行ってきた。上泉徳弥関係文書研究会「上泉徳弥関係資料及び解題」『法学研究』平成11年、第72巻第1号。飯森明子「ロンドン海軍軍縮会議と反対運動再考」『常磐国際紀要』平成16年、第8号。拙稿「海軍中将上泉徳弥の国体館建設運動——教化団体国風会の紀元二六〇〇年記念事業計画——」平成17年、第9号。
- (3) 平成15年4月軍事史学会例会において、筆者が「海軍中将・上泉徳弥とその史料」を報告した。報告内容については、「関西支部第57回例会報告」『軍事史学』第39巻第2号を参照されたい。
- (4) 波多野勝『満蒙独立運動』（PHP研究所、平成13年）。
- (5) 『大日本』（大日本社、大正3年発刊）。上泉徳弥『大日本主義』（廣文堂、大正7年）。
- (6) 前掲「海軍中将上泉徳弥の国体館建設運動」。

- (7) 2度目の訪英となった明治35年高砂副長時代の英国訪問記録は2冊のノートが残されているが、航海日誌及び事実メモにとどまり、上泉の所見はほとんど確認できない。従って2度のイギリスに関する記録は限定的であり、これらから上泉のイギリスに関する所見を分析するのは困難である。
- (8) 「手帳」(上泉徳弥関係文書) 委託整理中。無題の手帳は2冊存在するが、本稿では煩雑を避けるため、ドイツやロシアに関する記述を含む明治32年3月31日から4月22日までの「手帳」を使用した。
- (9) 「海軍少佐時代 軍艦敷島回航日誌 附欧州(英国ヲ除ク)旅行記」(上泉徳弥関係文書) 委託整理中。この記録については、島田謹二『ロシアにおける広瀬武夫』(朝日新聞社、昭和51年)で一部紹介されている。
- (10) イギリス滞在中について、上泉は別の手帳に記したとしているが、存在は確認できなかった。
- (11) 日付不明「尼港問題と後貝加尔撤兵」(「上泉メモ」上泉徳弥関係文書) 委託整理中。
- (12) 前掲『大日本主義』24頁。
- (13) 「伏見宮博恭王殿下清国御訪問随員 第二艦隊軍艦浪速艦長時代 海軍大佐時代」(上泉徳弥関係文書) 委託整理中。資料中にはこれと同題のペン書き赤色革背表紙ノートが1冊存在するが、筆跡などから後年関係者が翻刻したものと思われる。
- (14) 人名の表記について、原文の明らかな誤記は改めた。
- (15) 「清国ノート」10月14日の条。および第二艦隊司令部編「博恭王殿下清国御差遣ニ付第二艦隊ノ行動及諸儀制」(「公文備考 明治39年 儀制一」(防衛庁防衛研究所図書館所蔵))。
- (16) 前掲『大日本主義』3～4頁。

(常磐大学 国際学部 非常勤講師)



# EU 憲法(Constitution pour l'Europe)とフランスの対応に関する研究

－歴史・文化・宗教・政治・経済の複合的視点－

研究代表者 渡部茂己

## La recherche de la Constitution pour l'Europe et l'attitude de la France

－ aux points de vue historiques, culturels, religieux, politiques et économiques －

2年計画：1年次目

### 1. 研究実績の概要

本共同研究は、今日の国際社会において、EUのようにきわめて発展した形での統合が実現している地域と、東アジアのように、21世紀を迎えてようやく進展の兆しが見られるようになった地域の両者が存在することを問題意識として共有し、その違いを引き起こす主因のひとつとしてEU憲法に象徴される共通の規範の有無に注目するところから出発した。

特に、今回の共同研究では、欧州の地域統合の盟主たるフランスに焦点を合わせ、その歴史・文化・宗教・政治・経済の各側面を幅広く研究する必要性に着目する。渦中のトルコを除き中東欧を含めて地理的広がりの方から、経済的統合の深みにおいてもほぼ完成の域に達したEUにおいて、残された領域は政治的統合である。しかし、欧州大統領の設置等も予定しているEU憲法を、従来最も中心的に統合を促進してきたはずのフランス国民が否決した。そのことの意味をフランス内外の社会、政治、文化、経済等の複合的視点から分析するとともに、現在と今後の対応を分析し、EU統合の将来の方向性を見極めることを研究目的とする。

共同研究の役割分担は、渡部が、EU憲法の掲げる欧州統合の方向性、対外的な目標、EU憲法によるEU機構の民主化と「参加民主主義」の位置付け、国内法に対するEU法の優先とEU自体の国際法主体性を具体的に分析している。そのことによって、可能な限り国際社会における国際統合の意義を世界のレベルと地域統合のレベルとを比較し、また欧州とアジアの統合の状況の異同と問題点を抽出する。中田は、EU統合はフランスの政財界・官僚・知識人界の多くの指導的な人物が推進していたにもかかわらず、「国民投票」によってEU憲法を否決したフランスの今後の問題の収束のあり方を見据えた研究に取り組んでいる。推進は、「プランD」なる広範な企画をもって、いわゆる草の根の国民啓蒙運動に取り組んでいる。そのプランの内容と来年の大統領選挙との絡みを含めた社会の動向を検討する。土居は、欧州におけるフランスの文化的位置付けを思想史を踏

## 課題研究報告

まえて分析している。特にフランスの作家アナトール・フランスの『白き石の上にて』におけるユートピア概念、そしてヨーロッパ合衆国からヨーロッパ連邦の成立の過程を社会主義との関連も踏まえて読み解き、現実の分析と理想的社会の追求の両面について詳細な分析を加えている。小城は、アルジェリアを中心とする北アフリカ諸国からのフランスへの移民の歴史と現在の状況を詳細に検討した上で、EU 憲法が移民問題へ与える新しい影響について、また、EU 統合およびフランスの社会と経済の歴史に対する欧州以外の地域からの移民の影響について研究分析している。

### 2. 初年度の共同研究会の日程と内容

4月26日 2006年度第1回共同研究会（RA201旧学部長会議室）6時40分～8時40分

参加者 渡部茂己、中田光雄、土居守、小城和朗

報告テーマ 「共同研究の助成採択内容の確認と常磐国際紀要第11号への研究成果投稿について」  
共同討議

5月24日 2006年度第2回共同研究会（RA201旧学部長会議室）6時40分～8時40分

参加者 渡部茂己、中田光雄、土居守、小城和朗

報告テーマ 「アルジェリア・ナショナリズムの生成 *Genèse du nationalism algérien*  
－『北アフリカの星 *L'Étoile nord-africaine*』の創設とアルジェリア移民労働者－」  
報告者 小城和朗

6月28日 2006年度第3回共同研究会（RA201旧学部長会議室）6時40分～8時40分

参加者 渡部茂己、中田光雄、土居守、小城和朗

報告テーマ 「EU 憲法（*Constitution pour l'Europe*）の仏文および英文正文の配布と概要」  
報告者 渡部茂己

9月1日 2006年度第4回共同研究会（RA201旧学部長会議室）3時00分～5時00分

参加者 渡部茂己、中田光雄、土居守、小城和朗

検討事項 常磐国際紀要への共著論文の各自の原稿の検討と共同購入文具類確認。

9月28日 2006年度第5回共同研究会（RA201旧学部長会議室）6時40分～8時40分

参加者 渡部茂己、土居守、小城和朗

報告テーマ 「欧州統合の思想史－ユートピア・欧州連合・社会主義の関連をめぐって－」  
報告者 土居守

10月26日 2006年度第6回共同研究会 (RA201旧学部長会議室) 6時40分～8時40分

参加者 渡部茂己、中田光雄、土居守、小城和朗

報告テーマ 「EUとフランスをめぐる諸問題」

報告者 中田光雄

11月30日 2006年度第7回共同研究会 (RA201旧学部長会議室) 6時40分～8時40分

参加者 渡部茂己、中田光雄、土居守、小城和朗

報告テーマ 「EU憲法の構造と欧州の民主的統合」

報告者 渡部茂己

### 3. 研究組織

研究代表者 渡部茂己 国際学部 教授

共同研究者 中田光雄 国際学部 教授

土居 守 国際学部 助教授

小城和朗 常磐短期大学 専任講師

## 研究授業“仕事の教室”結果概要 (中間報告)

研究代表者 小川 明・小磯 滋

### **An Interim Report on the Experimental Course for Devising a New Method of Education which will Impart the Realities of Work to Students for Career Planning / Development**

1年計画：1年次目

この研究は、学生の就職に向けての意識づけと学ぶ意欲の啓発を実現する新しい形の授業のモデル構築を目的とする研究（報告者2名を含む国際学部教員7名による共同研究）である。

現在のカリキュラムには就職に向けた実践的科目が十分でないという問題意識のもと、「学生を大学から社会（就職）へつなぐ場」となり、学ぶ動機付けともなる新しい授業形態の構築をめざしている。研究の場としては既存の「経営情報」の科目を活用してはじめた。新しい授業形態の研究であると同時に多数の企業人の招聘を必要とすることから、2006年度の共同研究として予算措置を受けた。

具体的には、「仕事」「会社」「社会」の実際を双方向の授業で理解してもらうことにより、勉強

## 課題研究報告

意欲を掻き立てるとともに、学生が少なからず抱いていると思われる就職に対する不安感・恐怖感等をなくし、就職に向けた心構え、適性・関心分野の発見、“得意技”の発見・開拓等積極姿勢を身につけてもらう場を創出することをねらっている。

この報告は、春・秋両 Semester で予定されていた二つの科目（「経営情報 a」「経営情報 b」）のうち、春に実施した「経営情報 a」に関するものである（担当教員は小川明および小磯滋。受講者 20 数名）。

### 1. 授業内容

授業は、「仕事の教室」をコンセプトとして、現役の若手企業人（今回は本学卒業生）を招き、現在携わっている仕事について、日々の活動、やりがい、苦勞、取り組み姿勢等を話してもらい、受講生と質疑応答をしてもらう形で進めた。ゲストスピーカーは、銀行、商社、広告代理店からカーレーサー、転職しアルバイトとして自分がこだわる職業に就いている人物まで、できるかぎり幅広い職種・立場の人物を招いた。

受講生には、毎回レポート（学んだこと、考えたこと）を提出させるとともに、中間・最終段階で「働く・社会に出るとはどういうことと理解したか」、「何のために働くのか」等についてレポートを書かせた。また、最終回にはこの授業に関する理解度・満足度のアンケートも実施した。

担当教員からは、初期・中間・最終段階で、「仕事」を理解する前提となる基本的知識と就職に必要な心構え（どういう心構え・姿勢が必要か、会社組織・仕事の評価基準・昇進基準はどのようなものか等）を伝えた。

### 2. 成果

ゲストスピーカーからは、期待どおり、携わっている仕事の内容、日々の活動、成功・失敗談、取り組み姿勢等を具体的に現実感をもって聞くことができた。入社間もない卒業生の話により、仕事・企業について身近なもの（実感）を感じ、親しみをもって学んでもらえたことがレポート等からうかがえた。学生が抱えている大きな問題と推察される就職への不安感・恐怖感の解消・軽減にも寄与したと考える。

受講生には就職を念頭に、自分の関心・適性分野の発見、得意技とその練磨の必要性の自覚もうかがえた（卒業までにやるべきことを考えはじめたレポートが複数あった等）。

ゲストの年齢から、苦勞・大変さを感じさせる内容も多かったが、現実を知り、そこに立ち向かう覚悟・心構えをする場になったと思われる。同時に、仕事の喜び・やりがい・達成感（「日々仕事を覚えてゆくこと自体が喜び」等）の話もあり、就職への意欲・積極姿勢も引き出す場となったと考える（職種、関心分野を具体的に発見したことを示すレポートもあった）。

カーレーサー等自分の夢を職業として追求しているゲストの姿、喜び、大変さに直に接し、厳しさを知ったり、勇気がわいたり等現実感をもって受け止められた。多彩な職種、経歴のゲストを招いたことの成果であった。

一方、ゲストスピーカー側からの反応として、「自己確認する場となり日々の仕事の張り合い、成長等を再確認できた」等の建設的感想が寄せられた。また、所属企業の上司からも「ゲストスピーカーを務め“ひと皮剥けた”ように一層生き生き積極的に仕事に取り組んでいる」との報告もあった。ゲスト自身の勉強にもなり、また地元企業側も歓迎する要素となったこともうかがえる。

また、ゲストスピーカーの所属企業の人事部長が授業を傍聴に来たケースもあり、本学と地元企業との関係維持・強化にも寄与する可能性を示していた。

なお、この形の授業は新しいところみであり、その最終的な成果は、現時点で量的に出せるものではない。受講者の今後の就職率、就職先での評価等事実・実績を見てみる必要がある。

### 3. 今後の課題と展望

「在学生の社会への準備（現実理解、職種・適正の発見、意識づけ、得意技の開拓）＋卒業生の意識向上→企業による本学評価の向上→地元企業との関係構築・強化」のように本学・企業間のひとつの好循環を築く可能性が実感されたが、今後それを確実に実現するには、こうした形の授業を恒常化することが不可欠である。その際、企業が喜んでゲストスピーカーを出してくれる環境・条件の拡充（人材発掘の場となる等）も必要である。

さらに、この授業の展開を、地元企業との結びつきを構築・強化する有効なネットワークづくりの一環と位置づけることもできよう。大学にとっては実践的教育の恒常的な場とし、インターンシップ・プログラムの拡充、企業の人事部門との関係構築の場とすることによって学生の就職の途を拓き、企業にとっては人材発掘の場とする等の可能性をもっている。一方、この授業を成功・発展させるために教員に求められることもある。主要なものを挙げれば：①教員がゲストスピーカーが所属する業種・職種を理解していること（各仕事の要諦を引き出す）；②受講者の参加意欲を刺激し、授業内容を深め広げるためのインタビュアーとしての役割；③ゲストに対し、事前に受講者の状況（知識量、レベル、姿勢等）を伝え、適切な配慮（業界・企業の状況、専門用語の逐次解説等）を依頼すること等である。

以上

小川 明（常磐大学 国際学部 教授）

小磯 滋（常磐大学 国際学部 助教授）

## 「アカデミック・スキルの改善と教育効果向上の研究 ープレゼミナール等基礎教育研究ー」

研究代表者 依 田 泉

### Studies on improvement of academic skills in basic college education

3年計画：2年次目

本年度は以下の活動を実施した。

#### 1. 研究会の開催

第1回 06年6月15日(木) 17:20～18:40、第2回 同7月20日(木) 13:00～14:00、第3回 同9月7日(木) 12:50～14:10、第4回 同11月30日(木) 12:50～14:10、第5回 07年1月18日(木) 12:50～14:10、第6回 同2月9日(木) 14:20～15:40、計6回を実施した。

#### 2. 学部基礎教育への提言

1) 担当者によるプレゼミナール開講前の研究会・討論会の設定を呼びかけ実現しつつある。2) 現在プレゼミナールとアドバイザー制度が結びつけられているが、さらに担任制の可能性が議論された。3) 本研究の提唱するきめ細かい指導の理念にもとづき、国際協力学専攻が新入生に対する個別面談を試行した。4) 『教師と学生』(民主教育協会・1971年)を本研究の予算で購入し国際学部の全専任教員に配布し、意見を求めることが決定された。

#### 3. テキスト(またはワークブック)作成の計画

今後は、学部の基礎教育用教材の完成を中心として研究活動を行うこととした。構成を今年度中に決めることを目標とした。1) 学科別の内容にする、2) スキル別ワークブックのシリーズとする等の案が出された。各自参考とするテキストを持ち寄る、あるいは、現在使用されているプレゼミ用の資料・文献を借用するなどして、分析を進めることになった。将来のテキスト出版に関わる予算についても調査する。

#### 4. 文献の収集と活用

大学の接続教育・基礎教育・キャリア教育に関連する書籍を購入した。注目に値する図書については、研究会で紹介し議論した。さらに、今後も実際の授業やテキストの作成において該当する文献を参照する予定である。一例として、今回入手したビジネスマナー関係のビデオは、実際のクラスで試用し、効果が見られた。

#### 5. 出張による他大学等の視察

1) 出張の趣旨について確認した。目的として、①授業の視察、②教員へのインタビュー等が考

えられるが、事前の方針決定することとした。2) 出張先との折衝方法、謝礼の準備について合意した。3) 出張先として、①長崎大学(依田)②明海大学、山梨学院大学(松原)③秋田法経大学、秋田県立大学(村山)④立命館アジア太平洋大学(小磯)⑤私学情報協会(北根)⑥山口大学(中村)⑦神戸大学(飯村)を決定し、秋 semester に実行することとした。各分担者の進捗状況を報告し、出張先追加の可能性も議論した。4) 2006年の「特色ある大学教育支援プログラム」の採択結果をもとに、来年度の出張先を選定した。そのために予備調査を始めることとした。

#### 6. プレゼミに対する聞き取り調査

国際学部2年生に対して、プレゼミについての聞き取りを、昨年と同様に実施することとした。以上。

(常磐大学 国際学部 教授)

## 中国共産党の統治と人民代表大会制度

—北京市人民代表大会選挙制度を中心に—

中 岡 ま り

### Governance of Chinese Communist Party and the People's Congress

2年計画：1年次目

【研究の目的】現在、中国共産党は、階層間の格差や摩擦・矛盾を減らし調和のとれた社会を目指す「和諧社会建設」という目標を掲げており、その中で、共産党にとっての人民代表大会(以下、人代と略す)制度の意味づけは変化しつつある。即ち、共産党の想定する「全ての人民の利益」を正しく代表する人民代表が選出される制度を創出することが、諸階層間の調和を目指す和諧社会の建設実現に役立つのである。本研究では、2006年に行われた北京市の区・県級及び郷鎮級人代選挙を研究することにより、共産党の目指す統治の限界と今後の可能性について検討し、中国における民主的利益表出の可能性について明らかにする。

【2006年度の研究】2005年度に外務省の日中知的交流支援プロジェクトに参加して行った課題研究「人代選挙制度と和諧社会の建設～北京市(区・県級)を例として」により、前回の2003年の選挙に関しては、以下の点が明らかになった。①直接選挙の選挙制度には、共産党の意図する構成の人民代表を選出するためのシステムが構築されていること、②そのシステムとは、共産党員を中心とする選挙委員会の構成、予め当選者を想定した選挙区の設定、候補者の選定と決定において党が基準を提示し、最終決定権を持つ、というものである。2006年11月に北京市においては区・

県級と郷鎮級人代の選挙が同時に行われることとなったが、2006年選挙においても、2003年選挙同様に、選挙委員会の構成・選挙区設定・正式候補者の選定と決定の過程において、党のコントロールが働いているのかどうか、党のコントロールの働きが強化されているのか範囲を狭めているのかが、共産党の統治と人代の機能について大きな問題となる。もう一つ注目すべき点は、選挙委員会のコントロール外で選挙に参加する「独立候補」の存在である。2003年選挙では「独立候補」は15名現れたが、今回の選挙では報道されているのは1名である。今回の選挙で現れた「独立候補」は投票の段階での当選を目指して全く党のコントロール外での選挙活動を展開しており、前回のように党の選挙工作の範囲内で正式代表候補となるのを目指した例については報道されていない。このことは、選挙工作における党のコントロールが強化された可能性を示唆している。深圳大学の黄衛平教授も、来日した際に筆者の質問に答えて、今後、党は「独立候補」を規制する方向にあるとの意見を述べている。

【来年度の課題】2006年の北京市人代選挙は終了したばかりで、詳細についてはまだ公表されていない点が多い。2007年度は、上記の点を中心に北京において関係者へのヒアリング及び資料収集を行い、2003年の選挙との比較を行う予定である。これにより、北京市の選挙工作及び選挙制度構築が選挙民による政治参加を如何にコントロールするのか、またその中で市民が利益表出を如何に行おうとするのか、いずれの趨勢が今後主流となるのかについて検討する。

(常磐大学 国際学部 専任講師)

## 経営のスピリチュアリティ研究

—主に日本企業を中心として—

村 山 元 理

Research into Corporate Spirituality

— The case study of Japanese firms —

3年計画：2年次目

近江兄弟社の東京出張所に9/19(Tu) 10:00-12:00 訪問インタビューを行った。大橋弘（昭和39年入社、65歳）北関東担当、青木知（昭和49年入社）営業本部本部長、山村徹（東日本営業部部長・東京営業所所長）から、業界の現況、朝の礼拝活動、採用、慈善活動などに関して、2時間近くに渡り説明を受けることが出来た。

株式会社の収益を、財団本部がプールし、グループの教育事業や福祉事業に配分するという定款

に書かれた内容の実行状況も始めて明かされた。また信仰と事業の一致を目指す同社の基本理念が現在も変わらず守られ続けている実情も、想像以上の現実であり、驚異的であった。インタビューで判明した点については以下のようにまとめる。

事業内容;リップスクリーム、日焼け止めクリーム、after-sunburn、クリーム、便秘薬が主力商品。メンタムは10%程度の売上げを占めるに過ぎない。市場が細分化されてきた。皮膚に関連して多様化。小売店が強くなってきて、PB、SB、NB 商品を用意する。スーパー、ホームセンター、マツモトキヨシ、カワチなど。西友・ダイエーは小さくなってきた。得意先は変わった。売上げは納入価格が下がったのできつくなる。社員教育;新人1週間、工場やグループ内の施設の見学、2冊の本が利用される。創業者は何をしてきたのかを知る。財団本部が各事業へのチェック機能を果たす。上場しない。6月20日頃株主総会。朝礼;8:30から15分程度、賛美歌、祈り、聖書、司会者は毎日交代。東京事務所で18名、座席で立って。社員は皆了解している。入社面接の際に説明する。ミッション系出身者には違和感はない。信仰の強制は無い。現在→配当金は利益の10%で、その70%を兄弟社全体に振り分ける。ただ、病院も学園も独立して自営できるようになってきた。財団本部としてプールして必要な経費に利用する。組合;給与に関してもめごとはない。社員は創業の理念を理解している。贅沢はないが、子供たちが生活できる生活費があればよい。年間行事(財団本部が企画する);2月1日の創業記念日、3月末に経営計画が発表され、東京営業所も近江に集まる。4月に恒春園祭(創業者でこのキリスト教団体をつくったメリル・ヴォーリーズが骨を埋めた場所にて)、12月24日のクリスマスイブ。病院の中に教会があり、牧師もいる。終末医療を行い、山の中腹にホスピスを作る。

この研究の成果の一部は、民族学博物館の共同研究「会社神話の経営人類学」において報告した。その他、多くの経営倫理の研究会に出席することで、情報収集も進んでいる。その中で、他のキリスト教企業体(創業者がクリスチャンであるライオン株式会社、白洋舎、ソントン)やクリスチャンビジネスマンの会(CMBC)の存在も明らかになり、その調査も続ける予定である。

(常磐大学 国際学部 助教授)

## 英米小説の引用詩と映像から作品のテーマを探る

渡 辺 千枝子

### Progress Report on the English Novel with Poems through Screen

3年計画:1年次目

西洋文化圏において、ほとんど全ての小説の中に引用されている詩が、物語の登場人物の生き方・

## 課 題 研 究 報 告

思想を示唆するエピソードとして表現される場合が少なくない。本研究では、「小説」と、その重要な根幹的テーマを構成する「詩」との相関関係と、その内包する多様な文化・歴史・社会の問題を考察し、その全体像を「映像」によって把握し、原作者の小説執筆意図をいっそう明らかにするのが目的である。

現在までに、トマス・ハーディの代表的小説『ダーバヴィル家のテス』の中には、ミルトンやテニスン（イギリス）、ショーペンハウエル（ドイツ）、アーヴィング（アメリカ）などの詩や言葉が挿入されていることがわかった。18世紀後半から1世紀余りにわたって、ドイツ文学・哲学が英国文壇に大きな影響を与えたが、幼少時から牧師になることを夢みていた作者も、早くから西欧文化、特にドイツ思想に深い関心を持っていたことが推察された。

ハーディが、なぜ読者からの強い要望にもかかわらず、身も心も美しい主人公テスの処刑という結末で作品を終わらせたのか。その結果、小説執筆をやめ、筆を折る人生のほうを選んだハーディが、作品の中で伝えたかったメッセージはどのようなものであったのか。ハーディの作品に挿入された多くの引用詩や思想家の言葉を考察し、映像で示される当時の服装・社会的思想・時代背景を客観的に把握することによって、これまでと異なる新しいハーディ像・小説解釈が生まれる可能性があることがわかった。

また、ブロンテ姉妹の一人、エミリ・ブロンテの唯一の小説『嵐が丘』は、いまや日本の大学英文科の学生のほとんどが、卒業までに一度は学習する作品であり、世界のブロンテ研究者には日本人が圧倒的に多い。それにもかかわらず、外国の研究者による新解釈、新たな論点が、日本ではまったく顧慮されずに未開拓のままであったり、時代遅れな作品解釈がなされていたりする。

いったい『嵐が丘』は、エミリ・ブロンテ本人による完全な創作なのだろうか。ドイツ・ロマン派作家からの影響は、果たしてどれほどであったのか。そうした疑問点を、小説の中で引用された詩や聖書の一節と関連させて調べ、さらに作品をかなり忠実に再現した映像によって当時の服装・法律・時代背景などを細かく観察し、確認し、これまででない新たな『嵐が丘』論へと発展させたいと念じている。

実は、＜小説と詩と映像＞の連関によって、作品の内包する多様な文化・歴史・社会の問題を明らかにするというこの種の研究は、これまで研究者も批評家も見落としてきた未開拓の分野である。こうした文学研究は、本学の英米語学科学学生の卒業論文テーマとしても、「英米文学」関連の授業にも十分に対応可能である。

西洋のキリスト教文化を基底に持つ英米の文学作品は、時として本学の学生には難解で、理解しにくいかもしれない。しかし、詳細な背景に至るまで具体的・客観的に描かれた映像を鑑賞することによって、学生も西欧の文化・文学への関心を高めることになるだろう。

（常磐大学 国際学部 教授）

## 茨城県のエスニック・コミュニティにおける情報環境の研究

北根 精美

### What kind of Information environment newcomers are surrounded with in ethnic community of Ibaraki?

2年計画：2年次目

本研究では、県内に点在するエスニック・コミュニティにおける情報環境について、機縁法による聞き取り調査を行う。ここでいう情報環境とは、1) 生活全般情報の入手手段とその提供者、2) 居住地域における日本人との接触、3) 居住地域外の母国人とのネットワークであり、これらの実態を中心に、コミュニティがおかれた情報環境を描き出す。

2005年度は県南・県西地域におけるエスニック・コミュニティの存在を確認し、調査実施の可能性を探ることを目指した。その成果としては、1) 茨城県国際交流協会での外国人相談窓口の役割、2) 茨城県西地域における中国人研修生の実態把握があげられる。特に2点目に関しては、2004年に引き続き2度目の調査となり、前回の研修生属性・日本語能力調査に加え、職場・住環境、研修生受入れ支援機関、受入れ団体、派遣先間の関係を把握することができた。

2006年度中間報告時点では、1) 県南地域における南米出身者のコミュニティの再訪(2004年が初回)、2) 文献調査；異文化コミュニケーション研究所(神田外語大学)の「特集 茨城県大洗町のインドネシア人労働者コミュニティ」、3) アジア経営学会報告「外国人研修・技能実制度活用企業における異文化マネジメントの課題」を行った。

1) については、エスニック・ショップのオーナー(日系ブラジル人)への聞き取りを行った。ショップオーナーによると、ブラジル人の関西地域からの移入が進み、コミュニティのサイズは2年前よりも大きくなっているという。この変化に対応するために、また、ワールドカップのサッカー観戦に備えて、オーナーは土地を購入し、レストラン部分の増築工事をしている。

また、近辺のエスニック・ショップをみると、ブラジル食材を販売していたグローサリーショップが消え、かわりにブラジル人向けのコンピュータ・携帯ショップが登場するといった変化がみられた。

2) については、インドネシア人研究者による報告を中心にコミュニティにおける情報環境について考察した。

3) では、外国人研修制度により形成される、特殊なコミュニティにおける異文化コミュニケーションの問題について考察した。

2006年度の後半では、エスニック・コミュニティの構成メンバーの変化がみられる、県央・県西地域において、本研究の3つの課題にそって調査を進める。最終的に、地域のエスニック・

コミュニティのおかれた情報環境の実態を報告し、問題点と課題を整理したい。

(常磐大学 国際学部 助教授)

## 多読教材を利用した英語の動機付けと英語能力の開発について

井 上 徹

### A Study of extensive reading and the development of English skills

3年計画：1年次目

#### 1. 研究の目的

本研究は、英語に興味はあるがこれまで学校で受けてきた訳読中心の学習法では長続きしない学生たちに、英語学習者用段階別読み物 (Graded Readers) を利用した多読授業を導入して、自分の実力にあったレベルの本を自主的に選択して英文に向き合わせることを目的とし、英語に対する興味を引き出そうとするものである。

#### 2. 実態調査

日本多読学会主催の多読研究会や英語教育関係の学会・研究会に参加し、全国の多読指導者や研究者と交流を持つことによって、多読用図書の情報や指導法についての情報交換を行った。その結果、一口に多読授業と言っても、課外活動としての多読活動から単位を認定する多読活動まで、また、学生・生徒が自由に図書を読むことが中心の多読授業から英語で読書感想文を書かせ内容把握の試験をするような指導者の管理が徹底した多読授業まで、幅の広い形態や指導方法がとられていることがわかった。

#### 3. 研究方法

2006年度春学期は、Integrated English I の授業を利用して本学国際学部英米語学科の受講者35人を対象に多読授業を行った。第1回目の授業で多読学習法と多読用図書についての説明をし、2回目～14回目の授業で多読活動を行った。多読活動を行うにあたって、学生から本のタイトル、シリーズ名、語数、感想などの情報を含む読書記録をつけてもらい、指導者は、数週おきに各学生から提出される読書記録をチェックし、学生一人ひとりが読んだ本のタイトル、読書傾向、読書ペースなどを把握した上で助言を行った。最終授業では、13回分の多読活動の結果(総冊数、総読書語数、人気のあった本のタイトルとランキング、人気シリーズ名など)を報告し、今回の多読活動に関してのアンケートを行った。授業終了以降は、希望者に継続して多読指導を行なっている。

#### 4. 春学期の多読活動の結果

参加者一人あたりの平均読書冊数は29冊（最多は55冊を読破）で、一人あたりの平均読書語数は39,536語（最多は118,800語）であった。読書冊数が多いか少ないかは本の厚さによって変わってくるため大きな意味は持たないが、普段から日本語でもあまり読書習慣がないものが英語でこれだけ多くの量を読んだことにより、ある程度の自信につながったようである。また、語数に関しては、一般に、中学から高校6年間の英語の教科書に出てくる単語数が約3万語といわれているので、かなり限られた時間に大量の英語に触れたといえる。

#### 5. 問題点

多読研究会でもしばしば指摘されるように、授業が始まり全員が集中した多読活動に入るのにしばらく時間がかかってしまうことが春学期の授業でも観察された。また、授業中に参加者同士による多読用図書の感想の報告や情報の交換を認めていたため、しばしば私語に発展してしまい、静粛に活動が続いている参加者に迷惑となることもあった。

国際交流語学学習センター所蔵の図書はすべて貸し出しが許されていないため、基本的に授業中にのみ読書をするようになった。（現在は、センター所蔵の図書となるべく重複しないかたちで図書を購入し、指導者の研究室に配置することによって貸し出しを行ない、多読活動を自宅でも行なえるようにしている。）

#### 6. 今後の課題

感想を書くことを目的にすると多読への動機付けを削ぐことになりかねないため、春学期の多読活動では、読書記録に感想や内容を記入してもらったが、日本語で簡単なメモ程度にとどめた。これからは、読書によって出会った単語や表現を実際に利用して英語で感想を書かせるタスクも取り入れ、多読活動を「多読」の達成感だけに終わらせないことが重要になってくるであろう。読み、書き、聞き、話すという4技能を含む英語の総合的な力を養成することを視野に入れた多読学習法の開発が必要である。

(常磐大学 国際学部 助教授)



## 常磐大学国際学部・常磐国際紀要寄稿規程（抜粋）

平成8年11月14日

### （目 的）

第1条 常磐大学国際学部は、教育研究の推進および成果の公表と相互交換を目的として、研究紀要『常磐国際紀要（Tokiwa International Students Review）』（以下「紀要」と言う。）を発行する。

### （投稿資格）

第4条 紀要の投稿資格者は、国際学部の授業を担当する者および委員会が特に認める者とする。

### （掲載内容）

第5条 委員会は、別に執筆要項を定め、研究論文、研究ノート、書評、学界展望、委員会が特に認めるもの等（以下「論文等」と言う。）を募集し、編集する。それらの内容は、次の通りとする。

1. 論文は、理論的かつ実証的な研究成果の発表を言う。
2. 研究ノートは、論文作成の途中にあって、著者の研究の原案や方向性を示したものを言う。
3. 書評は、新たに発表された内外の著書・論文の紹介を言う。
4. 学界展望は、諸学会における研究動向の総合的概観を言う。

② 前項に規程するものは、未発表を原則とする。

### （掲載内容の選考）

第6条 委員会は、第5条第1項に規程するものについて、委員会が委嘱した者の査読を経た後に、「掲載の適否」を判断する。

② 委員会は、投稿者に対して、必要に応じて、内容の修正を求めること、または掲載見送りをすることができる。

### （配 付）

第7条（第1項略）

抜刷は、論文等の執筆者に対して、50部を配付する。それを越えて必要とする場合には、印刷費を請求者が負担する。

### 附 則

1. この規程の改廃には、教授会出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。
2. この規程は、平成8年11月14日より施行する。

上掲条項は「常磐大学国際学部研究紀要発行規程」による。

なお執筆にあたっては「国際学部紀要執筆要項」を厳守されたい。

※第2条、第3条及び第8条～第10条は省略。

## 編集後記

『国際紀要』第11号を御届けする。

大学や学部の「紀要」なるものは、最近、あるいはすでに数十年にもなるか、学術上のクオリティや貢献度をめぐって評判が悪い。「紀要論文」は「業績」に数えないという言説もある。たしかに、理系の場合、国際的な専門誌が基準となりうるから、紀要論文は研究途上者の試作品という傾向もあるかもしれない。しかし、文系の場合、事態は同じではない。国際専門誌もおおむねテーマ別・領域別であり、研究室の仲間サークルが規模上は国際化しただけ、という実質のことが多い。それ以上に重要なのは、やはり、文系の学問が、学問（＝科学）とはいえ、客観的妥当性を宗として展開するよりも、主体的なコミットメントから出発し、その思惟の深みと人間性と永きにわたる時間的展開の成熟を待ってこそ世界のものとなる、あるいは世界へと回帰しうる、ということであろう。商業誌や国際誌から課せられるさまざまな制約や拘束から離れて、「紀要」は研究者に自由な発想と企画の場を提供する。むしろ、それがやがて独創的な大業へと結実して、それこそ普遍妥当的な価値をも具備するにいたることを、秘かな条件としてであるが。人文系の学術出版が周知の危機に瀕している今日、「紀要」の果たすべき役割は従来に増して大きい。偽善的な卑下ごときに現<sup>うつつ</sup>を抜かすべきではない。

今年も複数のかたがたにレフェリー役を御願いした。厚く御礼申し上げます。

### 出版物編集委員会

井上 徹 粕谷 雄二 唐木 圀和 小泉 利恵  
中岡 まり 中田 光雄 松原 克志 G.Kirchhoff

---

常磐大学国際学部紀要 常磐国際紀要 第11号

2007年3月30日 発行

非売品

編集兼発行人 常磐大学国際学部 〒310-8585 水戸市見和1丁目430-1

代表者 庄子 信 電話 029-232-2511(代)

---

印刷・製本 株式会社タナカ